

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等

2. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要

2-1) 主な説明事項

- 女川2号及び泊3号における技術的能力まとめ資料「1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」については以下のとおり、資料構成が異なっている。
 - 女川2号は、「水源を利用した対応手段及び設備」、「水源へ水を補給するための対応手段及び設備」、「水源を切り替えるための対応手段及び設備」を大項目とし、それぞれの項目のなかで各水源毎の対応手段、使用する設備（重大事故等対処設備及び自主対策設備）並びに対応手順について記載。
 - 泊3号は、「蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び補助給水ピットへの供給時の対応手段及び設備」、「炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給時の対応手段及び設備」、「格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給時の対応手段及び設備」等のSA対策を大項目とし、それぞれの項目における水源切替、水源への補給等の対応手段を整理し、その対応手段毎に使用する設備（重大事故等対処設備及び多様性拡張設備）並びに対応手順について記載。
- 上述のとおり、女川2号及び泊3号における技術的能力まとめ資料「1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」については、資料構成が大きく相違することから比較が困難である。したがって、泊3号が整備している重大事故等対処設備を用いた対応手段が、女川2号が整備している重大事故等対処設備を用いた対応手段に対して、充足していることを以下の表を用いて説明する。
- 表についての記載ルールは以下のとおりである。
 - ・ 重大事故等対処設備を用いた対応手順：ハッチング無し
 - ・ 女川2号の自主対策設備及び泊3号の多様性拡張設備を用いた対応手順：灰色ハッチング
 - ・ 本表の差異理由 No. を女川2号-大飯3, 4号との比較表の差異理由欄に記載することで、本表の差異理由と紐づけする。
 - ・ ※1：対応設備の分類
 - ：重大事故等対処設備 ×：多様性拡張設備

差異理由 No.	女川原子力発電所2号	泊発電所3号		差異理由
	手順項目 1.13.2 重大事故等時の手順 1.13.2.1 水源を利用した対応手順	重大事故等時の手順等	対応設備 ※1	
①	(1) 復水貯蔵タンクを水源とした対応手順 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時および低圧時における原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器下部への注水及び原子炉ウェルへの注水を行う手順を整備している。	— (女川2号との比較対象なし)	—	設備の相違 ・ 復水貯蔵タンクを水源とした重大事故等の対応手段及び設備については、設備の相違により、比較が不可能なことから、大飯3, 4号と比較とする。 ・ 泊3号は、重大事故等時に炉心損傷防止又は格納容器破損防止を行う対応手段として、燃料取替用水ピットを水源とした原子炉への注水及び格納容器スプレイ、補助給水ピットを水源とした蒸気発生器2次側への注水手段を技術的能力1.2、1.3、1.4、1.6、1.7、1.8にて整備しているが、設備の相違により女川2号とは比較不可能であることから、大飯3, 4号と比較する。
②	(2) サプレッションチェンバを水源とした対応手順 サプレッションチェンバを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時および低圧時における原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の除熱及び原子炉格納容器下部への注水を行う手順を整備する。	— (女川2号との比較対象なし)	—	設備の相違 ・ サプレッションチェンバを水源とした重大事故等の対応手段及び設備については、設備の相違により、比較が不可能なことから、大飯3, 4号と比較とする。 ・ 泊3号は、重大事故等時に炉心損傷防止又は格納容器破損防止を行う対応手段として、燃料取替用水ピットを水源とした原子炉への注水及び格納容器スプレイ、補助給水ピットを水源とした蒸気発生器2次側への注水手段を技術的能力1.2、1.3、1.4、1.6、1.7、1.8にて整備しているが、設備の相違により女川2号とは比較不可能であることから、大飯3, 4号と比較する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

差異理由 No.	女川原子力発電所2号	泊発電所3号	差異理由
	手順項目 1.13.2 重大事故等時の手順 1.13.2.1 水源を利用した対応手順	重大事故等時の手順等	対応設備 ※1
③	(3) ろ過水タンクを水源とした対応手順 ろ過水タンクを水源としてろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器下部への注水及び使用済燃料プールへの注水を行う手段を整備している。	ろ過水タンクを水源として消火水システムを使用した手順	× 自主対策の相違 ・女川2号は、ろ過水タンクを水源として、ろ過水ポンプにより各送水先へ送水する手順を整備。 ・泊3号は、ろ過水タンクを水源として、消火ポンプにより各送水先へ送水する手順を整備。
④	(4) 淡水貯水槽を水源とした対応手順 淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として大容量送水ポンプ（タイプI）を用いた原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給、原子炉格納容器下部への注水、原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレーを行う手段を整備している。	淡水源である代替給水ピットを水源として可搬型大型送水ポンプ車を使用した手順	× 設備の相違 ・女川2号は、有効性評価で期待する水源である淡水貯水槽について代替淡水源（措置）に位置付けている。 ・泊3号は、有効性評価で期待する水源は海。
⑤	(5) 淡水タンクを水源とした対応手順 淡水タンクを水源として大容量送水ポンプ（タイプI）を用いた原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給、原子炉格納容器下部への注水及び原子炉ウェルへの注水を行う手段、並びに大容量送水ポンプ（タイプI）、又は化学消防自動車・大型化学高所放水車を用いた使用済燃料プールへの注水/スプレーを行う手段を整備している。	淡水源である原水槽を水源として可搬型大型送水ポンプ車を使用した手順	× 自主対策の相違 ・女川2号は、淡水タンク（ろ過水タンク、原水タンク、純水タンク）の水を大容量送水ポンプ（タイプI）又は化学消防自動車・大型化学高所放水車により各送水先に送水する手順を整備。 ・泊3号は、原水槽（多様性拡張整備の淡水源）を水源として、可搬型大型送水ポンプ車により各送水先へ送水する手順を整備。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

差異理由 No.	女川原子力発電所2号	泊発電所3号		差異理由
	手順項目 1.13.2 重大事故等時の手順 1.13.2.1 水源を利用した対応手順	重大事故等時の手順等	対応設備 ※1	
⑥	(6) 海を水源とした対応手順 a. 海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種注水）	— (女川2号との比較対象なし)	—	記載方針の相違 ・女川2号は、1.13.2.1(6)a. 項「海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種注水）」にて、大容量送水ポンプ（タイプI）の設置、接続口までのホース接続及び大容量送水ポンプ（タイプI）による送水までの手順を整備している。 ・また、1.13.2.1(6)c.～1.13.2.1(6)g. 項、1.13.2.2(1)a. (c)項にて、接続口から各注水等が必要な箇所までの操作手順を整備している。 ・上記の1.13.2.1(6)a. 項、1.13.2.1(6)c.～1.13.2.1(6)g. 項で整備した手順の組み合わせにより、大容量送水ポンプ（タイプI）を使用し、海水を取水箇所から各注水先へ送水する手順を整備している。 ・泊3号は、可搬型大型送水ポンプ車を使用し、海水を取水箇所から接続口を介して注水先へ送水する一連の手順を以下にて整備している。 ① 1.13.2.2(4) 燃料取替用水ピットから海への水源切替（海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水） ② 1.13.2.1 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び補助給水ピットへの供給に係る手順等（10）海水を用いた補助給水ピットへの補給 ③ 1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等（14）海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給 ④ 1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等（11）海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給
⑦	b. 海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種供給）	— (女川2号との比較対象なし)	—	記載方針の相違 ・女川2号は、1.13.2.1(6)b. 項「海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種供給）」にて、大容量送水ポンプ（タイプI）又は大容量送水ポンプ（タイプII）の設置、接続口までのホース接続及び大容量送水ポンプ（タイプI）又は大容量送水ポンプ（タイプII）による送水までの手順を整備している。 ・また、1.13.2.1(6)h.～1.13.2.1(6)k. 項にて、接続口から各供給先以降の操作手順を整備している。 ・上記の1.13.2.1(6)b. 項、1.13.2.1(6)c.～1.13.2.1(6)g. 項で整備した手順の組み合わせにより、大容量送水ポンプ（タイプI）又は大容量送水ポンプ（タイプII）を使用し、海を水源とした最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送、大気への放射性物質の拡散抑制及び航空機燃料火災への泡消火手順を整備している。 ・泊3号は、可搬型大型送水ポンプ車又は可搬型大容量海水送水ポンプ車を用いて海水を供給し、最終ヒートシンクへの熱輸送及び大気への拡散抑制を行う一連の手順を技術的能力まとめ資料「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」及び「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

差異理由 No.	女川原子力発電所2号	泊発電所3号	差異理由
	手順項目 1.13.2 重大事故等時の手順 1.13.2.1 水源を利用した対応手順	重大事故等時の手順等	対応設備 ※1
⑧	c. 海を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水	・1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等（4）燃料取替用水ピットから海への水源切替（海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水）	○ 記載方針の相違 ・女川2号は1.13.2.1(6)c. 項「海を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水」にて、接続口から原子炉圧力容器へ注水するまでの操作手順を整備している。 ・1.13.2.1(6) a. 項及び1.13.2.1(6) c. 項の組み合わせにより、大容量送水ポンプ（タイプI）を使用し、海水を取水箇所から原子炉圧力容器へ送水する手順を整備している。 ・泊3号は、燃料取替用水ピットが機能喪失した場合に、水源を燃料取替用水ピットから海へ切り替えることで、可搬型大型送水ポンプ車を使用し、海水を取水箇所から接続口を介して原子炉へ送水する一連の手順を左記にて整備している。
⑨	d. 海を水源とした原子炉格納容器内の冷却	海を水源として可搬型大型送水ポンプ車を使用し、格納容器内にスプレーする手順	× 設備の相違 ・泊3号は、海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器へのスプレー手段を整備しているが、常設SA設備である代替格納容器スプレーポンプによるCVスプレー手段を整備していることから、多様性拡張設備に位置づけている。 ・原子炉格納容器内の冷却については、常設重大事故等対処設備である代替格納容器スプレーポンプを設置していることから、技術的能力審査基準1.6及び設置許可基準規則49条に適合している。
⑩	e. 海を水源とした原子炉格納容器下部への注水	海を水源として可搬型大型送水ポンプ車を使用し、格納容器内にスプレーする手順	× 設備の相違 ・泊3号における「海を水源とした原子炉格納容器下部への注水」の方法は、海水を用いて可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器へのスプレー手段を整備しているが、常設SA設備によるCVスプレー手段を整備していることから、多様性拡張設備に位置づけている。 ・原子炉格納容器内の冷却については、常設重大事故等対処設備である代替格納容器スプレーポンプを設置していることから、技術的能力審査基準1.8及び設置許可基準規則51条に適合している。
⑪	f. 海を水源とした原子炉ウェルへの注水	— (女川2号との比較対象なし)	— 自主対策の相違 ・原子炉ウェルはBWR特有の設備であることから、設備の相違により比較対象とはしない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

差異理由 No.	女川原子力発電所2号	泊発電所3号	差異理由
	手順項目 1.13.2 重大事故等時の手順 1.13.2.1 水源を利用した対応手順	重大事故等時の手順等 対応設備 ※1	
⑫	g. 海を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ	<ul style="list-style-type: none"> 1.13.2.5 使用済燃料ピットへの水の供給に係る手順等 (6) 海水を用いた使用済燃料ピットへの注水 1.13.2.6 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイ及び燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水に係る手順等 (1) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ 	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川2号は1.13.2.1(6)g. 項「海を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ」にて、接続口から使用済燃料プールまでの手順を整備している。なお、1.13.2.1(6)a. 項及び1.13.2.1(6)g. 項を合わせた項目で、大容量送水ポンプ（タイプI）を使用し、海水を取水箇所から使用済燃料プールへ注水及びスプレイする手順を整備している。 泊3号は、可搬型大型送水ポンプ車を使用し、海水を取水箇所から使用済燃料プールへ注水及びスプレイする一連の手順を左記にて整備している。
⑬			<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号は、可搬型ポンプ及び可搬型ホースを用いた注水を実施することとしており、常設配管による注水は設けていないが、可搬型SA設備による注水手段を整備していることについては女川2号と相違なし。 有効性評価「想定事故1及び2」において、可搬型SA設備による注水手段に期待していることについては、女川2号及び泊3号に相違なし。
⑭	h. 海を水源とした原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）による補機冷却水確保	<ul style="list-style-type: none"> 技術的能力まとめ資料「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」 技術的能力まとめ資料「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」 	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号の技術的能力まとめ資料1.13では、補助給水ピット又は燃料取替用水ピットが機能喪失した場合に水源を確保する手順を整理していることから、最終ヒートシンクへ熱を輸送する手順については、左記にて整理している。
⑮	i. 海を水源とした最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送	<ul style="list-style-type: none"> 技術的能力まとめ資料「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」 技術的能力まとめ資料「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」 	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号の技術的能力まとめ資料1.13では、補助給水ピット又は燃料取替用水ピットが機能喪失した場合に水源を確保する手順を整理していることから、最終ヒートシンクへ熱を輸送する手順については、左記にて整理している。
⑯	j. 海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制	<ul style="list-style-type: none"> 1.13.2.6 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイ及び燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水に係る手順等 (4) 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水 1.13.2.7 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時の原子炉格納容器及びアニュラス部への放水に係る手順等 (1) 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による原子炉格納容器及びアニュラス部への放水 	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川2号は1.13.2.1(6)j. 項「海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制」にて、接続口から放水設備までの手順を整備している。なお、1.13.2.1(6)b. 項及び1.13.2.1(6)i. 項を合わせた項目で、大容量送水ポンプ（タイプII）を使用し、海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制手順を整備している。 泊3号は、可搬型大型送水ポンプ車を用いて、海水を放水砲へ供給し、燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水を行う一連の手順を左記にて整備している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

差異理由 No.	女川原子力発電所2号	泊発電所3号	差異理由
	手順項目 1.13.2 重大事故等時の手順 1.13.2.1 水源を利用した対応手順	重大事故等時の手順等	対応設備 ※1
⑰	k. 海を水源とした航空機燃料火災への泡消火	・技術的能力まとめ資料「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」	○ 記載方針の相違 ・泊3号の技術的能力まとめ資料1.13では、補助給水ピット又は燃料取替用水ピットが機能喪失した場合に水源を確保する手順を整理していることから、航空機燃料火災への泡消火手順については、左記にて整理している。
⑱	(7) ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした対応手順 a. ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほう酸水注入	— (女川2号との比較対象なし)	— 設備の相違 ・泊3号は、原子炉停止機能が喪失し、ATWSが発生した場合に原子炉にほう酸水を注入する手順を「1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等」にて整備している。 ・なお、泊3号の技術的能力まとめ資料1.13では、補助給水ピット又は燃料取替用水ピットが機能喪失した場合に水源を確保する手順を整理している。
	手順項目 1.13.2 重大事故等時の手順 1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順		
⑲	(1) 復水貯蔵タンクへ水を補給するための対応手順 a. 大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給 (a) 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給	代替給水ピットを水源として可搬型大型送水ポンプ車による、燃料取替用水ピットへの補給手順	× 設備の相違 ・女川2号は、有効性評価で期待する水源である淡水貯水槽について代替淡水源（措置）に位置付けている。 ・泊3号は、有効性評価で期待する水源は海。
⑳	(b) 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給	原水槽を水源として可搬型大型送水ポンプ車による、燃料取替用水ピットへの補給手順	× 自主対策の相違 ・女川2号は、淡水タンク（ろ過水タンク、原水タンク、純水タンク）を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により復水貯蔵タンクへ補給する手順を整備。 ・泊3号は、多様性拡張設備の淡水源である代替給水ピット及び原水槽を水源として、可搬型大型送水ポンプ車により補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへ送水する手順を整備している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等

差異理由 No.	女川原子力発電所2号	泊発電所3号		差異理由
	手順項目 1.13.2 重大事故等時の手順 1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順	重大事故等時の手順等	対応設備 ※1	
⑳	(c) 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による復水貯蔵タンクへの補給	<ul style="list-style-type: none"> ・1.13.2.1 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び補助給水ピットへの供給に係る手順等（10）海水を用いた補助給水ピットへの補給 ・1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等（14）海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給 ・1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等（11）海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給 	○	記載方針の相違 ・女川2号は1.13.2.2(1)a. (c)項海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による復水貯蔵タンクへの補給」にて、接続口又は接続マンホールから復水貯蔵タンクまでの操作手順を整備している。 なお、1.13.2.1(6)a. 項及び1.13.2.2(1)a. (c)項を合わせた項目で、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）を使用し、海水を取水箇所から復水貯蔵タンクへ補給する手順を整備している。 ・泊3号は、可搬型大型送水ポンプ車を使用し、海水を取水箇所から接続口を介して補助給水ピット又は燃料取替用水ピットへ補給する一連の手順を左記にて整備している。
㉑	b. 化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給	— (女川2号との比較対象なし)	—	自主対策の相違 ・女川2号は耐震性防火水槽を自主対策設備として位置付け、耐震性防火水槽を水源とした化学消防車による復水貯蔵タンクへの補給手順を整備している。
㉒	(2) 淡水貯水槽へ水を補給するための対応手順 a. 大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による淡水貯水槽への補給 (a) 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による淡水貯水槽への補給	— (女川2号との比較対象なし)	—	設備の相違 ・女川2号は、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）を用いて淡水貯水槽の水を原子炉圧力容器への注水等の対応を実施している場合に、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）が枯渇するおそれがある場合、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）へ海水を大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を用いて補給する手順を整備している。 ・泊3号は、多様性拡張設備である淡水源の代替給水ピット及び原水槽の水を可搬型大型送水ポンプ車により、各注水先へ送水する手順を整備しているが、これらの淡水源に海水を補給する手順は整備していない。 なお、可搬型大型送水ポンプ車により海水を直接、各注水先へ送水する手順を整備しており、海水を利用できることについて、女川2号と相違なし。
	手順項目 1.13.2 重大事故等時の手順 1.13.2.3 水源を切り替えるための対応手順			設備の相違 ・復水貯蔵タンク及びサブプレッションチェンバを水源とした重大事故等の対応手段及び設備については、設備の相違により、比較が不可能なことから、大飯3、4号と比較とする。 ・泊3号は、重大事故等時に炉心損傷防止又は格納容器破損防止を行う対応手段として、燃料取替用水ピットを水源とした原子炉への注水及び格納容器スプレイ、補助給水ピットを水源とした蒸気発生器2次側への注水手段を技術的能力1.2、1.3、1.4、1.6、1.7、1.8にて整備しているが、設備の相違により女川2号とは比較不可能であることから、大飯3、4号と比較する。
㉓	(1) 高圧炉心スプレイ系の水源の切替え a. 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替え	— (女川2号との比較対象なし)	—	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

差異理由 No.	女川原子力発電所2号	泊発電所3号	差異理由
	手順項目 1.13.2 重大事故等時の手順 1.13.2.3 水源を切り替えるための対応手順	重大事故等時の手順等	対応設備 ※1
②⑤	(2) 淡水から海水への切替え a. 復水貯蔵タンクへ補給する水源の切替え	<ul style="list-style-type: none"> ・1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等 (2) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替 ・1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等 (4) 燃料取替用水ピットから海への水源切替 (海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水) 	○ 設備の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号は、1.13.2.2(2)a. 項「海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプII）による淡水貯水槽への補給」手順により、淡水貯水槽に海水を補給し、復水貯蔵タンクへ送水する水源を淡水から海水に切替えしている。 ・泊3号における重大事故等対処設備を用いた水源の切り替え手順は以下のとおり。 ① 代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットが機能喪失した場合に補助給水ピットへ切替える手順 ② 代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットが機能喪失した場合に注水する設備を代替格納容器スプレイポンプから可搬型大型送水ポンプ車に変えることで、水源を燃料取替用水ピットから海に切替える手順
②⑥	(3) 外部水源から内部水源への切替え a. 外部水源（復水貯蔵タンク）から内部水源（サブプレッションチェンバ）への切替え	— (女川2号との比較対象なし)	— 設備の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・復水貯蔵タンク及びサブプレッションチェンバを水源とした重大事故等の対応手段及び設備については、設備の相違により、比較が不可能なことから、大飯3、4号と比較とする。 ・泊3号は、重大事故等時に炉心損傷防止又は格納容器破損防止を行う対応手段として、燃料取替用水ピットを水源とした原子炉への注水及び格納容器スプレイ、補助給水ピットを水源とした蒸気発生器2次側への注水手段を技術的能力1.2、1.3、1.4、1.6、1.7、1.8にて整備しているが、設備の相違により女川2号とは比較不可能であることから、大飯3、4号と比較する
②⑦	— (泊3号との比較対象なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・1.13.2.4 格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転時に係る手順等 	○ 設備の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号は、格納容器再循環サンプを水源とした手順を以下のとおり整備している。 ① 再循環運転中に非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合に、B-格納容器スプレイポンプ（RHR-S-CSS連絡ライン使用）、B-格納容器スプレイ冷却器により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する手順 ② 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉冷却機能が喪失した場合に、A-高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転により原子炉を冷却する手順 <ul style="list-style-type: none"> ・なお、PWRは設置許可基準規則第56条において、原子炉格納容器を水源とする再循環設備は、代替再循環設備等により、多重性又は多様性を確保することが要求されている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

- 屋外ホース敷設ルートについては、防潮堤変更に伴う屋外アクセスルート見直しに伴い変更していることから、技術的能力 1.0 まとめ資料 添付資料 1.0.2「泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」にて説明する。

2-2) 女川2号炉との比較表の記載方針等

- 女川2号及び泊3号における対応手順の比較については資料構成の相違により比較が困難であることから、「1.13.2 重大事故等時の手順」の項における比較については、女川2号の重大事故等対処設備を用いた対応手順と比較可能な泊3号の重大事故等対処設備を用いた対応手順のみを泊3号まとめ資料から抜粋し貼り付け、比較した。

■ 設備名称の相違（以下については、差異理由を記載しない）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考
・大容量送水ポンプ（タイプI）	・可搬型大型送水ポンプ車	・設備の仕様は異なるが、設備が持つ機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。
・大容量送水ポンプ（タイプII）	・可搬型大容量海水送水ポンプ車	・設備の仕様は異なるが、設備が持つ機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。
・スプレイノズル	・可搬型スプレイノズル	—

■ 設備の相違（以下については、差異理由欄にNo.を記載する）

No.	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考
㊸	・注水用ヘッダ	— (女川2号との比較対象なし)	設備の相違 ・女川2号は、大容量送水ポンプ（タイプI）から注水用ヘッダを経由して各注水先に淡水または海水を供給する。
㊹	・原子炉格納容器下部注水系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッダ・接続口等）	— (女川2号との比較対象なし)	設備の相違 ・女川2号は、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）により、原子炉格納容器下部へ直接注水する手段と原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）より、原子炉格納容器下部へ注水する手段を整備している。 ・泊3号は、燃料取替用水ピットを水源として、代替格納容器スプレイポンプを用いた代替格納容器スプレイにより、原子炉格納容器下部へ注水する手段を整備している。
㊺	・淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）は「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水水源（措置）として位置付ける。	— (女川2号との比較対象なし)	設備の相違 ・女川2号は、有効性評価で期待する水源である淡水貯水槽について代替淡水水源（措置）に位置付けている。 ・泊3号は、有効性評価で期待する水源は海。
㊻	・淡水貯水槽（No.1） ・淡水貯水槽（No.2）	— (女川2号との比較対象なし)	設備の相違 ・女川2号は、有効性評価で期待する水源である淡水貯水槽について代替淡水水源（措置）に位置付けている。 ・泊3号は、有効性評価で期待する水源は海。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

■ 記載方針の相違（以下については、差異理由欄に No. を記載する）

No.	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
③②	— (女川2号との比較対象なし)	・ろ過水タンク	・泊3号は、淡水源であるろ過水タンクを記載している。
③③	— (女川2号との比較対象なし)	・代替給水ピット	・泊3号は、淡水源である代替給水ピットを記載している。
③④	・低圧代替注水系（可搬型）	— (女川2号との比較対象なし)	・女川2号は、系統名称と設備名称をまとめて記載している。
	・原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）		
	・燃料プール代替注水系（可搬型）		
	・燃料プールのスプレイ系（可搬型）		
③⑤	— (女川2号との比較対象なし)	・原水槽 ・2次系純水タンク ・ろ過水タンク	・泊3号は、淡水源である原水槽、2次系純水タンク及びろ過水タンクを記載している。
③⑥	・貯留堰 ・取水口 ・取水路 ・海水ポンプ室	— (女川2号との比較対象なし)	・泊3号は、流路として使用する取水口、取水路及び取水ピットを SA56 条まとめ資料にて整理している。
③⑦	・燃料補給設備	・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・可搬型タンクローリー ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	・女川2号は、燃料補給設備の具体的な設備について技術的能力まとめ資料 1.14 にて整理している。
③⑧	・復水貯蔵タンク	— (女川2号との比較対象なし)	・女川2号は補給先である復水貯蔵タンクを記載。

■ 差異識別の省略（以下については、表現の相違であり差異なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉
・自主対策設備	・多様性拡張設備
・常設代替交流電源設備	・代替非常用発電機
・防護具、照明及び通信連絡設備	・可搬型照明、通信設備等

■ 図及び表の比較について

- ・図及び表の比較については、女川2号の図及び表の掲載順は変えず、女川2号と比較可能な泊3号の図及び表を抜き出し貼り付ける。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等</p> <p><目次></p> <p>1.13.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>a. 水源を利用した対応手段及び設備</p> <p>(a) 復水貯蔵タンクを水源とした対応手段及び設備</p> <p>(b) サプレッションチェンバを水源とした対応手段及び設備</p> <p>(c) ろ過水タンクを水源とした対応手段及び設備</p> <p>(d) 淡水貯水槽を水源とした対応手段及び設備</p> <p>(e) 淡水タンクを水源とした対応手段及び設備</p> <p>(f) 海を水源とした対応手段及び設備</p> <p>(g) ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした対応手段及び設備</p> <p>(h) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>b. 水源へ水を補給するための対応手段及び設備</p> <p>(a) 復水貯蔵タンクへ水を補給するための対応手段及び設備</p> <p>(b) 淡水貯水槽へ水を補給するための対応手段及び設備</p> <p>(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>c. 水源の切替え</p> <p>(a) 高圧炉心スプレイ系の水源の切替え</p> <p>(b) 淡水から海水への切替え</p> <p>(c) 外部水源から内部水源への切替え</p> <p>(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>d. 手順等</p> <p>1.13.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.13.2.1 水源を利用した対応手順</p> <p>(1) 復水貯蔵タンクを水源とした対応手順</p> <p>a. 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉圧力容器への注水</p> <p>b. 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水</p> <p>c. 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却</p> <p>d. 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水</p> <p>e. 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉ウェルへの注水</p> <p>(2) サプレッションチェンバを水源とした対応手順</p>	<p>1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等</p> <p><目次></p> <p>1.13.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>a. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び補助給水ピットへの供給時の対応手段及び設備</p> <p>b. 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給時の対応手段及び設備</p> <p>c. 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給時の対応手段及び設備</p> <p>d. 格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転時の対応手段及び設備</p> <p>e. 使用済燃料ピットへの水の供給時の対応手段及び設備</p> <p>f. 使用済燃料ピットから大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイ及び燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水の対応手段及び設備</p> <p>g. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時の原子炉格納容器及びアニュラス部への放水の対応手段及び設備</p> <p>h. 手順等</p> <p>1.13.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.13.2.1 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び補助給水ピットへの供給に係る手順等</p> <p>(1) 補助給水ピットから脱気器タンクへの水源切替（電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水）</p> <p>(2) 補助給水ピットから2次系純水タンクへの水源切替</p> <p>(3) 補助給水ピットから海への水源切替（海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水）</p> <p>(4) 補助給水ピットから代替給水ピットへの水源切替（代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポン</p>	<p>1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等</p> <p><目次></p> <p>1.13.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>a. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び復水ピットへの供給時の対応手段及び設備</p> <p>b. 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給時の対応手段及び設備</p> <p>c. 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給時の対応手段及び設備</p> <p>d. 格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転時の対応手段及び設備</p> <p>e. 使用済燃料ピットへの水の供給時の対応手段及び設備</p> <p>f. 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイ及び放水の対応手段及び設備</p> <p>g. 炉心の著しい損傷及び格納容器の破損時の格納容器及びアニュラス部への放水の対応手段及び設備</p> <p>h. 手順等</p> <p>1.13.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.13.2.1 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び復水ピットへの供給に係る手順等</p> <p>(1) 復水ピットからNo. 3淡水タンクへの水源切替</p> <p>(2) A、B2次系純水タンクからNo. 3淡水タンクへの補給</p> <p>(3) 復水ピットから脱気器タンクへの水源切替</p> <p>(4) 1次冷却系のフィードアンドブリード</p> <p>(5) No. 3淡水タンクから復水ピットへの補給</p> <p>(6) No. 2淡水タンクから復水ピットへの補給</p> <p>(7) 海水を用いた復水ピットへの補給</p> <p>(8) その他の手順項目にて考慮する手順</p>	<p>(補足説明)</p> <p>以下に記載する女川2号及び泊3号における資料構成の相違により、比較が困難であることから<目次>での比較は行わない。</p> <p>比較結果等を取りまとめた資料「1. 主な説明事項」を参照。</p> <p>■女川2号及び泊3号における技術的能力まとめ資料「1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」については以下のとおり、資料構成が異なっている。</p> <p>➢ 女川2号は、「水源を利用した対応手段及び設備」、「水源へ水を補給するための対応手段及び設備」、「水源を切り替えるための対応手段及び設備」を大項目とし、それぞれの項目のなかで各水源毎の対応手段、使用する設備（重大事故等対処設備及び自主対策設備）並びに対応手順について記載。</p> <p>➢ 泊3号は、「蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び補助給水ピットへの供給時の対応手段及び設備」、「炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給時の対応手段及び設備」、「格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給時の対応手段及び設備」等のSA対策を大項目とし、それぞれの項目における水源切替、水源への補給等の対応手段を整理し、その対応手段毎に使用する設備（重大事故等対処設備及び多様性拡張設備）並びに対応手順について記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>a. サプレッションチェンバを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉圧力容器への注水</p> <p>b. サプレッションチェンバを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水</p> <p>c. サプレッションチェンバを水源とした原子炉格納容器内の除熱</p> <p>d. サプレッションチェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器内の除熱</p> <p>e. サプレッションチェンバを水源とした原子炉格納容器下部への注水</p> <p>(3) ろ過水タンクを水源とした対応手順</p> <p>a. ろ過水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水</p> <p>b. ろ過水タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却</p> <p>c. ろ過水タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水</p> <p>d. ろ過水タンクを水源とした使用済燃料プールへの注水</p> <p>(4) 淡水貯水槽を水源とした対応手順</p> <p>a. 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による送水</p> <p>b. 淡水貯水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水</p> <p>c. 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却</p> <p>d. 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給</p> <p>e. 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器下部への注水</p> <p>f. 淡水貯水槽を水源とした原子炉ウェルへの注水</p> <p>g. 淡水貯水槽を水源とした使用済燃料プールへの注水／スプレイ</p> <p>(5) 淡水タンクを水源とした対応手順</p> <p>a. 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による送水</p> <p>b. 淡水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水</p> <p>c. 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却</p> <p>d. 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給</p> <p>e. 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水</p> <p>f. 淡水タンクを水源とした原子炉ウェルへの注水</p> <p>g. 淡水タンクを水源とした使用済燃料プールへの注水／スプレイ</p> <p>h. 淡水タンクを水源とした使用済燃料プールへのスプレイ</p>	<p>ブ車による蒸気発生器への注水)</p> <p>(5) 補助給水ピットから原水槽への水源切替（原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水)</p> <p>(6) 1次系のフィードアンドブリード</p> <p>(7) 2次系純水タンクから補助給水ピットへの補給</p> <p>(8) 原水槽から補助給水ピットへの補給</p> <p>(9) 代替給水ピットから補助給水ピットへの補給</p> <p>(10) 海水を用いた補助給水ピットへの補給</p> <p>(11) その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>(12) 優先順位</p> <p>1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等</p> <p>(1) 燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの水源切替</p> <p>(2) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替</p> <p>(3) 燃料取替用水ピットからろ過水タンクへの水源切替（電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる代替炉心注水)</p> <p>(4) 燃料取替用水ピットから海への水源切替（海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水)</p> <p>(5) 燃料取替用水ピットから代替給水ピットへの水源切替（代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水)</p> <p>(6) 燃料取替用水ピットから原水槽への水源切替（原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水)</p> <p>(7) 1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>(8) 1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>a. 1次系純水タンクから使用済燃料ピット浄化ライン経由の補給</p> <p>b. 1次系純水タンクから加圧器逃がしタンク経由の補給</p> <p>(9) 2次系純水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>(10) ろ過水タンクから燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>(11) 原水槽から燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>(12) 代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>(13) 海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>(14) その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>(15) 優先順位</p>	<p>(9) 優先順位</p> <p>1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等</p> <p>(1) 燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの水源切替</p> <p>(2) 燃料取替用水ピットからNo. 2淡水タンクへの水源切替</p> <p>(3) 燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替</p> <p>(4) 燃料取替用水ピットから海水への水源切替</p> <p>(5) 1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>(6) 1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>a. 1次系純水タンクから加圧器逃がしタンク経由の補給</p> <p>b. 1次系純水タンクから使用済燃料ピット脱塩塔経由の補給</p> <p>(7) No. 3淡水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>(8) No. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>(9) 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>(10) その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>(11) 優先順位</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(6) 海を水源とした対応手順</p> <p>a. 海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種注水）</p> <p>b. 海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種供給）</p> <p>c. 海を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水</p> <p>d. 海を水源とした原子炉格納容器内の冷却</p> <p>e. 海を水源とした原子炉格納容器下部への注水</p> <p>f. 海を水源とした原子炉ウェルへの注水</p> <p>g. 海を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ</p> <p>h. 海を水源とした原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）による補機冷却水確保</p> <p>i. 海を水源とした最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送</p> <p>j. 海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>k. 海を水源とした航空機燃料火災への泡消火</p> <p>(7) ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした対応手順</p> <p>a. ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほう酸水注入</p> <p>1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順</p> <p>(1) 復水貯蔵タンクへ水を補給するための対応手順</p> <p>a. 大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>b. 化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>(2) 淡水貯水槽へ水を補給するための対応手順</p> <p>a. 大容量送水ポンプ（タイプII）による淡水貯水槽への補給</p> <p>1.13.2.3 水源を切り替えるための対応手順</p> <p>(1) 高圧炉心スプレイ系の水源の切替え</p> <p>a. 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替え</p> <p>(2) 淡水から海水への切替え</p> <p>a. 復水貯蔵タンクへ補給する水源の切替え</p> <p>(3) 外部水源から内部水源への切替え</p> <p>a. 外部水源（復水貯蔵タンク）から内部水源（サブプレッションチェンバ）への切替え</p> <p>1.13.2.4 その他の手順項目について考慮する手順</p>	<p>1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等</p> <p>(1) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替</p> <p>(2) 燃料取替用水ピットからろ過水タンクへの水源切替（電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる代替格納容器スプレイ）</p> <p>(3) 燃料取替用水ピットから海への水源切替（海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ）</p> <p>(4) 燃料取替用水ピットから代替給水ピットへの水源切替（代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ）</p> <p>(5) 燃料取替用水ピットから原水槽への水源切替（原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ）</p> <p>(6) 1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>(7) 1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>a. 1次系純水タンクから使用済燃料ピット浄化ライン経由の補給</p> <p>b. 1次系純水タンクから加圧器逃がしタンク経由の補給</p> <p>(8) 2次系純水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>(9) ろ過水タンクから燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>(10) 海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>(11) 代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>(12) 原水槽から燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>(13) その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>(14) 優先順位</p> <p>1.13.2.4 格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転に係る手順等</p> <p>(1) 代替再循環運転</p> <p>a. B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転</p>	<p>1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等</p> <p>(1) 燃料取替用水ピットからNo. 2淡水タンクへの水源切替</p> <p>(2) 燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替</p> <p>(3) 燃料取替用水ピットから海水への水源切替</p> <p>(4) 1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>(5) 1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>a. 1次系純水タンクから加圧器逃がしタンク経由の補給</p> <p>b. 1次系純水タンクから使用済燃料ピット脱塩塔経由の補給</p> <p>(6) No. 3淡水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>(7) No. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>(8) 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>(9) その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>(10) 優先順位</p> <p>1.13.2.4 格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転に係る手順等</p> <p>(1) 再循環運転</p> <p>a. 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転</p> <p>(2) 代替再循環運転</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.13.2.5 重大事故等時の対応手段の選択 (1) 水源を利用した対応手段 (2) 水源へ水を補給するための対応手段 a. 復水貯蔵タンクへの補給 b. 淡水貯水槽への補給</p>	<p>b. A-高圧注入ポンプ（海水冷却）及び可搬型大型送水ポンプ車による高圧代替再循環運転</p> <p>1.13.2.5 使用済燃料ピットへの水の供給時に係る手順等 (1) 2次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水 (2) 1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水 (3) ろ過水タンクから使用済燃料ピットへの注水 (4) 代替給水ピットから使用済燃料ピットへの注水 (5) 原水槽から使用済燃料ピットへの注水 (6) 海水を用いた使用済燃料ピットへの注水</p> <p>1.13.2.6 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイ及び燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水に係る手順等 (1) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ (2) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ (3) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ (4) 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水</p> <p>1.13.2.7 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時の原子炉格納容器及びアニュラス部への放水に係る手順等 (1) 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による原子炉格納容器及びアニュラス部への放水</p> <p>1.13.2.8 可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給の手順等 (1) 可搬型タンクローリーによる可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給 (2) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タ</p>	<p>a. A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転 b. B高圧注入ポンプ（海水冷却）、大容量ポンプによる高圧代替再循環運転 c. A余熱除去ポンプ（空調用冷水）による低圧代替再循環運転 (3) その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>1.13.2.5 使用済燃料ピットへの水の供給時に係る手順等 (1) No. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水 (2) No. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水 (3) ポンプ車によるNo. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水 (4) ポンプ車によるNo. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水 (5) 1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水 (6) 海水から使用済燃料ピットへの注水 (7) その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>1.13.2.6 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイ及び放水に係る手順等 (1) 送水車による使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイ (2) 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水 (3) その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>1.13.2.7 炉心の著しい損傷及び格納容器の破損時の格納容器及びアニュラス部への放水に係る手順等 (1) 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による格納容器及びアニュラス部への放水 (2) その他の手順項目にて考慮する手順</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>添付資料 1.13.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表</p> <p>添付資料 1.13.2 対応手段として選定した設備の電源構成図</p> <p>添付資料 1.13.3 重大事故等対策の成立性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による送水 2. 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による送水 3. 海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種注水） 4. 海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種供給） 5. 復水貯蔵タンクへの補給 6. 耐震性防火水槽を水源とした復水貯蔵タンクへの補給 7. 淡水貯水槽への補給 <p>添付資料 1.13.4 解釈一覧</p> <p>添付資料 1.13.5 注水用ヘッダと接続口を誤接続した場合の検知について</p> <p>添付資料 1.13.6 注水用ヘッダ操作に係る中央制御室との連携の成立性</p> <p>添付資料 1.13.7 復水貯蔵タンクの保有水量について</p>	<p>ンクローリーによる可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給</p> <p>(3) 優先順位</p> <p>添付資料 1.13.1 重大事故等対処設備の電源構成図</p> <p>添付資料 1.13.2 重大事故等対処設備及び多様性拡張設備整理表</p> <p>添付資料 1.13.3 多様性拡張設備仕様</p> <p>添付資料 1.13.4 重大事故に係る屋外作業員に対する被ばく評価について（後日提出）</p> <p>添付資料 1.13.5 海水取水時の異物管理について</p> <p>添付資料 1.13.6 補助給水ピットから2次系純水タンクへの水源切替</p> <p>添付資料 1.13.7 2次系純水タンクから補助給水ピットへの補給</p> <p>添付資料 1.13.8 原水槽から補助給水ピットへの補給</p> <p>添付資料 1.13.9 代替給水ピットから補助給水ピットへの補給</p> <p>添付資料 1.13.10 海水を用いた補助給水ピットへの補給</p> <p>添付資料 1.13.11 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替（炉心注水・格納容器スプレイ）</p> <p>添付資料 1.13.12 1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>添付資料 1.13.13 1次系純水タンクから使用済燃料ピット浄化ライン経由の燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>添付資料 1.13.14 1次系純水タンクから加圧器逃がしタンク経由の燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>添付資料 1.13.15 2次系純水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>添付資料 1.13.16 ろ過水タンクから燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>添付資料 1.13.17 原水槽から燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>添付資料 1.13.18 代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>添付資料 1.13.19 海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>添付資料 1.13.20 1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給について</p> <p>添付資料 1.13.21 水の供給手順のうち詳細手順を整備す</p>	<p>添付資料 1.13.1 重大事故等対処設備の電源構成図</p> <p>添付資料 1.13.2 重大事故等対処設備及び多様性拡張設備整理表</p> <p>添付資料 1.13.3 多様性拡張設備仕様</p> <p>添付資料 1.13.4 海水取水時の異物管理について</p> <p>添付資料 1.13.5 代替水源を用いた復水ピットへの補給</p> <p>添付資料 1.13.6 燃料取替用水ピットから代替水源への水源切替</p> <p>添付資料 1.13.7 復水ピットから燃料取替用水ピット間のディスタンスピースの必要性及び取替え作業の確実性について</p> <p>添付資料 1.13.8 代替水源を用いた燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>添付資料 1.13.9 1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給について</p> <p>添付資料 1.13.10 水の供給手順のうち詳細手順を整備する条文一覧表</p> <p>添付資料 1.13.11 各タンク等配置図及び仕様</p> <p>添付資料 1.13.12 可搬型ホース接続口の配置</p> <p>添付資料 1.13.13 復水ピットへの海水補給手段の多重性について</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	る条文一覧表 添付資料 1.13.22 各タンク等配置図及び仕様 添付資料 1.13.23 可搬型ホース接続口の配置 添付資料 1.13.24 可搬型タンクローリーによる可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給 添付資料 1.13.25 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給 添付資料 1.13.26 重大事故等時における燃料補給に係るアクセスルート 添付資料 1.13.27 可搬型大型送水ポンプ車の水源選択に係る方針		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p>	<p>【以降は、女川2号と泊3号を比較するため、泊3号のま とめ資料から比較する箇所のみを抜粋し貼り付ける。】</p> <p>1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p>		
<p>【要求事項】 発電用原子炉設置者において、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】 1 「設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 a) 想定される重大事故等の収束までの間、十分な量の水を供給できる手順等を整備すること。 b) 複数の代替淡水源（貯水槽、ダム又は貯水池等）が確保されていること。 c) 海を水源として利用できること。 d) 各水源からの移送ルートが確保されていること。 e) 代替水源からの移送ホース及びポンプを準備しておくこと。 f) 水の供給が中断することがないように、水源の切替え手順等を定めること。</p>	<p>【要求事項】 発電用原子炉設置者において、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】 1 「設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 a) 想定される重大事故等の収束までの間、十分な量の水を供給できる手順等を整備すること。 b) 複数の代替淡水源（貯水槽、ダム又は貯水池等）が確保されていること。 c) 海を水源として利用できること。 d) 各水源からの移送ルートが確保されていること。 e) 代替水源からの移送ホース及びポンプを準備しておくこと。 f) 水の供給が中断することがないように、水源の切替え手順等を定めること。</p>		
<p>設計基準事故の収束に必要な水源は、サブプレッションチェンバ及び復水貯蔵タンクである。重大事故等時において、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に重大事故等の収束に必要な十分な量を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要な対処設備を整備する。ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。</p>	<p>重大事故等が発生した場合において、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に重大事故等の収束に必要な十分な量を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備を整備しており、ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。</p>		<p>記載方針の相違 ・女川は冒頭に設計基準事故の収束に必要な水源を記載している。 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.13.1対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 原子炉圧力容器への注水が必要な場合に、設計基準事故の収束に必要な水源として、サブプレッションチェンバ及び復水貯蔵タンクを設置する。原子炉格納容器内の冷却が必要な場合に、設計基準事故の収束に必要な水源として、サブプレッションチェンバを設置する。</p> <p>これらの設計基準事故の収束に必要な水源が枯渇又は破損した場合は、その機能を代替するために、各水源が有する機能、相互関係を明確にした（以下「機能喪失原因対策分析」という。）上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.13-1図）。</p> <p>また、原子炉圧力容器へのほう酸水注入、原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への補給、代替循環冷却系による除熱、原子炉格納容器下部への注水、原子炉ウエルへの注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイが必要な場合の対応手段及び重大事故等対処設備を設定する。</p>	<p>1.13.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）が必要な場合に設計基準事故の収束に必要な水源として補助給水ピットを設置し、炉心注水及び格納容器スプレイが必要な場合に設計基準事故の収束に必要な水源として燃料取替用水ピットを設置している。</p> <p>これらの設計基準事故対処設備が健全であれば重大事故等の対処に用いるが、設計基準事故の収束に必要な水源が枯渇又は破損した場合は、その機能を代替するために、各水源が有する機能、相互関係を明確にした上で、想定する機能喪失に対する対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.13.1図）。（以下「機能喪失原因対策分析」という。）</p> <p>原子炉格納容器（格納容器再循環サンプ）を水源として、炉心注水を行う設備として余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプを設置している。これらの再循環設備が機能喪失した場合の対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.13.1図）。</p> <p>使用済燃料ピットへの水の補給機能が喪失した場合及び大量の水の漏えいが発生した場合の対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.13.1図）。</p> <p>原子炉格納容器及びアニュラス部に放水する場合の対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p>		<p>設計基準事故対処設備の相違 ・女川2号は、復水貯蔵タンクとサブプレッションチェンバを設置。 ・泊3号は、補助給水ピット及び燃料取替用水ピットを設置。</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違（差異理由②）</p> <p>資料構成の相違 ・女川2号は、技術的能力1.13まとめ資料にて、原子炉圧力容器へのほう酸水注入、原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への補給、代替循環冷却系による除熱、原子炉格納容器下部への注水、原子炉ウエルへの注水に用いるSA設備の選定について整理している。 ・泊3号の技術的能力1.13まとめ資料では、補助給水ピット又は燃料取替用水ピットが機能喪失した場合に、水源を確保する対応手段に用いるSA設備を選定しており、ほう酸水注入、最終ヒートシンクへの熱輸送、原子炉格納容器の過圧破損防止、格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却、水素爆発による原子炉建屋等の損傷防止に用いるSA設備の選定については、他条文の技術的能力まとめ資料で整理している。</p> <p>記載表現の相違 記載方針の相違 ・泊3号は関連する図表番号を記載</p> <p>記載方針の相違 ・泊3号は、原子炉格納容器及びアニュラス部に放水する場合の対応手段及び重大事故等対処</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段と自主対策設備^{※1}を選定する。</p> <p>※1 自主対策設備：技術基準上の全ての要求事項を満たしていないため全てのプラント状況で使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準」（以下「審査基準」という。）だけでなく、「設置許可基準規則」第五十六条及び「技術基準規則」第七十一条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>なお、重大事故等時において、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に高圧注水機能による原子炉圧力容器への注水が出来た場合、冷温停止に向けて低圧注水機能による原子炉圧力容器への注水準備が出来次第、主蒸気逃がし安全弁による発電用原子炉の減圧を実施し、低圧注水機能による原子炉圧力容器への注水に切り替える。</p> <p>また、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に高圧注水機能による原子炉圧力容器への注水ができない場合は、低圧注水機能による原子炉圧力容器への注水準備が出来次第、主蒸気逃がし安全弁による発電用原子炉の減圧を実施し、常設設備を使用した原子炉圧力容器への注水を行う。また、常設設備を使用した原子炉圧力容器への注水ができない場合は、可搬型設備を使用した原子炉圧力容器への注水を行う。</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果、サブプレッションチェンバ及び復水貯蔵タンクの故障を想定する。</p> <p>これらの設計基準事故の収束に必要な水源に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段、「審査基準」及び「基準規則」からの要求により選定した対応手段並びにその対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、対</p>	<p>重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び多様性拡張設備^{※1}を選定する。</p> <p>※1 多様性拡張設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第五十六条及び技術基準規則第七十一条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、多様性拡張設備との関係を明確にする。</p> <p>(添付資料 1.13.1, 1.13.2, 1.13.3)</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定結果</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）、炉心注水、格納容器スプレイ、再循環運転及び使用済燃料ピットへの供給に使用する設備の機能喪失を想定する。</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源に要求される機能の喪失原因と対応手段の検討、審査基準及び基準規則要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備と多様性拡張設備を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、重</p>		<p>設備の選定について、技術的能力 1.13 まとめ資料にて整理している。</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号は関連する添付資料を参照している。 <p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号は、他条文の技術的能力まとめ資料だけではなく技術的能力 1.13 まとめ資料においても原子炉圧力容器への注水等に用いる設備について整理していることから、左記のような重大事故等の対策について記載している。 ・泊3号の技術的能力 1.13 まとめ資料では、補助給水ピット又は燃料取替用水ピットが機能喪失した場合に水源を確保する対応手段を整理していることから、原子炉への注水、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧、常設設備から可搬設備への切り替え等の重大事故等の対策については、該当する条文の技術的能力まとめ資料で整理している。 <p>設計基準事故対処設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号は、復水貯蔵タンク及びサブプレッションチェンバの故障を想定。 ・泊3号は、補助給水ピット及び燃料取替用水ピットの機能喪失を想定。 <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>応に使用する重大事故等対処設備，自主対策設備及び整理する手順についての関係を第1.13-1表に整理する。</p>	<p>大事故等対処設備，多様性拡張設備及び整備する手順についての関係を第1.13.1表～第1.13.7表に示す。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(a)復水貯蔵タンクを水源とした対応手段及び設備</p> <p>重大事故等の収束に必要な水源として復水貯蔵タンクを利用する。重大事故等時において、サブプレッションチェンバを水源として利用できない場合は、復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器下部への注水及び原子炉ウェルへの注水を行う手段がある。</p> <p>これらの対応手段及び設備は、「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「1.6 原子炉格納容器内の冷却のための手順等」、「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」及び「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」にて選定する対応手段及び設備と同様である。</p> <p>復水貯蔵タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉圧力容器への注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧代替注水系（高圧代替注水系ポンプ） ・ 原子炉隔離時冷却系（原子炉隔離時冷却系ポンプ） ・ 高圧炉心スプレイ系（高圧炉心スプレイ系ポンプ） ・ 制御棒駆動水压系（制御棒駆動水ポンプ） <p>復水貯蔵タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ） ・ 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ） <p>復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）（復水移送ポンプ） <p>復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ） ・ 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）（復水移送ポンプ） <p>復水貯蔵タンクを水源とした原子炉ウェルへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉格納容器頂部注水系（常設）（燃料プール補給水ポンプ） <p>なお、上記復水貯蔵タンクを水源とした対応手段は、淡水だけでなく海水を復水貯蔵タンクへ供給することにより、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を補給することが可能である。</p>			<p>設備の相違（差異理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(b) サプレッションチェンバを水源とした対応手段及び設備</p> <p>重大事故等の収束に必要な水源としてサプレッションチェンバを利用する。</p> <p>重大事故等時において、復水貯蔵タンクを水源として利用できない場合は、サプレッションチェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の除熱、並びに原子炉格納容器下部への注水を行う手段がある。</p> <p>これらの対応手段及び設備は、「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」、「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて選定する対応手段及び設備と同様である。</p> <p>サプレッションチェンバを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉圧力容器への注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧炉心スプレイ系（高圧炉心スプレイ系ポンプ） <p>サプレッションチェンバを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留熱除去系（残留熱除去系ポンプ） ・低圧炉心スプレイ系（低圧炉心スプレイ系ポンプ） ・代替循環冷却系（代替循環冷却ポンプ） <p>サプレッションチェンバを水源とした原子炉格納容器内の除熱で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留熱除去系（残留熱除去系ポンプ） <p>サプレッションチェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器内の除熱で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替循環冷却系（代替循環冷却ポンプ） <p>サプレッションチェンバを水源とした原子炉格納容器下部への注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ） ・代替循環冷却系（代替循環冷却ポンプ） 			<p>設備の相違（差異理由②）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(c)ろ過水タンクを水源とした対応手段及び設備 重大事故等の収束に必要な水源としてろ過水タンクを利用する。 重大事故等時において、復水貯蔵タンク及びサブプレッションチェンバを水源として利用できない場合は、ろ過水タンクを水源としてろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器下部への注水及び使用済燃料プールへの注水を行う手段がある。 これらの対応手段及び設備は、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」、「1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」及び「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて選定する対応手段及び設備と同様である。</p> <p>ろ過水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ろ過水系（ろ過水ポンプ） <p>ろ過水タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ろ過水系（ろ過水ポンプ） <p>ろ過水タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ろ過水系（ろ過水ポンプ） <p>ろ過水タンクを水源とした使用済燃料プールへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p>	<p>【女川2号との比較のため1.13.1(2)b.の一部を貼り付け】 燃料取替用水ピットからろ過水タンクへの水源切替に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ろ過水タンク 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ <p>【女川2号との比較のため1.13.1(2)c.の一部を貼り付け】 燃料取替用水ピットからろ過水タンクへの水源切替に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ろ過水タンク 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ <p>【女川2号との比較のため1.13.1(2)c.の一部を貼り付け】 燃料取替用水ピットからろ過水タンクへの水源切替に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ろ過水タンク 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ <p>【女川2号との比較のため1.13.1(2)e.の一部を貼り付け】 ろ過水タンクから使用済燃料ピットへの注水に使用する設備は以下のとおり。</p>		<p>自主対策の相違（差異理由③）</p> <p>自主対策の相違（差異理由③）</p> <p>記載方針の相違（差異理由②） 自主対策の相違（差異理由③）</p> <p>自主対策の相違（差異理由③）</p> <p>記載方針の相違（差異理由②） 自主対策の相違（差異理由③）</p> <p>自主対策の相違（差異理由③）</p> <p>記載方針の相違（差異理由②） 自主対策の相違（差異理由③）</p> <p>自主対策の相違（差異理由③）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ろ過水系（ろ過水ポンプ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ろ過水タンク ・電動機駆動消火ポンプ ・ディーゼル駆動消火ポンプ 		記載方針の相違（差異理由②） 自主対策の相違（差異理由③）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(d)淡水貯水槽を水源とした対応手段及び設備</p> <p>重大事故等の収束に必要な水源として淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）を利用する。重大事故等時において、復水貯蔵タンク及びサブプレッションチェンバを水源として利用できない場合は、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）を水源として大容量送水ポンプ（タイプI）を用いた原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給、原子炉格納容器下部への注水、原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水／スプレイを行う手段がある。</p> <p>これらの対応手段及び設備は、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」、「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」、「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」、「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」、「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」及び「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて選定する対応手段及び設備と同様である。</p> <p>淡水貯水槽を水源とした各接続口までの送水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプI） ・ホース延長回収車 ・ホース・注水用ヘッダ・接続口 <p>・燃料補給設備</p> <p>淡水貯水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低圧代替注水系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッダ・接続口等） 	<p>【女川2号との比較のため1.13.1(2)b.の一部を貼り付け】</p> <p>燃料取替用水ピットから代替給水ピットへの水源切替に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替給水ピット ・可搬型大型送水ポンプ車 <p>【女川2号との比較のため1.13.1(2)b.の一部を貼り付け】</p> <p>燃料取替用水ピットから代替給水ピットへの水源切替に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替給水ピット ・可搬型大型送水ポンプ車 		<p>設備の相違（差異理由④）</p> <p>設備の相違（差異理由④）</p> <p>記載方針の相違（差異理由③）</p> <p>重大事故等対処設備の相違 重大事故等対処設備の相違 設備の相違（差異理由③）</p> <p>記載方針の相違 ・泊3号は、技術的能力まとめ資料の多様性拡張設備を用いた対応手段について、燃料補給設備を記載しない方針。</p> <p>設備の相違（差異理由④）</p> <p>記載方針の相違（差異理由③） 記載方針の相違（差異理由④） 重大事故等対処設備の相違 設備の相違（差異理由③）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等） <p>淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大容量送水ポンプ（タイプI） ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッド・接続口 燃料補給設備 <p>淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器下部への注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等） <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等） <p>淡水貯水槽を水源とした原子炉ウェルへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等） <p>淡水貯水槽を水源とした使用済燃料プールへの注水／スプレイで使用する設備は以下のとおり。</p>	<p>【女川2号との比較のため1.13.1(2)c.の一部を貼り付け】</p> <p>燃料取替用水ピットから代替給水ピットへの水源切替に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替給水ピット 可搬型大型送水ポンプ車 <p>【女川2号との比較のため1.13.1(2)c.の一部を貼り付け】</p> <p>燃料取替用水ピットから代替給水ピットへの水源切替に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替給水ピット 可搬型大型送水ポンプ車 <p>【女川2号との比較のため1.13.1(2)e.の一部を貼り付け】</p> <p>代替給水ピットから使用済燃料ピットへの注水に使用する設備は以下のとおり。</p>		<p>設備の相違（差異理由④）</p> <p>記載方針の相違（差異理由③）</p> <p>記載方針の相違（差異理由④）</p> <p>重大事故等対処設備の相違</p> <p>設備の相違（差異理由③）</p> <p>設備の相違</p> <p>・原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置はBWR特有の設備であることから、設備の相違により比較対象とはしない。</p> <p>設備の相違（差異理由④）</p> <p>設備の相違（差異理由③）</p> <p>設備の相違（差異理由④）</p> <p>記載方針の相違（差異理由③）</p> <p>記載方針の相違（差異理由④）</p> <p>重大事故等対処設備の相違</p> <p>設備の相違（差異理由③）</p> <p>自主対策の相違</p> <p>・原子炉ウェルはBWR特有の設備であることから、設備の相違により比較対象とはしない。</p> <p>設備の相違（差異理由④）</p> <p>記載箇所の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>・燃料プール代替注水系（常設配管）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッダ・接続口等）</p> <p>・燃料プール代替注水系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッダ等）</p> <p>・燃料プールのスプレイ系（常設配管）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッダ・接続口、スプレイノズル等）</p> <p>・燃料プールのスプレイ系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッダ、スプレイノズル等）</p> <p>なお、上記淡水貯水槽を水源とした対応手段は、淡水だけでなく海水を淡水貯水槽へ供給することにより、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を補給することが可能である。</p> <p>ただし、原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給は淡水のみを利用する。</p>	<p>・代替給水ピット</p> <p>・可搬型大型送水ポンプ車</p> <p>【女川2号との手順比較のため1.13.1(2)f.の一部を貼り付け】</p> <p>代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイに使用する設備は以下のとおり。</p> <p>・代替給水ピット</p> <p>・可搬型スプレイノズル</p> <p>・可搬型大型送水ポンプ車</p>		<p>泊3号は、代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水およびスプレイに使用する設備を分けて記載している。</p> <p>設備の相違（差異理由⑬）</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑬）</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑭）</p> <p>重大事故等対処設備の相違</p> <p>設備の相違（差異理由⑯）</p> <p>設備の相違（差異理由⑬）</p> <p>記載箇所の相違</p> <p>・泊3号は、代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水およびスプレイに使用する設備を分けて記載している。</p> <p>・女川2号は、淡水貯水槽を水源とした使用済燃料プールへの注水およびスプレイで使用する設備をまとめて記載している。</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑬）</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑭）</p> <p>重大事故等対処設備の相違</p> <p>設備の相違（差異理由⑯）</p> <p>設備の相違（差異理由⑬）</p> <p>自主対策の相違</p> <p>・原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置はBWR特有の設備であることから、設備の相違により比較対象とはしない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(e) 淡水タンクを水源とした対応手段及び設備</p> <p>重大事故等の収束に必要な水源として淡水タンク^{※2}を利用する。</p> <p>※2 淡水タンク：ろ過水タンク、純水タンク及び原水タンクを示す。</p> <p>重大事故等時において、復水貯蔵タンク、サブプレッションチェンバ及び淡水貯水槽を水源として利用できない場合は、淡水タンクを水源として大容量送水ポンプ（タイプI）を用いた原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給、原子炉格納容器下部への注水、原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイを行う手段がある。</p> <p>これらの対応手段及び設備は、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」、「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」、「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」、「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」、「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」及び「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて選定する対応手段及び設備と同様である。</p> <p>淡水タンクを水源とした各接続口までの送水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプI） ・ホース延長回収車 ・ホース・注水用ヘッド・接続口 ・ろ過水系配管・弁 ・給排水処理設備配管・弁 ・燃料補給設備 <p>淡水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低圧代替注水系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続 	<p>【女川2号との比較のため1.13.1(2)b.の一部を貼り付け】</p> <p>燃料取替用水ピットから原水槽への水源切替に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原水槽 ・可搬型大型送水ポンプ車 ・2次系純水タンク ・ろ過水タンク <p>【女川2号との比較のため1.13.1(2)b.の一部を貼り付け】</p> <p>燃料取替用水ピットから原水槽への水源切替に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原水槽 ・可搬型大型送水ポンプ車 ・2次系純水タンク 		<p>自主対策の相違（差異理由⑤）</p> <p>自主対策の相違（差異理由⑤）</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑤）</p> <p>自主対策の相違（差異理由⑤）</p> <p>自主対策の相違（差異理由⑤）</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑤）</p> <p>記載方針の相違（差異理由④）</p> <p>自主対策の相違（差異理由⑤）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>口等)</p> <p>淡水タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)(大容量送水ポンプ(タイプI), ホース延長回収車, ホース・注水用ヘッダ・接続口等) <p>淡水タンクを水源とした原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大容量送水ポンプ(タイプI) ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッダ・接続口 ろ過水系配管・弁 給排水処理設備配管・弁 燃料補給設備 <p>淡水タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水系(可搬型)(大容量送水ポンプ(タイプI), ホース延長回収車, ホース・注水用ヘッダ・接続口等) <p>淡水タンクを水源とした原子炉ウェルへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器頂部注水系(可搬型)(大容量送水ポンプ(タイプI), ホース延長回収車, ホース・注水用ヘッダ・接続口等) 	<ul style="list-style-type: none"> ろ過水タンク <p>【女川2号との比較のため1.13.1(2)b.の一部を貼り付け】</p> <p>燃料取替用水ピットから原水槽への水源切替に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原水槽 可搬型大型送水ポンプ車 2次系純水タンク ろ過水タンク <p>【女川2号との比較のため1.13.1(2)b.の一部を貼り付け】</p> <p>燃料取替用水ピットから原水槽への水源切替に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原水槽 可搬型大型送水ポンプ車 2次系純水タンク ろ過水タンク 		<p>自主対策の相違 (差異理由⑤)</p> <p>記載方針の相違 (差異理由⑥)</p> <p>記載方針の相違 (差異理由④)</p> <p>自主対策の相違 (差異理由⑤)</p> <p>設備の相違</p> <p>・原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置はBWR特有の設備であることから、設備の相違により比較対象とはしない。</p> <p>自主対策の相違 (差異理由⑤)</p> <p>自主対策の相違 (差異理由②)</p> <p>自主対策の相違 (差異理由⑤)</p> <p>記載方針の相違 (差異理由⑥)</p> <p>記載方針の相違 (差異理由④)</p> <p>自主対策の相違 (差異理由⑤)</p> <p>自主対策の相違</p> <p>・原子炉ウェルはBWR特有の設備であることから、設備の相違により比較対象とはしない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>淡水タンクを水源とした使用済燃料プールへの注水／スプレィで使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料プール代替注水系（常設配管）（大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッダ・接続口等） ・燃料プール代替注水系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッダ等） ・燃料プールのスプレィ系（常設配管）（大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッダ・接続口、スプレィノズル等） <p>淡水タンクを水源とした使用済燃料プールへのスプレィで使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型化学高所放水車 ・化学消防自動車 	<p>【女川2号との比較のため1.13.1(2)e.の一部を貼り付け】</p> <p>原水槽から使用済燃料ピットへの注水に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原水槽 ・可搬型大型送水ポンプ車 ・2次系純水タンク ・ろ過水タンク <p>【女川2号との比較のため1.13.1(2)f.の一部を貼り付け】</p> <p>原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレィに使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原水槽 ・可搬型スプレィノズル ・可搬型大型送水ポンプ車 ・2次系純水タンク ・ろ過水タンク 		<p>自主対策の相違（差異理由⑤）</p> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号は、原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水およびスプレィに使用する設備を分けて記載している。 <p>設備の相違（差異理由⑬）</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑯）</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑱）</p> <p>自主対策の相違（差異理由⑤）</p> <p>設備の相違（差異理由⑬）</p> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号は、原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水およびスプレィに使用する設備を分けて記載している。 ・女川2号は、淡水タンクを水源とした使用済燃料プールへの注水およびスプレィで使用する設備をまとめて記載している。 <p>記載方針の相違（差異理由⑯）</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑱）</p> <p>自主対策の相違（差異理由⑤）</p> <p>自主対策の相違（差異理由⑤）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ホース・接続口 ・ろ過水系配管・弁 ・給排水処理設備配管・弁 ・燃料プール冷却浄化系配管・弁 ・スプレイノズル ・使用済燃料プール 			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(f)海を水源とした対応手段及び設備</p> <p>重大事故等の収束に必要な水源として海を利用する。</p> <p>重大事故等時において、復水貯蔵タンク及びサブプレッションチェンバを水源として利用できない場合は、海を水源として海水取水箇所（取水口又は海水ポンプ室）から大容量送水ポンプ（タイプI）を用いた原子炉圧力容器への注水，原子炉格納容器内の冷却，原子炉格納容器下部への注水，原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水／スプレイを行う手段がある。</p> <p>また、重大事故等時において、海を水源とした原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）による補機冷却水確保，最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送，大気への放射性物質の拡散抑制及び航空機燃料火災への泡消火を行う手段がある。</p> <p>これらの対応手段及び設備は，「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」，「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」，「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」，「1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」，「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」，「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」及び「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて選定する対応手段及び設備と同様である。</p> <p>海を水源とした各接続口までの大容量送水ポンプによる送水（各種注水）で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプI） ・ホース延長回収車 ・貯留堰 ・取水口 ・取水路 ・海水ポンプ室 ・ホース・注水用ヘッダ・接続口 ・燃料補給設備 <p>海を水源とした各接続口までの大容量送水ポンプによる送水（各種供給）で使用する設備は以下のとおり。</p>	<p>【女川2号との比較のため1.13.1(2)b.の一部を貼り付け】</p> <p>燃料取替用水ピットから海への水源切替に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車 <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・可搬型タンクローリー ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <p>【女川2号との比較のため1.13.1(2)g.の一部を貼り付け】</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による原子炉格納容器及びアニュラス部への放水に使用する設備は以下のとおり。</p>		<p>記載方針の相違（差異理由⑥）</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑥）</p> <p>重大事故等対処設備の相違 記載方針の相違（差異理由⑥）</p> <p>重大事故等対処設備の相違 記載方針の相違（差異理由⑥）</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑦）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>・大容量送水ポンプ（タイプⅠ） ・大容量送水ポンプ（タイプⅡ）</p> <p>・ホース延長回収車 ・貯留堰 ・取水口 ・取水路 ・海水ポンプ室 ・ホース・接続口 ・燃料補給設備</p> <p>海を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水で使用する設備は以下のとおり。 ・低圧代替注水系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプⅠ）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッダ・接続口等）</p> <p>海を水源とした原子炉格納容器内の冷却で使用する設備は以下のとおり。 ・原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプⅠ）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッダ・接続口等）</p> <p>海を水源とした原子炉格納容器下部への注水で使用する設備は以下のとおり。 ・原子炉格納容器下部注水系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプⅠ）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッダ・接続口等）</p>	<p>・可搬型大容量海水送水ポンプ車 ・放水砲</p> <p>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・可搬型タンクローリー ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>【女川2号との比較のため1.13.1(2)b.の一部を貼り付け】 燃料取替用水ピットから海への水源切替に使用する設備は以下のとおり。</p> <p>・可搬型大型送水ポンプ車</p> <p>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・可搬型タンクローリー ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>【女川2号との設備比較のため1.13.1(2)c.の一部を貼り付け】 燃料取替用水ピットから海への水源切替に使用する設備は以下のとおり。</p> <p>・可搬型大型送水ポンプ車</p> <p>【女川2号との比較のため1.13.1(2)c.の一部を貼り付け】 燃料取替用水ピットから海への水源切替に使用する設備は以下のとおり。</p>		<p>記載方針の相違（差異理由㉗） 記載方針の相違（差異理由㉗）</p> <p>重大事故等対処設備の相違 記載方針の相違（差異理由㉘）</p> <p>重大事故等対処設備の相違 記載方針の相違（差異理由㉘）</p> <p>記載方針の相違（差異理由㉙）</p> <p>記載方針の相違（差異理由㉚） 重大事故等対処設備の相違 設備の相違（差異理由㉛）</p> <p>記載方針の相違 ・泊3号は、可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給に使用する設備を記載している。</p> <p>設備の相違（差異理由㉜）</p> <p>記載方針の相違（差異理由㉝） 重大事故等対処設備の相違 設備の相違（差異理由㉞）</p> <p>設備の相違（差異理由㉟）</p> <p>設備の相違（差異理由㊱）</p> <p>設備の相違（差異理由㊲）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>・原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等）</p> <p>海を水源とした原子炉ウェルへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <p>・原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等）</p> <p>海を水源とした使用済燃料プールへの注水／スプレイで使用する設備は以下のとおり。</p> <p>・燃料プール代替注水系（常設配管）（大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等）</p> <p>・燃料プール代替注水系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド等）</p> <p>・燃料プールのスプレイ系（常設配管）（大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口、スプレイノズル等）</p>	<p>・可搬型大型送水ポンプ車</p> <p>【女川2号との比較のため1.13.1(2)e.の一部を貼り付け】 海水を用いた使用済燃料ピットへの注水に使用する設備は以下のとおり。</p> <p>・可搬型大型送水ポンプ車</p> <p>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・可搬型タンクローリー ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>【女川2号との比較のため1.13.1(2)f.の一部を貼り付け】 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイに使用する設備は以下のとおり。</p>		<p>記載方針の相違（差異理由④） 重大事故等対処設備の相違 設備の相違（差異理由⑧）</p> <p>自主対策の相違（差異理由⑩）</p> <p>記載表現の相違 記載箇所の相違 ・泊3号は、海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水およびスプレイに使用する設備を分けて記載している。</p> <p>設備の相違（差異理由⑬）</p> <p>記載方針の相違（差異理由④） 重大事故等対処設備の相違 設備の相違（差異理由⑧）</p> <p>記載方針の相違 ・泊3号は、可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給に使用する設備を記載している。</p> <p>設備の相違（差異理由⑬）</p> <p>記載箇所の相違 ・泊3号は、海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水およびスプレイに使用する設備を分けて記載している。 ・女川2号は、海を水源とした使用済燃料プールへの注水およびスプレイで使用する設備をまとめて記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>・燃料プールスプレイ系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプⅠ）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッダ、スプレイノズル等）</p> <p>海を水源とした原子炉補機冷却水系による補機冷却水確保で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）（原子炉補機冷却水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプ） <p>海を水源とした最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機代替冷却水系（大容量送水ポンプ（タイプⅠ）、熱交換器ユニット、ホース延長回収車、ホース・除熱用ヘッダ・接続口等） ・大容量送水ポンプ（タイプⅠ） ・ホース延長回収車 ・ホース・除熱用ヘッダ・接続口 ・貯留堰 ・取水口 ・取水路 ・海水ポンプ室 ・燃料補給設備 <p>海を水源とした大気への放射性物質拡散抑制で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプⅡ） ・ホース延長回収車 ・ホース ・放水砲 ・貯留堰 ・取水口 ・取水路 ・海水ポンプ室 	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型スプレイノズル ・可搬型大型送水ポンプ車 <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・可搬型タンクローリー ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <p>【女川2号との比較のため1.13.1(2)g.の一部を貼り付け】</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による原子炉格納容器及びアニユラス部への放水に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大容量海水送水ポンプ車 <ul style="list-style-type: none"> ・放水砲 		<p>記載方針の相違（差異理由④） 重大事故等対処設備の相違 設備の相違（差異理由⑧）</p> <p>記載方針の相違 ・泊3号は、可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給に使用する設備を記載している。</p> <p>記載方針の相違（差異理由④）</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑤）</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑥）</p> <p>重大事故等対処設備の相違</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑥）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<ul style="list-style-type: none"> ・燃料補給設備 海を水源とした航空機燃料火災への泡消火で使用する設備は以下のとおり。 ・大容量送水ポンプ（タイプⅡ） ・ホース延長回収車 ・ホース ・放水砲 ・泡消火薬剤混合装置 ・貯留堰 ・取水口 ・取水路 ・海水ポンプ室 ・燃料補給設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・可搬型タンクローリー ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 		<p>記載方針の相違（差異理由㉔）</p> <p>記載方針の相違（差異理由㉕）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(g)ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした対応手段及び設備</p> <p>重大事故等の収束に必要なとなる水源としてほう酸水注入系貯蔵タンクを利用する。</p> <p>重大事故等時において、ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほう酸水注入を行う手段がある。</p> <p>これらの対応手段及び設備は、「1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等」、「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて選定する対応手段及び設備と同様である。</p> <p>ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほう酸水注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほう酸水注入系（ほう酸水注入系ポンプ） <p>(h)重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>上記(a)～(g)で述べた水源のうち、復水貯蔵タンク、サプレッションチェンバ及びほう酸水注入系貯蔵タンクは重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)は本条文【解釈】1b)項を満足するための代替淡水源(措置)として位置付ける。</p> <p>また、水源を利用した対応手段で使用する設備の整理については、各条文の整理と同様である。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果から選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。(添付資料1.13.1)</p> <p>以上の重大事故等対処設備及び代替淡水源から、重大事故等の収束に必要なとなる十分な量の水を確保することができる。また、以下の設備はプラントの状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策</p>	<p>【女川2号との比較のため1.13.1(1)b.の一部を貼り付け】</p> <p>(b)重大事故等対処設備と多様性拡張設備</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果により選定した、燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替に使用する設備のうち、補助給水ピット、代替格納容器スプレイポンプ、代替非常用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、可搬型タンクローリー及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、いずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>燃料取替用水ピットから海への水源切替に使用する設備のうち、可搬型大型送水ポンプ車、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、可搬型タンクローリー及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、いずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給に使用する設備のうち、可搬型大型送水ポンプ車、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、可搬型タンクローリー及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、いずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備をすべて網羅している。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要なとなる十分な量の水を供給することが可能である。また、以下の設備は、それぞれに示す理由か</p>		<p>設備の相違 (差異理由⑧)</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号は、1.13.1(2)a.「水源を利用した対応手段及び設備」での述べた水源のうち、重大事故等対処設備に分類されるものを記載し、水源を利用した対応手段で使用する設備については、他条文の技術的能力まとめ資料で整理している。 ・泊3号は、「蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)のための代替手段及び補助給水ピットへの供給時の対応手段及び設備」等におけるSA対策の対応手段毎に使用する設備のうち重大事故等対処設備に分類されるものを記載している。 <p>設備の相違 (差異理由⑨)</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号は関連する添付資料を記載。 <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違 (差異理由⑩)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ろ過水タンク 耐震性は確保されていないが、重大事故等の収束に必要な水を確保する手段として有効である。 ・ろ過水系配管・弁 耐震性は確保されていないが、重大事故等の収束に必要な水を確保する手段として有効である。 ・淡水タンク（ろ過水タンク、純水タンク及び原水タンク） 耐震性は確保されていないが、重大事故等の収束に必要な水を確保する手段として有効である。 ・給排水処理設備配管・弁 耐震性は確保されていないが、重大事故等の収束に必要な水を確保する手段として有効である。 	<p>ら多様性拡張設備と位置づける。</p> <p>【女川2号との比較のため1.13.1(2)b.の一部を貼り付け】</p> <p>ろ過水タンク、電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ 消火を目的として配備しているが、火災が発生していなければ、炉心注水代替手段として有効な手段である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原水槽、可搬型大型送水ポンプ車、2次系純水タンク、ろ過水タンク（燃料取替用水ピットから原水槽への水源切替に使用する設備） 水源である原水槽が耐震性を有していないものの、健全であれば代替手段として有効な手段である。 		<p>自主対策の相違（差異理由③）</p> <p>自主対策の相違（差異理由⑤）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>b. 水源へ水を補給するための対応手段及び設備</p> <p>(a) 復水貯蔵タンクへ水を補給するための対応手段及び設備</p> <p>重大事故等の収束のために復水貯蔵タンクを使用する場合は、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）から大容量送水ポンプ（タイプⅠ）により、淡水を補給する手段、淡水タンク（ろ過水タンク、純水タンク及び原水タンク）から大容量送水ポンプ（タイプⅠ）により、淡水を補給する手段並びに耐震性防火水槽から化学消防自動車により淡水を補給する手段がある。また、水源の枯渇等により淡水の補給が継続できない場合においても、海水取水箇所（取水口又は海水ポンプ室）から大容量送水ポンプ（タイプⅠ）により、海水を補給する手段がある。</p> <p>i. 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ(タイプⅠ)による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による復水貯蔵タンクへの補給で使用する設備は以下のとおり。</p> <p>なお、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による復水貯蔵タンクへの補給は、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）内の淡水を使用する手段だけでなく、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）により淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）へ補給した海水を大容量送水ポンプ（タイプⅠ）を用いて補給する手段もある。</p>			<p>設備の相違（差異理由⑬） 自主対策の相違（㉔、㉕） 記載方針の相違（差異理由㉔）</p> <p>設備の相違（差異理由⑬）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号は、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）を用いて淡水貯水槽の水を復水貯蔵タンクへ補給中に、淡水貯水槽の枯渇等により、淡水の供給が継続できない場合は、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を使用し、淡水貯水槽へ補給した海水を大容量送水ポンプ（タイプⅠ）を用いて復水貯蔵タンクへ補給する手段を整備している。 ・泊3号は、多様性拡張設備である淡水源の代替給水ビット及び原水槽の水を可搬型大型送水ポンプ車を用いて、燃料取替用水ビット及び補助給水ビットへ補給する手順を整備している。 ・これらの淡水源が使用できない場合は、可搬型大型送水ポンプ車を使用し、海水を燃料取替用水ビット及び補助給水ビットへ補給する手順を整備している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>・大容量送水ポンプ（タイプI）</p> <p>・淡水貯水槽（No.1）</p> <p>・淡水貯水槽（No.2）</p> <p>・ホース延長回収車</p> <p>・ホース・注水用ヘッダ・接続口</p> <p>・補給水系配管・弁</p> <p>・復水貯蔵タンク</p> <p>・燃料補給設備</p> <p>ii. 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ(タイプI)による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給で使用する設備は以下のとおり。</p> <p>・大容量送水ポンプ（タイプI）</p> <p>・ろ過水タンク</p> <p>・純水タンク</p> <p>・原水タンク</p> <p>・補給水系配管・弁</p> <p>・ろ過水系配管・弁</p> <p>・給排水処理装置配管・弁</p> <p>・ホース延長回収車</p> <p>・ホース・注水用ヘッダ・接続口</p> <p>・復水貯蔵タンク</p> <p>・燃料補給設備</p>	<p>【女川2号との手較のため1.13.1(2)b.の一部を貼り付け】</p> <p>代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給に使用する設備は以下のとおり。</p> <p>・代替給水ピット</p> <p>・可搬型大型送水ポンプ車</p> <p>【女川2号との比較のため1.13.1(1)b.の一部を貼り付け】</p> <p>原水槽から燃料取替用水ピットへの補給に使用する設備は以下のとおり。</p> <p>・原水槽</p> <p>・可搬型大型送水ポンプ車</p> <p>・2次系純水タンク</p> <p>・ろ過水タンク</p>		<p>設備の相違（差異理由⑨）</p> <p>設備の相違（差異理由⑩）</p> <p>重大事故等対処設備の相違</p> <p>重大事故等対処設備の相違</p> <p>設備の相違（差異理由⑪）</p> <p>重大事故等対処設備の相違</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑫）</p> <p>記載方針の相違</p> <p>・泊3号は、各技術的能力まとめ資料の多様性拡張設備を用いた対応手段について、燃料補給設備を記載しない方針。</p> <p>自主対策の相違（差異理由⑬）</p> <p>自主対策の相違（差異理由⑭）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>iii. 海を水源とした大容量送水ポンプ(タイプI)による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>海を水源とした大容量送水ポンプ(タイプI)による復水貯蔵タンクへの補給で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ(タイプI) ・ホース延長回収車 ・ホース・注水用ヘッダ・接続口 ・補給水系配管・弁 ・復水貯蔵タンク ・貯留堰 ・取水口 ・取水路 ・海水ポンプ室 ・燃料補給設備 <p>iv. 耐震性防火水槽を水源とした化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>耐震性防火水槽を水源とした化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学消防自動車 ・ホース ・復水貯蔵タンク ・耐震性防火水槽 <p>(b) 淡水貯水槽へ水を補給するための対応手段及び設備</p> <p>重大事故等の収束のために淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)を使用する場合は、大容量送水ポンプ(タイプI)の付属水中ポンプを淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)へ1台ずつ投入することにより、淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)の淡水を利用する手段がある。また、淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)の枯渇等により淡水の送水が継続できない場合においても、海水取水箇所(取水口又は海水ポンプ室)から大容量送水ポンプ(タイプII)により淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)へ海水を補給</p>	<p>【女川2号との比較のため1.13.1(1)b.の一部を貼り付け】</p> <p>海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・可搬型タンクローリー ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 		<p>記載方針の相違(差異理由④)</p> <p>記載方針の相違(差異理由④)</p> <p>重大事故等対処設備の相違設備の相違(差異理由④)</p> <p>重大事故等対処設備の相違</p> <p>重大事故等対処設備の相違</p> <p>記載方針の相違(差異理由④)</p> <p>記載方針の相違(差異理由④)</p> <p>記載方針の相違(差異理由④)</p> <p>自主対策の相違(差異理由②)</p> <p>設備の相違(差異理由④)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>する手段がある。</p> <p>i. 大容量送水ポンプ(タイプII)による淡水貯水槽への補給(海を水源とした場合) 海を水源とした大容量送水ポンプ(タイプII)による淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)への補給で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ(タイプII) ・貯留堰 ・取水口 ・取水路 ・海水ポンプ室 ・ホース延長回収車 ・ホース ・淡水貯水槽(No.1) ・淡水貯水槽(No.2) ・燃料補給設備 <p>(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ(タイプI)による復水貯蔵タンクへの補給で使用する設備のうち、大容量送水ポンプ(タイプI)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッダ・接続口、補給水系配管・弁、復水貯蔵タンク、貯留堰、取水口、取水路、海水ポンプ室及び燃料補給設備は、重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>海を水源とした大容量送水ポンプ(タイプI)による復水貯蔵タンクへの補給で使用する設備のうち、大容量送水ポンプ(タイプI)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッダ・接続口、補給水系配管・弁、復水貯蔵タンク、貯留堰、取水口、取水路、海水ポンプ室及び燃料補給設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>海を水源とした大容量送水ポンプ(タイプII)による淡水貯水槽への補給で使用する設備のうち、大容量送水ポンプ(タイプII)、ホース延長回収車、ホース、貯留堰、取水口、取水路、海水ポンプ室及び燃料補給設備は、重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)は本条文【解釈】1b)項を満足するための代替淡水源(措置)として位置付ける。</p> <p>これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。</p>	<p>【女川2号との比較のため1.13.1(1)b.の一部を貼り付け】</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備</p> <p>海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給に使用する設備のうち、可搬型大型送水ポンプ車、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、可搬型タンクローリー及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、いずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備をす</p>		<p>設備の相違 (差異理由③)</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号は、淡水貯水槽を有効性評価上期待する水源と位置付けているため、淡水貯水槽を水源として、復水貯蔵タンクへの補給に使用する設備を重大事故等対処設備としている。 ・泊3号は、有効性評価で期待する水源は海。 <p>記載表現の相違</p> <p>重大事故等対処設備の相違</p> <p>設備の相違 (差異理由③)</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載方針の相違 (差異理由③)</p> <p>記載方針の相違 (差異理由③)</p> <p>記載方針の相違 (差異理由③)</p> <p>設備の相違 (差異理由③)</p> <p>設備の相違 (差異理由④)</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(添付資料 1.13.1)</p> <p>以上の重大事故等対処設備及び代替淡水源により、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保することが可能である。</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淡水タンク（ろ過水タンク、純水タンク及び原水タンク） <p>重大事故等対処設備に要求される耐震性としては十分ではないものの、代替水源としての設備となり得る。</p> <p>また、補給に必要な水量が確保できない場合はあるものの、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）から復水貯蔵タンクへの補給ができない場合には、復水貯蔵タンクへの淡水を補給するための代替手段としての設備となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ろ過水系配管・弁 <p>耐震性が確保されておらず、補給に必要な水量が確保できない場合があるが、淡水貯水槽から復水貯蔵タンクへの補給ができない場合において、設備が健全であれば淡水タンクの水を復水貯蔵タンクへ補給する手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給排水処理設備配管・弁 <p>耐震性が確保されておらず、補給に必要な水量が確保できない場合があるが、淡水貯水槽から復水貯蔵タンクへの補給ができない場合において、設備が健全であれば淡水タンクの水を復水貯蔵タンクへ補給する手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学消防自動車・耐震性防火水槽 <p>補給に必要な水量が確保できない場合があるが、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）から復水貯蔵タンクへの補給ができない場合で、重大事故等へ対処するために消火が必要な火災が発生していない場合には、耐震性防火水槽の水を復水貯蔵タンクへ補給する手段として有効である。</p>	<p>べて網羅している。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給することが可能である。また、以下の設備は、それぞれに示す理由から多様性拡張設備と位置づける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原水槽、可搬型大型送水ポンプ車、2次系純水タンク、ろ過水タンク（燃料取替用水ピットから原水槽への水源切替に使用する設備） <p>水源である原水槽が耐震性を有していないものの、健全であれば代替手段として有効な手段である。</p>		<p>記載方針の相違 ・女川2号は関連する添付資料を記載。</p> <p>設備の相違（差異理由①） 記載表現の相違</p> <p>自主対策の相違（差異理由②）</p> <p>自主対策の相違（差異理由②）</p> <p>自主対策の相違（差異理由②）</p> <p>設備の相違（差異理由②）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>c. 水源の切替え</p> <p>重大事故等の収束に必要な水の供給が中断することがないように、各水源への補給手段を整備しているが、補給が不可能な場合は水源を切り替える手段がある。</p> <p>(a) 高圧炉心スプレイ系の水源の切替え</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）である高圧炉心スプレイ系の第一水源は復水貯蔵タンクであり、サブプレッションチェンバの水位高信号により第二水源であるサブプレッションチェンバに自動で切り替わる。残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）が機能喪失している場合、サブプレッションプール水の温度が上昇することを考慮し、高圧炉心スプレイ系の確実な運転継続を確保する観点から、高圧炉心スプレイ系の水源を復水貯蔵タンクに手動で切り替える。</p> <p>なお、水源の切替えは、運転中の高圧炉心スプレイ系を停止することなく水源切替えが可能である。</p> <p>高圧炉心スプレイ系の水源の切替えで使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復水貯蔵タンク ・サブプレッションチェンバ ・高圧炉心スプレイ系（高圧炉心スプレイ系ポンプ） <p>(b) 淡水から海水への切替え</p> <p>重大事故等の収束に必要な水の供給には淡水を優先して使用する。</p> <p>淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）の枯渇等により、淡水の供給が継続できない場合は、海水の供給に切り替える。</p> <p>淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）から重大事故等の収束に必要な水の供給を行っている場合は、水の供給が中断することなく淡水から海水への切替えが可能である。</p> <p>淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）への水源の切替えで使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプII） ・ホース延長回収車 ・ホース ・淡水貯水槽（No.1） ・淡水貯水槽（No.2） ・貯留堰 	<p>【女川2号との比較のため1.13.1(i)b.の一部を貼り付け】</p> <p>燃料取替用水ピットから海への水源切替に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車 		<p>設備の相違（差異理由㉔）</p> <p>設備の相違（差異理由㉕）</p> <p>設備の相違（差異理由㉖）</p> <p>重大事故等対処設備の相違</p> <p>設備の相違（差異理由㉗）</p> <p>記載方針の相違（差異理由㉘）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>・取水口 ・取水路 ・海水ポンプ室</p> <p>・燃料給油設備</p> <p>(c) 外部水源から内部水源への切替え 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）で想定される事故の収束に必要な対応には、外部水源（復水貯蔵タンク）から内部水源（サブプレッションチェンバ）への供給に切り替えて、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器内の除熱を行う手段がある。 外部水源から内部水源への切替えで使用する設備は以下のとおり。 ・復水貯蔵タンク ・サブプレッションチェンバ ・低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ） ・代替循環冷却系（代替循環冷却ポンプ）</p> <p>(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備 高圧炉心スプレイ系の水源地の切替えで使用する設備のうち、復水貯蔵タンク及びサブプレッションチェンバは重大事故等対処設備として位置付ける。また、高圧炉心スプレイ系は重大事故等対処設備（設計基準拡張）として位置付ける。 淡水から海水への切替えで使用する設備のうち、大容量送水ポンプ（タイプII）、ホース延長回収車、貯留堰、取水口、取水路、海水ポンプ室、ホース及び燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。 外部水源から内部水源への切替えで使用する設備のうち、復水貯蔵タンク、サブプレッションチェンバ、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）及び代替循環冷却系（代替循環冷却ポンプ）は重大事故等対処設備として位置付ける。 淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）は本条文【解釈】1b)項を満足するための代替淡水源（措置）と</p>	<p>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・可搬型タンクローリー ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>【女川2号との手順比較のための1.13.1(1)b.の一部を貼り付け】</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備</p> <p>燃料取替用水ピットから海への水源地切替に使用する設備のうち、可搬型大型送水ポンプ車、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、可搬型タンクローリー及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、いずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p>		<p>記載方針の相違（差異理由㉞）</p> <p>設備の相違（差異理由㉞）</p> <p>設備の相違（差異理由㉞）</p> <p>設備の相違（差異理由㉞） 重大事故等対処設備の相違 記載方針の相違（差異理由㉞） 記載方針の相違（差異理由㉞）</p> <p>設備の相違（差異理由㉞）</p> <p>設備の相違（差異理由㉞）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>して位置付ける。 これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>(添付資料 1.13.1)</p> <p>以上の重大事故等対処設備及び代替淡水源により、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を確保することができる。</p>	<p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備をすべて網羅している。</p>		<p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違 ・女川2号は関連する添付資料を記載</p> <p>記載方針の相違 ・女川は重大事故対処設備により、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を確保することができることを記載している。</p> <p>設備の相違（差異理由⑩）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>d. 手順等 上記「a. 水源を利用した対応手段及び設備」、「b. 水源へ水を補給するための対応手段及び設備」及び「c. 水源の切替え」により選定した対応手段に係る手順を整備する。 これらの手順は、運転員（中央制御室）、重大事故等対応要員及び初期消火要員（消防車隊）の対応として重大事故等対応要領書、非常時操作手順書（徴候ベース）及び非常時操作手順書（設備別）に定める（第1.13-1表）。 また、重大事故等時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整理する（第1.13-2表、第1.13-3表）。</p>	<p>【女川2号との手順比較のための1.13.1(2)h.を貼り付け】 h. 手順等 上記のa., b., c., d., e., f. 及びg. により選定した対応手段に係る手順を整備する。 また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備を整備する（第1.13.8表、第1.13.9表）。 →これらの手順は、発電所対策本部長、発電課長（当直）、運転員、災害対策要員及び事務局員の対応として蒸気発生機の除熱機能を維持又は代替する手順等に定める（第1.13.1表～第1.13.7表）。</p>		<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違 体制の相違 ・重大事故等時の体制については、技術的能力1.0まとめ資料にて説明する。 （以降、着色しない。）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.13.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.13.2.1 水源を利用した対応手順</p> <p>(1) 復水貯蔵タンクを水源とした対応手順</p> <p>重大事故等時、復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器下部への注水及び原子炉ウェルへの注水を行う手順を整備する。</p> <p>a. 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉圧力容器への注水</p> <p>復水貯蔵タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉圧力容器への注水手段としては、原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系、高圧代替注水系及び制御棒駆動水压系がある。</p> <p>(a)復水貯蔵タンクを水源とした原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水（中央制御室操作）</p> <p>原子炉隔離時冷却系が健全な場合は、自動起動信号（原子炉水位低（レベル2））による作動、又は中央制御室からの手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動し、復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>復水給水系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p> <p>【1.2.2.4(1)】</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>復水貯蔵タンクを水源とした原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水手順（中央制御室操作）については、「1.2.2.4(1)原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。</p> <p>(b)復水貯蔵タンクを水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水</p> <p>高圧炉心スプレイ系が健全な場合は、自動起動信号（原子炉水位低（レベル2）又はドライウェル圧力高）による作動、又は中央制御室からの手動操作により高圧炉心スプレイ系を起動し、復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p>			<p>設備の相違（差異理由①）</p> <p>設備の相違（差異理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>復水給水系及び原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p> <p>【1.2.2.4(2)】</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>復水貯蔵タンクを水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水手順については、 「1.2.2.4(2)高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。</p> <p>(c) 復水貯蔵タンクを水源とした高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水（中央制御室操作）</p> <p>復水給水系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系が故障により使用できない場合、又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に、中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動し、復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>(i) 原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系の機能喪失時の高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水</p> <p>復水給水系、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p> <p>【1.2.2.1(1)a.】</p> <p>(ii) 熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{*1}において、復水給水系、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず、高圧代替注水系が使用可能な場合^{*2}。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>※2：原子炉圧力指示値が規定値以上ある場合において、設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>【1.8.2.2(1)f.】</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>復水給水系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系が故障により使用できない場合の復水貯蔵タンクを水源とした高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水手順（中央制御室操作）については、「1.2.2.1(1)a. 中央制御室からの高圧代替注水系起動」、熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための復水貯蔵タンクを水源とした高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水手順（中央制御室操作）については、「1.8.2.2(1)f. 高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水開始まで15分以内で可能である。</p> <p>(d)復水貯蔵タンクを水源とした高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水（現場手動操作）</p> <p>復水給水系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系が故障により使用できない場合において、中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動できない場合は、現場での人力による弁の操作により高圧代替注水系を起動し、復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>復水給水系、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合で、中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動できない場合。</p> <p>【1.2.2.1(1)b.】</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>復水貯蔵タンクを水源とした高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水手順（現場手動操作）については、「1.2.2.1(1)b. 現場手動操作による高圧代替注水系起動」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから高压代替注水系による原子炉圧力容器への注水開始まで35分以内で可能である。円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>(e) 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水（現場手動操作） 全交流動力電源喪失及び常設直流電源系統喪失により、原子炉隔離時冷却系及び高压炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず、中央制御室からの操作及び現場での人力による弁の操作により高压代替注水系を起動できない場合、又は高压代替注水系により原子炉圧力容器内の水位を維持できない場合は、現場での人力による弁の操作により原子炉隔離時冷却系を起動し、復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失及び常設直流電源系統喪失により中央制御室からの操作による原子炉隔離時冷却系及び高压炉心スプレイ系での原子炉圧力容器への注水ができない場合において、中央制御室からの操作及び現場での人力による弁の操作により高压代替注水系を起動できない場合、又は高压代替注水系により原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p> <p>【1.2.2.2(1)a.】</p> <p>ii. 操作手順 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水手順（現場手動操作）については、「1.2.2.2(1)a. 現場手動操作による原子炉隔離時冷却系起動」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）3名、運転員（現場）2名及び保修班員4名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水開始まで110分以内、保修班員による排水処理開始まで370分以内で可能である。円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具(自給式呼吸器及び耐熱服)、照明及び通信連絡設備を整備する。RCICタービンポンプ室に運転員（現場）が入室するのは原子炉隔離時冷却系起動時のみと</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>し、その後速やかに退室する手順とする。したがって、原子炉隔離時冷却系のタービングランド部からの蒸気漏えいに伴う環境温度の上昇による運転員（現場）への影響はないものと考えており、防護具（自給式呼吸器及び耐熱服）を確実に装着することにより本操作が可能である。</p> <p>(f) 復水貯蔵タンクを水源とした制御棒駆動水圧系による原子炉圧力容器への注水（進展抑制） 高圧炉心スプレイ系の機能喪失時又は全交流動力電源喪失時において、高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系により原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合、又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉圧力容器の下部への注水を実施することで、原子炉圧力容器の下部に落下した熔融炉心を冷却し、原子炉圧力容器の破損の進展を抑制する場合に、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）により冷却水を確保し、復水貯蔵タンクを水源とした制御棒駆動水圧系による原子炉圧力容器への注水を実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 (i) 高圧炉心スプレイ系の機能喪失時又は全交流動力電源喪失時の制御棒駆動水圧系による原子炉圧力容器への注水 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧状態であり、高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系により原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合で、制御棒駆動水圧系が使用可能な場合。 【1.2.2.3(1)b.】 (ii) 熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための制御棒駆動水圧系による原子炉圧力容器への注水 炉心損傷を判断した場合^{*1}において、制御棒駆動水圧系が使用可能な場合^{*2}。 ※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。 ※2：設備に異常がなく、電源、補機冷却水及び水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。 【1.8.2.2(1)h.】</p> <p>ii. 操作手順</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>高圧炉心スプレイ系の機能喪失時又は全交流動力電源喪失時の復水貯蔵タンクを水源とした制御棒駆動水圧系による原子炉圧力容器への注水手順</p> <p>については、「1.2.2.3(1)b. 制御棒駆動水圧系による原子炉圧力容器への注水」及び溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための復水貯蔵タンクを水源とした制御棒駆動水圧系による原子炉圧力容器への注水手順については、「1.8.2.2(1)h. 制御棒駆動水圧系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから制御棒駆動水圧系による原子炉圧力容器への注水開始まで20分以内で可能である。</p> <p>b. 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水</p> <p>復水貯蔵タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水手段は、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）がある。</p> <p>(a) 復水貯蔵タンクを水源とした低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水</p> <p>復水給水系及び高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず、残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系が故障により使用できない場合において交流電源が確保されている場合、残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合、又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）を起動し、復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>(i) 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合において、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用可能な場合*。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵タ</p>			<p>設備の相違（差異理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>ンク)が確保されている場合。</p> <p>【1.4.2.1(1)a.(a)】</p> <p>(ii) 残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水</p> <p>原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化※1により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において、代替循環冷却系が使用できず、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水が可能の場合※2。</p> <p>※1：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、原子炉格納容器内の圧力の上昇、原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下、原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>※2：低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉圧力容器への注水に必要な流量（崩壊熱相当）が確保できる場合。</p> <p>なお、原子炉圧力容器への注水と同時に復水移送ポンプによるドライウェルスプレイ又は原子炉格納容器下部への注水が必要となった場合の優先順位は、以下のとおりとする。</p> <p>優先①：ドライウェルスプレイ 優先②：原子炉圧力容器への注水 優先③：原子炉格納容器下部への注水</p> <p>【1.4.2.1(3)a.(a)】</p> <p>(iii) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水</p> <p>炉心損傷を判断した場合※1において、代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用可能な場合※2。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>【1.8.2.2(1)a.】</p> <p>ii. 操作手順</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p> 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水手順については、 「1.4.2.1(1)a.(a) 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水」、残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水手順については、「1.4.2.1(3)a.(a) 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却」及び溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水手順については、 「1.8.2.2(1)a. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。 </p> <p> iii. 操作の成立性 (i) 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水開始まで15分以内で可能である。 </p> <p> (ii) 残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水開始までの所要時間は以下のとおり。 残留熱除去系（A）又は（B）注入配管使用の場合：15分以内 残留熱除去系ヘッドスプレー配管使用の場合：20分以内 </p> <p> (iii) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水開始まで15分以内で可能である。 </p> <p> (b) 復水貯蔵タンクを水源とした低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水 </p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>全交流動力電源が喪失し、常設代替交流電源設備により非常用高圧母線2C系及び2D系の受電ができない場合又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）を起動し、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水を実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>(i) 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水</p> <p>復水給水系、非常用炉心冷却系及び低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合で、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）が使用可能な場合*。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>【1.4.2.1(1)a.(b)】</p> <p>(ii) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水</p> <p>炉心損傷を判断した場合*¹において、代替循環冷却系及び低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水ができず、非常用交流電源設備により非常用高圧母線2H系が受電している場合で、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）が使用可能な場合*²。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>【1.8.2.2(1)d.】</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水手順については、「1.4.2.1(1)a.(b)低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）に</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>よる原子炉圧力容器への注水」及び溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水手順については、「1.8.2.2(1)d. 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>(i) 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水開始まで35分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>(ii) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水開始まで20分以内で可能である。</p> <p>c. 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却</p> <p>復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却手段は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）がある。</p> <p>(a) 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が故障により使用できない場合は、復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器内にスプレイする。スプレイ作動後は外部水源による原子炉格納容器内へのスプレイでのサブプレッションプール水位の上昇及び原子炉格納容器内の圧力が負圧とならないように、スプレイの起動/停止を行う。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>(i) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前）</p>			<p>設備の相違（差異理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイができない場合において、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が使用可能な場合^{*1}で、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達^{*2}した場合。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>※2：「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウェル圧力、圧力抑制室圧力、ドライウェル温度又は圧力抑制室水位指示値が、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p> <p>【1.6.2.1(1)a.(a)】</p> <p>(ii) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後）</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{*1}において、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイができず、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が使用可能な場合^{*2}で、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達^{*3}した場合。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>※3：「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウェル圧力、圧力抑制室圧力、ドライウェル温度又は原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p> <p>【1.6.2.2(1)a.(a)】</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内の冷却手順については、「1.6.2.1(1)a.(a) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ」</p> <p>及び「1.6.2.2(1)a.(a) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を</p>			

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>実施した場合、作業開始を判断してから原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで20分以内で可能である。</p> <p>d. 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水</p> <p>復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水手段は、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）がある。</p> <p>(a) 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。</p> <p>炉心損傷の進展により原子炉圧力容器が破損に至る可能性がある場合において、あらかじめ原子炉格納容器下部への初期水張りを実施する。</p> <p>また、原子炉圧力容器破損後は、原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心を冠水冷却するため、原子炉格納容器下部への注水を継続する。その際は、サブプレッションプールの水位が外部水源注水量限界に到達しないようにするた</p> <p>め、ドライウェル水位を0.02m～0.23mに維持する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>(i) 原子炉格納容器下部への初期水張り</p> <p>原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が300℃に達した場合で、代替循環冷却系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）及び原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水ができず、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用可能な場合*1。</p> <p>(ii) 原子炉圧力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水</p> <p>原子炉圧力容器の破損の徴候*2及び破損によるパラメータの変化*3により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、代替循環冷却系、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水ができず、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用可能な場合*1。</p>			<p>設備の相違（差異理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>※1：設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>※2：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。</p> <p>※3：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、原子炉格納容器内の圧力の上昇、原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下、原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>【1.8.2.1(1)a.】</p> <p>ii. 操作手順 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水手順については、「1.8.2.1(1)a. 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、作業開始を判断してから原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。</p> <p>(i) 原子炉格納容器下部への初期水張り 運転員（中央制御室）1名にて実施した場合、15分以内で可能である。</p> <p>(ii) 原子炉圧力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水 運転員（中央制御室）1名にて実施した場合、5分以内で可能である。</p> <p>(b) 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）によりスプレイ管を使用して下部に注水することで原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。</p> <p>炉心損傷の進展により原子炉圧力容器が破損に至る可能性がある場合において、あらかじめ原子炉格納容器下部への初期水張りを実施する。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>また、原子炉圧力容器破損後は、原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冠水冷却するため、原子炉格納容器下部への注水を継続する。その際は、サブプレッションプールの水位が外部水源注水量限界に到達しないようにするため、ドライウェル水位を0.02m～0.23mに維持する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>(i) 原子炉格納容器下部への初期水張り 原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が300℃に達した場合で、代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水ができず、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が使用可能な場合^{※1}。</p> <p>(ii) 原子炉圧力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水 原子炉圧力容器の破損の徴候^{※2}及び破損によるパラメータの変化^{※3}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、代替循環冷却系及び原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水ができず、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が使用可能な場合^{※1}。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>※2：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。</p> <p>※3：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、原子炉格納容器内の圧力の上昇、原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下、原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>【1.8.2.1.(1)d.】</p> <p>ii. 操作手順 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水手順については、「1.8.2.1.(1)d. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、作業開始を判断してから原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>のとおり。</p> <p>(i) 原子炉格納容器下部への初期水張り 運転員（中央制御室）1名にて実施した場合、20分以内で可能である。</p> <p>(ii) 原子炉圧力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水 運転員（中央制御室）1名にて実施した場合、5分以内で可能である。</p> <p>e. 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉ウェルへの注水 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉ウェルへの注水手段は、原子炉格納容器頂部注水系（常設）がある。</p> <p>(a) 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウェルへの注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉建屋等の水素爆発を防止するため、復水貯蔵タンクを水源として原子炉格納容器頂部注水系（常設）により原子炉ウェルに注水することで原子炉格納容器頂部を冷却し、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟への水素漏えいを抑制する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合^{※1}において、原子炉格納容器内の温度が171℃を超えるおそれのある場合で、原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウェルへの注水が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源、燃料及び水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>【1.10.2.1(2)a.】</p> <p>ii. 操作手順 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウェルへの注水手順については、「1.10.2.1(2)a.原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウェルへの注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施し、作業開始を判断してから原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウェル注水開始まで15分以内で可能である。</p>			<p>設備の相違（差異理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>なお、一度ドライウェル主フランジ部が冠水するまで注水した後は、蒸発による水位低下を考慮して定期的に注水し、ドライウェル主フランジ部が冠水する水位を維持することにより、ドライウェル主フランジのシール部温度をシールの健全性を保つことができる温度以下に抑えることが可能である。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(2) サプレッションチェンバを水源とした対応手順 重大事故等が発生した場合において、サプレッションチェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の除熱、代替循環冷却系による除熱及び原子炉格納容器下部への注水を行う手順を整備する。</p> <p>a. サプレッションチェンバを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉圧力容器への注水 サプレッションチェンバを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉圧力容器への注水手段は、高圧炉心スプレイ系がある。</p> <p>(a) サプレッションチェンバを水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水 高圧炉心スプレイ系が健全な場合は、自動起動信号（原子炉水位低（レベル2）又はドライウエル圧力高）による作動、又は中央制御室からの手動操作により高圧炉心スプレイ系を起動し、サプレッションチェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 復水給水系及び原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。 【1.2.2.4(2)】</p> <p>ii. 操作手順 サプレッションチェンバを水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水手順については、「1.2.2.4(2) 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。</p> <p>b. サプレッションチェンバを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 サプレッションチェンバを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水手段は、残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系及び代替循環冷却系がある。</p> <p>(a) サプレッションチェンバを水源とした残留熱除去系による原子炉圧力容器への注水 残留熱除去系（低圧注水モー</p>			<p>設備の相違（差異理由②）</p> <p>設備の相違（差異理由②）</p> <p>設備の相違（差異理由②）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>ド) が健全な場合は、自動起動（原子炉水位低（レベル1）又はドライウェル圧力高）による作動、又は中央制御室からの手動操作により残留熱除去系（低圧注水モード）を起動し、サブプレッションチェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。</p> <p>また、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の故障により、残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができない場合は、常設代替交流電源設備により残留熱除去系の電源を復旧し、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）又は原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保することで、残留熱除去系（低圧注水モード）にて原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>(i) 残留熱除去系（低圧注水モード）が健全な場合の原子炉圧力容器への注水 復水給水系、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。 【1.4.2.3(1)】</p> <p>(ii) 残留熱除去系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水 常設代替交流電源設備により非常用高圧母線2C系又は2D系の受電が完了し、残留熱除去系（低圧注水モード）が使用可能な状態[*]に復旧された場合。 ※：設備に異常がなく、電源、補機冷却水及び水源（サブプレッションチェンバ）が確保されている状態。 【1.4.2.1(2)a.(a)】</p> <p>ii. 操作手順 サプレッションチェンバを水源とした残留熱除去系（低圧注水モード）が健全な場合の原子炉圧力容器への注水手順については、「1.4.2.3(1) 残留熱除去系（低圧注水モード）による原子炉圧力容器への注水」、残留熱除去系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水手順については、「1.4.2.1(2)a.(a) 残留熱除去系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>(i) 残留熱除去系（低圧注水モード）が健全な場合の原子炉圧力容器への注水 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であ</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>るため、速やかに対応できる。</p> <p>(ii) 残留熱除去系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから残留熱除去系（低圧注水モード）による原子炉圧力容器への注水開始まで15分以内で可能である。</p> <p>(b) サプレッションチェンバを水源とした低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水 低圧炉心スプレイ系が健全な場合は、自動起動（原子炉水位低（レベル1）又はドライウェル圧力高）による作動、又は中央制御室からの手動操作により低圧炉心スプレイ系を起動し、サプレッションチェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。</p> <p>また、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の故障により、残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができない場合は、常設代替交流電源設備により低圧炉心スプレイ系の電源を復旧し、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）又は原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保することで、低圧炉心スプレイ系にて原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 (i) 低圧炉心スプレイ系が健全な場合の原子炉圧力容器への注水 復水給水系、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。 【1.4.2.3(2)】 (ii) 低圧炉心スプレイ系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水 常設代替交流電源設備により非常用高圧母線2C系の受電が完了し、残留熱除去系（低圧注水モード）が復旧できず、低圧炉心スプレイ系が使用可能な状態*に復旧された場合。 ※：設備に異常がなく、電源、補機冷却水及び水源（サプレッションチェンバ）が確保されている状態。 【1.4.2.1(2)a.(b)】</p> <p>ii. 操作手順 サプレッションチェンバを水源とした低圧炉心スプレイ系が健全な場合の原子炉圧力容器への注水手順については、「1.4.2.3(2) 低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水」、低圧炉心スプレイ系電源復旧後の原子炉圧</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>力容器への注水手順については、「1.4.2.1(2)a.(b) 低圧炉心スプレイ系電源復旧後の原子炉压力容器への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>(i) 低圧炉心スプレイ系が健全な場合の原子炉压力容器への注水 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。</p> <p>(ii) 低圧炉心スプレイ系電源復旧後の原子炉压力容器への注水 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから低圧炉心スプレイ系による原子炉压力容器への注水開始まで15分以内で可能である。</p> <p>(c) サプレッションチェンバを水源とした代替循環冷却系による原子炉压力容器への注水 復水給水系及び高圧炉心スプレイ系による原子炉压力容器への注水ができず、残留熱除去系（低圧注水モード）、低圧炉心スプレイ系及び低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が故障により使用できない場合において交流電源が確保されている場合、残存溶融炉心を冷却し原子炉压力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合、又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に、代替循環冷却系を起動し、サプレッションチェンバを水源とした原子炉压力容器への注水を実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>(i) 代替循環冷却系による原子炉压力容器への注水 復水給水系、非常用炉心冷却系及び低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉压力容器への注水ができず、原子炉压力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合において、代替循環冷却系が使用可能な場合*。 ※：設備に異常がなく、電源、補機冷却水及び水源（サプレッションチェンバ）が確保されている場合。 【1.4.2.1(1)a.(d)】</p> <p>(ii) 残存溶融炉心の冷却のための代替循環冷却系による原子炉压力容器への注水 原子炉压力容器の破損によるパラメータの変化*¹により原子炉压力容器の破損を判断した場合において、代替循環冷却系による原子炉压力容器への注水が可能な場合*²。 ※1：「原子炉压力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失、原</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>子炉压力容器内の圧力の低下，原子炉格納容器内の圧力の上昇，原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下，原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>※2：代替循環冷却系により原子炉压力容器への注水に必要な流量（崩壊熱相当）が確保できる場合。</p> <p>なお，原子炉压力容器への注水と同時に代替循環冷却ポンプによるドライウェルスプレイ又は原子炉格納容器下部への注水が必要となった場合の優先順位は，以下のとおりとする。</p> <p>優先①：ドライウェルスプレイ及び原子炉压力容器への注水 優先②：ドライウェルスプレイ 優先③：原子炉压力容器への注水 優先④：原子炉格納容器下部への注水</p> <p>【1.4.2.1(3)a.(b)】</p> <p>(iii) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための代替循環冷却系による原子炉压力容器への注水</p> <p>炉心損傷を判断した場合※1において，復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉压力容器への注水ができず，代替循環冷却系が使用可能な場合※2。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が，設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合，又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉压力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく，電源，補機冷却水及び水源（サプレッションチェンバ）が確保されている場合。</p> <p>【1.8.2.2(1)c.】</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>代替循環冷却系による原子炉压力容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)a.(d) 代替循環冷却系による原子炉压力容器への注水」，残存溶融炉心の冷却のための代替循環冷却系による原子炉压力容器への注水手順については，「1.4.2.1(3)a.(b) 代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却」及び溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための代替循環冷却系による原子炉压力容器への注水手順については，「1.8.2.2(1)c. 代替循環冷却系による原子炉压力容器への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>(i) 代替循環冷却系による原子炉压力容器への注水</p> <p>上記の操作は，運転員（中央制御室）1名にて作業を実施</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>した場合、作業開始を判断してから代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水開始まで15分以内で可能である。</p> <p>(ii) 残存溶融炉心の冷却のための代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水開始までの所要時間は以下のとおり。 残留熱除去系（A）注入配管使用の場合：15分以内 残留熱除去系ヘッドスプレー配管使用の場合：20分以内</p> <p>(iii) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水（残留熱除去系（A）注入配管使用）の注水開始まで15分以内で可能である。</p> <p>c. サプレッションチェンバを水源とした原子炉格納容器内の除熱 サプレッションチェンバを水源とした原子炉格納容器内の除熱手段は、残留熱除去系がある。</p> <p>(a) サプレッションチェンバを水源とした残留熱除去系（格納容器スプレー冷却モード）による原子炉格納容器内の除熱 残留熱除去系（格納容器スプレー冷却モード）が健全な場合、中央制御室からの手動操作により残留熱除去系（格納容器スプレー冷却モード）を起動し、サプレッションチェンバを水源とした原子炉格納容器内へのスプレーを実施する。 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の故障により、残留熱除去系（格納容器スプレー冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレーができない場合は、常設代替交流電源設備により残留熱除去系の電源を復旧し、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）又は原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保することで、残留熱除去系（格納容器スプレー冷却モード）にて原子炉格納容器内にスプレーする。 スプレー作動後は原子炉格納容器内の圧力が負圧とならないように、スプレー流量の調整又はスプレーの起動/停止を行う。</p>			<p>設備の相違（差異理由②）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>(i) 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が健全な場合の原子炉格納容器内へのスプレイ 原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達[*]した場合。</p> <p>※：「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力、ドライウエル温度、圧力抑制室内空気温度又は圧力抑制室水位指示値が原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p> <p>【1.6.2.3(1)】</p> <p>(ii) 残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 常設代替交流電源設備により非常用高圧母線 2C 系又は 2D 系の受電が完了し、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が使用可能な状態^{*1}に復旧された場合で、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達^{*2}した場合。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源、補機冷却水及び水源（サブプレッションチェンバ）が確保されている状態。</p> <p>※2：「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力、ドライウエル温度、圧力抑制室内空気温度又は圧力抑制室水位指示値が、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p> <p>【1.6.2.1(2)a.(a)】</p> <p>(iii) 残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合^{*1}において、常設代替交流電源設備により非常用高圧母線 2C 系又は 2D 系の受電が完了し、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が使用可能な状態^{*2}に復旧された場合で、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達^{*3}した場合。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源、補機冷却水及び水源（サブプレッションチェンバ）が確保されている状態。</p> <p>※3：「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウエル圧力又は圧力抑制室圧力指示値が、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達し</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>た場合。 【1.6.2.2(2)a.(a)】</p> <p>ii. 操作手順 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が健全な場合の原子炉格納容器内の除熱手順については、 「1.6.2.3(1) 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイ」、残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前）手順については、 「1.6.2.1(2)a.(a) 残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ」、残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後）手順については、 「1.6.2.2(2)a.(a) 残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 (i) 残留熱除去系が健全な場合の原子炉格納容器内へのスプレイ 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて操作を実施する。操作スイッチによる遠隔操作であるため、速やかに対応できる。 (ii) 残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで15分以内で可能である。 (iii) 残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで15分以内で可能である。</p> <p>(b) 残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）によるサブプレッションチェンバプール水の除熱 残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）が健全な場合は、中央制御室からの手動操作により残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）を起動し、サブプレッションプールの除熱を実施する。 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の故障により、残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）によるサブプレッションプールの除熱ができない場合は、常設代替交流電源設備により残留熱除去系の電源を復旧し、原子炉補機冷却水系（原子</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>炉補機冷却海水系を含む。)又は原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保することで、残留熱除去系(サブプレッションプール水冷却モード)にてサブプレッションプールの除熱を実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>(i) 残留熱除去系が健全な場合のサブプレッションプールの除熱</p> <p>下記のいずれかの状態に該当した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気逃がし安全弁開固着 ・サブプレッションプール水温度指示値が規定温度以上 ・圧力抑制室内空気温度指示値が規定温度以上 <p>【1.6.2.3(2)】</p> <p>(ii) 残留熱除去系電源復旧後のサブプレッションプールの除熱(炉心損傷前)</p> <p>常設代替交流電源設備により非常用高圧母線2C系又は2D系の受電が完了し、残留熱除去系(サブプレッションプール水冷却モード)が使用可能な状態[*]に復旧された場合。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源、補機冷却水及び水源(サブプレッションチェンバ)が確保されている状態。</p> <p>【1.6.2.1(2)a.(b)】</p> <p>(iii) 残留熱除去系電源復旧後のサブプレッションプールの除熱(炉心損傷後)</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{*1}において、常設代替交流電源設備により非常用高圧母線2C系又は2D系の受電が完了し、残留熱除去系(サブプレッションプール水冷却モード)が使用可能な状態^{*2}に復旧された場合。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源、補機冷却水及び水源(サブプレッションチェンバ)が確保されている状態。</p> <p>【1.6.2.2(2)a.(b)】</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>残留熱除去系が健全な場合のサブプレッションプール水の除熱手順については、「1.6.2.3(2)残留熱除去系(サブプレッションプール水冷却モード)によるサブプレッションプールの除熱」、残留熱除去系電源復旧後のサブプレッションプールの除熱(炉心損傷前)手順については、「1.6.2.1(2)a.(b)残留熱除去系電源復旧後のサブプレッションプールの除熱」、残留熱除去系電源復旧後のサブプレ</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>ッシヨンプールの除熱（炉心損傷後）手順については、 「1.6.2.2(2)a.(b) 残留熱除去系電源復旧後のサブレッ シヨンプールの除熱」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 (i) 残留熱除去系が健全な場合のサブレッシヨンプールの除熱 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて操作を実施する。操作スイッチによる遠隔操作であるため、速やかに対応できる。 (ii) 残留熱除去系電源復旧後のサブレッシヨンプールの除熱（炉心損傷前） 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから残留熱除去系（サブレッシヨンプール水冷却モード）によるサブレッシヨンプールの除熱開始まで20分以内で可能である。 (iii) 残留熱除去系電源復旧後のサブレッシヨンプールの除熱（炉心損傷後） 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから残留熱除去系（サブレッシヨンプール水冷却モード）によるサブレッシヨンプールの除熱開始まで20分以内で可能である。</p> <p>d. サブレッシヨンチェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器内の除熱 サブレッシヨンチェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器内の除熱手段は、代替循環冷却系がある。</p> <p>(a) サブレッシヨンチェンバを水源とした代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 炉心の著しい損傷が発生した場合において、代替循環冷却系の運転により、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることで原子炉格納容器の過圧破損を防止する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合^{*1}において、残留熱除去系の復旧に見込みがなく^{*2}原子炉格納容器内の減圧及び除熱が困難な状況で、以下の条件が全て成立した場合。 ・代替循環冷却系が使用可能^{*3}であること。 ・原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）又は原子炉補機代替冷却水系のいずれかによる冷却水供給が可能であること。 ・原子炉格納容器内のドライ条件の酸素濃度が4.3vol%以下^{*4}であること。</p>			<p>設備の相違（差異理由②）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に故障が発生した場合、又は駆動に必要な電源若しくは補機冷却水が確保できない場合。</p> <p>※3：設備に異常がなく、電源及び水源（サブプレッションチェンバ）が確保されている場合。</p> <p>※4：格納容器内雰囲気酸素濃度にてドライ条件の酸素濃度が4.3vol%を超過している場合においてウェット条件の酸素濃度が1.5vol%未満の場合は、代替循環冷却系によるスプレイを実施することで、ドライウエル側とサブプレッションチェンバ側のガスの混合を促進させる。</p> <p>【1.7.2.1(1)a.】</p> <p>ii. 操作手順 サプレッションチェンバを水源とした代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱手順については、「1.7.2.1(1)a. 代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施し、作業開始を判断してから代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱開始まで30分以内で可能である。</p> <p>(b) サプレッションチェンバを水源とした代替循環冷却系使用時における補機冷却水確保 炉心の著しい損傷が発生し、原子炉格納容器の過圧破損を防止するために代替循環冷却系の運転を実施する場合、原子炉補機代替冷却水系又は原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）により補機冷却水を確保し、代替循環冷却系で使用する代替循環冷却ポンプ、残留熱除去系熱交換器(A)及び代替循環冷却系の運転可否の判断で使用する格納容器内雰囲気計装へ供給する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合*において代替循環冷却系を使用する場合。</p> <p>※：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>【1.7.2.1(1)b.】</p> <p>ii. 操作手順 サプレッションチェンバを水源とした代替循環冷却系使用時における補機冷却水確保の手順については、「1.7.2.1(1)b.代替循環冷却系使用時における補機冷却水確保」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 (i) 代替循環冷却系使用時における補機冷却水確保（原子炉補機代替冷却水系） 原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員6名で作業を実施した場合、作業開始を判断してから運転員操作の系統構成完了まで20分以内、熱交換器ユニット水張りから原子炉補機代替冷却水系空気抜き完了まで45分以内、重大事故等対応要員操作の補機冷却水供給開始まで、取水口から海水を取水する場合は540分以内、海水ポンプ室から海水を取水する場合は485分以内で可能である。 なお、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉補機代替冷却水系を設置する場合、原子炉格納容器ペント前の作業であることから、作業可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。また、ホース等の接続は速やかに作業ができるように、熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプI）の保管場所に使用工具及びホースを配備する。車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。室温は通常運転時と同程度である。 (ii) 代替循環冷却系使用時における補機冷却水確保（原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）） 原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）による補機冷却水確保操作は、運転員（中央制御室）1名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。</p> <p>e. サプレッションチェンバを水源とした原子炉格納容器下部への注水 サプレッションチェンバを水源とした原子炉格納容器下部への注水手段は、代替循環冷却系及び原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）がある。</p> <p>(a) サプレッションチェンバを水源とした代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水</p>			<p>設備の相違（差異理由②）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため代替循環冷却系によりスプレイ管を使用して原子炉格納容器下部に注水することで、原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心の冷却を実施する。炉心損傷の進展により原子炉圧力容器が破損に至る可能性がある場合において、あらかじめ原子炉格納容器下部への初期水張りを実施する。</p> <p>また、原子炉圧力容器破損後は、原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冠水冷却するため、原子炉格納容器下部への注水を継続する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>(i) 原子炉格納容器下部への初期水張り 原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が 300℃に達した場合で、代替循環冷却系が使用可能な場合※1。</p> <p>(ii) 原子炉圧力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水 原子炉圧力容器の破損の徴候※2及び破損によるパラメータの変化※3により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、代替循環冷却系が使用可能な場合※1。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源、補機冷却水及び水源（サブプレッションチェンバ）が確保されている場合。</p> <p>※2：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。</p> <p>※3：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、原子炉格納容器内の圧力の上昇、原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下、原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>【1.8.2.1(1)e.】</p> <p>ii. 操作手順 サプレッションチェンバを水源とした代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水手順については、「1.8.2.1(1)e. 代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、作業開始を判断してから代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。</p> <p>(i) 原子炉格納容器下部への初期水張り 運転員（中央制御室）1名にて実施した場合、20分以内で可能である。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(ii) 原子炉圧力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水 運転員（中央制御室）1名にて実施した場合、5分以内で可能である。</p> <p>(b) サプレッションチェンバを水源とした原子炉格納容器下部注水系（常設） （代替循環冷却ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）により原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心の冷却を実施する。 炉心損傷の進展により原子炉圧力容器が破損に至る可能性がある場合において、あらかじめ原子炉格納容器下部への初期水張りを実施する。 また、原子炉圧力容器破損後は、原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冠水冷却するため、原子炉格納容器下部への注水を継続する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 (i) 原子炉格納容器下部への初期水張り 原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が300℃に達した場合で、代替循環冷却系及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水ができず、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）が使用可能な場合*1。 (ii) 原子炉圧力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水 原子炉圧力容器の破損の徴候*2及び破損によるパラメータの変化*3により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水ができず、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）が使用可能な場合*1。 ※1：設備に異常がなく、電源、補機冷却水及び水源（サプレッションチェンバ）が確保されている場合。 ※2：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。 ※3：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、原子炉格納容器内の圧力の上昇、原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下、原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。 【1.8.2.1(1)b.】</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>ii. 操作手順 サプレッションチェンバを水源とした原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水手順については、 「1.8.2.1(1)b. 原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、作業開始を判断してから原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 (i) 原子炉格納容器下部への初期水張り 運転員（中央制御室）1名にて実施した場合、20分以内で可能である。 (ii) 原子炉圧力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水 運転員（中央制御室）1名にて実施した場合、5分以内で可能である。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(3) ろ過水タンクを水源とした対応手順 重大事故等が発生した場合において、ろ過水タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器下部への注水及び使用済燃料プールへの注水を行う手順を整備する。</p> <p>a. ろ過水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 ろ過水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水手段は、ろ過水ポンプを使用した注水手段がある。</p> <p>(a) ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水</p> <p>復水給水系、非常用炉心冷却系、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、代替循環冷却系及び低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）が機能喪失した場合、残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合、又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に、ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水を実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 (i) 原子炉圧力容器への注水機能喪失時のろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水 復水給水系、非常用炉心冷却系、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、代替循環冷却系及び低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合において、ろ過水ポンプが使用可能な場合*。 ※：設備に異常がなく、電源及び水源（ろ過水タンク）が確保されている場合。 【1.4.2.1(1)a.(e)】</p> <p>(ii) 残存溶融炉心の冷却のためのろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水 原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化※1により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において、代替循環冷却系及び低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用できず、ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水が可能な場合※2。 ※1：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失</p>			<p>自主対策の相違（差異理由③）</p> <p>自主対策の相違（差異理由③）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、原子炉格納容器内の圧力の上昇、原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下、原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>※2：ろ過水ポンプにより原子炉圧力容器への注水に必要な流量（崩壊熱相当）が確保できる場合。</p> <p>なお、原子炉圧力容器への注水と同時にろ過水ポンプによるドライウェルスプレイ又は原子炉格納容器下部への注水が必要となった場合の優先順位は、以下のとおりとする。</p> <p>優先①：ドライウェルスプレイ 優先②：原子炉圧力容器への注水 優先③：原子炉格納容器下部への注水</p> <p style="text-align: right;">【1.4.2.1(3)a.(d)】</p> <p>(iii) 熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するためのろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{*1}において、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）及び低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水ができず、ろ過水ポンプが使用可能な場合^{*2}。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源及び水源（ろ過水タンク）が確保されている場合。</p> <p style="text-align: right;">【1.8.2.2(1)e.】</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水手順については、「1.4.2.1(1)a.(d)ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水」、残存熔融炉心の冷却のためのろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水手順については、「1.4.2.1(3)a.(d)ろ過水ポンプによる残存熔融炉心の冷却」及び熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するためのろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水手順については、「1.8.2.2(1)e.ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>した場合、作業開始を判断してからろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水開始まで20分以内で可能である。</p> <p>b. ろ過水タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却 ろ過水タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却手段は、ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレーがある。</p> <p>(a) ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレー 残留熱除去系（格納容器スプレー冷却モード）が故障により使用できず、原子炉格納容器代替スプレー冷却系（常設）及び原子炉格納容器代替スプレー冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内にスプレーできない場合は、ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプにより原子炉格納容器内にスプレーする。 スプレー作動後は外部水源による原子炉格納容器内へのスプレーでのサブプレッションプール水位の上昇及び原子炉格納容器内の圧力が負圧とならないように、スプレーの起動/停止を行う。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 (i) ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレー（炉心損傷前）残留熱除去系（格納容器スプレー冷却モード）、原子炉格納容器代替スプレー冷却系（常設）及び原子炉格納容器代替スプレー冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレーができず、ろ過水ポンプが使用可能な場合^{*1}で、原子炉格納容器内へのスプレー起動の判断基準に到達^{*2}した場合。 ※1：設備に異常がなく、電源及び水源（ろ過水タンク）が確保されている場合。 ※2：「原子炉格納容器内へのスプレー起動の判断基準に到達」とは、ドライウェル圧力、圧力抑制室圧力、ドライウェル温度、圧力抑制室内空気温度又は圧力抑制室水位指示値が、原子炉格納容器内へのスプレー起動の判断基準に達した場合。</p> <p style="text-align: center;">【1.6.2.1(1)a.(b)】</p> <p>(ii) ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレー（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合^{*1}において、残留熱除去系（格納容器スプレー冷却モード）、原子炉格納容器代替スプレー冷却系（常設）及び原子炉格納容器代替スプレー冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレーができず、ろ過水ポンプが使用可能な場合^{*2}で、原子炉格納容器内へのスプレー起動の判断基準に到達^{*3}した場合。</p>			<p>自主対策の相違（差異理由③）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源及び水源（ろ過水タンク）が確保されている場合。</p> <p>※3：「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウェル圧力、圧力抑制室圧力又はドライウェル温度指示値が、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p> <p style="text-align: center;">【1.6.2.2(1)a.(b)】</p> <p>ii. 操作手順 ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ手順については、「1.6.2.1(1)a.(b)ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ」及び「1.6.2.2(1)a.(b)ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで20分以内で可能である。</p> <p>c. ろ過水タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水 ろ過水タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水手段は、ろ過水ポンプを使用した注水手段がある。</p> <p>(a)ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプにより、ペDESTAL注水配管又はスプレイ管を使用して原子炉格納容器下部に注水することで、原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。 炉心損傷の進展により原子炉圧力容器が破損に至る可能性がある場合において、あらかじめ原子炉格納容器下部への初期水張りを実施する。 また、原子炉圧力容器破損後は、原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心を冠水冷却するため、原子炉格納容器下部への注水を継続する。その際は、サプレッションプールが外部水源注水量限界に到達しないようにするため、ドライウェル水位を0.02m～0.23mに維持する。</p>			<p>自主対策の相違（差異理由③）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>(i) 原子炉格納容器下部への初期水張り ろ過水ポンプ（ペDESTAL注水配管使用）の場合は、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が300℃に達した場合で、代替循環冷却系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）及び原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水ができず、ろ過水ポンプ（ペDESTAL注水配管使用）が使用可能な場合*1。 ろ過水ポンプ（スプレイ管使用）の場合は、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が300℃に達した場合で、代替循環冷却系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）及びろ過水ポンプ（ペDESTAL注水配管使用）による原子炉格納容器下部への注水ができず、ろ過水ポンプ（スプレイ管使用）が使用可能な場合*1。</p> <p>(ii) 原子炉圧力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水 ろ過水ポンプ（スプレイ管使用）の場合は、原子炉圧力容器の破損の徴候*2及び破損によるパラメータの変化*3により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、代替循環冷却系、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）及び原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水ができず、ろ過水ポンプ（スプレイ管使用）が使用可能な場合*1。 ろ過水ポンプ（ペDESTAL注水配管使用）の場合は、原子炉圧力容器の破損の徴候*2及び破損によるパラメータの変化*3により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、代替循環冷却系、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）及びろ過水ポンプ（スプレイ管使用）による原子炉格納容器下部への注水ができず、ろ過水ポンプ（ペDESTAL注水配管使用）が使用可能な場合*1。 ※1：設備に異常がなく、電源及び水源（ろ過水タンク）が確保されている場合。 ※2：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。 ※3：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失、原</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>子炉压力容器内の圧力の低下、原子炉格納容器内の圧力の上昇、原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下、原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>【1.8.2.1(1)g.】</p> <p>ii. 操作手順 ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水手順については、「1.8.2.1(1)g. ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、作業開始を判断してからペDESTAL注水配管又はスプレイ管を使用したろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 (i) 原子炉格納容器下部への初期水張り 運転員（中央制御室）1名にて実施した場合、20分以内で可能である。 (ii) 原子炉压力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水 運転員（中央制御室）1名にて実施した場合、5分以内で可能である。</p> <p>d. ろ過水タンクを水源とした使用済燃料プールへの注水 ろ過水タンクを水源とした使用済燃料プールへの注水手段は、ろ過水ポンプを使用した注水手段がある。</p> <p>(a) ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に、ろ過水タンクを水源として、ろ過水ポンプにより、ろ過水系配管、補給水系配管、残留熱除去系配管及び燃料プール冷却浄化系配管を経由して使用済燃料プールへ注水する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 以下のいずれかの状況に至り、ろ過水ポンプが使用可能な場合*。 ・燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。 ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。 ※設備に異常がなく、電源及び水源（ろ過水タンク）が確保されている場合。</p> <p>【1.11.2.1(1)c.】</p>			<p>自主対策の相違（差異理由③）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>ii. 操作手順 ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水手順については、「1.11.2.1(1)c. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからろ過水ポンプによる使用済燃料プール注水開始まで45分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(4) 淡水貯水槽を水源とした対応手順 重大事故等が発生した場合において、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）を水源とした原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給、原子炉格納容器下部への注水、原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水／スプレイを行う手順を整備する。</p> <p>a. 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による送水</p> <p>原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器下部への注水、原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールの冷却に用いる常設の設備が使用できない場合に大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による各種注水を行う。また、原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の水位が低下した場合に大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による補給を行う。</p> <p>本手順では重大事故等対応要員による水源特定、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の設置、接続口までのホース接続及び大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による送水までの手順を整備し、接続口から注水等が必要な箇所までの操作手順については各条文にて整備する（手順のリンク先については、1.13.2.1(4)b. ～1.13.2.1(4)g. , 1.13.2.2(1)a. (a)に示す。）。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の水源は淡水貯水槽（No. 1）（淡水）又は淡水貯水槽（No. 2）（淡水）を優先して使用する。淡水による各種注水が枯渇により継続できないおそれがある場合は、海水による各種注水に切り替えるが、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）を経由して注水が必要な箇所へ送水することにより、各種注水を継続しながら淡水から海水への水源の切替えが可能である。ただし、原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給は、淡水補給のみとする。</p> <p>なお、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）への補給は、「1.13.2.2(2) a. 大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による淡水貯水槽への補給」の手順にて実施する。</p> <p>水源特定、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）設置、接続口までのホース接続及び送水の一連の流れはどの対応においても同じであり、水源から接続口までの距離によりホース数量が決まる。</p> <p>なお、水源と接続口の選択は、水源と接続口の距離が最短となる組合せを優先して選択する（燃料プール代替注水系及び燃料プールスプレイ系については、送水先が建屋接続口だけでなく原子炉建屋内に敷設したホースに接続する手段もある。）。</p>			<p>設備の相違（差異理由④）</p> <p>設備の相違（差異理由④）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(a) 手順着手の判断基準 復水貯蔵タンク、サブプレッションチェンバ及びろ過水タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水等の各種注水ができない場合。また、原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の水位が通常水位を下回ると判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による送水手順の概略は以下のとおり。概要図を第1.13-2図に、タイムチャートを第1.13-3図に、淡水貯水槽から各種注水ルート図を第1.13-35図に示す。</p> <p>①発電所対策本部は、プラントの被災状況に応じて、大容量送水ポンプ（タイプI）による各種注水/補給を行うことを決定し、各種注水/補給のための接続口の場所及び大容量送水ポンプ（タイプI）の淡水貯水槽への設置を決定し、重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ（タイプI）による淡水の供給の準備開始を指示する。</p> <p>②重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）を淡水貯水槽へ移動させる。</p> <p>③重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属品を所定の場所に設置する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）にホースを接続し、ミニマムフローラインを構成する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属水中ポンプにホースを接続し、付属水中ポンプを淡水貯水槽取水箇所へ設置する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、ホース延長回収車で注水用ヘッダを運搬し、原子炉建屋付近に設置する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、ホース延長回収車を使用し大容量送水ポンプ（タイプI）から注水用ヘッダまでのホースを敷設する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、各接続先にホースを接続し、水の供給先に応じて必要な系統構成を実施する。</p> <p>⑨重大事故等対応要員は、発電所対策本部へ大容量送水ポンプ（タイプI）による送水準備完了を報告する。</p> <p>⑩発電所対策本部は、重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ（タイプI）による送水開始を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプI）を起動及び送水圧力を設定し、水の供給先に応じた注水用ヘッダ付属の流量調整弁の開操作により淡水貯水槽の水の送水を開始し、発電所対策本部へ報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>上記の操作は、重大事故等対応要員9名にて作業を実施し、作業開始を判断してから大容量送水ポンプ（タイプI）による淡水貯水槽からの送水準備完了まで380分以内で実施可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>構内のアクセスルート状況を考慮して淡水貯水槽から送水先へホースを敷設し、送水ルートを確認する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p style="text-align: center;">（添付資料 1.13.3）</p> <p>b. 淡水貯水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水</p> <p>淡水貯水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水手段としては、低圧代替注水系（可搬型）がある。</p> <p>(a) 淡水貯水槽を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水</p> <p>復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合、残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に、低圧代替注水系（可搬型）を起動し、淡水貯水槽を水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>(i) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水</p> <p>復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合において、低圧代替注水系（可搬型）が使用可能な場合*。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源、燃料及び水源（淡水貯水槽（No.1）又は淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。 【1.4.2.1(1)a.(c)】</p> <p>(ii) 残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水</p>			<p>設備の相違（差異理由④）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>原子炉压力容器の破損によるパラメータの変化^{*1}により原子炉压力容器の破損を判断した場合において、低圧代替注水系（可搬型）による原子炉压力容器への注水が可能な場合^{*2}。</p> <p>※1：「原子炉压力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失、原子炉压力容器内の圧力の低下、原子炉格納容器内の圧力の上昇、原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下、原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>※2：低圧代替注水系（可搬型）により原子炉压力容器への注水に必要な流量（崩壊熱相当）が確保できる場合。</p> <p>【1.4.2.1(3)a.(c)】</p> <p>(iii) 熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉压力容器への注水炉心損傷を判断した場合^{*1}において、復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉压力容器への注水ができず、低圧代替注水系（可搬型）が使用可能な場合^{*2}。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉压力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源、燃料及び水源（淡水貯水槽（No.1）又は淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。</p> <p>【1.8.2.2(1)b.】</p> <p>ii. 操作手順 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉压力容器への注水手順については、「1.4.2.1(1)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉压力容器への注水」、残存熔融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉压力容器への注水手順については、「1.4.2.1(3)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による残存熔融炉心の冷却」、熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉压力容器への注水手順については、「1.8.2.2(1)b. 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉压力容器への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 (i) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉压力容器への注水</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>上記の操作は、作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉压力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。</p> <p>【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 <p>【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 <p>【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 <p>(ii) 残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉压力容器への注水</p> <p>上記の操作は、作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉压力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。</p> <p>【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 <p>【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 <p>(iii) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉压力容器への注水</p> <p>上記の操作は、作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉压力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。</p> <p>【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 <p>【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>c. 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却</p> <p>淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却手段としては、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイがある。</p> <p>(a) 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が故障により使用できず、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器内にスプレイできない場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内にスプレイする。</p> <p>スプレイ作動後は外部水源による原子炉格納容器内へのスプレイでのサブプレッションプール水位の上昇及び原子炉格納容器内の圧力が負圧とならないように、スプレイの起動/停止を行う。</p> <p>なお、本手順はプラント状況や周辺の現場状況により大容量送水ポンプ（タイプI）の接続先を複数ある接続口から任意に選択できる構成としている。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>(i) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前）</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイができない場合において、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合※。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源、燃料及び水源（淡水貯水槽（No.1）又は淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。</p> <p>【1.6.2.1(1)a.(c)】</p> <p>(ii) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後）</p> <p>炉心損傷を判断した場合※¹において、残留熱除去系（格納</p>			<p>設備の相違（差異理由④）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>容器スプレイ冷却モード)による原子炉格納容器内へのスプレイができず、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源、燃料及び水源(淡水貯水槽(No.1)又は淡水貯水槽(No.2))が確保されている場合。 【1.6.2.2(1)a.(c)】</p> <p>ii. 操作手順 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却手順については、「1.6.2.1(1)a.(c) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ」及び「1.6.2.2(1)a.(c) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 (i) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ(炉心損傷前) 上記の操作は、作業開始を判断してから原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【格納容器スプレイ接続口(北)又は格納容器スプレイ接続口(東)を使用する場合】 ・運転員(中央制御室)1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口(建屋内)を使用する場合】 ・運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口(建屋内)を使用する場合(故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合)】 ・運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。</p> <p>(ii) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ(炉心損傷後) 上記の操作は、作業開始を判断してから原子炉格納容器代</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。</p> <p>【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 <p>【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>d. 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給</p> <p>淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給手段としては、大容量送水ポンプ（タイプI）による水補給がある。</p> <p>(a) 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給残留熱除去系の機能が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、原子炉格納容器フィルタベント系により最終ヒートシンク（大気）へ熱を輸送する。</p> <p>フィルタ装置の水位が通常水位を下回り下限水位（許容最小水量）に到達する前に、給水ラインからフィルタ装置への水補給を実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>フィルタ装置の水位が規定水位まで低下した場合。</p> <p>【1.5.2.1(1)a. (b)】 【1.7.2.1(2)b.】</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給手順については、「1.5.2.1(1)a. (b)フィルタ装置への水補給」及び「1.7.2.1(2)b.フィルタ装置への水補給」にて整備する。</p>			<p>設備の相違（差異理由④）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名*及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから大容量送水ポンプ（タイプI）による注水開始まで380分以内で可能である。 炉心損傷がない状況下での原子炉格納容器ベントであることから、本操作における作業エリアの被ばく線量率は低く、作業は可能である。 なお、屋外における本操作は原子炉格納容器ベント実施後の短期間において、フィルタ装置への水補給を行うものではないことから、大気中に放出された放射性物質から受ける放射線量は低下しているため作業可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。また、ホース等の接続は速やかに作業ができるように、大容量送水ポンプ（タイプI）の保管場所に使用工具、ホース等を配備する。 車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。 ※：フィルタ装置水・薬液補給接続口（建屋内）へホースを接続する場合に必要な要員。</p> <p>e. 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器下部への注水 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器下部への注水手段は、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）がある。</p> <p>(a) 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため原子炉格納容器下部注水系（可搬型）により原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。 原子炉圧力容器破損後は、原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心を冠水冷却するため、原子炉格納容器下部への注水を継続する。その際は、サブプレッションプールの水位が外部水源注水量限界に到達しないようにするため、ドライウエル水位を0.02m～0.23mに維持する。 なお、本手順はプラント状況や周辺の現場状況により原子炉・格納容器下部注水接続口（北）、原子炉・格納容器下部注水接続口（東）及び原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を任意に選択できる構成としている。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 原子炉圧力容器の破損の徴候*1及び破損によるパラメータの変化*2により原子炉圧力容器の破損を判断した場合</p>			<p>設備の相違（差異理由④）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>で、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水ができず、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）が使用可能な場合^{※3}。</p> <p>※1：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。</p> <p>※2：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、原子炉格納容器内の圧力の上昇、原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下、原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>※3：設備に異常がなく、電源、燃料及び水源（淡水貯水槽（No.1）又は淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。</p> <p>【1.8.2.1(1)c.】</p> <p>ii. 操作手順 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水手順については、「1.8.2.1(1)c. 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、作業開始を判断してから原子炉圧力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。</p> <p>【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 <p>【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(b) 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>器の破損を防止するため原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）によりスプレイ管を使用して原子炉格納容器下部に注水することで、原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。</p> <p>原子炉压力容器破損後は、原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心を冠水冷却するため、原子炉格納容器下部への注水を継続する。その際は、サプレッションプールの水位が外部水源注水量限界に到達しないようにするため、ドライウエル水位を0.02m～0.23mに維持する。</p> <p>なお、本手順はプラント状況や周辺の現場状況により格納容器スプレイ接続口（北）、格納容器スプレイ接続口（東）及び格納容器スプレイ接続口（建屋内）を任意に選択できる構成としている。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉压力容器の破損の徴候^{*1}及び破損によるパラメータの変化^{*2}により原子炉压力容器の破損を判断した場合で、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合^{*3}。</p> <p>※1：「原子炉压力容器の破損の徴候」は、原子炉压力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加、原子炉压力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。</p> <p>※2：「原子炉压力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失、原子炉压力容器内の圧力の低下、原子炉格納容器内の圧力の上昇、原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下、原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>※3：設備に異常がなく、電源、燃料及び水源（淡水貯水槽（No.1）又は淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。</p> <p>【1.8.2.1(1)f.】</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水手順については、「1.8.2.1(1)f. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、作業開始を判断してから原子炉压力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。</p> <p>【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名 			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。</p> <p>【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】</p> <p>・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>f. 淡水貯水槽を水源とした原子炉ウェルへの注水</p> <p>淡水貯水槽を水源とした原子炉ウェルへの注水手段は、原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）がある。</p> <p>(a) 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェル注水</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉建屋等の水素爆発を防止するため、淡水貯水槽（No.1）又は淡水貯水槽（No.2）を水源として原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）により原子炉ウェルに注水することで原子炉格納容器頂部を冷却し、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟への水素漏えいを抑制する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{*1}において、原子炉格納容器内の温度が171℃を超えるおそれがある場合で、原子炉格納容器頂部注水(可搬型)が使用可能な場合^{*2}。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、燃料及び水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。</p> <p>【1.10.2.1(2)b.】</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェルへの注水手順については、</p> <p>「1.10.2.1(2)b. 原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェルへの注水（淡水/海水）」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性</p>			<p>設備の相違（差異理由④）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施し、作業開始を判断してから原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェルへの注水開始まで380分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>なお、一度ドライウェル主フランジ部が冠水するまで注水した後は、蒸発による水位低下を考慮して定期的に注水し、ドライウェル主フランジ部が冠水する水位を維持することにより、ドライウェル主フランジのシール部温度をシールの健全性を保つことができる温度以下に抑えることが可能である。</p> <p>g. 淡水貯水槽を水源とした使用済燃料プールへの注水／スプレイ</p> <p>淡水貯水槽を水源とした使用済燃料プールへの注水／スプレイ手段としては、燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールのスプレイ系（常設配管）及び燃料プールのスプレイ系（可搬型）がある。</p> <p>(a) 淡水貯水槽を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に、代替淡水源（淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2））を水源として燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した大容量送水ポンプ（タイプI）により使用済燃料プールへ注水する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかの状況に至った場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。 ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。 <p>【1.11.2.1(1) a.】</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>淡水貯水槽を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水手順については、</p>			<p>設備の相違（差異理由④）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>「1.11.2.1(1) a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 作業開始を判断してから燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【燃料プール注水接続口（北）又は燃料プール注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。 【燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。 【燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(b) 淡水貯水槽を水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料プールからの小規模な水の漏えいが発生した場合に、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）又は淡水貯水槽（No.2））を水源とし大容量送水ポンプ（タイプI）により使用済燃料プールへ注水する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 以下のいずれかの状況に至り、燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水ができない場合。ただし、燃料取替床へアクセスできる場合。 ・燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。 ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、復</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>旧が見込めない場合。 【1.11.2.1(1)b.】 ii. 操作手順 淡水貯水槽を水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水手順については、 「1.11.2.1(1) b. 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施し、作業開始を判断してから燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水開始まで380分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。また、速やかに作業が開始できるよう、原子炉建屋内で使用する資機材は作業場所近傍に配備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(c) 淡水貯水槽を水源とした燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ 使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が異常に低下し、燃料プール代替注水設備による注水を実施しても水位を維持できない場合に、大容量送水ポンプ（タイプI）により、燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至った場合。 ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・使用済燃料プールの水位が、使用済燃料貯蔵ラック上端+6,000mmを下回ったことを使用済燃料プール水位/温度にて確認した場合。 【1.11.2.2(1)a.】</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>ii. 操作手順 淡水貯水槽を水源とした燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ手順については、「1.11.2.2(1)a. 燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 作業開始を判断してから燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【燃料プールスプレイ接続口（北）又は燃料プールスプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。 【燃料プールスプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。 【燃料プールスプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(d) 淡水貯水槽を水源とした燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより、使用済燃料プールの水位が異常に低下し、燃料プール代替注水設備による注水を実施しても水位を維持できない場合に、燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイを優先して使用するが、これが機能喪失した場合は、可搬型のスプレイノズルを使用した使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>i. 手順着手の判断基準 使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至り、燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイができない場合。ただし、燃料取替床へアクセスできる場合。 ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・使用済燃料プールの水位が、使用済燃料貯蔵ラック上端+6,000mm を下回ったことを使用済燃料プール水位/温度にて確認した場合。 【1.11.2.2(1)b.】</p> <p>ii. 操作手順 淡水貯水槽を水源とした燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ手順については、「1.11.2.2(1)b. 燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施し、作業開始を判断してから燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ開始まで380分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。また、速やかに作業を開始できるよう、原子炉建屋内で使用する資機材は作業場所近傍に配備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(5) 淡水タンクを水源とした対応手順 重大事故等が発生した場合において、ろ過水タンク、純水タンク及び原水タンク（以下「淡水タンク」という。）を水源とした原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給、原子炉格納容器下部への注水、原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイを行う手順を整備する。</p> <p>a. 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による送水 原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器下部への注水、原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールの冷却に用いる常設の設備が使用できない場合に大容量送水ポンプ（タイプI）による各種注水を行う。また、原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の水位が低下した場合に大容量送水ポンプ（タイプI）による補給を行う。 本手順では、重大事故等対応要員による水源特定、大容量送水ポンプ（タイプI）の設置、接続口までのホース接続及び大容量送水ポンプ（タイプI）による送水までの手順を整備し、接続口から注水等が必要な箇所までの操作手順について各条文中にて整備する（手順のリンク先については、1.13.2.1(5)b.～1.13.2.1(5)g.、1.13.2.2(1)a.(b)に示す。）。 水源特定、大容量送水ポンプ（タイプI）の設置、接続口までのホース接続、送水の一連の流れはどの対応においても同じであり、水源から接続口までの距離によりホース数量が決まる。 なお、水源と接続口の選択は、水源と接続口の距離が最短となる組合せを優先して選択する（燃料プール代替注水系及び燃料プールスプレイ系については、送水先が建屋接続口だけでなく原子炉建屋内に敷設したホースに接続する手段もある。）。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 復水貯蔵タンク、サブプレッションチェンバ及び淡水貯水槽を水源とした原子炉圧力容器への注水等の各種注水ができない場合。また、原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の水位が通常水位を下回ると判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p>			<p>自主対策の相違（差異理由⑤）</p> <p>自主対策の相違（差異理由⑤）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>大容量送水ポンプ（タイプI）による送水手順の概略は以下のとおり。概要図を第1.13-4図に、タイムチャートを第1.13-5図に示す。</p> <p>①発電所対策本部は、プラントの被災状況に応じて、大容量送水ポンプ（タイプI）による淡水タンクを水源とした各種注水/補給を行うことを決定し、各種注水/補給のための接続口の場所及び大容量送水ポンプ（タイプI）のろ過水タンクへの設置を決定し、重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ（タイプI）による淡水の供給の準備開始を指示する。</p> <p>②重大事故等対応要員は、指示を受けたろ過水タンク付近へ大容量送水ポンプ（タイプI）を移動させる。</p> <p>③重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属品を所定の場所に設置する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）にホースを接続し、ミニマムフローラインを構成する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属水中ポンプにホースを接続し、付属水中ポンプをろ過水タンクの接続箇所へ設置する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、ホース延長回収車で注水用ヘッダを運搬し、原子炉建屋付近に設置する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、ホース延長回収車を使用し大容量送水ポンプ（タイプI）から注水用ヘッダまでのホースを敷設する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、各接続先にホースを接続し、水の供給先に応じて必要な系統構成を実施する。</p> <p>⑨重大事故等対応要員は、淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による淡水の供給準備完了を発電所対策本部へ報告する。</p> <p>⑩発電所対策本部は、重大事故等対応要員に淡水タンクからの淡水の送水開始を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、現場にてろ過水タンク非常用接続端止め弁（大容量送水ポンプ用）及びろ過水タンク非常用戻り側接続端止め弁（大容量水ポンプ用）の全開操作を実施する。</p> <p>⑫重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプI）を起動及び送水圧力を設定し、水の供給先に応じた注水用ヘッダ付属の流量調整弁の開操作により淡水タンクの水の送水を開始し、発電所対策本部へ報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、重大事故等対応要員9名にて作業を実施し、作業開始を判断してから大容量送水ポンプ（タイプI）による淡水タンクからの淡水の送水準備完了まで380分以内で実施可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>構内のアクセスルート状況を考慮して淡水タンクから送水先へホースを敷設し、送水ルートを確認する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>（添付資料1.13.3）</p> <p>b. 淡水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水</p> <p>淡水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水手段は、低圧代替注水系（可搬型）がある。</p> <p>(a) 淡水タンクを水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合、残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合、又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に、低圧代替注水系（可搬型）を起動し、淡水タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 (i) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合において、低圧代替注水系（可搬型）が使用可能な場合*。 ※：設備に異常がなく、電源、燃料及び水源（淡水タンク）が確保されている場合。</p> <p style="text-align: center;">【1.4.2.1(1)a.(c)】</p> <p>(ii) 残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化*¹により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において、低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水が可能な場合*²。 ※1：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失、原</p>			<p>自主対策の相違（差異理由⑤）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>子炉压力容器内の圧力の低下、原子炉格納容器内の圧力の上昇、原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下、原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>※2：低圧代替注水系（可搬型）により原子炉压力容器への注水に必要な流量（崩壊熱相当）が確保できる場合。</p> <p>【1.4.2.1(3)a.(c)】</p> <p>(iii) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉压力容器への注水 炉心損傷を判断した場合※1において、復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉压力容器への注水ができず、低圧代替注水系（可搬型）が使用可能な場合※2。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉压力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源、燃料及び水源（淡水タンク）が確保されている場合。</p> <p>【1.8.2.2(1)b.】</p> <p>ii. 操作手順 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉压力容器への注水手順については、「1.4.2.1(1)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉压力容器への注水」、残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉压力容器への注水手順については、「1.4.2.1(3)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却」、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉压力容器への注水手順については、「1.8.2.2(1)b. 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉压力容器への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 (i) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉压力容器への注水 上記の操作は、作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉压力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。</p> <p>【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】</p> <p>・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。</p> <p>【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>場合】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。</p> <p>(ii) 残存熔融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は、作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。</p> <p>(iii) 熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は、作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホース接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>c. 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却手段は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）がある。</p> <p>(a) 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が故障により使用できず、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器内にスプレイできない場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内にスプレイする。 スプレイ作動後は外部水源による原子炉格納容器内へのスプレイでのサブレーションプール水位の上昇及び原子炉格納容器内の圧力が負圧とならないように、スプレイの起動/停止を行う。 なお、本手順はプラント状況や周辺の現場状況により大容量送水ポンプ（タイプI）の接続先を複数ある接続口から任意に選択できる構成としている。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 (i) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイができない場合において、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合*。 ※：設備に異常がなく、電源、燃料及び水源（淡水タンク）が確保されている場合。 【1.6.2.1(1)a.(c)】</p> <p>(ii) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合*¹において、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイができず、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合*²。 ※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。 ※2：設備に異常がなく、電源、燃料及び水源（淡水タンク）が確保されている場合。</p>			<p>自主対策の相違（差異理由⑤）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>ク) が確保されている場合。 【1.6.2.2(1)a.(c)】</p> <p>ii. 操作手順 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却手順については、「1.6.2.1(1)a.(c)原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ」及び「1.6.2.2(1)a.(c)原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 (i) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 上記の操作は、作業開始を判断してから原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。</p> <p>(ii) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 上記の操作は、作業開始を判断してから原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>d. 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給</p> <p>淡水タンクを水源とした原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給手段は、大容量送水ポンプ（タイプI）による水補給がある。</p> <p>(a) 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給</p> <p>残留熱除去系の機能が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、原子炉格納容器フィルタベント系により最終ヒートシンク（大気）へ熱を輸送する。フィルタ装置の水位が通常水位を下回り下限水位（許容最小水量）に到達する前に、給水ラインからフィルタ装置への水補給を実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>フィルタ装置の水位が規定水位まで低下した場合。 【1.5.2.1(1)a. (b)】 【1.7.2.1(2)b.】</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>淡水タンクを水源とした原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給手順については、「1.5.2.1(1)a. (b)フィルタ装置への水補給」及び「1.7.2.1(2)b.フィルタ装置への水補給」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名*及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから大容量送水ポンプ（タイプI）による注水開始まで380分以内で可能である。</p> <p>炉心損傷がない状況下での原子炉格納容器ベントであることから、本操作における作業エリアの被ばく線量率は低</p>			<p>自主対策の相違（差異理由⑤）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>く、作業は可能である。 なお、屋外における本操作は原子炉格納容器ベント実施後の短期間において、フィルタ装置への水補給を行うものでないことから、大気中に放出された放射性物質から受ける放射線量は低下しているため作業可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。また、ホース等の接続は速やかに作業ができるように、大容量送水ポンプ（タイプI）の保管場所に使用工具、ホース等を配備する。 車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。 ※：フィルタ装置水・薬液補給接続口（建屋内）へホースを接続する場合に必要な要員</p> <p>e. 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水手段は、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）がある。</p> <p>(a) 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため原子炉格納容器下部注水系（可搬型）により原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。 原子炉圧力容器破損後に、原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心を冠水冷却するため、原子炉格納容器下部への注水を継続する。その際は、サプレッションプールの水位が外部水源注水量限界に到達しないようにするため、ドライウェル水位を0.02m～0.23mに維持する。 なお、本手順はプラント状況や周辺の現場状況により原子炉・格納容器下部注水接続口（北）、原子炉・格納容器下部注水接続口（東）及び原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を任意に選択できる構成としている。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 原子炉圧力容器の破損の徴候※1及び破損によるパラメータの変化※2により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水ができず、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）が使用可能な場合※3。 ※1：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。 ※2：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」</p>			<p>自主対策の相違（差異理由⑤）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>は、原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失、原子炉压力容器内の圧力の低下、原子炉格納容器内の圧力の上昇、原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下、原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。 ※3：設備に異常がなく、電源、燃料及び水源（淡水タンク）が確保されている場合。 【1.8.2.1(1)c.】</p> <p>ii. 操作手順 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水手順については、「1.8.2.1(1)c. 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、作業開始を判断してから原子炉压力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(b) 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）によりスプレイ管を使用して原子炉格納容器下部に注水することで、原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。 原子炉压力容器破損後は、原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心を冠水冷却するため、原子炉格納容器下部への注水を継続する。その際は、サブプレッションプールの水位</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>が外部水源注水量限界に到達しないようにするため、ドライウェル水位を0.02m～0.23mに維持する。</p> <p>なお、本手順はプラント状況や周辺の現場状況により格納容器スプレイ接続口（北）、格納容器スプレイ接続口（東）及び格納容器スプレイ接続口（建屋内）を任意に選択できる構成としている。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉圧力容器の破損の徴候^{*1}及び破損によるパラメータの変化^{*2}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合^{*3}。</p> <p>※1：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。</p> <p>※2：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、原子炉格納容器内の圧力の上昇、原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下、原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>※3：設備に異常がなく、電源、燃料及び水源（淡水タンク）が確保されている場合。</p> <p>【1.8.2.1(1)f.】</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>淡水タンクを水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水手順については、「1.8.2.1(1)f. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、作業開始を判断してから原子炉圧力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。</p> <p>【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 <p>【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>f. 淡水タンクを水源とした原子炉ウェルへの注水 淡水タンクを水源とした原子炉ウェルへの注水手段は、原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）がある。</p> <p>(a) 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェル注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉建屋等の水素爆発を防止するため、淡水タンクを水源として原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）により原子炉ウェルに注水することで原子炉格納容器頂部を冷却し、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟への水素漏えいを抑制する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合^{*1}において、原子炉格納容器内の温度が171℃を超えるおそれがある場合で、原子炉格納容器頂部注水(可搬型)が使用可能な場合^{*2}。 ※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。 ※2：設備に異常がなく、燃料及び水源（淡水タンク）が確保されている場合。 【1.10.2.1(2)b.】</p> <p>ii. 操作手順 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェルへの注水手順については、「1.10.2.1(2)b. 原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェルへの注水（淡水/海水）」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施し、作業開始を判断してから原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェルへの注水開始まで380分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可</p>			<p>自主対策の相違（差異理由⑤）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。 なお、一度ドライウェル主フランジ部が冠水するまで注水した後は、蒸発による水位低下を考慮して定期的に注水し、ドライウェル主フランジ部が冠水する水位を維持することにより、ドライウェル主フランジのシール部温度をシールの健全性を保つことができる温度以下に抑えることが可能である。</p> <p>g. 淡水タンクを水源とした使用済燃料プールへの注水／スプレイ 淡水タンクを水源とした使用済燃料プールへの注水／スプレイ手段は、燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールのスプレイ系（常設配管）及び燃料プールのスプレイ系（可搬型）がある。</p> <p>(a) 淡水タンクを水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に、淡水タンクを水源として燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した大容量送水ポンプ（タイプI）により使用済燃料プールへ注水する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 以下のいずれかの状況に至った場合。 ・燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。 ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。 【1.11.2.1(1)a.】</p> <p>ii. 操作手順 淡水タンクを水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水手順については、「1.11.2.1(1)a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 作業開始を判断してから燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【燃料プール注水接続口（北）又は燃料プール注水接続口（東）を使用する場合】</p>			<p>自主対策の相違（差異理由⑤）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。</p> <p>【燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合】</p> <p>・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。</p> <p>【燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】</p> <p>・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(b) 淡水タンクを水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に、淡水タンクを水源とし大容量送水ポンプ（タイプI）により使用済燃料プールへ注水する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかの状況に至り、燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水ができない場合。ただし、燃料取替床へアクセスできる場合。</p> <p>・燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。</p> <p>・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>淡水タンクを水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水手順については、「1.11.2.1(1) b. 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施し、作</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>業開始を判断してから燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水開始まで380分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。また、速やかに作業が開始できるよう、原子炉建屋内で使用する資機材は作業場所近傍に配備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(c) 淡水タンクを水源とした燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が異常に低下し、燃料プール代替注水設備による注水を実施しても水位を維持できない場合に、大容量送水送水ポンプ（タイプI）により、燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至った場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・使用済燃料プールの水位が、使用済燃料貯蔵ラック上端+6,000mmを下回ったことを使用済燃料プール水位/温度にて確認した場合。 <p>【1.11.2.2(1)a.】</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>淡水タンクを水源とした燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ手順については、「1.11.2.2(1)a. 燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>作業開始を判断してから燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。</p> <p>【燃料プールのスプレイ接続口（北）又は燃料プールのスプレイ接続口（東）を使用する場合】</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。</p> <p>【燃料プールスプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】</p> <p>・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(d) 淡水タンクを水源とした燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより、使用済燃料プールの水位が異常に低下し、燃料プール代替注水設備による注水を実施しても水位を維持できない場合に、燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイを優先して使用するが、これが機能喪失した場合は、可搬型のスプレイノズルを使用した使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至り、燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイができない場合。ただし、燃料取替床へアクセスできる場合。</p> <p>・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。</p> <p>・使用済燃料プールの水位が、使用済燃料貯蔵ラック上端+6,000mmを下回ったことを使用済燃料プール水位/温度にて確認した場合。</p> <p>【1.11.2.2(1)b.】</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>淡水タンクを水源とした燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ手順については、「1.11.2.2(1)b. 燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施し、作業開始を判断してから燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ開始まで380分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。また、速やかに作業が開始できるよう、原子炉建屋内で使用する資機材は作業場所近傍に配備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>h. 淡水タンクを水源とした使用済燃料プールへのスプレイ</p> <p>淡水タンクを水源とした使用済燃料プールへのスプレイ手段は、化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイがある。</p> <p>(a) 淡水タンクを水源とした化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイ</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合に、化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイが使用可能※であり、使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至った場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・使用済燃料プールの水位が、使用済燃料貯蔵ラック上端+6,000mmを下回ったことを使用済燃料プール水位/温度にて確認した場合。 <p>※設備に異常がなく、電源及び水源（ろ過水タンク）が確保されており、消火を必要とする火災が発生していない場合で、大容量送水ポンプ（タイプI）の設置完了時間より</p>			<p>自主対策の相違（差異理由⑤）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>早い場合。 【1.11.2.2(1)c.】</p> <p>ii. 操作手順 淡水タンクを水源とした化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイ手順については、 「1.11.2.2(1)c. 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイ」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、初期消火要員（消防車隊）6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイ開始まで125分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。化学消防自動車及び大型化学高所放水車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(6) 海を水源とした対応手順</p> <p>重大事故等時、海を水源とした原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器下部への注水、原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイを行う手順を整備する。</p> <p>重大事故等時、海を水源とした原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）による補機冷却水確保、最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送、大気への放射性物質の拡散抑制及び航空機燃料火災への泡消火を行う手順を整備する。</p> <p>a. 海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種注水）</p> <p>原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器下部への注水、原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールの冷却に用いる常設の設備が使用できない場合に大容量送水ポンプ（タイプI）による各種注水を行う。</p> <p>本手順では重大事故等対応要員による水源特定、大容量送水ポンプ（タイプI）の設置、接続口までのホース接続及び大容量送水ポンプ（タイプI）による送水までの手順を整備し、接続口から注水等が必要な箇所までの操作手順については各条文にて整備する（手順のリンク先については、1.13.2.1(6)c. ～1.13.2.1(6)g., 1.13.2.2(1)a. (c)に示す。）。水源特定、接続口までのホース接続、送水の一連の流れはどの対応においても同じであり、水源から供給先までの距離によりホース数量が決まる。</p> <p>なお、水源と接続口の実地は、水源と接続口の距離が最短となる組合せを優先して選択する（燃料プール代替注水系（可搬型）及び燃料プールスプレイ系（可搬型）では、接続口ではなく原子炉建屋内に敷設したホースに接続する。）。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>復水貯蔵タンク、サブレーションチェンバ、ろ過水タンク、淡水タンク、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）を水源とした原子炉圧力容器への注水等の各種注水ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による送水手順の概略は以下のとおり。概要図を第1.13-6図に、タイムチャートを第1.13-7図及び第1.13-8図に、海か</p>			<p>記載方針の相違（差異理由⑥）</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑥）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>ら各種注水ルート図を第1.13-36 図及び第1.13-37 図に示す。</p> <p>①発電所対策本部は、プラントの被災状況に応じて、大容量送水ポンプ（タイプI）による海を水源とした各種注水、接続口の場所及び海水取水箇所を決定し、重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ（タイプI）による海水の送水の準備開始を指示する。</p> <p>②a 取水口から海水を取水する場合 重大事故等対応要員は、指示を受けた海水取水箇所付近へ大容量送水ポンプ（タイプI）を移動させる。</p> <p>②b 海水ポンプ室から海水を取水する場合 重大事故等対応要員は、指示を受けた海水取水箇所付近へ大容量送水ポンプ（タイプI）を移動させ、防潮壁を開放し大容量送水ポンプ（タイプI）を防潮壁内へ移動させる。</p> <p>③重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属品を所定の場所に設置する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）にホースを接続し、ミニマムフローラインを構成する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属水中ポンプにホースを接続し、付属水中ポンプを海水取水箇所へ設置する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、ホース延長回収車で注水用ヘッドを運搬し、原子炉建屋付近に設置する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、ホース延長回収車を使用し大容量送水ポンプ（タイプI）から注水用ヘッドまでのホースを敷設する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、各接続先にホースを接続し、水の供給先に応じて必要な系統構成を実施する。</p> <p>⑨重大事故等対応要員は、海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による海水の送水準備完了を発電所対策本部へ報告する。</p> <p>⑩発電所対策本部は、重大事故等対応要員に海からの海水の送水開始を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプI）を起動及び送水圧力を設定し、水の供給先に応じた注水用ヘッド付属の流量調整弁の開操作により海水の送水を開始し、発電所対策本部へ報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、重大事故等対応要員9名にて作業を実施し、作業開始を判断してから大容量送水ポンプ（タイプI）による送水準備完了まで、取水口取水の場合380分以内、海水ポンプ室取水の場合370分以内で実施可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>構内のアクセスルート状況を考慮して海から送水先へホースを敷設し、送水ルートを確認する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>（添付資料 1.13.3）</p> <p>b. 海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種供給）</p> <p>海を水源とした最終ヒートシンク（海洋）への代替熱輸送、大気への放射性物質の拡散抑制及び航空機燃料火災への泡消火が必要な場合に大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による各種海水供給を行う。</p> <p>本手順では重大事故等対応要員による水源特定、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の設置、接続口までのホース接続及び大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による送水までの手順を整備し、供給先以降の操作手順については各条文にて整備する（手順のリンク先については、1.13.2.1(6)h.～1.13.2.1(6)k.に示す。）。</p> <p>水源特定、接続口までのホース接続、送水の一連の流れはどの対応においても同じであり、水源から供給先までの距離によりホース数量が決まる。</p> <p>なお、水源と接続口の選択は、水源と接続口の距離が最短となる組合せを優先して選択する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>海を水源とした最終ヒートシンク（海洋）への代替熱輸送、大気への放射性物質の拡散抑制及び航空機燃料火災への泡消火が必要な場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による送水手順の概略は以下のとおり。概要図を第1.13-9図及び第1.13-10図に、タイムチャートを第1.13-11図及び第1.13-12図に示す。</p> <p>①発電所対策本部は、プラントの被災状況に応じて、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による海を水源とした各種供給を行うことを決定し、各種供給のための接続口の場所及び大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の海水取水個所への設置を決定し、重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による海水の供給の準備開始を指示する。</p>			<p>記載方針の相違（差異理由⑦）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>②a 取水口から海水を取水する場合 重大事故等対応要員は、指示を受けた海水取水箇所付近へ大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を移動させる。</p> <p>②b 海水ポンプ室から海水を取水する場合 重大事故等対応要員は、指示を受けた海水取水箇所付近へ大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を移動させ、防潮壁を開放し大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を防潮壁内へ移動させる。</p> <p>③重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の付属品を所定の場所に設置する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の付属水中ポンプにホースを接続し、付属水中ポンプを海水取水箇所へ設置する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、ホース延長回収車を使用し大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）から各接続先までのホースを敷設する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、各接続先にホースを接続し、水の供給先に応じて必要な系統構成を実施する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による海水の供給準備完了を発電所対策本部へ報告する。</p> <p>⑧発電所対策本部は、重大事故等対応要員に海からの海水の送水開始を指示する。</p> <p>⑨重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を起動及び水の供給先に応じて大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の送水圧力を設定し、海水の供給を開始したことを発電所対策本部へ報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、重大事故等対応要員6名にて作業を実施し、作業開始を判断してから大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による送水開始まで取水口取水の場合540分以内、海水ポンプ室取水の場合485分以内で実施可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 構内のアクセスルート状況を考慮して海から送水先へホースを敷設し、送水ルートを確認する。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライ</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>ト及び懐中電灯)を用いることで、夜間における作業性についても確保している。 (添付資料 1.13.3)</p> <p>c. 海を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器への注水手段としては、低圧代替注水系(可搬型)がある。</p> <p>(a) 海を水源とした低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水</p> <p>復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合、残存熔融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合又は熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に、低圧代替注水系(可搬型)を起動し、海を水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>(i) 低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水</p> <p>復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低(レベル3)以上に維持できない場合において、低圧代替注水系(可搬型)が使用可能な場合*。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源及び燃料が確保されている場合。</p> <p style="text-align: center;">【1.4.2.1(1)a.(c)】</p> <p>(ii) 残存熔融炉心の冷却のための低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水</p> <p>原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化*1により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において、低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水が可能な場合*2。</p> <p>※1：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧の低下、原子炉格納容器内の圧の上昇、原子炉格納容器下部雰囲気温度の低下、原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により認する。</p> <p>※2：低圧代替注水系(可搬型)により原子炉圧力容器への注水に必要な流量(崩壊熱相当)が確保できる場合。</p>	<p>【女川2号との比較のため泊3号の1.13.2.2(4)を貼り付け】</p> <p>(4) 燃料取替用水ピットから海への水源切替(海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水)</p> <p>重大事故等の発生時において、炉心注水中に燃料取替用水ピットが枯渇、破損等により供給が必要な場合、海を水源とし、可搬型大型送水ポンプ車により海水を原子炉へ注水する手順を整備する。</p>		<p>記載方針の相違(差異理由⑧)</p> <p>(補足説明) 資料構成の相違により、詳細な比較が困難であるため、「操作手順」の項のみを比較した。</p> <p>記載方針の相違(差異理由⑧)</p> <p>(補足説明) ・女川2号は、復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合、残存熔融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合又は熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合において、海を水源とした低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水手順を技術的能力1.13まとめ資料に整理しているが、詳細な操作手順は、他条文の技術的能力まとめ資料のリンク先を記載している。 ・泊3号は、女川2号と同様に、詳細な操作手順を記載している他条文の技術的能力まとめ資料のリンク先のみを「操作手順」の項に記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">【1.4.2.1(3)a.(c)】</p> <p>(iii) 熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、低圧代替注水系（可搬型）が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源及び燃料が確保されている場合。</p> <p style="text-align: center;">【1.8.2.2(1)b.】</p> <p>ii. 操作手順 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合の低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については、 「1.4.2.1(1)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」、残存熔融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については、「1.4.2.1(3)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による残存熔融炉心の冷却」、熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については、「1.8.2.2(1)b. 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 (i) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は、作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、375分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、375分以</p>	<p>b. 操作手順 燃料取替用水ピットから海水への水源切替操作は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(1)b.(d)「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水」にて整備する。</p>		<p>(補足説明) ・詳細な操作手順を整理している他条文の技術的能力まとめ資料へのリンク先を記載していることについて、女川2号と相違なし。</p> <p>記載方針の相違 ・泊3号は、本手順の詳細な操作手順や操作の成立性を1.4.2.1(1)b.(d)「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水」にて整理している。 ・操作手順および操作の成立性が他条文の技術的能力まとめ資料で整理している対応手順と同じ場合は、該当する他条文の技術的能力まとめ資料へのリンク先を本手順の「操作手順」の項に記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>内で可能である。</p> <p>【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施した場合、375分以内で可能である。 <p>【取水口から海水を取水する場合】</p> <p>【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 <p>【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 <p>【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 <p>（ii）残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水</p> <p>上記の操作は、作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。</p> <p>【海水ポンプ室から海水を取水する場合】</p> <p>【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、375分以内で可能である。 <p>【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、375分以内で可能である。 <p>【取水口から海水を取水する場合】</p> <p>【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 <p>【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】</p>			<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号は、本手順の詳細な操作手順や操作の成立性を1.4.2.1(3)「溶融デブリが原子炉容器に残存する場合の冷却手順等」及び1.8.2.1(1)b. (c) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイにて整理している。 ・操作手順および操作の成立性が他条文の技術的能力まとめ資料で整理している対応手順と同じ場合は、該当する他条文の技術的能力まとめ資料へのリンク先を本手順の「操作手順」の項に記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。</p> <p>(iii) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は、作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、375分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、375分以内で可能である。 【取水口から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホース接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>d. 海を水源とした原子炉格納容器内の冷却 海を水源とした原子炉格納容器内の冷却手段としては、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイがある。</p> <p>(a) 海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却</p>			<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号は、本手順の詳細な操作手順や操作の成立性を1.4.2.1(1)b.(d)「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水」にて整理している。 ・操作手順および操作の成立性が他条文の技術的能力まとめ資料で整理している対応手順と同じ場合は、該当する他条文の技術的能力まとめ資料へのリンク先を本手順の「操作手順」の項に記載している。 <p>設備の相違（差異理由⑨）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が故障により使用できず、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器内にスプレイできない場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内にスプレイする。</p> <p>スプレイ作動後は外部水源による原子炉格納容器内へのスプレイでのサブプレッションプール水位の上昇及び原子炉格納容器内の圧力が負圧とならないように、スプレイの起動/停止を行う。</p> <p>なお、本手順はプラント状況や周辺の現場状況により大容量送水ポンプ（タイプI）の接続先を複数ある接続口から任意に選択できる構成としている。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>(i) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイができない場合において、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合*。 ※：設備に異常がなく、電源及び燃料が確保されている場合。</p> <p style="text-align: center;">【1.6.2.1(1)a.(c)】</p> <p>(ii) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合*¹において、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイができず、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合*²。 ※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。 ※2：設備に異常がなく、電源及び燃料が確保されている場合。</p> <p style="text-align: center;">【1.6.2.2(1)a.(c)】</p> <p>ii. 操作手順 海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却手順については、 「1.6.2.1(1)a.(c)原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ」及び 「1.6.2.2(1)a.(c)原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>備する。</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>(i) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 上記の操作は、作業開始を判断してから原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。</p> <p>【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、375分以内で可能である。</p> <p>【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、375分以内で可能である。</p> <p>【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施した場合、375分以内で可能である。</p> <p>【取水口から海水を取水する場合】 【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。</p> <p>【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。</p> <p>【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。</p> <p>(ii) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 上記の操作は、作業開始を判断してから原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、375分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、375分以内で可能である。 【取水口から海水を取水する場合】 【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>e. 海を水源とした原子炉格納容器下部への注水 海を水源とした原子炉格納容器下部への注水手段は、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）がある。</p> <p>(a) 海を水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため原子炉格納容器下部注水系（可搬型）により原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。 原子炉圧力容器破損後は、原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心を冠水冷却するため、原子炉格納容器下部への注水を継続する。その際は、サブプレッションプールの水位が外部水源注水量限界に到達しないようにするため、ドライウエル水位を0.02m～0.23mに維持する。 なお、本手順はプラント状況や周辺の現場状況により原子炉・格納容器下部注水接続口（北）、原子炉・格納容器下部注水接続口（東）及び原子炉・格納容器下部注水接続口（建</p>			<p>設備の相違（差異理由⑩）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>屋内)を任意に選択できる構成としている。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 原子炉压力容器の破損の徴候^{*1}及び破損によるパラメータの変化^{*2}により原子炉压力容器の破損を判断した場合で、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水ができず、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）が使用可能な場合^{*3}。</p> <p>※1：「原子炉压力容器の破損の徴候」は、原子炉压力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加、原子炉压力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。 ※2：「原子炉压力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失、原子炉压力容器内の圧力の低下、原子炉格納容器内の圧力の上昇、原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下、原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。 ※3：設備に異常がなく、電源及び燃料が確保されている場合。</p> <p style="text-align: center;">【1.8.2.1(1)c.】</p> <p>ii. 操作手順 海を水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水手順については、「1.8.2.1(1)c. 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、作業開始を判断してから原子炉压力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。</p> <p>【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、375分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、375分以内で可能である。 【取水口から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(b) 海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）によりスプレイ管を使用して原子炉格納容器下部に注水することで、原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。</p> <p>原子炉圧力容器破損後は、原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心を冠水冷却するため、原子炉格納容器下部への注水を継続する。その際は、サブプレッションプールの水位が外部水源注水量限界に到達しないようにするため、ドライウェル水位を0.02m～0.23mに維持する。</p> <p>なお、本手順はプラント状況や周辺の現場状況により格納容器スプレイ接続口（北）、格納容器スプレイ接続口（東）及び格納容器スプレイ接続口（建屋内）を任意に選択できる構成としている。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉圧力容器の破損の徴候^{*1}及び破損によるパラメータの変化^{*2}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合^{*3}。</p> <p>※1：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。</p> <p>※2：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、原子炉格納容器内の圧力の上昇、原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下、原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>※3：設備に異常がなく、電源及び燃料が確保されている場合。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>【1.8.2.1(1)f.】</p> <p>ii. 操作手順 海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水手順については、 「1.8.2.1(1)f. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、作業開始を判断してから原子炉圧力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。</p> <p>【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、375分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、375分以内で可能である。 【取水口から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、385分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>f. 海を水源とした原子炉ウェルへの注水 海を水源とした原子炉ウェルへの注水手段としては、原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）がある。</p> <p>(a) 海を水源とした原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）</p>			<p>自主対策の相違（差異理由⑩）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>による原子炉ウェルへの注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉建屋等の水素爆発を防止するため、海を水源として原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）により原子炉ウェルに注水することで原子炉格納容器頂部を冷却し、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟への水素漏えいを抑制する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合^{*1}において、原子炉格納容器内の温度が171℃を超えるおそれがある場合で、原子炉格納容器頂部注水系(可搬型)が使用可能な場合^{*2}。 ※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。 ※2：設備に異常がなく、燃料が確保されている場合。 【1.10.2.1(2)b.】</p> <p>ii. 操作手順 海を水源とした原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェルへの注水手順については、「1.10.2.1(2)b. 原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェルへの注水（淡水/海水）」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェルへの注水開始までの所要時間は下記のとおり。 海水ポンプ室から海水を取水する場合：370分以内 取水口から海水を取水する場合：380分以内 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、十分な作業スペースを確保していることから、汎用の結合金具であり、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。 なお、一度ドライウェル主フランジ部が冠水するまで注水した後は、蒸発による水位低下を考慮して定期的に注水し、ドライウェル主フランジ部が冠水する水位を維持することにより、ドライウェル主フランジのシール部温度をシールの健全性を保つことができる温度以下に抑えること</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>が可能である。</p> <p>g. 海を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ 海を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ手段は、燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールのスプレイ系（常設配管）及び燃料プールのスプレイ系（可搬型）がある。</p> <p>(a) 海を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に、海を水源として燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した大容量送水ポンプ（タイプI）により使用済燃料プールへ注水する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 以下のいずれかの状況に至った場合。 ・燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。 ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。 【1.11.2.1(1)a.】</p> <p>ii. 操作手順 海を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水手順については、 「1.11.2.1(1)a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 作業開始を判断してから燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【燃料プール注水接続口（北）又は燃料プール注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、370分以内で可能である。 【燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、370分以内で可能である。 【燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】</p>			<p>記載方針の相違（差異理由②） 設備の相違（差異理由③）</p> <p>設備の相違（差異理由③）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施した場合、370分以内で可能である。</p> <p>【取水口から海水を取水する場合】</p> <p>【燃料プール注水接続口（北）又は燃料プール注水接続口（東）を使用する場合】</p> <p>・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。</p> <p>【燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合】</p> <p>・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。</p> <p>【燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】</p> <p>・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(b) 海を水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に、海を水源とし大容量送水ポンプ（タイプI）により使用済燃料プールへ注水する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかの状況に至り、燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水ができない場合。ただし、燃料取替床へアクセスできる場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。 ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。 <p>【1.11.2.1(i)b.】</p> <p>ii. 操作手順</p>	<p>【女川2号との手順比較のため、泊3号の1.13.2.5(6)を貼り付け】</p> <p>(6) 海水を用いた使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットへの水の供給が必要な場合に、海水を用いた使用済燃料ピットへの注水の手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.1(7)「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水」にて整備する。</p>		<p>記載方針の相違（差異理由②）</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号は、使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に、海を水源とし大容量送水ポンプ（タイプI）により使用済燃料プールへ注水する手順を技術的能力1.13まとめ資料に整理しているが、操作手順は、他条文である技術的能力1.11まとめ資料のリンク先を記載している。 ・泊3号は、女川2号と同様に、海水を用いた使用済燃料ピットへの注水手順を技術的能力1.13まとめ資料に整理している。 ・1.13.2.5(6)「海水を用いた使用済燃料ピットへの注水」における手順着手の判断基準、操作手順及び操作の成立性が他条文である技術的能力1.11まとめ資料の対応手順と同じであることから、該当する条文のリンク先のみを記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>海を水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水手順については、「1.11.2.1(1) b. 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施し、作業開始を判断してから燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水開始までの所要時間は下記のとおり。 海水ポンプ室から海水を取水する場合：370分以内 取水口から海水を取水する場合：380分以内 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。また、速やかに作業が開始できるよう、原子炉建屋内で使用する資機材は作業場所近傍に配備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(c) 海を水源とした燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ 使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が異常に低下し、燃料プール代替注水設備による注水を実施しても水位を維持できない場合に、大容量送水送水ポンプ（タイプI）により、燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至った場合。 ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・使用済燃料プールの水位が、使用済燃料貯蔵ラック上端+6,000mmを下回ったことを使用済燃料プール水位/温度にて確認した場合。 【1.11.2.2(1)a.】</p> <p>ii. 操作手順 海を水源とした燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ手順については、</p>			<p>設備の相違（差異理由③）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>「1.11.2.2(1)a.燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 作業開始を判断してから燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【燃料プールスプレイ接続口（北）又は燃料プールスプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、370分以内で可能である。 【燃料プールスプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、370分以内で可能である。 【取水口から海水を取水する場合】 【燃料プールスプレイ接続口（北）又は燃料プールスプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。 【燃料プールスプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(d) 海を水源とした燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより、使用済燃料プールの水位が異常に低下し、燃料プール代替注水設備による注水を実施しても水位を維持できない場合に、燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイを優先して使用するが、これが機能喪失した場合は、可搬型のスプレイノズルを使用した使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内</p>	<p>【女川2号との手順比較のため、泊3号の1.13.2.6(1)を貼り付け】</p> <p>(1) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>重大事故等の発生により、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生した場合に、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下で、かつ水位低下が継続する場合、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルを使用し、海水を使用済燃料ピットへスプレイを行う手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.2(1)「海水を用いた可</p>		<p>記載方針の相違（差異理由②）</p> <p>記載方針の相違 ・女川2号は、海を水源とした燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ手順を技術的能力1.13まとめ資料に整理しているが、操作手順は、他条文である技術的能力1.11まとめ資料のリンク先を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至り、燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイができない場合。ただし、燃料取替床へアクセスできる場合。 ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・使用済燃料プールの水位が、使用済燃料貯蔵ラック上端+6,000mmを下回ったことを使用済燃料プール水位/温度にて確認した場合。 【1.11.2.2(1)b.】</p> <p>ii. 操作手順 海を水源とした燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ手順については、「1.11.2.2(1)b.燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施し、作業開始を判断してから燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ開始までの所要時間は下記のとおり。 海水ポンプ室から海水を取水する場合：370分以内 取水口から海水を取水する場合：380分以内 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。また、速やかに作業を開始できるよう、原子炉建屋内で使用する資機材は作業場所近傍に配備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>h. 海を水源とした原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）による補機冷却水確保 海を水源とした原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）への冷却水を確保する手段としては、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）がある。</p>	<p>搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。</p>		<p>・泊3号は、女川2号と同様に、海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ手順を技術的能力1.13まとめ資料に整理している。</p> <p>・1.13.2.6(1)「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」における手順着手の判断基準、操作手順及び操作の成立性が他条文である技術的能力1.11まとめ資料の対応手順と同じであることから、該当する条文のリンク先のみを記載している。</p> <p>記載方針の相違（差異理由②）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(a) 海を水源とした原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）による補機冷却水確保</p> <p>原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）が健全な場合は、自動起動信号による作動、又は中央制御室からの手動操作により原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）を起動し、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）による補機冷却水確保を行う。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 残留熱除去系を使用した原子炉圧力容器内及び原子炉格納容器内の除熱が必要な場合。 【1.5.2.3(1)】</p> <p>ii. 操作手順 海を水源とした原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）による補機冷却水確保の手順については、 「1.5.2.3(1) 原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）による補機冷却水確保」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。</p> <p>i. 海を水源とした最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送 海を水源とした最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送手段は、原子炉補機代替冷却水系及び大容量送水ポンプ（タイプI）による補機冷却水確保がある。</p> <p>(a) 海を水源とした原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保 原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の機能が喪失した場合、発電用原子炉の除熱、原子炉格納容器内の除熱及び使用済燃料プールの除熱ができなくなるため、原子炉補機代替冷却水系を用いた補機冷却水確保のため、原子炉補機冷却水系の系統構成を行い、原子炉補機代替冷却水系により補機冷却水を供給する。 常設代替交流電源設備により残留熱除去系の電源が確保されている場合に、冷却水通水確認後、残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード、サブプレッションプール水冷却モード及び格納容器スプレイ冷却モード）を起動し、最終ヒートシンク（海）へ熱を輸送する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の故</p>			<p>記載方針の相違（差異理由②）</p> <p>記載方針の相違（差異理由④）</p> <p>記載方針の相違（差異理由④）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>障又は全交流動力電源の喪失により原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）を使用できない場合。 【1.5.2.2(1)a.】</p> <p>ii. 操作手順 海を水源とした原子炉補機代替冷却水系による最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送手順については、「1.5.2.2(1)a.原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから運転員操作の系統構成完了までA系は20分以内、B系は20分以内、熱交換器ユニット水張りから原子炉補機代替冷却水系空気抜き完了までA系は45分以内、B系は50分以内、重大事故等対応要員操作の補機冷却水供給開始まで、取水口から海水を取水する場合は540分以内、海水ポンプ室から海水を取水する場合は485分以内で可能である。 なお、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉補機代替冷却水系を設置する場合、原子炉格納容器ペント前の作業であることから、作業可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。また、ホース等の接続は速やかに作業ができるように、熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプI）の保管場所に使用工具及びホースを配備する。車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。 室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>(b) 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による補機冷却水確保 原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の機能が喪失した場合、原子炉補機代替冷却水系が使用できない場合は、残留熱除去系を使用した発電用原子炉からの除熱及び原子炉格納容器内の除熱ができなくなるため、原子炉補機冷却水系の系統構成を行い、大容量送水ポンプ（タイプI）により、原子炉補機冷却系に海水を注入することで補機冷却水を供給する。 常設代替交流電源設備により残留熱除去系の電源が確保されている場合に、冷却水通水確認後、目的に応じた運転モードで残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード、サブプレッションプール水冷却モード及び格納容器スプレイ冷却</p>			<p>記載方針の相違（差異理由⑤）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>モード)を起動し、最終ヒートシンク(海)へ熱を輸送する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失又は全交流動力電源喪失により原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)が機能喪失した場合で、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットが故障等により使用できない場合。 【1.5.2.2(1)b.】</p> <p>ii. 操作手順 海を水源とした大容量送水ポンプ(タイプI)による補機冷却水確保手順については、「1.5.2.2(1)b. 大容量送水ポンプ(タイプI)による補機冷却水確保」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから大容量送水ポンプ(タイプI)による補機冷却水供給開始まで、取水口から海水を取水する場合は575分以内、海水ポンプ室から海水を取水する場合は540分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。また、ホース等の接続は速やかに作業ができるように、大容量送水ポンプ(タイプI)の保管場所に使用工具及びホースを配備する。 車両付属の作業用照明及び可搬型照明(ヘッドライト及び懐中電灯)を用いることで、夜間における作業性についても確保している。室温は通常運転時と同程度である。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>j. 海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制 海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制手段としては、大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制がある。</p> <p>(a) 海を水源とした放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制 ←</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、格納容器スプレイによる原子炉格納容器内の除熱や原子炉格納容器フィルタベント系及び代替循環冷却による原子炉格納容器の減圧及び除熱させる手段がある。</p> <p>また、使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が異常に低下し、使用済燃料プール注水設備で注水しても水位が維持できない場合は、燃料プールスプレイにより燃料損傷を緩和する手段がある。</p> <p>しかし、これらの機能が喪失し、原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合を想定し、放水設備（大気への拡散抑制設備）により原子炉建屋に海水を放水し、大気への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 以下のいずれかが該当する場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炉心損傷を判断した場合[*]において、あらゆる注水手段を講じて発電用原子炉への注水が確認できない場合 ・使用済燃料プール水位が低下した場合において、あらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合 ・大型航空機の衝突等、原子炉建屋の外観で大きな損傷を確認した場合 <p>※：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>【1.12.2.1(1)a.】</p> <p>ii. 操作手順 海を水源とした放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制手順については、「1.12.2.1(1)a.放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制」にて整備する。</p>	<p>【女川2号との手順比較のため1.13.2.7(1)を貼り付け】</p> <p>(1) 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による原子炉格納容器及びアニュラス部への放水</p> <p>重大事故等の発生により、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により海水を原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水する手順は「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち、1.12.2.1(1)a.「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制」にて整備する。</p> <p>【女川2号との手順比較のため1.13.2.6(4)を貼り付け】</p> <p>(4) 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水</p> <p>重大事故等の発生により、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生した場合において、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下で、かつ水位低下が継続する場合に、燃料取扱棟の損壊又は使用済燃料ピットエリアモニタの指示値上昇により燃料取扱棟に近づけない場合、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により海水を燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する手順は「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち、1.12.2.2(1)d.「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制」にて整備する。</p>		<p>記載方針の相違（差異理由⑥）</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑥）</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号は海を水源とした放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制手順を技術的能力1.13まとめ資料に整理しているが、操作手順は、他条文である技術的能力1.12まとめ資料のリンク先を記載している。 ・泊3号は、女川2号と同様に、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による原子炉格納容器及びアニュラス部への放水手順を技術的能力1.13まとめ資料に整理している。 ・1.13.2.7(1)「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による原子炉格納容器及びアニュラス部への放水」における手順着手の判断基準、操作手順及び操作の成立性が他条文である技術的能力1.12まとめ資料の対応手順と同じであることから、該当する条文のリンク先のみを記載している。 <p>記載方針の相違（差異理由⑥）</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号は海を水源とした放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制手順を技術的能力1.13まとめ資料に整理しているが、操作手順は、他条文である技術的能力1.12まとめ資料のリンク先を記載している。 ・泊3号は、女川2号と同様に、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水手順を技術的能力1.13まとめ資料に整理している。 ・1.13.2.6(4)「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水」における手順着手の判断基準、

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の現場の操作は、準備段階では保修班員6名にて実施し、所要時間は、海水ポンプ室からの取水時は280分以内、取水口からの取水時は395分以内で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は外気温と同程度である。ホース等の取り付けについては速やかに作業ができるように大容量送水ポンプ(タイプII)の保管場所に使用工具及びホースを配備する。大容量送水ポンプ(タイプII)からのホースの接続は、汎用の結合金具を使用しており、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明(ヘッドライト及び懐中電灯)を用いることで、夜間の作業性を確保している。</p> <p>発電所対策本部からの指示を受けて、大気への放射性物質の拡散抑制を開始する。保修班員6名にて実施し、放水設備(大気への拡散抑制設備)による大気への放射性物質の拡散抑制の実施指示から10分で放水することが可能である。</p> <p>放水砲は可搬型設備のため、任意に設置場所を設定することが可能であり、風向き等の天候状況及びアクセス状況に応じて、最も効果的な方向から原子炉建屋の破損口等、放射性物質の放出箇所等に向けて放水する。</p> <p>なお、原子炉建屋への放水に当たっては、原子炉建屋から漏れいする放射性物質や熱を検出する手段として、必要に応じてガンマカメラ又はサーモカメラを活用する。原子炉建屋の破損箇所や放射性物質の放出箇所が確認できない場合は、原子炉建屋の中心に向けて放水する。</p> <p>放水砲による放水は、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするとより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると直線状よりも放射性物質の拡散抑制効果が期待できることから、なるべく噴霧状を使用する。</p> <p>また、直線状で放射する場合も到達点では、噴霧状になっているため放射性物質の拡散抑制効果がある。</p> <p>なお、大容量送水ポンプ(タイプII)及び放水砲の準備にあたり、プラント状況や周辺の現場状況、ホースの敷設時間等を考慮し、複数あるホース敷設ルートから全対応の作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。</p> <p>k. 海を水源とした航空機燃料火災への泡消火</p> <p>海を水源とした航空機燃料火災への泡消火手段としては、放水設備(泡消火設備)による航空機燃料火災への泡消火がある。</p>			<p>操作手順及び操作の成立性が他条文である技術的能力1.12まとめ資料の対応手順と同じであることから、該当する条文のリンク先のみを記載している。</p> <p>記載方針の相違(差異理由⑦)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(a) 海を水源とした放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、放水設備（泡消火設備）により、海水を水源とした航空機燃料火災への泡消火を行う手順を整備する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 航空機燃料火災が発生した場合。 【1.12.2.2(2)a.】</p> <p>ii. 操作手順 海を水源とした放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火手順については、「1.12.2.2(2)a.放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 放水設備（泡消火設備）による泡消火は、準備段階では現場にて重大事故等対応要員6名で実施する。所要時間は、手順着手から205分以内で準備を完了することとしている。 放水段階では、重大事故等対応要員2名にて実施する。 1%水成膜泡消火薬剤を1,000L 配備し、放水開始から約5分の泡消火が可能である。 泡消火薬剤は、放水流量（約20,000L/min）の1%濃度で自動注入となる。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプII）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p>			<p>記載方針の相違（差異理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(7) ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした対応手順 重大事故等時、ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほう酸水注入手順を整備する。</p> <p>a. ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほう酸水注入 ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水手段は、ほう酸水注入系がある。</p> <p>(a) 非常時操作手順書（徴候ベース）「反応度制御」 ATWS 発生時に、原子炉を安全に停止させる。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 非常時操作手順書（徴候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、未挿入の制御棒が1本よりも多い場合。 なお、制御棒位置指示系の故障により、制御棒の位置が確認できない場合も ATWS と判断する。 【1.1.2.1(2)】</p> <p>ii. 操作手順 ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源としたほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入手順については、「1.1.2.1(2)非常時操作手順書（徴候ベース）「反応度制御」」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は運転員（中央制御室）3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからほう酸水注入系の起動操作完了まで5分以内で対応可能である。</p> <p>(b) ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水 高圧炉心スプレイ系の機能喪失時又は全交流動力電源喪失時において、高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系により原子炉圧力容器内の原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合は、ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源としたほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入を実施する。 また、純水補給水系を水源として、ほう酸水注入系ポンプを用いて原子炉圧力容器への注水を実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であり、高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系により原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）</p>			<p>設備の相違（差異理由⑧）</p> <p>設備の相違（差異理由⑧）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>以上に維持できない場合で、ほう酸水注入系が使用可能な場合。</p> <p>【1.2.2.3(1)a.】</p> <p>ii. 操作手順 ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源としたほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入手順については、 「1.2.2.3(1)a. ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入及び注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作のうち、ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほう酸注入は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから原子炉圧力容器へのほう酸水注入開始まで15分以内で可能である。 また、純水補給水系を水源とした原子炉圧力容器への注水を行う場合、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから原子炉圧力容器への注水開始まで35分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>(c) ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入 損傷炉心へ注水する場合、ほう酸水注入系によるほう酸水の注入を並行して実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合^{*1}において、損傷炉心へ注水する場合で、ほう酸水注入系が使用可能な場合^{*2}。 ※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。 ※2：設備に異常がなく、電源及び水源（ほう酸水注入系貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>【1.8.2.2(1)g.】</p> <p>ii. 操作手順 ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源としたほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入手順については、 「1.8.2.2(1)g. ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入」にて整備する。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入開始まで15分以内で可能である。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順</p> <p>(1) 復水貯蔵タンクへ水を補給するための対応手順 重大事故等が発生した場合において、淡水貯水槽 (No. 1)、淡水貯水槽 (No. 2)、淡水タンク、海又は耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへ水を補給する手順を整備する。</p> <p>a. 大容量送水ポンプ (タイプ I) による復水貯蔵タンクへの補給 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水等の対応を実施している場合に、復水貯蔵タンクへの補給手段がないと復水貯蔵タンク水位が低下し、水源が枯渇するため、大容量送水ポンプ (タイプ I) による復水貯蔵タンクへの補給を実施する。 大容量送水ポンプ (タイプ I) の水源は、淡水貯水槽 (No. 1) 及び淡水貯水槽 (No. 2) を優先して使用する。淡水による復水貯蔵タンクへの補給が枯渇等により継続できない場合は、海水による淡水貯水槽 (No. 1) 及び淡水貯水槽 (No. 2) への補給に切り替えるが、淡水貯水槽 (No. 1) 及び淡水貯水槽 (No. 2) を経由して復水貯蔵タンクへ補給することにより、復水貯蔵タンクへの補給を継続しながら淡水から海水への切り替えが可能である。 なお、淡水貯水槽への海水補給は、「1.13.2.2(2)a. 大容量送水ポンプ (タイプ II) による淡水貯水槽への補給」の手順にて実施する。</p> <p>(a) 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ (タイプ I) による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>i. 手順着手の判断基準 復水貯蔵タンクへ補給が必要な場合で、淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ (タイプ I) による復水貯蔵タンクへの補給が可能な場合。</p> <p>ii. 操作手順 淡水貯水槽を水源とした復水貯蔵タンクへの補給手順の概要 (原子炉建屋東側に注水用ヘッダを設置する場合は以下のとおり (原子炉建屋北側に注水用ヘッダを設置する場合の手順も同様)。 概要図を第 1.13-13 図に、タイムチャートを第 1.13-14 図及び第 1.13-15 図に示す。 ①発電所対策本部は、プラントの被災状況に応じて、大容量送水ポンプ (タイプ I) による淡水貯水槽 (No. 1) 及び淡水貯水槽 (No. 2) を水源とした補給及び接続口の場所を決定し、重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ (タイプ I) による淡水の供給の準備開始を指示する。 ②発電課長は、運転員 (中央制御室) に淡水貯水槽を水源</p>			<p>設備の相違 (差異理由⑨) 自主対策の相違 (⑩, ⑫) 記載方針の相違 (差異理由⑭)</p> <p>設備の相違 (差異理由⑨) 自主対策の相違 (⑩) 記載方針の相違 (差異理由⑭)</p> <p>設備の相違 (差異理由⑨)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給の準備開始を指示する。</p> <p>③運転員（中央制御室）は大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、指示を受けた淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）へ大容量送水ポンプ（タイプI）を移動及び設置する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属品を所定の場所に設置する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）にホースを接続し、ミニマムフローラインを構成する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属水中ポンプにホースを接続し、付属水中ポンプを取水箇所へ設置する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、ホース延長回収車で注水用ヘッドを運搬し、原子炉建屋付近に設置する。</p> <p>⑨重大事故等対応要員は、ホース延長回収車を使用し大容量送水ポンプ（タイプI）から注水用ヘッドまでのホースを敷設する。</p> <p>⑩a 復水貯蔵タンク接続口へ接続する場合 重大事故等対応要員は、復水貯蔵タンク接続口までホースを敷設、接続し、復水貯蔵タンク外部注水入口弁を全開する。</p> <p>⑩b 復水貯蔵タンク接続マンホールへ接続する場合 重大事故等対応要員は、復水貯蔵タンク上部のマンホールを開放し、ホース接続用継手の設置並びにホースの敷設及び接続を実施する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）から復水貯蔵タンクへの補給準備完了を発電所対策本部に報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑫発電課長は、発電所対策本部に淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）から復水貯蔵タンクへの補給開始を依頼する。</p> <p>⑬発電課長は、運転員（中央制御室）に、復水貯蔵タンク水位の監視を指示する。</p> <p>⑭重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプI）の起動及び復水貯蔵タンク補給弁の開操作を実施し、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）から復水貯蔵タンクへの補給を開始し、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑮運転員（中央制御室）は、復水貯蔵タンクへの補給が開始されたことを復水貯蔵タンク水位により確認し、発電課長に報告する。</p> <p>⑯発電課長は、復水貯蔵タンクの水位を維持できるよう、</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>発電所対策本部へ大容量送水ポンプ（タイプI）の間欠運転又は現場での流量調整を依頼する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、復水貯蔵タンク接続口へ接続時及び復水貯蔵タンク接続マンホールへ接続時は運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施し、作業開始を判断してから淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）から復水貯蔵タンクへの補給開始まで380分以内で実施可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 構内のアクセスルート状況を考慮して淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）から復水貯蔵タンクへホースを敷設し、送水ルートを確保する。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。 （添付資料1.13.3）</p> <p>(b) 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>i. 手順着手の判断基準 淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）から復水貯蔵タンクへの補給ができない場合において、淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給が可能な場合。</p> <p>ii. 操作手順 淡水タンクを水源とした復水貯蔵タンクへの補給手順の概要（原子炉建屋東側に注水用ヘッダを設置する場合）は以下のとおり（原子炉建屋北側に注水用ヘッダを設置する場合の手順も同様）。 概要図を第1.13-16図に、タイムチャートを第1.13-17図及び第1.13-18図に示す。 ①発電所対策本部は、プラントの被災状況に応じて、大容量送水ポンプ（タイプI）による淡水タンクを水源とした補給及び接続口の場所を決定し、重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ（タイプI）による淡水の供給の準備開始を指示する。 ②発電課長は、運転員（中央制御室）に淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タン</p>			<p>自主対策の相違（差異理由㉔）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>クへの補給の準備開始を指示する。</p> <p>③運転員（中央制御室）は淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、指示を受けたろ過水タンクへ大容量送水ポンプ（タイプI）を移動させる。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属品を所定の場所に設置する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）にホースを接続し、ミニマムフローラインを構成する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属水中ポンプにホースを接続し、付属水中ポンプをろ過水タンクの接続箇所へ設置する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、ホース延長回収車で注水用ヘッダを運搬し、原子炉建屋付近に設置する。</p> <p>⑨重大事故等対応要員は、ホース延長回収車を使用し大容量送水ポンプ（タイプI）から注水用ヘッダまでのホースを敷設する。</p> <p>⑩a 復水貯蔵タンク接続口へ接続する場合 重大事故等対応要員は、復水貯蔵タンク接続口までホースを敷設、接続し、復水貯蔵タンク外部注水入口弁を全開する。</p> <p>⑩b 復水貯蔵タンク接続マンホールへ接続する場合 重大事故等対応要員は、復水貯蔵タンク上部のマンホールを開放し、ホース接続用継手の設置並びにホースの敷設及び接続を実施する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、淡水タンクから復水貯蔵タンクへの補給準備完了を発電所対策本部に報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑫発電課長は、発電所対策本部に淡水タンクから復水貯蔵タンクへの補給開始を依頼する。</p> <p>⑬発電課長は、運転員（中央制御室）に、復水貯蔵タンク水位の監視を指示する。</p> <p>⑭重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプI）の起動並びにろ過水タンク非常用接続端止め弁（大容量送水ポンプ用）、ろ過水タンク非常用戻り側接続端止め弁（大容量水ポンプ用）及び復水貯蔵タンク補給弁の開操作を実施し、淡水タンクから復水貯蔵タンクへの補給を開始し、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑮運転員（中央制御室）は、復水貯蔵タンクへの補給が開始されたことを復水貯蔵タンク水位により確認し、発電課長に報告する。</p> <p>⑯発電課長は、復水貯蔵タンクの水位を維持できるよう、発電所対策本部へ大容量送水ポンプ（タイプI）の間欠運</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>転又は現場での流量調整を依頼する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、復水貯蔵タンク接続口へ接続時及び復水貯蔵タンク接続マンホールへ接続時は運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施し、作業開始を判断してから淡水タンクから復水貯蔵タンクへの補給開始まで380分以内で実施可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 構内のアクセスルート状況を考慮して淡水タンクから復水貯蔵タンクへホースを敷設し、送水ルートを確保する。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。 （添付資料1.13.3）</p> <p>(c) 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>i. 手順着手の判断基準 淡水貯水槽（No.1）、淡水貯水槽（No.2）及び淡水タンクから復水貯蔵タンクへの補給が実施できない場合、海を水源とした大容量送水ポンプによる復水貯蔵タンクへの補給が可能な場合。</p>	<p>【女川2号との手順比較のため1.13.2.2(13)の一部を貼り付け】</p> <p>(13) 海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給 重大事故等の発生時において、炉心注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要な場合、海水を用いた燃料取替用水ピットへ補給する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 全交流動力電源喪失若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却材喪失事象が同時に発生していない場合若しくは1次冷却材喪失事象が同時に発生しても1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下しない場合、又は炉心が損傷していない場合において、炉心注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合に、原水槽から燃料取替用水ピットへの補給を開始した場合、又は原水槽が使用できない場合。 全交流動力電源喪失若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却材喪失事象が同時に発生し1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下した場合若しくは補助給水機能が喪失した場合、又は炉心が損傷した場合において、炉心注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合。 1次冷却材喪失事象（大破断）が発生し安全注入及び蓄圧注入動作を確認した場合、インターフェイス 		<p>記載方針の相違（差異理由④）</p> <p>（補足説明） ・設備の相違により、詳細な比較が困難であるため、「操作手順」及び「操作の成立性」の項を比較した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>ii. 操作手順</p> <p>海を水源とした復水貯蔵タンクへの補給手順の概要（原子炉建屋東側に注水用ヘッダを設置する場合）は以下のとおり（原子炉建屋北側に注水用ヘッダを設置する場合の手順も同様）。</p> <p>概要図を第1.13-19図に、タイムチャートを第1.13-20図～第1.13-23図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部は、プラントの被災状況に応じて、大容量送水ポンプ（タイプI）による海を水源とした復水貯蔵タンクへの補給、接続口及び海水取水箇所を決定し、重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ（タイプI）の海水の送水の準備開始を指示する。</p> <p>② 発電課長は、運転員（中央制御室）に海から復水貯蔵タンクへの補給の準備開始を指示する。</p> <p>③ 運転員（中央制御室）は海から復水貯蔵タンクへの補給に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。</p> <p>④ a 取水口から海水を取水する場合 重大事故等対応要員は、指示を受けた海水取水箇所付近へ大容量送水ポンプ（タイプI）を移動させる。</p> <p>④ b 海水ポンプ室から海水を取水する場合 重大事故等対応要員は、指示を受けた海水取水箇所付近へ大容量送水ポンプ（タイプI）を移動させ、防潮壁扉を開放し大容量送水ポンプ（タイプI）を防潮壁内へ移動させる。</p> <p>⑤ 重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属品を所定の場所に設置する。</p> <p>⑥ 重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）にホースを接続し、ミニマムフローラインを構成する。</p> <p>⑦ 重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属水中ポンプにホースを接続し、付属水中ポンプを海水取水箇所へ設置する。</p> <p>⑧ 重大事故等対応要員は、ホース延長回収車で注水用ヘッダを運搬し、原子炉建屋付近に設置する。</p> <p>⑨ 重大事故等対応要員は、ホース延長回収車を使用し大容量送水ポンプ（タイプI）から注水用ヘッダまで</p>	<p>システムLOCA時、蒸気発生器伝熱管破損時又は余熱除去システムによる再循環運転ができない場合に、原水槽から燃料取替用水ピットへの補給を開始した場合、又は原水槽が使用できない場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給手順の概要は以下のとおり。</p> <p>概略システムを第1.13.37図に、タイムチャートを第1.13.38図に、ホース敷設ルートを第1.13.39図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給開始を指示する。</p> <p>② 災害対策要員は、現場で資機材の保管場所へ移動し、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースを所定の位置に移動する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを敷設し代替給水・注水配管と接続する。</p> <p>④ 災害対策要員は、現場でホース延長・回収車にて可搬型ホースを敷設する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、現場で海水取水箇所近傍に可搬型大型送水ポンプ車を設置する。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車から水中ポンプを取り出し、可搬型ホースと接続後、海水取水箇所に水中ポンプを水面より低く、かつ着底しない位置に設置する。</p> <p>⑦ 運転員は、現場で燃料取替用水ピットへの補給のための系統構成を実施する。</p> <p>⑧ 発電課長（当直）は、燃料取替用水ピットへの補給が可能となれば、運転員及び災害対策要員に燃料取替用水ピットへの補給開始を指示する。</p> <p>⑨ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車を起動し、海から燃料取替用水ピットへの補給を開始するとともに、可搬型大型送水ポンプ車の運転状態に異常がないことを確認する。</p> <p>⑩ 運転員は、中央制御室で燃料取替用水ピット水位が上昇していることを確認する。</p>		<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号はホース敷設ルート図について記載している。 <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号は、監視計器の電源の状態を確認する手順を記載している。 ・泊3号は、電源の確保手順については、1.13.2.2(15)「その他の手順項目にて考慮する手順」に技術的能力1.14まとめ資料にて整理していることを明記している。 <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号は、海水取水箇所について、取水口および海水ポンプ室からの取水が可能であるため、各取水箇所から取水する場合を分けて記載している。 ・泊3号は、海水取水箇所について、スクリーン室のみとしている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>のホースを敷設する。</p> <p>⑩ a 復水貯蔵タンク接続口へ接続する場合 重大事故等対応要員は、復水貯蔵タンク接続口までホースを敷設、接続し、復水貯蔵タンク外部注水入口弁を全開する。</p> <p>⑩ b 復水貯蔵タンク接続マンホールへ接続する場合 重大事故等対応要員は、復水貯蔵タンク上部のマンホールを開放し、ホース接続用継手の設置並びにホースの敷設及び接続を実施する。</p> <p>⑪ 重大事故等対応要員は、海から復水貯蔵タンクへの補給準備完了を発電所対策本部に報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑫ 発電課長は、発電所対策本部に海から復水貯蔵タンクへの補給開始を依頼する。</p> <p>⑬ 発電課長は、運転員（中央制御室）に、復水貯蔵タンク水位の監視を指示する。</p> <p>⑭ 重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプI）の起動及び復水貯蔵タンク補給弁の開操作を実施し、海から復水貯蔵タンクへの補給を開始し、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑮ 運転員（中央制御室）は、復水貯蔵タンクへの補給が開始されたことを復水貯蔵タンク水位により確認し、発電課長に報告する。</p> <p>⑯ 発電課長は、復水貯蔵タンクの水位を維持できるよう、発電所対策本部へ大容量送水ポンプ（タイプI）の間欠運転又は現場での流量調整を依頼する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施し、作業開始を判断してから大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給開始まで、取水口取水の場合380分以内、海水ポンプ室取水の場合370分以内で実施可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p>	<p>⑩ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車の運転状態及び送水状態を継続して監視し、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に燃料補給を実施する。（燃料補給しない場合、可搬型大型送水ポンプ車は約5.5時間の運転が可能。）</p> <p>c. 操作の成立性 上記の対応は、中央制御室にて運転員1名、現場は運転員1名及び災害対策要員3名により作業を実施し、所要時間は約4時間10分と想定する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温度と同程度である。</p>		<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号は、復水貯蔵タンクへの補給について、復水貯蔵タンク接続口又は復水貯蔵タンク接続マンホールから補給するため、各接続箇所から補給する手順をそれぞれ分けて記載している。 ・泊3号は、原子炉建屋東側（T.P.10.3m）と原子炉補助建屋西側（T.P.33.1m）の2箇所接続箇所があるが、接続口までのホース敷設、ホース接続方法等が同じであることから、区別して記載しない。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号は可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給間隔を具体的な時間で示している。 <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号は、燃料取替用水ピットへの補給について、原子炉建屋東側（T.P.10.3m）と原子炉補助建屋西側（T.P.33.1m）の2箇所からの補給が可能であり、どちらを選択した場合でも満足する所要時間を記載している。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号は、対応手段毎の作業環境について記

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>大容量送水ポンプ(タイプI)からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>構内のアクセスルート状況を考慮して海から復水貯蔵タンクへホースを敷設し、送水ルートを確認する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明(ヘッドライト及び懐中電灯)を用いることで、夜間における作業性についても確保している。 (添付資料 1.13.3)</p> <p>b. 化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水等の対応を実施している場合に、復水貯蔵タンクへの補給手段がないと復水貯蔵タンク水位が低下し、水源が枯渇するため、化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給を実施する。 化学消防自動車の水源は、耐震性防火水槽を使用する。</p> <p>(a) 耐震性防火水槽を水源とした化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>i. 手順着手の判断基準 淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)から復水貯蔵タンクへの補給ができない場合であって、淡水タンク及び</p>	<p>可搬型ホースの接続については速やかに作業ができるように可搬型大型送水ポンプ車の保管場所に可搬型ホースを配備するとともに、作業場所近傍に使用工具を配備する。</p> <p>また、燃料取替用水ピットへの供給時に構内のアクセス状況を考慮して取水源から送水先へ可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。</p> <p>海水取水時には、可搬型ホース先端に取り付ける水中ポンプの吸い込み部、及び可搬型大型送水ポンプ車の吸い込み部にストレーナを設置していること、並びに水面より低く、かつ着底しない位置に設置することで、漂流物を吸い込むことなく、燃料取替用水ピットへ補給を実施できる。 (添付資料 1.13.5, 1.13.19)</p> <p>なお、格納容器スプレイ中における燃料取替用水ピットへの補給の場合、想定される重大事故等のうち「大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故」等発生時は炉心溶融が起こり、可搬型ホース敷設及び可搬型大型送水ポンプ車準備における線量が高くなり、作業員の被ばくが懸念される。これらの作業における対応手順、所要時間、原子炉格納容器からの漏えい率及びアニュラス空気浄化設備等から被ばく評価した結果、作業員の被ばく線量は100mSvを下回る。 (添付資料 1.13.4)</p>		<p>載している。 記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違 ・女川2号は、「夜間における作業性について確保していること」を記載しているが、泊3号は、添付資料 1.13.19 にて記載している。</p> <p>記載方針の相違 ・泊3号は、海水取水時の異物吸い込み防止策について記載している。</p> <p>記載方針の相違 ・泊3号は、海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給手順における屋外作業員の被ばく評価について、添付資料に評価結果を記載している。</p> <p>自主対策の相違(差異理由②)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給ができない場合で、火災が発生していない場合。</p> <p>ii. 操作手順 耐震性防火水槽を水源とした復水貯蔵タンクへの補給手順の概要は以下のとおり。 概要図を第1.13-24図に、タイムチャートを第1.13-25図に示す。 ①発電所対策本部は、プラントの被災状況に応じて、化学消防自動車による耐震性防火水槽を水源とした補給及び接続口の場所を決定し、初期消火要員（消防車隊）に化学消防自動車による淡水の供給の準備開始を指示する。 ②発電課長は、運転員（中央制御室）に耐震性防火水槽を水源とした化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給の準備開始を指示する。 ③運転員（中央制御室）は化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。 ④初期消火要員（消防車隊）は、指示を受けた耐震性防火水槽へ化学消防自動車を移動及び設置し復水貯蔵タンクまでホースを敷設する。 ⑤初期消火要員（消防車隊）は、復水貯蔵タンク上部のマンホールを開放し、ホースの敷設及び固縛を実施する。 ⑥初期消火要員（消防車隊）は、耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給準備完了を発電所対策本部に報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。 ⑦発電課長は、発電所対策本部に耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給開始を依頼する。 ⑧発電課長は、運転員（中央制御室）に、復水貯蔵タンク水位の監視を指示する。 ⑨初期消火要員（消防車隊）は、現場にて化学消防自動車を起動し、耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給を開始し、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。 ⑩運転員（中央制御室）は、復水貯蔵タンクへの補給が開始されたことを復水貯蔵タンク水位により確認し、発電課長に報告する。 ⑪発電課長は、復水貯蔵タンクの水位を維持できるよう、発電所対策本部へ化学消防自動車の間欠運転又は現場での流量調整を依頼する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び初期消火要員（消防車隊）5名にて作業を実施し、作業開始を判断してから耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給開始</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>まで65分以内で実施可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。化学消防自動車のホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 構内のアクセスルート状況を考慮して耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへホースを敷設し、送水ルートを確認する。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。 （添付資料1.13.3）</p> <p>(2) 淡水貯水槽へ水を補給するための対応手順 重大事故等が発生した場合において、海から淡水貯水槽へ水を補給する手順を整備する。</p> <p>a. 大容量送水ポンプ（タイプII）による淡水貯水槽への補給 淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉圧力容器への注水等の対応を実施している場合に、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）が枯渇するおそれがある場合、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプII）及びホースを用いて、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）への補給を実施する。</p> <p>(a) 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプII）による淡水貯水槽への補給</p> <p>i. 手順着手の判断基準 淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉圧力容器への注水等の各種注水／補給を実施している場合に、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）が枯渇するおそれがある場合。</p> <p>ii. 操作手順 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプII）による淡水貯水槽への補給手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13-26図に、タイムチャートを第1.13-27図及び第1.13-28図に、海から淡水貯水槽ルート図を第1.13-33図及び第1.13-34図に示す。 ①発電所対策本部は、プラントの被災状況に応じて、大容量送水ポンプ（タイプII）による海を水源とした淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）への補給及び海水取</p>			<p>設備の相違（差異理由③）</p> <p>設備の相違（差異理由③）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>水箇所を決定し、重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の海水の送水の準備開始を指示する。</p> <p>②a 取水口から海水を取水する場合 重大事故等対応要員は、指示を受けた海水取水箇所付近へ大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を移動させる。</p> <p>②b 海水ポンプ室から海水を取水する場合 重大事故等対応要員は、指示を受けた海水取水箇所付近へ大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を移動させ、防潮壁を開放し大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を防潮壁内へ移動させる。</p> <p>③重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の付属品を所定の場所に設置する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の付属水中ポンプにホースを接続し、付属水中ポンプを海水取水箇所へ設置する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、ホース延長回収車を使用し大容量送水ポンプ（タイプⅡ）から淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）までのホースを敷設する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、海から淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）への補給準備完了を発電所対策本部に報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑦発電所対策本部は、重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による海水の送水開始を指示する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を起動し、海から淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）への補給を開始し、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、重大事故等対応要員9名にて作業を実施し、作業開始を判断してから大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）への補給開始まで取水口取水の場合270分以内、海水ポンプ室取水の場合295分以内で実施可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプⅡ）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 構内のアクセスルート状況を考慮して海から淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）へホースを敷設し、送水ルートを確保する。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>（添付資料1.13.3）</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.13.2.3 水源を切り替えるための対応手順</p> <p>(1) 高圧炉心スプレイ系の水源の切替え</p> <p>a. 高圧炉心スプレイ系による原子炉压力容器への注水時の水源の切替え 重大事故等の収束に必要な水の供給が中断することがないように、高圧炉心スプレイ系の水源をサブプレッションチェンバから復水貯蔵タンクへ切り替える。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 サブプレッションプール水温度が80℃に到達した場合。</p> <p>(b) 操作手順 高圧炉心スプレイ系による原子炉压力容器への注水時の水源の切替手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13-29図に、タイムチャートを第1.13-30図に示す。 ①発電課長は、運転員にサブプレッションプール水の温度が80℃に到達した場合、高圧炉心スプレイ系の水源をサブプレッションチェンバから復水貯蔵タンクへ切り替え、その後の高圧炉心スプレイ系の運転状態に異常がないことを確認するよう指示する。 ②運転員（中央制御室）Aは、高圧炉心スプレイ系の水源切替スイッチを「CST」位置にすることで、HPCSポンプCST吸込弁が全開、その後、HPCSポンプS/C吸込弁が全閉し、水源がサブプレッションチェンバから復水貯蔵タンクへ切り替わることを確認する。また、水源切替え後における高圧炉心スプレイ系の運転状態に異常がないことを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから水源をサブプレッションチェンバから復水貯蔵タンクへ切り替えるまで4分以内で可能である。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>(2) 淡水から海水への切替え</p> <p>a. 復水貯蔵タンクへ補給する水源の切替え 重大事故等の収束に必要な水の供給が中断することがないように、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）から復水貯蔵タンクへの淡水の供給が継続できない場合は淡水補給から海水補給へ切り替える。</p>			<p>設備の相違（差異理由㉔）</p> <p>設備の相違（差異理由㉔）</p> <p>設備の相違（差異理由㉕）</p> <p>（補足説明） ・設備の相違（差異理由㉕）により、泊3号の1.13.2.2(4)との比較が困難であるため、詳細な比較は行わない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>復水貯蔵タンクへの淡水補給から海水補給への水源の切替えは、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）への海水補給を行うことにより切替操作を行わず大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による淡水送水から海水送水へ切り替える。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）への海水補給は、「1.13.2.2(2)a. 大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による淡水貯水槽への補給」の手順にて整備する。</p> <p>(3) 外部水源から内部水源への切替え 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に内部水源（サブプレッションチェンバ）を水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができない場合は、主蒸気逃がし安全弁による発電用原子炉の減圧を実施し、外部水源（復水貯蔵タンク）を水源とした低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への各種注水を行うが、その後、事故収束に必要な対応として、外部水源（復水貯蔵タンク）から内部水源（サブプレッションチェンバ）への切替えを行う。</p> <p>a. 外部水源（復水貯蔵タンク）から内部水源（サブプレッションチェンバ）への切替え 有効性評価において想定する事故シーケンスグループ等である格納容器破損モード「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）」発生時の事故の収束に必要な対応として、外部水源（復水貯蔵タンク）から内部水源（サブプレッションチェンバ）へ水源を切り替える。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 炉心損傷時、外部水源（復水貯蔵タンク）を使用した低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水を実施している状態において代替循環冷却系が使用可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順 外部水源（復水貯蔵タンク）から内部水源（サブプレッションチェンバ）への切替手順の概要は以下のとおり。 なお、内部水源（サブプレッションチェンバ）を使用した代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器内の除熱手順については、「1.4.2.1(3)a. (b) 代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却」、「1.7.2.1(1)a. 代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱」及び「1.8.2.2(1)c. 代替循環冷却系による原子炉圧力容器</p>			<p>設備の相違（差異理由⑥）</p> <p>設備の相違（差異理由⑥）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>への注水」にて整備する。</p> <p>①発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員（中央制御室）A に外部水源（復水貯蔵タンク）を使用した低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉压力容器への注水手段から、内部水源（サブプレッションチェンバ）を使用した代替循環冷却系による原子炉压力容器への注水及び原子炉格納容器内の除熱手段へ切り替えるため、代替循環冷却ポンプの起動を指示する。</p> <p>②運転員（中央制御室）A は、内部水源（サブプレッションチェンバ）を使用した代替循環冷却系による原子炉压力容器への注水及び原子炉格納容器内の除熱が開始されたこと及び復水移送ポンプを停止したことを発電課長に報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>内部水源（サブプレッションチェンバ）を使用した代替循環冷却系による原子炉压力容器への注水及び原子炉格納容器内の除熱操作の成立性については、</p> <p>「1.13.2.1(2)d.(a) サプレッションチェンバを水源とした代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却」、</p> <p>「1.13.2.1(2)d.(b) サプレッションチェンバを水源とした代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱」及び「1.13.2.1(2)d.(c) サプレッションチェンバを水源とした代替循環冷却系による原子炉压力容器への注水」にて整備する。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.13.2.4 その他の手順項目について考慮する手順</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による各接続口から注水等が必要な箇所までの手順については、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」、「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」、「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」、「1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」、「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」及び「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて、それぞれ整備する。</p> <p>海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による各接続口等から水の供給が必要な設備までの手順については、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」及び「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて、それぞれ整備する。</p> <p>中央制御室監視計器類への電源供給手順並びに常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）への燃料補給に関する手順については、「1.14 電源確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順は「1.15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。</p>			<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号は、1.13.2.4「その他の手順項目について考慮する手順」にて、技術的能力1.13まとめ資料で整備しているすべての対応手順について考慮する手順を記載している。 ・泊3号は、技術的能力1.13まとめ資料で整備している「蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び補助給水ピットへの供給に係る手順等」等の各SA対策毎に「その他の手順項目にて考慮する手順」を整理しており、1.13.2.1(11)、1.13.2.2(14)、1.13.2.3(13)に記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.13.2.5 重大事故等時の対応手段の選択 重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第1.13-31 図及び第1.13-32 図に示す。</p> <p>(1) 水源を利用した対応手段 重大事故等時には、原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却等の復水貯蔵タンク又はサブプレッションチェンバを水源とした対応手段を実施するため、必要となる十分な量の水を復水貯蔵タンク又はサブプレッションチェンバに確保する。 復水貯蔵タンク又はサブプレッションチェンバを水源とした注水が実施できない場合は、ろ過水タンクを水源としてろ過水ポンプによる原子炉圧力容器等へ注水を実施する。ろ過水タンクを水源としてろ過水ポンプによる原子炉圧力容器等へ注水が実施できない場合は、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉圧力容器等へ注水を実施する。淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉圧力容器等への注水が実施できない場合は、淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉圧力容器等へ注水を実施する。 淡水タンクを水源とした注水が実施できない場合は、海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉圧力容器等へ注水を実施する。</p> <p>(2) 水源へ水を補給するための対応手段 a. 復水貯蔵タンクへの補給 復水貯蔵タンクを水源として、原子炉圧力容器への注水等の各種注水時において、純水補給水系が使用可能な場合は、純水タンクを水源として純水移送ポンプにより復水貯蔵タンクへ補給する。 純水補給水系が使用できない場合は、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により復水貯蔵タンクへ補給する。 淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）が使用できない場合で淡水タンクが使用可能な場合は、淡水タンクを水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により復水貯蔵タンクへ補給する。 淡水タンクが使用できない場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により復水貯蔵タンクへ補給する。 大容量送水ポンプ（タイプI）が使用できない場合は、耐震性防火水槽を水源として、化学消防自動車により復水貯</p>			<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号は、1.13.2.5「重大事故等時の対応手段の選択」にて、「水源を利用した対応手段」、「水源へ水を補給するための対応手段」に係る優先順位を記載している。 ・泊3号は、技術的能力1.13まとめ資料で整備している「蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び補助給水ピットへの供給に係る手順等」等の各SA対策毎に対応手順の優先順位を整理しており、1.13.2.1(12)、1.13.2.2(15)、1.13.2.3(14)、1.13.2.8(3)に記載している。 ・女川2号と同様に、対応手順の優先順位を記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>蔵タンクへ補給する。</p> <p>b. 淡水貯水槽への補給 淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による原子炉圧力容器への注水等において、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）が枯渇しないように、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）により、海からの補給を実施する。 海から淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）への補給は、取水口からの取水を優先し、取水口が使用できない場合には、海水ポンプ室から取水する。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		大飯発電所3/4号炉		差異理由
第1.13-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 対応手段、対処設備及び手順書一覧(1/11)						
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順等		
復水貯蔵タンクを水源とした対応	サブプレッションチェンバ	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉圧力容器への注水	復水貯蔵タンク 高圧代替注水系（高圧代替注水ポンプ）	重大事故等 対処設備	手順は「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。	
			復水貯蔵タンク 原子炉隔離時冷却系（原子炉隔離時冷却系ポンプ） 高圧炉心スプレイ系（高圧炉心スプレイ系ポンプ）	重大事故等 （設計基準事故） 対処設備	手順は「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。	
			復水貯蔵タンク 制御棒駆動水圧系（制御棒駆動水ポンプ）	自主 対策設備	手順は「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。	
		原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水	復水貯蔵タンク 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）	重大事故等 対処設備	手順は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。	
			復水貯蔵タンク 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水ポンプ）	重大事故等 対処設備	手順は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。	
			復水貯蔵タンク 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水ポンプ）	自主 対策設備	手順は「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。	
		原子炉格納容器 内の冷却	復水貯蔵タンク 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設） （復水移送ポンプ）	重大事故等 対処設備	手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。	
図及び表の比較については、女川2号の図及び表の掲載順は変えず、 女川2号と比較可能な泊3号の図及び表を抜き出し貼り付ける。						
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;">比較対象なし</div>						
※1：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 ※2：本文【解釈】1b)項を満足するための代替水源（措置）						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		大飯発電所3/4号炉		差異理由
対応手段、対処設備及び手順書一覧(2/11)						
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順等		
復水貯蔵タンクを志願とした対応	-	原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)	復水貯蔵タンク	重大事故等対処設備	手順は「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。	
		原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)(復水移送ポンプ)	原子炉格納容器下部注水系(常設)(燃料プール補給水ポンプ)	自主対応設備	手順は「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」にて整備する。	
サブプレッションチェンバを志願とした対応	復水貯蔵タンク	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧側の注水	サブプレッションチェンバ 高圧炉心スプレイ系(高圧炉心スプレイ系ポンプ)	重大事故等対処設備 (設計基準状態)	手順は「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。	
		原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧側の注水	サブプレッションチェンバ 残留熱除去系(残留熱除去系ポンプ) 低圧炉心スプレイ系(低圧炉心スプレイ系ポンプ)	重大事故等対処設備 (設計基準状態)	手順は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。	
		原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧側の注水	サブプレッションチェンバ 代替循環冷却系(代替循環冷却ポンプ)	重大事故等対処設備	手順は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。	
		原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧側の注水	サブプレッションチェンバ 代替循環冷却系(代替循環冷却ポンプ)	自主対応設備	手順は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。	
		原子炉格納容器内の除熱	サブプレッションチェンバ 残留熱除去系(残留熱除去系ポンプ)	重大事故等対処設備 (設計基準状態)	手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。	
比較対象なし						
注1：手順は「1.14 電網の確保に関する手順等」にて整備する。 注2：本条【解釈】1b)項を補足するための代替淡水源(補償)						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																																																																																																									
<p>対応手段、対処設備及び手順書一覧(3/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>手順等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">炉心注水のための注水</td> <td>原子炉格納容器内の注水及び原子炉格納容器下部への注水</td> <td>サブプレッションチェンバ 代替循環冷却系（代替循環冷却ポンプ）</td> <td>重大事故等対処設備</td> <td>手順は「1.7 原子炉格納容器の注水確保を防止するための手順等」にて整備する。</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンクへの注水</td> <td>サブプレッションチェンバ 代替循環冷却系（代替循環冷却ポンプ） 原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）</td> <td>重大事故等対処設備</td> <td>手順は「1.8 原子炉格納容器下部の腐蝕中心を冷却するための手順等」にて整備する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">炉心注水のための注水</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の注水</td> <td>ろ過水タンク ろ過水系（ろ過水ポンプ）</td> <td>自主対策設備</td> <td>手順は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の腐蝕中心を冷却するための手順等」にて整備する。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の注水</td> <td>ろ過水タンク ろ過水系（ろ過水ポンプ）</td> <td>自主対策設備</td> <td>手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却のための手順等」にて整備する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">炉心注水のための注水</td> <td>原子炉格納容器下部への注水</td> <td>ろ過水タンク ろ過水系（ろ過水ポンプ）</td> <td>自主対策設備</td> <td>手順は「1.8 原子炉格納容器下部の腐蝕中心を冷却するための手順等」にて整備する。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールへの注水</td> <td>ろ過水タンク ろ過水系（ろ過水ポンプ）</td> <td>自主対策設備</td> <td>手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 ※2：本文中【解釈】3a)項を満足するための代替水源（措置）</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順等	炉心注水のための注水	原子炉格納容器内の注水及び原子炉格納容器下部への注水	サブプレッションチェンバ 代替循環冷却系（代替循環冷却ポンプ）	重大事故等対処設備	手順は「1.7 原子炉格納容器の注水確保を防止するための手順等」にて整備する。	復水貯蔵タンクへの注水	サブプレッションチェンバ 代替循環冷却系（代替循環冷却ポンプ） 原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）	重大事故等対処設備	手順は「1.8 原子炉格納容器下部の腐蝕中心を冷却するための手順等」にて整備する。	炉心注水のための注水	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の注水	ろ過水タンク ろ過水系（ろ過水ポンプ）	自主対策設備	手順は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の腐蝕中心を冷却するための手順等」にて整備する。	原子炉格納容器内の注水	ろ過水タンク ろ過水系（ろ過水ポンプ）	自主対策設備	手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却のための手順等」にて整備する。	炉心注水のための注水	原子炉格納容器下部への注水	ろ過水タンク ろ過水系（ろ過水ポンプ）	自主対策設備	手順は「1.8 原子炉格納容器下部の腐蝕中心を冷却するための手順等」にて整備する。	使用済燃料プールへの注水	ろ過水タンク ろ過水系（ろ過水ポンプ）	自主対策設備	手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。	<p>第1.13.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ビットへの供給) (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>設備の分類</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">炉心注水のための注水</td> <td rowspan="10">燃料取替用水ビットから炉心注水タンクへの水供給</td> <td rowspan="10">ろ過水タンクへの水供給</td> <td>ろ過水タンク</td> <td>ろ過水ポンプ</td> <td rowspan="10">自主対策設備</td> <td rowspan="10">手順は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の腐蝕中心を冷却するための手順等」にて整備する。</td> </tr> <tr> <td>ろ過水タンク</td> <td>ろ過水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>ろ過水タンク</td> <td>ろ過水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>ろ過水タンク</td> <td>ろ過水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>ろ過水タンク</td> <td>ろ過水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>ろ過水タンク</td> <td>ろ過水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>ろ過水タンク</td> <td>ろ過水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>ろ過水タンク</td> <td>ろ過水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>ろ過水タンク</td> <td>ろ過水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>ろ過水タンク</td> <td>ろ過水ポンプ</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">燃料取替用水ビットへの注水</td> <td rowspan="10">燃料取替用水ビットからの水供給</td> <td rowspan="10">燃料取替用水ビットからの水供給</td> <td>燃料取替用水ビット</td> <td>燃料取替用水ポンプ</td> <td rowspan="10">自主対策設備</td> <td rowspan="10">手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット</td> <td>燃料取替用水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット</td> <td>燃料取替用水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット</td> <td>燃料取替用水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット</td> <td>燃料取替用水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット</td> <td>燃料取替用水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット</td> <td>燃料取替用水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット</td> <td>燃料取替用水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット</td> <td>燃料取替用水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット</td> <td>燃料取替用水ポンプ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ディーゼル発電機等により発電する。 ※2：代替循環冷却系からの給電手順及び燃料供給手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 ※3：手順は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。 ※4：可搬型大型送水ポンプ等の燃料供給に使用する。 ※5：取水槽への供給は、2次冷却水タンク又はろ過水タンクから移送することにより行う。 ※6：ディーゼル発電機燃料貯蔵槽は、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料貯蔵槽からの燃料積み上げができない場合に使用する。 ※7：重大事故対応において用いる設備の分類 a：当該事故に適合する重大事故等対処設備 b：対応に適合する重大事故等対処設備 c：自主対策として整備する重大事故等対処設備</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備の分類	整備する手順書	手順の分類	炉心注水のための注水	燃料取替用水ビットから炉心注水タンクへの水供給	ろ過水タンクへの水供給	ろ過水タンク	ろ過水ポンプ	自主対策設備	手順は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の腐蝕中心を冷却するための手順等」にて整備する。	ろ過水タンク	ろ過水ポンプ	ろ過水タンク	ろ過水ポンプ	ろ過水タンク	ろ過水ポンプ	ろ過水タンク	ろ過水ポンプ	ろ過水タンク	ろ過水ポンプ	ろ過水タンク	ろ過水ポンプ	ろ過水タンク	ろ過水ポンプ	ろ過水タンク	ろ過水ポンプ	ろ過水タンク	ろ過水ポンプ	燃料取替用水ビットへの注水	燃料取替用水ビットからの水供給	燃料取替用水ビットからの水供給	燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ	自主対策設備	手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。	燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ	燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ	燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ	燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ	燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ	燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ	燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ	燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ	燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ	<p>第1.13.3表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ビットへの供給) (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>設備の分類</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">燃料取替用水ビットへの注水</td> <td rowspan="10">燃料取替用水ビットからの水供給</td> <td rowspan="10">燃料取替用水ビットからの水供給</td> <td>燃料取替用水ビット</td> <td>燃料取替用水ポンプ</td> <td rowspan="10">自主対策設備</td> <td rowspan="10">手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット</td> <td>燃料取替用水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット</td> <td>燃料取替用水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット</td> <td>燃料取替用水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット</td> <td>燃料取替用水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット</td> <td>燃料取替用水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット</td> <td>燃料取替用水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット</td> <td>燃料取替用水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット</td> <td>燃料取替用水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット</td> <td>燃料取替用水ポンプ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ディーゼル発電機等により発電する。 ※2：代替循環冷却系からの給電手順及び燃料供給手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 ※3：手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却のための手順等」にて整備する。 ※4：取水槽への供給は、2次冷却水タンク又はろ過水タンクから移送することにより行う。 ※5：ディーゼル発電機燃料貯蔵槽は、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料貯蔵槽からの燃料積み上げができない場合に使用する。 ※6：重大事故対応において用いる設備の分類 a：当該事故に適合する重大事故等対処設備 b：対応に適合する重大事故等対処設備 c：自主対策として整備する重大事故等対処設備</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備の分類	整備する手順書	手順の分類	燃料取替用水ビットへの注水	燃料取替用水ビットからの水供給	燃料取替用水ビットからの水供給	燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ	自主対策設備	手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。	燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ	燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ	燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ	燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ	燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ	燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ	燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ	燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ	燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ	<p>差異理由</p>
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順等																																																																																																																								
炉心注水のための注水	原子炉格納容器内の注水及び原子炉格納容器下部への注水	サブプレッションチェンバ 代替循環冷却系（代替循環冷却ポンプ）	重大事故等対処設備	手順は「1.7 原子炉格納容器の注水確保を防止するための手順等」にて整備する。																																																																																																																								
	復水貯蔵タンクへの注水	サブプレッションチェンバ 代替循環冷却系（代替循環冷却ポンプ） 原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）	重大事故等対処設備	手順は「1.8 原子炉格納容器下部の腐蝕中心を冷却するための手順等」にて整備する。																																																																																																																								
炉心注水のための注水	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の注水	ろ過水タンク ろ過水系（ろ過水ポンプ）	自主対策設備	手順は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の腐蝕中心を冷却するための手順等」にて整備する。																																																																																																																								
	原子炉格納容器内の注水	ろ過水タンク ろ過水系（ろ過水ポンプ）	自主対策設備	手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却のための手順等」にて整備する。																																																																																																																								
炉心注水のための注水	原子炉格納容器下部への注水	ろ過水タンク ろ過水系（ろ過水ポンプ）	自主対策設備	手順は「1.8 原子炉格納容器下部の腐蝕中心を冷却するための手順等」にて整備する。																																																																																																																								
	使用済燃料プールへの注水	ろ過水タンク ろ過水系（ろ過水ポンプ）	自主対策設備	手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。																																																																																																																								
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備の分類	整備する手順書	手順の分類																																																																																																																						
炉心注水のための注水	燃料取替用水ビットから炉心注水タンクへの水供給	ろ過水タンクへの水供給	ろ過水タンク	ろ過水ポンプ	自主対策設備	手順は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の腐蝕中心を冷却するための手順等」にて整備する。																																																																																																																						
			ろ過水タンク	ろ過水ポンプ																																																																																																																								
			ろ過水タンク	ろ過水ポンプ																																																																																																																								
			ろ過水タンク	ろ過水ポンプ																																																																																																																								
			ろ過水タンク	ろ過水ポンプ																																																																																																																								
			ろ過水タンク	ろ過水ポンプ																																																																																																																								
			ろ過水タンク	ろ過水ポンプ																																																																																																																								
			ろ過水タンク	ろ過水ポンプ																																																																																																																								
			ろ過水タンク	ろ過水ポンプ																																																																																																																								
			ろ過水タンク	ろ過水ポンプ																																																																																																																								
燃料取替用水ビットへの注水	燃料取替用水ビットからの水供給	燃料取替用水ビットからの水供給	燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ	自主対策設備	手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。																																																																																																																						
			燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ																																																																																																																								
			燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ																																																																																																																								
			燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ																																																																																																																								
			燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ																																																																																																																								
			燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ																																																																																																																								
			燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ																																																																																																																								
			燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ																																																																																																																								
			燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ																																																																																																																								
			燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ																																																																																																																								
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備の分類	整備する手順書	手順の分類																																																																																																																						
燃料取替用水ビットへの注水	燃料取替用水ビットからの水供給	燃料取替用水ビットからの水供給	燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ	自主対策設備	手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。																																																																																																																						
			燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ																																																																																																																								
			燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ																																																																																																																								
			燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ																																																																																																																								
			燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ																																																																																																																								
			燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ																																																																																																																								
			燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ																																																																																																																								
			燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ																																																																																																																								
			燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ																																																																																																																								
			燃料取替用水ビット	燃料取替用水ポンプ																																																																																																																								

次ページ

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																																																																				
<p>前ページ</p>	<p>第1.13.5表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (使用済燃料ピットへの水の供給)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>調査典拠を定める設計基準等及び設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>設備分類※3</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">使用済燃料ピットへの水の供給</td> <td rowspan="4">2次系純水タンクから使用済燃料ピットへの排水※2</td> <td>2次系純水タンク</td> <td>2次系純水タンク</td> <td>圧入設備</td> <td rowspan="4">使用済燃料ピット浄化施設設備の異常時における対応手順</td> <td rowspan="4">設備及び設計基準等に定める運転手順書</td> </tr> <tr> <td>2次系純水ポンプ</td> <td>2次系純水ポンプ</td> <td>圧入設備</td> </tr> <tr> <td>1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの排水※2</td> <td>1次系純水タンク</td> <td>圧入設備</td> </tr> <tr> <td>1次系純水ポンプ</td> <td>1次系純水ポンプ</td> <td>圧入設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">使用済燃料ピットへの水の供給</td> <td rowspan="4">ろ過水タンクから使用済燃料ピットへの排水※2</td> <td>ろ過水タンク</td> <td>ろ過水タンク</td> <td>圧入設備</td> <td rowspan="4">使用済燃料ピット浄化施設設備の異常時における対応手順</td> <td rowspan="4">設備及び設計基準等に定める運転手順書</td> </tr> <tr> <td>電動機駆動ろ過ポンプ</td> <td>電動機駆動ろ過ポンプ</td> <td>圧入設備</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル駆動ろ過ポンプ</td> <td>ディーゼル駆動ろ過ポンプ</td> <td>圧入設備</td> </tr> <tr> <td>代用ろ過水タンク</td> <td>代用ろ過水タンク</td> <td>圧入設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">使用済燃料ピットへの水の供給</td> <td rowspan="6">代用ろ過水タンクから使用済燃料ピットへの排水※2</td> <td>代用ろ過水タンク</td> <td>代用ろ過水タンク</td> <td>圧入設備</td> <td rowspan="6">使用済燃料ピット浄化施設設備の異常時における対応手順等</td> <td rowspan="6">設備及び設計基準等に定める運転手順書</td> </tr> <tr> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>圧入設備</td> </tr> <tr> <td>原水槽※3</td> <td>原水槽</td> <td>圧入設備</td> </tr> <tr> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>圧入設備</td> </tr> <tr> <td>2次系純水タンク※3</td> <td>2次系純水タンク</td> <td>圧入設備</td> </tr> <tr> <td>ろ過水タンク※3</td> <td>ろ過水タンク</td> <td>圧入設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">海水を用いた使用済燃料ピットへの排水※2</td> <td rowspan="3">可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>圧入設備</td> <td rowspan="3">全文武動発電機異常時における対応手順等</td> <td rowspan="3">がらの著しい積塵及び可燃性蒸気を防止する運転手順書</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽※1</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽</td> <td>圧入設備</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー※1</td> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>圧入設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽※1</td> <td rowspan="2">可搬型タンクローリー※1</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽</td> <td>圧入設備</td> <td rowspan="2">全文武動発電機異常時における対応手順等</td> <td rowspan="2">がらの著しい積塵及び可燃性蒸気を防止する運転手順書</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>圧入設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：可搬型大型送水ポンプ車の燃料槽前に使用する。 ※2：手順は「1.11 使用済燃料の燃焼の応答等のための準備等」にて整備する。 ※3：原水槽への搬送は、2次系純水タンク又はろ過水タンクから移送することにより行う。 ※4：ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽は、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料油貯蔵槽からの燃料積み上げができない場合に使用する。 ※5：重大事故対策において用いる設備の分類 a：当該条文に適合する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備</p>	分類	調査典拠を定める設計基準等及び設備	対応手段	対応設備	設備分類※3	整備する手順書	手順の分類	使用済燃料ピットへの水の供給	2次系純水タンクから使用済燃料ピットへの排水※2	2次系純水タンク	2次系純水タンク	圧入設備	使用済燃料ピット浄化施設設備の異常時における対応手順	設備及び設計基準等に定める運転手順書	2次系純水ポンプ	2次系純水ポンプ	圧入設備	1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの排水※2	1次系純水タンク	圧入設備	1次系純水ポンプ	1次系純水ポンプ	圧入設備	使用済燃料ピットへの水の供給	ろ過水タンクから使用済燃料ピットへの排水※2	ろ過水タンク	ろ過水タンク	圧入設備	使用済燃料ピット浄化施設設備の異常時における対応手順	設備及び設計基準等に定める運転手順書	電動機駆動ろ過ポンプ	電動機駆動ろ過ポンプ	圧入設備	ディーゼル駆動ろ過ポンプ	ディーゼル駆動ろ過ポンプ	圧入設備	代用ろ過水タンク	代用ろ過水タンク	圧入設備	使用済燃料ピットへの水の供給	代用ろ過水タンクから使用済燃料ピットへの排水※2	代用ろ過水タンク	代用ろ過水タンク	圧入設備	使用済燃料ピット浄化施設設備の異常時における対応手順等	設備及び設計基準等に定める運転手順書	可搬型大型送水ポンプ車	可搬型大型送水ポンプ車	圧入設備	原水槽※3	原水槽	圧入設備	可搬型大型送水ポンプ車	可搬型大型送水ポンプ車	圧入設備	2次系純水タンク※3	2次系純水タンク	圧入設備	ろ過水タンク※3	ろ過水タンク	圧入設備	海水を用いた使用済燃料ピットへの排水※2	可搬型大型送水ポンプ車	可搬型大型送水ポンプ車	可搬型大型送水ポンプ車	圧入設備	全文武動発電機異常時における対応手順等	がらの著しい積塵及び可燃性蒸気を防止する運転手順書	ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽※1	ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽	圧入設備	可搬型タンクローリー※1	可搬型タンクローリー	圧入設備	ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽※1	可搬型タンクローリー※1	ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽	ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽	圧入設備	全文武動発電機異常時における対応手順等	がらの著しい積塵及び可燃性蒸気を防止する運転手順書	可搬型タンクローリー	可搬型タンクローリー	圧入設備		
分類	調査典拠を定める設計基準等及び設備	対応手段	対応設備	設備分類※3	整備する手順書	手順の分類																																																																																	
使用済燃料ピットへの水の供給	2次系純水タンクから使用済燃料ピットへの排水※2	2次系純水タンク	2次系純水タンク	圧入設備	使用済燃料ピット浄化施設設備の異常時における対応手順	設備及び設計基準等に定める運転手順書																																																																																	
		2次系純水ポンプ	2次系純水ポンプ	圧入設備																																																																																			
		1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの排水※2	1次系純水タンク	圧入設備																																																																																			
		1次系純水ポンプ	1次系純水ポンプ	圧入設備																																																																																			
使用済燃料ピットへの水の供給	ろ過水タンクから使用済燃料ピットへの排水※2	ろ過水タンク	ろ過水タンク	圧入設備	使用済燃料ピット浄化施設設備の異常時における対応手順	設備及び設計基準等に定める運転手順書																																																																																	
		電動機駆動ろ過ポンプ	電動機駆動ろ過ポンプ	圧入設備																																																																																			
		ディーゼル駆動ろ過ポンプ	ディーゼル駆動ろ過ポンプ	圧入設備																																																																																			
		代用ろ過水タンク	代用ろ過水タンク	圧入設備																																																																																			
使用済燃料ピットへの水の供給	代用ろ過水タンクから使用済燃料ピットへの排水※2	代用ろ過水タンク	代用ろ過水タンク	圧入設備	使用済燃料ピット浄化施設設備の異常時における対応手順等	設備及び設計基準等に定める運転手順書																																																																																	
		可搬型大型送水ポンプ車	可搬型大型送水ポンプ車	圧入設備																																																																																			
		原水槽※3	原水槽	圧入設備																																																																																			
		可搬型大型送水ポンプ車	可搬型大型送水ポンプ車	圧入設備																																																																																			
		2次系純水タンク※3	2次系純水タンク	圧入設備																																																																																			
		ろ過水タンク※3	ろ過水タンク	圧入設備																																																																																			
海水を用いた使用済燃料ピットへの排水※2	可搬型大型送水ポンプ車	可搬型大型送水ポンプ車	可搬型大型送水ポンプ車	圧入設備	全文武動発電機異常時における対応手順等	がらの著しい積塵及び可燃性蒸気を防止する運転手順書																																																																																	
		ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽※1	ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽	圧入設備																																																																																			
		可搬型タンクローリー※1	可搬型タンクローリー	圧入設備																																																																																			
ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽※1	可搬型タンクローリー※1	ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽	ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽	圧入設備	全文武動発電機異常時における対応手順等	がらの著しい積塵及び可燃性蒸気を防止する運転手順書																																																																																	
		可搬型タンクローリー	可搬型タンクローリー	圧入設備																																																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				大飯発電所3/4号炉				差異理由																															
対応手段、対処設備及び手順書一覧(4/11)												<p>第1.13.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ビットへの供給) (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>設備分類</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順書の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">復水貯蔵タンク</td> <td rowspan="2">大容量送水ポンプ(タイプ1) ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッド・接続口 燃料補給設備 ※1</td> <td rowspan="2">大容量送水ポンプ(タイプ1)による注水</td> <td rowspan="2">大容量送水ポンプ(タイプ1) ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッド・接続口 燃料補給設備 ※1</td> <td rowspan="2">重大事故等 対処設備</td> <td rowspan="2">「1.14 電流の確保に関する手順等」にて整備する。 ※2: 本条文中【脚注】(b)項を満足するための代替設備(指差)</td> <td rowspan="2">「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の冷却炉心を冷却するための手順等」にて整備する。</td> </tr> <tr> <td>「1.5 最終冷却システム」にて整備する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">復水貯蔵タンク アプリケーションチェンバ</td> <td rowspan="2">原子炉格納容器下部注水系(可変型)(大容量送水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)</td> <td rowspan="2">原子炉格納容器下部への注水</td> <td rowspan="2">原子炉格納容器下部注水系(可変型)(大容量送水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)</td> <td rowspan="2">重大事故等 対処設備</td> <td rowspan="2">「1.14 電流の確保に関する手順等」にて整備する。 ※2: 本条文中【脚注】(b)項を満足するための代替設備(指差)</td> <td rowspan="2">「1.6 原子炉格納容器内の冷却炉心」にて整備する。</td> </tr> <tr> <td>「1.8 原子炉格納容器下部の冷却炉心」にて整備する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">復水貯蔵タンク</td> <td rowspan="2">原子炉格納容器下部注水系(可変型)(大容量送水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)</td> <td rowspan="2">原子炉格納容器下部への注水</td> <td rowspan="2">原子炉格納容器下部注水系(可変型)(大容量送水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)</td> <td rowspan="2">重大事故等 対処設備</td> <td rowspan="2">「1.14 電流の確保に関する手順等」にて整備する。 ※2: 本条文中【脚注】(b)項を満足するための代替設備(指差)</td> <td rowspan="2">「1.8 原子炉格納容器下部の冷却炉心」にて整備する。</td> </tr> <tr> <td>「1.5 最終冷却システム」にて整備する。</td> </tr> </tbody> </table>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備分類	整備する手順書	手順書の分類	復水貯蔵タンク	大容量送水ポンプ(タイプ1) ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッド・接続口 燃料補給設備 ※1	大容量送水ポンプ(タイプ1)による注水	大容量送水ポンプ(タイプ1) ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッド・接続口 燃料補給設備 ※1	重大事故等 対処設備	「1.14 電流の確保に関する手順等」にて整備する。 ※2: 本条文中【脚注】(b)項を満足するための代替設備(指差)	「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の冷却炉心を冷却するための手順等」にて整備する。	「1.5 最終冷却システム」にて整備する。	復水貯蔵タンク アプリケーションチェンバ	原子炉格納容器下部注水系(可変型)(大容量送水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	原子炉格納容器下部への注水	原子炉格納容器下部注水系(可変型)(大容量送水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	重大事故等 対処設備	「1.14 電流の確保に関する手順等」にて整備する。 ※2: 本条文中【脚注】(b)項を満足するための代替設備(指差)	「1.6 原子炉格納容器内の冷却炉心」にて整備する。	「1.8 原子炉格納容器下部の冷却炉心」にて整備する。	復水貯蔵タンク	原子炉格納容器下部注水系(可変型)(大容量送水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	原子炉格納容器下部への注水	原子炉格納容器下部注水系(可変型)(大容量送水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	重大事故等 対処設備	「1.14 電流の確保に関する手順等」にて整備する。 ※2: 本条文中【脚注】(b)項を満足するための代替設備(指差)	「1.8 原子炉格納容器下部の冷却炉心」にて整備する。	「1.5 最終冷却システム」にて整備する。
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備分類	整備する手順書	手順書の分類																																					
復水貯蔵タンク	大容量送水ポンプ(タイプ1) ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッド・接続口 燃料補給設備 ※1	大容量送水ポンプ(タイプ1)による注水	大容量送水ポンプ(タイプ1) ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッド・接続口 燃料補給設備 ※1	重大事故等 対処設備	「1.14 電流の確保に関する手順等」にて整備する。 ※2: 本条文中【脚注】(b)項を満足するための代替設備(指差)	「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の冷却炉心を冷却するための手順等」にて整備する。																																					
							「1.5 最終冷却システム」にて整備する。																																				
復水貯蔵タンク アプリケーションチェンバ	原子炉格納容器下部注水系(可変型)(大容量送水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	原子炉格納容器下部への注水	原子炉格納容器下部注水系(可変型)(大容量送水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	重大事故等 対処設備	「1.14 電流の確保に関する手順等」にて整備する。 ※2: 本条文中【脚注】(b)項を満足するための代替設備(指差)	「1.6 原子炉格納容器内の冷却炉心」にて整備する。																																					
							「1.8 原子炉格納容器下部の冷却炉心」にて整備する。																																				
復水貯蔵タンク	原子炉格納容器下部注水系(可変型)(大容量送水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	原子炉格納容器下部への注水	原子炉格納容器下部注水系(可変型)(大容量送水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	重大事故等 対処設備	「1.14 電流の確保に関する手順等」にて整備する。 ※2: 本条文中【脚注】(b)項を満足するための代替設備(指差)	「1.8 原子炉格納容器下部の冷却炉心」にて整備する。																																					
							「1.5 最終冷却システム」にて整備する。																																				
対応手段、対処設備及び手順書一覧(5/11)																																											
<p>第1.13.3表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ビットへの供給) (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>設備分類</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順書の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">復水貯蔵タンク</td> <td rowspan="2">原子炉格納容器下部注水系(可変型)(大容量送水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)</td> <td rowspan="2">原子炉格納容器下部への注水</td> <td rowspan="2">原子炉格納容器下部注水系(可変型)(大容量送水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)</td> <td rowspan="2">重大事故等 対処設備</td> <td rowspan="2">「1.14 電流の確保に関する手順等」にて整備する。 ※2: 本条文中【脚注】(b)項を満足するための代替設備(指差)</td> <td rowspan="2">「1.8 原子炉格納容器下部の冷却炉心」にて整備する。</td> </tr> <tr> <td>「1.10 水漏れ発生による原子炉格納容器の損傷を防止するための手順等」にて整備する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">復水貯蔵タンク</td> <td rowspan="2">原子炉格納容器下部注水系(可変型)(大容量送水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)</td> <td rowspan="2">原子炉格納容器下部への注水</td> <td rowspan="2">原子炉格納容器下部注水系(可変型)(大容量送水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)</td> <td rowspan="2">重大事故等 対処設備</td> <td rowspan="2">「1.14 電流の確保に関する手順等」にて整備する。 ※2: 本条文中【脚注】(b)項を満足するための代替設備(指差)</td> <td rowspan="2">「1.10 水漏れ発生による原子炉格納容器の損傷を防止するための手順等」にて整備する。</td> </tr> <tr> <td>「1.11 使用済燃料貯蔵庫の冷却等」にて整備する。</td> </tr> </tbody> </table>												分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備分類	整備する手順書	手順書の分類	復水貯蔵タンク	原子炉格納容器下部注水系(可変型)(大容量送水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	原子炉格納容器下部への注水	原子炉格納容器下部注水系(可変型)(大容量送水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	重大事故等 対処設備	「1.14 電流の確保に関する手順等」にて整備する。 ※2: 本条文中【脚注】(b)項を満足するための代替設備(指差)	「1.8 原子炉格納容器下部の冷却炉心」にて整備する。	「1.10 水漏れ発生による原子炉格納容器の損傷を防止するための手順等」にて整備する。	復水貯蔵タンク	原子炉格納容器下部注水系(可変型)(大容量送水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	原子炉格納容器下部への注水	原子炉格納容器下部注水系(可変型)(大容量送水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	重大事故等 対処設備	「1.14 電流の確保に関する手順等」にて整備する。 ※2: 本条文中【脚注】(b)項を満足するための代替設備(指差)	「1.10 水漏れ発生による原子炉格納容器の損傷を防止するための手順等」にて整備する。	「1.11 使用済燃料貯蔵庫の冷却等」にて整備する。									
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備分類	整備する手順書	手順書の分類																																					
復水貯蔵タンク	原子炉格納容器下部注水系(可変型)(大容量送水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	原子炉格納容器下部への注水	原子炉格納容器下部注水系(可変型)(大容量送水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	重大事故等 対処設備	「1.14 電流の確保に関する手順等」にて整備する。 ※2: 本条文中【脚注】(b)項を満足するための代替設備(指差)	「1.8 原子炉格納容器下部の冷却炉心」にて整備する。																																					
							「1.10 水漏れ発生による原子炉格納容器の損傷を防止するための手順等」にて整備する。																																				
復水貯蔵タンク	原子炉格納容器下部注水系(可変型)(大容量送水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	原子炉格納容器下部への注水	原子炉格納容器下部注水系(可変型)(大容量送水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	重大事故等 対処設備	「1.14 電流の確保に関する手順等」にて整備する。 ※2: 本条文中【脚注】(b)項を満足するための代替設備(指差)	「1.10 水漏れ発生による原子炉格納容器の損傷を防止するための手順等」にて整備する。																																					
							「1.11 使用済燃料貯蔵庫の冷却等」にて整備する。																																				

次ページ

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉 前ページ	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																																													
	<p>第1.13.5表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (使用済燃料ピットへの水の供給)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対応設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>設備分類 ※5</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">使用済燃料ピット</td> <td rowspan="3">2次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水 ※2</td> <td rowspan="3">2次系純水ポンプ</td> <td>2次系純水ポンプ</td> <td rowspan="3">比多機設備</td> <td rowspan="3">使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順</td> <td rowspan="3">設備及び設計基準事故 に対する運転手順書</td> </tr> <tr> <td>1次系純水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>1次系純水ポンプ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ろ過水タンクから使用済燃料ピットへの注水 ※2</td> <td rowspan="3">ろ過水ポンプ</td> <td>ろ過水ポンプ</td> <td rowspan="3">比多機設備</td> <td rowspan="3">使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順</td> <td rowspan="3">設備及び設計基準事故 に対する運転手順書</td> </tr> <tr> <td>電動機駆動ろ過水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル駆動ろ過水ポンプ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">燃料取扱用ピット(貯蔵又は燃焼)</td> <td rowspan="3">代替給水ピットから使用済燃料ピットへの注水 ※2</td> <td rowspan="3">代替給水ポンプ</td> <td>代替給水ピット</td> <td rowspan="3">比多機設備</td> <td rowspan="3">使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順</td> <td rowspan="3">設備及び設計基準事故 に対する運転手順書</td> </tr> <tr> <td>可搬型大型注水ポンプ車</td> </tr> <tr> <td>原水槽 ※3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原水槽からの注水 ※2</td> <td rowspan="3">2次系純水タンク ※3</td> <td rowspan="3">ろ過水タンク ※3</td> <td>可搬型大型注水ポンプ車</td> <td rowspan="3">比多機設備</td> <td rowspan="3">使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順</td> <td rowspan="3">設備及び設計基準事故 に対する運転手順書</td> </tr> <tr> <td>2次系純水タンク ※3</td> </tr> <tr> <td>ろ過水タンク ※3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原水を用いた燃料取扱用ピットへの注水 ※2</td> <td rowspan="3">可搬型大型注水ポンプ車</td> <td rowspan="3">ディーゼル発電機燃料供給設備 ※1</td> <td>可搬型大型注水ポンプ車</td> <td rowspan="3">比多機設備</td> <td rowspan="3">全交直動発電機異常時に おける対応手順等</td> <td rowspan="3">中心の新しい装置及び 保守対応設備を供する 運転手順書</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー ※1</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料供給設備 ※1 ※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：可搬型大型注水ポンプ車の燃料供給に使用する。 ※2：手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。 ※3：原水槽への供給は、2次系純水タンク又はろ過水タンクから移送することにより行う。 ※4：ディーゼル発電機燃料供給設備は、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料供給からの燃料積み上げができない場合に使用する。 ※5：重大事故対策において用いる設備の分類 a：当該本文に適合する重大事故等対応設備 b：2号機に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類 ※5	整備する手順書	手順の分類	使用済燃料ピット	2次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水 ※2	2次系純水ポンプ	2次系純水ポンプ	比多機設備	使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順	設備及び設計基準事故 に対する運転手順書	1次系純水ポンプ	1次系純水ポンプ	ろ過水タンクから使用済燃料ピットへの注水 ※2	ろ過水ポンプ	ろ過水ポンプ	比多機設備	使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順	設備及び設計基準事故 に対する運転手順書	電動機駆動ろ過水ポンプ	ディーゼル駆動ろ過水ポンプ	燃料取扱用ピット(貯蔵又は燃焼)	代替給水ピットから使用済燃料ピットへの注水 ※2	代替給水ポンプ	代替給水ピット	比多機設備	使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順	設備及び設計基準事故 に対する運転手順書	可搬型大型注水ポンプ車	原水槽 ※3	原水槽からの注水 ※2	2次系純水タンク ※3	ろ過水タンク ※3	可搬型大型注水ポンプ車	比多機設備	使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順	設備及び設計基準事故 に対する運転手順書	2次系純水タンク ※3	ろ過水タンク ※3	原水を用いた燃料取扱用ピットへの注水 ※2	可搬型大型注水ポンプ車	ディーゼル発電機燃料供給設備 ※1	可搬型大型注水ポンプ車	比多機設備	全交直動発電機異常時に おける対応手順等	中心の新しい装置及び 保守対応設備を供する 運転手順書	可搬型タンクローリー ※1	ディーゼル発電機燃料供給設備 ※1 ※4												
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類 ※5	整備する手順書	手順の分類																																																										
使用済燃料ピット	2次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水 ※2	2次系純水ポンプ	2次系純水ポンプ	比多機設備	使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順	設備及び設計基準事故 に対する運転手順書																																																										
			1次系純水ポンプ																																																													
			1次系純水ポンプ																																																													
ろ過水タンクから使用済燃料ピットへの注水 ※2	ろ過水ポンプ	ろ過水ポンプ	比多機設備	使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順	設備及び設計基準事故 に対する運転手順書																																																											
		電動機駆動ろ過水ポンプ																																																														
		ディーゼル駆動ろ過水ポンプ																																																														
燃料取扱用ピット(貯蔵又は燃焼)	代替給水ピットから使用済燃料ピットへの注水 ※2	代替給水ポンプ	代替給水ピット	比多機設備	使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順	設備及び設計基準事故 に対する運転手順書																																																										
			可搬型大型注水ポンプ車																																																													
			原水槽 ※3																																																													
原水槽からの注水 ※2	2次系純水タンク ※3	ろ過水タンク ※3	可搬型大型注水ポンプ車	比多機設備	使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順	設備及び設計基準事故 に対する運転手順書																																																										
			2次系純水タンク ※3																																																													
			ろ過水タンク ※3																																																													
原水を用いた燃料取扱用ピットへの注水 ※2	可搬型大型注水ポンプ車	ディーゼル発電機燃料供給設備 ※1	可搬型大型注水ポンプ車	比多機設備	全交直動発電機異常時に おける対応手順等	中心の新しい装置及び 保守対応設備を供する 運転手順書																																																										
			可搬型タンクローリー ※1																																																													
			ディーゼル発電機燃料供給設備 ※1 ※4																																																													
	<p>第1.13.6表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイ及び燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対応設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>設備分類 ※7</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">燃料取扱用ピット</td> <td rowspan="3">燃料取扱用ピットからのスプレイ ※3</td> <td rowspan="3">可搬型大型注水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイ ※3</td> <td>可搬型スプレインゾル</td> <td rowspan="3">比多機設備</td> <td rowspan="3">使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順</td> <td rowspan="3">設備及び設計基準事故 に対する運転手順書</td> </tr> <tr> <td>可搬型大型注水ポンプ車</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料供給設備 ※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5</td> <td rowspan="3">燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5</td> <td rowspan="3">可搬型タンクローリー ※1</td> <td>可搬型タンクローリー ※1</td> <td rowspan="3">比多機設備</td> <td rowspan="3">使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順</td> <td rowspan="3">設備及び設計基準事故 に対する運転手順書</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料供給設備 ※1 ※4</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料供給設備 ※1 ※4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5</td> <td rowspan="3">燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5</td> <td rowspan="3">可搬型大型注水ポンプ車</td> <td>原水槽 ※4</td> <td rowspan="3">比多機設備</td> <td rowspan="3">使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順</td> <td rowspan="3">設備及び設計基準事故 に対する運転手順書</td> </tr> <tr> <td>可搬型スプレインゾル</td> </tr> <tr> <td>可搬型大型注水ポンプ車</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5</td> <td rowspan="3">燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5</td> <td rowspan="3">可搬型大型注水ポンプ車</td> <td>2次系純水タンク ※4</td> <td rowspan="3">比多機設備</td> <td rowspan="3">使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順</td> <td rowspan="3">設備及び設計基準事故 に対する運転手順書</td> </tr> <tr> <td>ろ過水タンク ※4</td> </tr> <tr> <td>原水槽</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5</td> <td rowspan="3">燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5</td> <td rowspan="3">可搬型大型注水ポンプ車</td> <td>可搬型大型注水ポンプ車</td> <td rowspan="3">比多機設備</td> <td rowspan="3">使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順</td> <td rowspan="3">設備及び設計基準事故 に対する運転手順書</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料供給設備 ※2</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー ※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5</td> <td rowspan="3">燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5</td> <td rowspan="3">可搬型大型注水ポンプ車</td> <td>ディーゼル発電機燃料供給設備 ※2</td> <td rowspan="3">比多機設備</td> <td rowspan="3">使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順</td> <td rowspan="3">設備及び設計基準事故 に対する運転手順書</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー ※2</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料供給設備 ※2 ※6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：可搬型大型注水ポンプ車の燃料供給に使用する。 ※2：可搬型大型注水ポンプ車による燃料供給に使用する。燃料供給の手段は「1.11 工場等への放射性物質の低減を図るための手順等」にて整備する。 ※3：手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。 ※4：原水槽への供給は、2次系純水タンク又はろ過水タンクから移送することにより行う。 ※5：手順は「1.12 工場等への放射性物質の低減を図るための手順等」にて整備する。 ※6：ディーゼル発電機燃料供給設備は、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料供給からの燃料積み上げができない場合に使用する。 ※7：重大事故対策において用いる設備の分類 a：当該本文に適合する重大事故等対応設備 b：2号機に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類 ※7	整備する手順書	手順の分類	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピットからのスプレイ ※3	可搬型大型注水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイ ※3	可搬型スプレインゾル	比多機設備	使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順	設備及び設計基準事故 に対する運転手順書	可搬型大型注水ポンプ車	ディーゼル発電機燃料供給設備 ※1	燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5	燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5	可搬型タンクローリー ※1	可搬型タンクローリー ※1	比多機設備	使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順	設備及び設計基準事故 に対する運転手順書	ディーゼル発電機燃料供給設備 ※1 ※4	ディーゼル発電機燃料供給設備 ※1 ※4	燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5	燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5	可搬型大型注水ポンプ車	原水槽 ※4	比多機設備	使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順	設備及び設計基準事故 に対する運転手順書	可搬型スプレインゾル	可搬型大型注水ポンプ車	燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5	燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5	可搬型大型注水ポンプ車	2次系純水タンク ※4	比多機設備	使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順	設備及び設計基準事故 に対する運転手順書	ろ過水タンク ※4	原水槽	燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5	燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5	可搬型大型注水ポンプ車	可搬型大型注水ポンプ車	比多機設備	使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順	設備及び設計基準事故 に対する運転手順書	ディーゼル発電機燃料供給設備 ※2	可搬型タンクローリー ※2	燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5	燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5	可搬型大型注水ポンプ車	ディーゼル発電機燃料供給設備 ※2	比多機設備	使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順	設備及び設計基準事故 に対する運転手順書	可搬型タンクローリー ※2	ディーゼル発電機燃料供給設備 ※2 ※6		
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類 ※7	整備する手順書	手順の分類																																																										
燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピットからのスプレイ ※3	可搬型大型注水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイ ※3	可搬型スプレインゾル	比多機設備	使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順	設備及び設計基準事故 に対する運転手順書																																																										
			可搬型大型注水ポンプ車																																																													
			ディーゼル発電機燃料供給設備 ※1																																																													
燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5	燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5	可搬型タンクローリー ※1	可搬型タンクローリー ※1	比多機設備	使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順	設備及び設計基準事故 に対する運転手順書																																																										
			ディーゼル発電機燃料供給設備 ※1 ※4																																																													
			ディーゼル発電機燃料供給設備 ※1 ※4																																																													
燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5	燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5	可搬型大型注水ポンプ車	原水槽 ※4	比多機設備	使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順	設備及び設計基準事故 に対する運転手順書																																																										
			可搬型スプレインゾル																																																													
			可搬型大型注水ポンプ車																																																													
燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5	燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5	可搬型大型注水ポンプ車	2次系純水タンク ※4	比多機設備	使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順	設備及び設計基準事故 に対する運転手順書																																																										
			ろ過水タンク ※4																																																													
			原水槽																																																													
燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5	燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5	可搬型大型注水ポンプ車	可搬型大型注水ポンプ車	比多機設備	使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順	設備及び設計基準事故 に対する運転手順書																																																										
			ディーゼル発電機燃料供給設備 ※2																																																													
			可搬型タンクローリー ※2																																																													
燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5	燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 ※5	可搬型大型注水ポンプ車	ディーゼル発電機燃料供給設備 ※2	比多機設備	使用済燃料ピット水浄化装置の異常時に おける対応手順	設備及び設計基準事故 に対する運転手順書																																																										
			可搬型タンクローリー ※2																																																													
			ディーゼル発電機燃料供給設備 ※2 ※6																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				大飯発電所3/4号炉				差異理由
対応手段、対処設備及び手順書一覧(6/11)												
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順等	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備番号	整備する手順書	手順の分類	
復水貯蔵タンク サブプレッションタンク	大容量送水ポンプ（タイプ1） ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッド・接続口 ろ過水系配管・弁 給排水処理設備配管・弁 燃料供給設備 ※1	大容量送水ポンプ（タイプ1）	自主対策設備	重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプによる送水」	燃料取扱用水ビットからの燃料取扱用水供給	燃料取扱用水ビットからの燃料取扱用水供給	燃料取扱用水ビットからの燃料取扱用水供給	補助給水ピット	自主対策設備	燃料取扱用水供給の確保に 関する手順書	炉心の著しい損傷及び 燃料取扱設備を防止する 運転手順書	自主対策設備
								燃料取扱用水ビットからの燃料取扱用水供給				
	燃料取扱用水ビットからの燃料取扱用水供給											
	燃料取扱用水ビットからの燃料取扱用水供給											
原子炉格納容器下部注水（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等）	自主対策設備	手順は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ破砕時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の腐蝕抑制を冷却するための手順等」にて整備する。	燃料取扱用水ビットからの燃料取扱用水供給	燃料取扱用水供給の確保に 関する手順書	炉心の著しい損傷及び 燃料取扱設備を防止する 運転手順書	自主対策設備						
原子炉格納容器下部注水（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等）	自主対策設備	手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却のための手順等」にて整備する。	燃料取扱用水ビットからの燃料取扱用水供給	燃料取扱用水供給の確保に 関する手順書	炉心の著しい損傷及び 燃料取扱設備を防止する 運転手順書	自主対策設備						
原子炉格納容器下部注水（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等）	自主対策設備	手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」及び「1.7 原子炉格納容器の過圧破壊を防止するための手順等」にて整備する。	燃料取扱用水ビットからの燃料取扱用水供給	燃料取扱用水供給の確保に 関する手順書	炉心の著しい損傷及び 燃料取扱設備を防止する 運転手順書	自主対策設備						
原子炉格納容器下部注水（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等）	自主対策設備	手順は「1.8 原子炉格納容器下部の腐蝕抑制を冷却するための手順等」にて整備する。	燃料取扱用水ビットからの燃料取扱用水供給	燃料取扱用水供給の確保に 関する手順書	炉心の著しい損傷及び 燃料取扱設備を防止する 運転手順書	自主対策設備						
原子炉格納容器下部注水（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等）	自主対策設備	手順は「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」にて整備する。	燃料取扱用水ビットからの燃料取扱用水供給	燃料取扱用水供給の確保に 関する手順書	炉心の著しい損傷及び 燃料取扱設備を防止する 運転手順書	自主対策設備						
※1：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 ※2：本文【解釈】1b)項を満足するための代替流水源（指置）												
第1.13.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順 （炉心注水のための代替手段及び燃料取扱用水ビットへの供給）（1/2）												
第1.13.3表 重大事故等における対応手段と整備する手順 （格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取扱用水ビットへの供給）（1/2）												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					大飯発電所3/4号炉					差異理由		
対応手段、対処設備及び手順書一覧(7/11)																	
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対処設備	手順等	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対処設備	設備の区分	整備する手順書	手順の分類	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	設備の区分	整備する手順書	手順の分類
注水タンクを水源とする	—	使用済燃料プールへの注水（スプレイ）	注水タンク 燃料プール代替注水系（常設配管）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等） 燃料プール代替注水系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド等） 燃料プールのスプレイ系（常設配管）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口、スプレインゾル等） 燃料プールのスプレイ系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド、スプレインゾル等） 使用済燃料プール	自主対策設備	手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。	注水タンクを水源とする	—	使用済燃料プールへの注水（スプレイ）	注水タンク 大型化学高所放水車 化学消防自動車 ホース・接続口 ろ過水系配管・弁 給排水処理設備配管・弁 燃料プール冷却浄化設備配管・弁 スプレインゾル 使用済燃料プール	自主対策設備	手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。	注水タンクを水源とする	—	使用済燃料プールへの注水（スプレイ）	注水タンク 大容量送水ポンプ（タイプ1） ホース延長回収車 貯留庫 取水口 取水部 海水ポンプ室 ホース・注水用ヘッド・接続口 燃料供給設備 ※1	重大事故等対応設備	重大事故等対応要綱書「大容量送水ポンプによる送水」
海水を水源とする	復水貯蔵タンク	—	大容量送水ポンプ（タイプ1） ホース延長回収車 貯留庫 取水口 取水部 海水ポンプ室 ホース・注水用ヘッド・接続口 燃料供給設備 ※1	重大事故等対応設備	重大事故等対応要綱書「大容量送水ポンプによる送水」	海水を用いた使用済燃料プールへの注水 ※2	—	可搬型大型送水ポンプ車 ディーゼル発電機燃料供給設備 ※1 可搬型タンクローリー ※1 ディーゼル発電機燃料供給ポンプ ※1 ※4	自主対策設備	全交流動力電源喪失時における対応手順等	燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	海水を用いた使用済燃料プールへの注水 ※2	—	可搬型大型送水ポンプ車 ディーゼル発電機燃料供給設備 ※1 可搬型タンクローリー ※1 ディーゼル発電機燃料供給ポンプ ※1 ※4	自主対策設備	全交流動力電源喪失時における対応手順等	燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等
注水タンクを水源とし、スプレインゾルを水源とする	—	—	大容量送水ポンプ（タイプ1） 大容量送水ポンプ（タイプⅡ） ホース延長回収車 貯留庫 取水口 取水部 海水ポンプ室 ホース・接続口 燃料供給設備 ※1	重大事故等対応設備	重大事故等対応要綱書「大容量送水ポンプによる送水」	海水を用いた使用済燃料プールへの注水 ※2	—	可搬型スプレインゾル 可搬型大型送水ポンプ車 ディーゼル発電機燃料供給設備 ※1 可搬型タンクローリー ※1 ディーゼル発電機燃料供給ポンプ ※1 ※4	自主対策設備	燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	海水を用いた使用済燃料プールへの注水 ※2	—	可搬型スプレインゾル 可搬型大型送水ポンプ車 ディーゼル発電機燃料供給設備 ※1 可搬型タンクローリー ※1 ディーゼル発電機燃料供給ポンプ ※1 ※4	自主対策設備	燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等		
※1：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 ※2：本文中【解釈】1b)項を満足するための代替放水系（措置）																	
第1.13.5表 重大事故等における対応手段と整備する手順 （使用済燃料ピットへの水の供給）																	
第1.13.6表 重大事故等における対応手段と整備する手順 （使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイ及び燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水）																	
※1：可搬型大型送水ポンプ車の燃料供給に使用する。 ※2：可搬型大型送水ポンプ車の燃料供給に使用する。燃料供給の手順は「1.12 工場外への放射線物質の試験を制御するための手順等」にて整備する。 ※3：手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。 ※4：注水罐への補給は、2次送水タンク又は3次送水タンクから移送することにより行う。 ※5：手順は「1.12 工場外への放射線物質の試験を制御するための手順等」にて整備する。 ※6：ディーゼル発電機燃料供給ポンプは、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料供給設備からの燃料込み上げができない場合に使用する。 ※7：重大事故等において用いる設備の区分 a：当該本文に適合する重大事故等対応設備 b：訂正に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備																	
次ページ① 次ページ②																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉 前ページ① 前ページ②	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																					
	<p>第1.13.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (炉心注水のための代替手段及び燃料取扱用水ピットへの供給) (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対応設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>設備分類</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">炉心注水のための代替手段</td> <td rowspan="5">燃料取扱用水ピットから二次系ポンプへの水供給</td> <td rowspan="5">燃料取扱用水ピットから二次系ポンプへの水供給</td> <td>二次系ポンプ</td> <td>二次系ポンプ</td> <td rowspan="5">*</td> <td rowspan="5">燃料取扱用水ピットからの注水</td> </tr> <tr> <td>二次系ポンプ</td> <td>二次系ポンプ</td> </tr> <tr> <td>二次系ポンプ</td> <td>二次系ポンプ</td> </tr> <tr> <td>二次系ポンプ</td> <td>二次系ポンプ</td> </tr> <tr> <td>二次系ポンプ</td> <td>二次系ポンプ</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">燃料取扱用水ピットから三次系ポンプへの水供給</td> <td rowspan="5">燃料取扱用水ピットから三次系ポンプへの水供給</td> <td rowspan="5">燃料取扱用水ピットから三次系ポンプへの水供給</td> <td>燃料取扱用水ピット</td> <td>燃料取扱用水ピット</td> <td rowspan="5">*</td> <td rowspan="5">燃料取扱用水ピットからの注水</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用水ピット</td> <td>燃料取扱用水ピット</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用水ピット</td> <td>燃料取扱用水ピット</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用水ピット</td> <td>燃料取扱用水ピット</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用水ピット</td> <td>燃料取扱用水ピット</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：ディーゼル発電機により駆動する。 *2：燃料取扱用水ピットからの注水手順及び燃料供給手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 *3：手順は「1.1 炉心注水のための注水手段」にて整備する。 *4：可搬型大容量海水ポンプ等の燃料供給に準ずる。 *5：水を確保の観点から、二次系ポンプ又は三次系ポンプから供給することにより行う。 *6：ディーゼル発電機燃料供給ポンプは、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料供給からの燃料供給が不可能な場合に使用する。 *7：重大事故対策において用いる設備の分類 a：当該表文に適合する重大事故等対応設備 b：27条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類	整備する手順書	手順の分類	炉心注水のための代替手段	燃料取扱用水ピットから二次系ポンプへの水供給	燃料取扱用水ピットから二次系ポンプへの水供給	二次系ポンプ	二次系ポンプ	*	燃料取扱用水ピットからの注水	二次系ポンプ	二次系ポンプ	二次系ポンプ	二次系ポンプ	二次系ポンプ	二次系ポンプ	二次系ポンプ	二次系ポンプ	燃料取扱用水ピットから三次系ポンプへの水供給	燃料取扱用水ピットから三次系ポンプへの水供給	燃料取扱用水ピットから三次系ポンプへの水供給	燃料取扱用水ピット	燃料取扱用水ピット	*	燃料取扱用水ピットからの注水	燃料取扱用水ピット	燃料取扱用水ピット	燃料取扱用水ピット	燃料取扱用水ピット	燃料取扱用水ピット	燃料取扱用水ピット	燃料取扱用水ピット	燃料取扱用水ピット		
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類	整備する手順書	手順の分類																																		
炉心注水のための代替手段	燃料取扱用水ピットから二次系ポンプへの水供給	燃料取扱用水ピットから二次系ポンプへの水供給	二次系ポンプ	二次系ポンプ	*	燃料取扱用水ピットからの注水																																		
			二次系ポンプ	二次系ポンプ																																				
			二次系ポンプ	二次系ポンプ																																				
			二次系ポンプ	二次系ポンプ																																				
			二次系ポンプ	二次系ポンプ																																				
	燃料取扱用水ピットから三次系ポンプへの水供給	燃料取扱用水ピットから三次系ポンプへの水供給	燃料取扱用水ピットから三次系ポンプへの水供給	燃料取扱用水ピット	燃料取扱用水ピット	*	燃料取扱用水ピットからの注水																																	
				燃料取扱用水ピット	燃料取扱用水ピット																																			
				燃料取扱用水ピット	燃料取扱用水ピット																																			
				燃料取扱用水ピット	燃料取扱用水ピット																																			
				燃料取扱用水ピット	燃料取扱用水ピット																																			
	<p>第1.13.7表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (原子炉格納容器及びアニュラス部への放水)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対応設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>設備分類</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納容器及びアニュラス部への放水</td> <td rowspan="4">原子炉格納容器及びアニュラス部への放水</td> <td rowspan="4">原子炉格納容器及びアニュラス部への放水</td> <td>可搬型大容量海水ポンプ</td> <td>可搬型大容量海水ポンプ</td> <td rowspan="4">*</td> <td rowspan="4">原子炉格納容器及びアニュラス部への放水</td> </tr> <tr> <td>可搬型大容量海水ポンプ</td> <td>可搬型大容量海水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>可搬型大容量海水ポンプ</td> <td>可搬型大容量海水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>可搬型大容量海水ポンプ</td> <td>可搬型大容量海水ポンプ</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：可搬型大容量海水ポンプ等の燃料供給に使用する。燃料供給の手順は「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。 *2：手順は「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。 *3：ディーゼル発電機燃料供給ポンプは、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料供給からの燃料供給が不可能な場合に使用する。 *4：重大事故対策において用いる設備の分類 a：当該表文に適合する重大事故等対応設備 b：27条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類	整備する手順書	手順の分類	原子炉格納容器及びアニュラス部への放水	原子炉格納容器及びアニュラス部への放水	原子炉格納容器及びアニュラス部への放水	可搬型大容量海水ポンプ	可搬型大容量海水ポンプ	*	原子炉格納容器及びアニュラス部への放水	可搬型大容量海水ポンプ	可搬型大容量海水ポンプ	可搬型大容量海水ポンプ	可搬型大容量海水ポンプ	可搬型大容量海水ポンプ	可搬型大容量海水ポンプ																			
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類	整備する手順書	手順の分類																																		
原子炉格納容器及びアニュラス部への放水	原子炉格納容器及びアニュラス部への放水	原子炉格納容器及びアニュラス部への放水	可搬型大容量海水ポンプ	可搬型大容量海水ポンプ	*	原子炉格納容器及びアニュラス部への放水																																		
			可搬型大容量海水ポンプ	可搬型大容量海水ポンプ																																				
			可搬型大容量海水ポンプ	可搬型大容量海水ポンプ																																				
			可搬型大容量海水ポンプ	可搬型大容量海水ポンプ																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				大飯発電所3/4号炉				差異理由
対応手段、対応設備及び手順書一覧(8/11)												
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類	設備番号	設備の相違	整備する手順書	手順書の分類				
海水を水源とした対応	海水貯蔵タンク サブプレッションチェンバ	原子炉冷却材圧力バウンス抑制用の注水	低圧代替注水系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等）	重大事故等対応設備	1 海水ポンプ #1 2 海水ポンプ #2 3 海水ポンプ #3 4 海水ポンプ #4 5 海水ポンプ #5	赤字			手順書「1.4 原子炉冷却材圧力バウンス抑制用海水ポンプを冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。			
	海水貯蔵タンク	原子炉格納容器内の冷却	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等）	重大事故等対応設備	燃料格納容器代替スプレイ冷却系 #1 燃料格納容器代替スプレイ冷却系 #2 燃料格納容器代替スプレイ冷却系 #3 燃料格納容器代替スプレイ冷却系 #4 燃料格納容器代替スプレイ冷却系 #5	赤字			手順書「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。			
			原子炉格納容器下部注水系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等）	重大事故等対応設備	燃料格納容器下部注水系 #1 燃料格納容器下部注水系 #2 燃料格納容器下部注水系 #3 燃料格納容器下部注水系 #4 燃料格納容器下部注水系 #5	赤字				手順書「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。		
	海水貯蔵タンク	原子炉格納容器下部への注水	原子炉格納容器下部注水系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等）	重大事故等対応設備	燃料格納容器下部注水系 #1 燃料格納容器下部注水系 #2 燃料格納容器下部注水系 #3 燃料格納容器下部注水系 #4 燃料格納容器下部注水系 #5	赤字				手順書「1.10 水素燃焼による原子炉格納容器の損傷を防止するための手順等」にて整備する。		
			原子炉冷却材圧力バウンス抑制用の注水	自主対応設備	原子炉冷却材圧力バウンス抑制用の注水	自主対応設備				手順書「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。		
-	-	使用済燃料プールへの注水 燃料プール代替注水系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等） 燃料プールの注水 燃料プールの注水（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口、スプレインズル等） 燃料プールの注水（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド、スプレインズル等）	重大事故等対応設備	燃料プール代替注水系 #1 燃料プール代替注水系 #2 燃料プール代替注水系 #3 燃料プール代替注水系 #4 燃料プール代替注水系 #5 燃料プールの注水 #1 燃料プールの注水 #2 燃料プールの注水 #3 燃料プールの注水 #4 燃料プールの注水 #5	赤字				手順書「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。			
※1：手順書「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 ※2：本条文中【解釈】はb)項を満足するための代替注水系（補綴）												
第1.13.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順 （炉心注水のための代替手段及び燃料代替用水ビットへの供給）（1/2）												
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類	設備番号	設備の相違	整備する手順書	手順書の分類				
炉心注水のための代替手段	燃料代替用水ビット（注水用ヘッド）	燃料代替用水ビットから炉心注水タンクへの水供給	燃料代替用水ビットから炉心注水タンクへの水供給	燃料代替用水ビット	1 燃料代替用水ビット #1 2 燃料代替用水ビット #2 3 燃料代替用水ビット #3 4 燃料代替用水ビット #4 5 燃料代替用水ビット #5	赤字			手順書「1.13.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順（炉心注水のための代替手段及び燃料代替用水ビットへの供給）（1/2）」			
			燃料代替用水ビットから炉心注水タンクへの水供給	燃料代替用水ビット	燃料代替用水ビット #1 燃料代替用水ビット #2 燃料代替用水ビット #3 燃料代替用水ビット #4 燃料代替用水ビット #5	赤字				手順書「1.13.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順（炉心注水のための代替手段及び燃料代替用水ビットへの供給）（1/2）」		
			燃料代替用水ビットから炉心注水タンクへの水供給	燃料代替用水ビット	燃料代替用水ビット #1 燃料代替用水ビット #2 燃料代替用水ビット #3 燃料代替用水ビット #4 燃料代替用水ビット #5	赤字				手順書「1.13.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順（炉心注水のための代替手段及び燃料代替用水ビットへの供給）（1/2）」		
			燃料代替用水ビットから炉心注水タンクへの水供給	燃料代替用水ビット	燃料代替用水ビット #1 燃料代替用水ビット #2 燃料代替用水ビット #3 燃料代替用水ビット #4 燃料代替用水ビット #5	赤字				手順書「1.13.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順（炉心注水のための代替手段及び燃料代替用水ビットへの供給）（1/2）」		
			燃料代替用水ビットから炉心注水タンクへの水供給	燃料代替用水ビット	燃料代替用水ビット #1 燃料代替用水ビット #2 燃料代替用水ビット #3 燃料代替用水ビット #4 燃料代替用水ビット #5	赤字				手順書「1.13.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順（炉心注水のための代替手段及び燃料代替用水ビットへの供給）（1/2）」		
※1：ディーゼル発電機等により給電する。 ※2：代替用発電機からの給電手段及び燃料供給手段については、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 ※3：手順書「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。 ※4：潜水艇への給電は、2次発電機タンク又は送水タンクから送電することにより行う。 ※5：ディーゼル発電機燃料供給ポンプは、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料供給槽からの燃料送込みができない場合に使用する。 ※6：重大事故発生において用いる設備の分類 a：当該施設に備える重大事故等対応設備 b：対応に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備												
第1.13.3表 重大事故等における対応手段と整備する手順 （格納容器スプレイのための代替手段及び燃料代替用水ビットへの供給）（1/2）												
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類	設備番号	設備の相違	整備する手順書	手順書の分類				
格納容器スプレイのための代替手段	燃料代替用水ビット（注水用ヘッド）	燃料代替用水ビットから格納容器スプレイへの水供給	燃料代替用水ビットから格納容器スプレイへの水供給	燃料代替用水ビット	1 燃料代替用水ビット #1 2 燃料代替用水ビット #2 3 燃料代替用水ビット #3 4 燃料代替用水ビット #4 5 燃料代替用水ビット #5	赤字			手順書「1.13.3表 重大事故等における対応手段と整備する手順（格納容器スプレイのための代替手段及び燃料代替用水ビットへの供給）（1/2）」			
			燃料代替用水ビットから格納容器スプレイへの水供給	燃料代替用水ビット	燃料代替用水ビット #1 燃料代替用水ビット #2 燃料代替用水ビット #3 燃料代替用水ビット #4 燃料代替用水ビット #5	赤字				手順書「1.13.3表 重大事故等における対応手段と整備する手順（格納容器スプレイのための代替手段及び燃料代替用水ビットへの供給）（1/2）」		
			燃料代替用水ビットから格納容器スプレイへの水供給	燃料代替用水ビット	燃料代替用水ビット #1 燃料代替用水ビット #2 燃料代替用水ビット #3 燃料代替用水ビット #4 燃料代替用水ビット #5	赤字				手順書「1.13.3表 重大事故等における対応手段と整備する手順（格納容器スプレイのための代替手段及び燃料代替用水ビットへの供給）（1/2）」		
			燃料代替用水ビットから格納容器スプレイへの水供給	燃料代替用水ビット	燃料代替用水ビット #1 燃料代替用水ビット #2 燃料代替用水ビット #3 燃料代替用水ビット #4 燃料代替用水ビット #5	赤字				手順書「1.13.3表 重大事故等における対応手段と整備する手順（格納容器スプレイのための代替手段及び燃料代替用水ビットへの供給）（1/2）」		
			燃料代替用水ビットから格納容器スプレイへの水供給	燃料代替用水ビット	燃料代替用水ビット #1 燃料代替用水ビット #2 燃料代替用水ビット #3 燃料代替用水ビット #4 燃料代替用水ビット #5	赤字				手順書「1.13.3表 重大事故等における対応手段と整備する手順（格納容器スプレイのための代替手段及び燃料代替用水ビットへの供給）（1/2）」		
※1：ディーゼル発電機等により給電する。 ※2：代替用発電機からの給電手段及び燃料供給手段については、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 ※3：手順書「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。 ※4：潜水艇への給電は、2次発電機タンク又は送水タンクから送電することにより行う。 ※5：ディーゼル発電機燃料供給ポンプは、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料供給槽からの燃料送込みができない場合に使用する。 ※6：重大事故発生において用いる設備の分類 a：当該施設に備える重大事故等対応設備 b：対応に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備												

次ページ

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

大飯発電所3/4号炉

差異理由

前ページ

第1.13.5表 重大事故等における対応手段と整備する手順

(使用済燃料ピットへの水の供給)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類	整備する手順書	手順の分類
使用済燃料ピットへの水の供給	燃料貯蔵ピット(貯蔵又は使用)	2次系給水タンクから使用済燃料ピットへの供水 *2	2次系給水タンク	比多設備	使用済燃料ピット本体及び貯蔵設備の異常時に対する運転手順書	故障及び設計基準事故に對する運転手順書
			2次系給水ポンプ			
		1次系給水タンクから使用済燃料ピットへの供水 *2	1次系給水タンク	比多設備		
			1次系給水ポンプ			
		ろ過水タンクから使用済燃料ピットへの供水 *2	ろ過水タンク	比多設備		
			電動機駆動式ポンプ			
		代替給水ピットから使用済燃料ピットへの供水 *2	代替給水ピット	比多設備		
			可搬型大型送水ポンプ車			
		貯水槽から使用済燃料ピットへの供水 *2	貯水槽 *3	比多設備		
			可搬型大型送水ポンプ車			
2次系給水タンク *3						
海水を用いた使用済燃料ピットへの供水 *2	可搬型大型送水ポンプ車	重大事故等				
	ディーゼル発電機燃料貯蔵槽 *1					
	可搬型タンクローリー *1					

*1：可搬型大型送水ポンプ車の燃料槽に使用する。
 *2：手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の危険等のための手順書」にて整備する。
 *3：貯水槽への補給は、2次系給水タンク又はろ過水タンクから移送することにより行う。
 *4：ディーゼル発電機燃料貯蔵槽は、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料貯蔵槽からの燃料積み上げができない場合に使用する。
 *5：重大事故対策において用いる設備の分類
 a：当該条文中に適合する重大事故等対応設備 b：対応に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備

第1.13.6表 重大事故等における対応手段と整備する手順

(使用済燃料ピットからの大量の水の漏れ発生時の使用済燃料ピットへのスプレイ及び燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類	整備する手順書	手順の分類		
燃料ピットからの放水	燃料貯蔵ピット(貯蔵又は使用)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイ *5	可搬型スプレインズル	重大事故等	使用済燃料ピット本体及び貯蔵設備の異常時に対する運転手順書	故障及び設計基準事故に對する運転手順書		
			可搬型大型送水ポンプ車					
			ディーゼル発電機燃料貯蔵槽 *1					
			可搬型タンクローリー *1					
			ディーゼル発電機燃料貯蔵槽 *1 *6					
			貯水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイ *3				代替給水ピット	比多設備
							可搬型スプレインズル	
							可搬型大型送水ポンプ車	
							貯水槽 *4	
			貯水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイ *3				可搬型スプレインズル	比多設備
可搬型大型送水ポンプ車								
2次系給水タンク *4								
ろ過水タンク *4								
可搬型大容量送水ポンプ車及び放水車による燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水 *5	可搬型大容量送水ポンプ車	重大事故等						
	ディーゼル発電機燃料貯蔵槽 *2							
	可搬型タンクローリー *2							
	ディーゼル発電機燃料貯蔵槽 *2 *6							

*1：可搬型大型送水ポンプ車の燃料槽に使用する。
 *2：可搬型大容量送水ポンプ車の燃料槽に使用する。燃料槽の容量は「1.12 工場等への放射物質量の比較を後述するための手順書」にて整備する。
 *3：手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の危険等のための手順書」にて整備する。
 *4：貯水槽への補給は、2次系給水タンク又はろ過水タンクから移送することにより行う。
 *5：手順は「1.12 工場等への放射物質量の比較を後述するための手順書」にて整備する。
 *6：ディーゼル発電機燃料貯蔵槽は、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料貯蔵槽からの燃料積み上げができない場合に使用する。
 *7：重大事故対策において用いる設備の分類
 a：当該条文中に適合する重大事故等対応設備 b：対応に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		大飯発電所3/4号炉		差異理由														
対応手段、対処設備及び手順書一覧(9/11)																				
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備分類	整備する手順書	手順の分類														
水を供給した対応	-	原子炉格納冷却水系（原子炉格納冷却水系を含む。）（原子炉格納冷却水ポンプ及び原子炉格納冷却水ポンプ）	重大事故等対処設備 （自主対応設備）	重大事故等 自主対応設備	-	-														
		最終ヒートシンク（海への代替給水）	重大事故等対処設備																	
		大容量送水ポンプ（タイプ1） ホース延長回収車 ホース・除熱用ヘッド・接続口 貯留罐 取水口 取水路 海水ポンプ室 燃料補給設備 ※1	重大事故等対処設備																	
		大容量送水ポンプ（タイプII） ホース延長回収車 放水砲 ホース 貯留罐 取水口 取水路 海水ポンプ室 燃料補給設備 ※1	重大事故等対処設備																	
ほうげん水注入系貯蔵タンクを水筒	-	ほうげん水注入系貯蔵タンク ほうげん水注入系（ほうげん水注入系ポンプ）	重大事故等対処設備	-	-	-														
		ほうげん水注入系貯蔵タンクを水筒	重大事故等対処設備																	
<p>第 1.13.7 表 重大事故等における対応手段と整備する手順 （原子炉格納容器及びアニュラス部への放水）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>設備分類</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>原子炉格納容器及びアニュラス部への放水</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車 放水砲 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ※1 可搬型タンクローリー ※2 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ※1 ※3</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車 放水砲 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ※1 可搬型タンクローリー ※2 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ※1 ※3</td> <td>重大事故等 自主対応設備</td> <td>原子炉の新しい損傷が発生した場合の対応手順 発電所外への放射性物質放出を抑制する手順</td> <td>原子炉の新しい損傷が発生した場合に発生する放射性物質 重大事故等発生時及び大規模地震発生時に発生する手順書</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：可搬型大容量海水送水ポンプ車の燃料補給に使用する。燃料補給の手順は「1.12 工場等外への放射性物質の放出を抑制するための手順等」にて整備する。 ※2：手順は「1.12 工場等外への放射性物質の放出を抑制するための手順等」にて整備する。 ※3：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料油移送からの燃料汲み上げができない場合に使用する。 ※4：重大事故等において用いる設備の分類 a：当該本文に適合する重大事故等対処設備 b：37条に適合する重大事故等対処設備 c：自主対応として整備する重大事故等対処設備</p>							分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備分類	整備する手順書	手順の分類	ア	原子炉格納容器及びアニュラス部への放水	可搬型大容量海水送水ポンプ車 放水砲 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ※1 可搬型タンクローリー ※2 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ※1 ※3	可搬型大容量海水送水ポンプ車 放水砲 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ※1 可搬型タンクローリー ※2 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ※1 ※3	重大事故等 自主対応設備	原子炉の新しい損傷が発生した場合の対応手順 発電所外への放射性物質放出を抑制する手順	原子炉の新しい損傷が発生した場合に発生する放射性物質 重大事故等発生時及び大規模地震発生時に発生する手順書
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備分類	整備する手順書	手順の分類														
ア	原子炉格納容器及びアニュラス部への放水	可搬型大容量海水送水ポンプ車 放水砲 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ※1 可搬型タンクローリー ※2 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ※1 ※3	可搬型大容量海水送水ポンプ車 放水砲 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ※1 可搬型タンクローリー ※2 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ※1 ※3	重大事故等 自主対応設備	原子炉の新しい損傷が発生した場合の対応手順 発電所外への放射性物質放出を抑制する手順	原子炉の新しい損傷が発生した場合に発生する放射性物質 重大事故等発生時及び大規模地震発生時に発生する手順書														
<p>※1：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 ※2：本文【解釈】1b)項を満たすための代替水源（設置）</p>																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					大飯発電所3/4号炉					差異理由																																
対応手段、対応設備及び手順書一覧(10/11)																																															
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	手順等	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設置分類	整備する手順書	手順の分類	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設置分類	整備する手順書	手順の分類	差異理由																												
復水の貯蔵タンクへ水を補給するための対応		復水の貯蔵タンクへ水を補給するための対応	復水の貯蔵タンク 大容量送水ポンプ(タイプ1) ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッド・接続口 補給水配管・弁 燃料補給設備 ※1	重大事故等対応要領書 「復水の貯蔵タンクから復水の貯蔵タンクへの補給」	炉心注入のための代替手段及び燃料取替用ホット(特設)		1次冷却水タンク及び2次冷却水タンクからの燃料取替用ホットへの補給	1 復水の貯蔵タンク 2 復水の貯蔵タンク 3 復水の貯蔵タンク	比多機設備	1 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等 2 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等	1 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等 2 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等	1 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等 2 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等																																			
		復水の貯蔵タンクへ水を補給するための対応	復水の貯蔵タンク 大容量送水ポンプ(タイプ1) ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッド・接続口 ろ過水タンク 純水タンク 取水タンク 補給水配管・弁 ろ過水配管・弁 給排水処理装置配管・弁 燃料補給設備 ※1	重大事故等対応要領書 「復水の貯蔵タンクから復水の貯蔵タンクへの補給」			1 復水の貯蔵タンク 2 復水の貯蔵タンク 3 復水の貯蔵タンク	比多機設備	1 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等 2 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等												1 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等 2 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等	1 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等 2 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等																									
		復水の貯蔵タンクへ水を補給するための対応	復水の貯蔵タンク 大容量送水ポンプ(タイプ1) ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッド・接続口 貯留槽 取水口 取水路 雨水ポンプ室 燃料補給設備 ※1	重大事故等対応要領書 「復水の貯蔵タンクから復水の貯蔵タンクへの補給」			1 復水の貯蔵タンク 2 復水の貯蔵タンク 3 復水の貯蔵タンク	比多機設備																									1 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等 2 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等	1 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等 2 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等	1 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等 2 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等												
		復水の貯蔵タンクへ水を補給するための対応	復水の貯蔵タンク 化学消防自動車 ホース 耐震性防火水櫃	重大事故等対応要領書 「耐震性防火水櫃から復水の貯蔵タンクへの補給」			1 復水の貯蔵タンク 2 復水の貯蔵タンク 3 復水の貯蔵タンク	自主対策設備																																							

第1.13.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順
 (炉心注水のための代替手段及び燃料取替用ホットへの供給) (2/2)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設置分類	整備する手順書	手順の分類				
炉心注入のための代替手段及び燃料取替用ホット(特設)		1次冷却水タンク及び2次冷却水タンクからの燃料取替用ホットへの補給	1 復水の貯蔵タンク 2 復水の貯蔵タンク 3 復水の貯蔵タンク	比多機設備	1 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等 2 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等	1 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等 2 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等				
		2次冷却水タンクから使用済燃料ホットを搬出した燃料取替用ホットへの補給	1 復水の貯蔵タンク 2 復水の貯蔵タンク 3 復水の貯蔵タンク	比多機設備			1 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等 2 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等	1 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等 2 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等		
		ろ過水タンクから燃料取替用ホットへの補給	1 復水の貯蔵タンク 2 復水の貯蔵タンク 3 復水の貯蔵タンク	比多機設備					1 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等 2 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等	1 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等 2 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等
		復水の貯蔵タンクから燃料取替用ホットへの補給	1 復水の貯蔵タンク 2 復水の貯蔵タンク 3 復水の貯蔵タンク	比多機設備						
復水の貯蔵タンクから燃料取替用ホットへの補給	1 復水の貯蔵タンク 2 復水の貯蔵タンク 3 復水の貯蔵タンク	比多機設備	1 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等 2 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等	1 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等 2 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等						
復水の貯蔵タンクから燃料取替用ホットへの補給	1 復水の貯蔵タンク 2 復水の貯蔵タンク 3 復水の貯蔵タンク	比多機設備			1 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等 2 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等	1 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等 2 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等				
復水の貯蔵タンクから燃料取替用ホットへの補給	1 復水の貯蔵タンク 2 復水の貯蔵タンク 3 復水の貯蔵タンク	比多機設備					1 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等 2 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等	1 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等 2 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等		
復水の貯蔵タンクから燃料取替用ホットへの補給	1 復水の貯蔵タンク 2 復水の貯蔵タンク 3 復水の貯蔵タンク	比多機設備							1 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等 2 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等	1 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等 2 炉心注入後発生する炉心冷却水不足等

※1：可搬型大型送水ポンプ室の燃料補給に使用する。
 ※2：取水槽への補給は、2次冷却水タンク又はろ過水タンクから移送することとする。
 ※3：ディーゼル発電機燃料移送ポンプは、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料貯蔵槽からの燃料搬入が可能な場合に使用する。
 ※4：重大事故発生において用いる設備の分類
 a：当該条項に適合する重大事故等対応設備 b：3号炉に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備

※1：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。
 ※2：本文中【解説】1b)項を満足するための代替水源(指図)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		大飯発電所3/4号炉		差異理由																																																							
対応手段、対処設備及び手順書一覧(11/11)																																																													
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備分類	整備する手順書	手順の分類																																																							
淡水貯水槽へ水を供給するための対応	淡水貯水槽へ水を供給するための対応	淡水貯水槽へ水を供給するための対応	大容量送水ポンプ(タイプII)	重大事故等対処設備	重大事故等対処設備	重大事故等対応要領書「高圧炉心スプレイ系からの供給」																																																							
			ホース延長回収車																																																										
			貯留罐 取水口 取水路 海水ポンプ室 燃料補給設備 ※1																																																										
淡水貯水槽 (No.1) ※2 淡水貯水槽 (No.2) ※2	自主対策																																																												
高圧炉心スプレイ系の水質の改善	高圧炉心スプレイ系の水質の改善	高圧炉心スプレイ系の水質の改善	復水貯蔵タンク	重大事故等対処設備	重大事故等対応要領書「水質確保」等	非正常時操作手順書「水質確保」等																																																							
			高圧炉心スプレイ系(高圧炉心スプレイ系ポンプ)																																																										
			サブプレッションチェンバ																																																										
高圧炉心スプレイ系(高圧炉心スプレイ系ポンプ)	自主対策																																																												
淡水貯水槽へ水を供給するための対応	淡水貯水槽へ水を供給するための対応	淡水貯水槽へ水を供給するための対応	大容量送水ポンプ(タイプII)	重大事故等対処設備	重大事故等対処設備	重大事故等対応要領書「高圧炉心スプレイ系からの供給」																																																							
			ホース延長回収車																																																										
			貯留罐 取水口 取水路 海水ポンプ室 燃料補給設備 ※1																																																										
淡水貯水槽 (No.1) ※2 淡水貯水槽 (No.2) ※2	自主対策																																																												
高圧炉心スプレイ系の水質の改善	高圧炉心スプレイ系の水質の改善	高圧炉心スプレイ系の水質の改善	復水貯蔵タンク	重大事故等対処設備	重大事故等対応要領書「水質確保」等	非正常時操作手順書「水質確保」等																																																							
			サブプレッションチェンバ																																																										
			高圧炉心スプレイ系(高圧炉心スプレイ系ポンプ)																																																										
高圧炉心スプレイ系(高圧炉心スプレイ系ポンプ)	自主対策																																																												
<p>※1：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 ※2：本文【解釈】1)項を満足するための代替淡水源(補償)</p>																																																													
<p>第1.13.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給) (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>設備分類</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給</td> <td rowspan="10">炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給</td> <td rowspan="10">炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給</td> <td>1式送水ポンプ</td> <td rowspan="10">自主対策</td> <td rowspan="10">自主対策</td> <td rowspan="10">自主対策</td> </tr> <tr> <td>2式送水ポンプ ※4</td> </tr> <tr> <td>3式送水ポンプ ※4</td> </tr> <tr> <td>4式送水ポンプ ※4</td> </tr> <tr> <td>5式送水ポンプ ※4</td> </tr> <tr> <td>6式送水ポンプ ※4</td> </tr> <tr> <td>7式送水ポンプ ※4</td> </tr> <tr> <td>8式送水ポンプ ※4</td> </tr> <tr> <td>9式送水ポンプ ※4</td> </tr> <tr> <td>10式送水ポンプ ※4</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">燃料取替用水ピットからの取水</td> <td rowspan="10">燃料取替用水ピットからの取水</td> <td rowspan="10">燃料取替用水ピットからの取水</td> <td>燃料取替用水ピットからの取水</td> <td rowspan="10">重大事故等対処設備</td> <td rowspan="10">重大事故等対応要領書「燃料取替用水ピットからの取水」</td> <td rowspan="10">燃料取替用水ピットからの取水</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピットからの取水</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピットからの取水</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピットからの取水</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピットからの取水</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピットからの取水</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピットからの取水</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピットからの取水</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピットからの取水</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピットからの取水</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">燃料取替用水ピットからの取水</td> <td rowspan="10">燃料取替用水ピットからの取水</td> <td rowspan="10">燃料取替用水ピットからの取水</td> <td>燃料取替用水ピットからの取水</td> <td rowspan="10">自主対策</td> <td rowspan="10">自主対策</td> <td rowspan="10">自主対策</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピットからの取水</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピットからの取水</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピットからの取水</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピットからの取水</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピットからの取水</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピットからの取水</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピットからの取水</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピットからの取水</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピットからの取水</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ディーゼル発電機等により駆動する。 ※2：代替燃料取替用水ピットからの取水は、燃料補給設備(燃料ポンプ)については、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 ※3：手順は「1.8 原子炉冷却材圧力バウンダリ破綻時に発生する原子炉冷却材供給に関する手順等」にて整備する。 ※4：可搬型大流量ポンプ等の使用に使用する。 ※5：原水層への供給は、2式送水ポンプ又は原水層タンクから移送することにより行う。 ※6：ディーゼル発電機燃料供給ポンプは、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料供給ポンプからの燃料汲み上げができない場合に使用する。 ※7：重大事故発生時に用いる設備の分類 ※：自然発生に適合する重大事故等対処設備 ※：20年に適合する重大事故等対処設備 ※：自主対策として整備する重大事故等対処設備</p>							分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備分類	整備する手順書	手順の分類	炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給	炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給	炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給	1式送水ポンプ	自主対策	自主対策	自主対策	2式送水ポンプ ※4	3式送水ポンプ ※4	4式送水ポンプ ※4	5式送水ポンプ ※4	6式送水ポンプ ※4	7式送水ポンプ ※4	8式送水ポンプ ※4	9式送水ポンプ ※4	10式送水ポンプ ※4	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	重大事故等対処設備	重大事故等対応要領書「燃料取替用水ピットからの取水」	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	自主対策	自主対策	自主対策	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備分類	整備する手順書	手順の分類																																																							
炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給	炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給	炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給	1式送水ポンプ	自主対策	自主対策	自主対策																																																							
			2式送水ポンプ ※4																																																										
			3式送水ポンプ ※4																																																										
			4式送水ポンプ ※4																																																										
			5式送水ポンプ ※4																																																										
			6式送水ポンプ ※4																																																										
			7式送水ポンプ ※4																																																										
			8式送水ポンプ ※4																																																										
			9式送水ポンプ ※4																																																										
			10式送水ポンプ ※4																																																										
燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	重大事故等対処設備	重大事故等対応要領書「燃料取替用水ピットからの取水」	燃料取替用水ピットからの取水																																																							
			燃料取替用水ピットからの取水																																																										
			燃料取替用水ピットからの取水																																																										
			燃料取替用水ピットからの取水																																																										
			燃料取替用水ピットからの取水																																																										
			燃料取替用水ピットからの取水																																																										
			燃料取替用水ピットからの取水																																																										
			燃料取替用水ピットからの取水																																																										
			燃料取替用水ピットからの取水																																																										
			燃料取替用水ピットからの取水																																																										
燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	燃料取替用水ピットからの取水	自主対策	自主対策	自主対策																																																							
			燃料取替用水ピットからの取水																																																										
			燃料取替用水ピットからの取水																																																										
			燃料取替用水ピットからの取水																																																										
			燃料取替用水ピットからの取水																																																										
			燃料取替用水ピットからの取水																																																										
			燃料取替用水ピットからの取水																																																										
			燃料取替用水ピットからの取水																																																										
			燃料取替用水ピットからの取水																																																										
			燃料取替用水ピットからの取水																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

大飯発電所3/4号炉

差異理由

第1.13-2表 重大事故等対処に係る監視計器
監視計器一覧(1/3)

手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ(計器)
1.13.2.1 水源を利用した対応手順 (4) 淡水貯水槽を水源とした対応手順 a. 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ(タイプ1)による送水		
重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプによる送水」	判断基準 水源の確保	復水貯蔵タンク水位
	操作 水源の確保	淡水貯水槽(No.1) 淡水貯水槽(No.2)
1.13.2.1 水源を利用した対応手順 (5) 淡水タンクを水源とした対応手順 a. 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ(タイプ1)による送水		
重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプによる送水」	判断基準 水源の確保	復水貯蔵タンク水位
	操作 水源の確保	ろ過水タンク水位 純水タンク水位 原水タンク水位
1.13.2.1 水源を利用した対応手順 (6) 海を水源とした対応手順 a. 海を水源とした大容量送水ポンプによる送水(各種注水)		
重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプによる送水」	判断基準 水源の確保	復水貯蔵タンク水位
	操作 水源の確保	海を利用

監視計器一覧(8/31)

対応手順	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器
1.13.2.2 炉心注水のための代替手順及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等		
(4) 燃料取替用水ピットから海への水源切替	判断基準 炉心注水圧力容器内への注水量 水源の確保	・ 低圧注入流量 ・ 高圧注入流量 ・ 燃料取替用水ピット水位 ・ 補助給水ピット水位
	操作 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(i) b. (d)「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水」にて整備する。	
(5) 燃料取替用水ピットから代替給水ピットへの水源切替	判断基準 炉心注水圧力容器内への注水量 水源の確保	・ 代替給水容器スプレイポンプ出口積算流量 ・ 低圧注入流量 ・ 高圧注入流量 ・ 燃料取替用水ピット水位 ・ 補助給水ピット水位
	操作 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(i) b. (e)「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水」にて整備する。	
(6) 燃料取替用水ピットから原水罐への水源切替	判断基準 炉心注水圧力容器内への注水量 水源の確保	・ 代替給水容器スプレイポンプ出口積算流量 ・ 低圧注入流量 ・ 高圧注入流量 ・ 燃料取替用水ピット水位 ・ 補助給水ピット水位
	操作 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(i) b. (f)「原水罐を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水」にて整備する。	

比較のため表中の項目を分割して掲載

監視計器一覧(8/31)

対応手順	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器
1.13.2.2 炉心注水のための代替手順及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等		
(4) 燃料取替用水ピットから海への水源切替	判断基準 炉心注水圧力容器内への注水量 水源の確保	・ 低圧注入流量 ・ 高圧注入流量 ・ 燃料取替用水ピット水位 ・ 補助給水ピット水位
	操作 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(i) b. (d)「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水」にて整備する。	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																																																															
<p>監視計器一覧 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ (計器)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.13.2.2 水源へ水を供給するための対応手順</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1) 復水貯蔵タンクへ水を供給するための対応手順</td> </tr> <tr> <td colspan="3">a. 大容量送水ポンプ (タイプ1) による復水貯蔵タンクへの補給</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重大事故等対応要領書 「淡水貯水槽から復水貯蔵タンクへの補給」</td> <td>判断基準 水源の確保</td> <td>復水貯蔵タンク水位 淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)</td> </tr> <tr> <td>操作 水源の確保</td> <td>復水貯蔵タンク水位 淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重大事故等対応要領書 「淡水タンクから復水貯蔵タンクへの補給」</td> <td>判断基準 水源の確保</td> <td>復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 原水タンク水位</td> </tr> <tr> <td>操作 水源の確保</td> <td>復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 原水タンク水位</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重大事故等対応要領書 「海から復水貯蔵タンクへの補給」</td> <td>判断基準 水源の確保</td> <td>復水貯蔵タンク水位</td> </tr> <tr> <td>操作 水源の確保</td> <td>復水貯蔵タンク水位</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重大事故等対応要領書 「耐震性貯水タンクから復水貯蔵タンクへの補給」</td> <td>判断基準 水源の確保</td> <td>復水貯蔵タンク水位</td> </tr> <tr> <td>操作 水源の確保</td> <td>復水貯蔵タンク水位</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)	1.13.2.2 水源へ水を供給するための対応手順			(1) 復水貯蔵タンクへ水を供給するための対応手順			a. 大容量送水ポンプ (タイプ1) による復水貯蔵タンクへの補給			重大事故等対応要領書 「淡水貯水槽から復水貯蔵タンクへの補給」	判断基準 水源の確保	復水貯蔵タンク水位 淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)	操作 水源の確保	復水貯蔵タンク水位 淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)	重大事故等対応要領書 「淡水タンクから復水貯蔵タンクへの補給」	判断基準 水源の確保	復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 原水タンク水位	操作 水源の確保	復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 原水タンク水位	重大事故等対応要領書 「海から復水貯蔵タンクへの補給」	判断基準 水源の確保	復水貯蔵タンク水位	操作 水源の確保	復水貯蔵タンク水位	重大事故等対応要領書 「耐震性貯水タンクから復水貯蔵タンクへの補給」	判断基準 水源の確保	復水貯蔵タンク水位	操作 水源の確保	復水貯蔵タンク水位	<p>監視計器一覧 (19/31)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">(12) 代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給</td> <td rowspan="12">判断基準</td> <td>信号</td> <td>・ RCCS作動</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の温度</td> <td>・ 炉心出口温度</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の水位</td> <td>・ 加圧器水位</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内への注水量</td> <td>・ 高圧注入流量 ・ 低圧注入流量</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の圧力</td> <td>・ 1次冷却材圧力 (広域)</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の温度</td> <td>・ 格納容器内温度</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の圧力</td> <td>・ 原子炉格納容器圧力 ・ 格納容器圧力 (AM用)</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の水位</td> <td>・ 格納容器内循環サンプ水位 (広域) ・ 格納容器内循環サンプ水位 (狭域)</td> </tr> <tr> <td>最終ヒートシンクの確保</td> <td>・ 補助給水流量 ・ 蒸気発生器水位 (広域) ・ 蒸気発生器水位 (狭域)</td> </tr> <tr> <td>水源の確保</td> <td>・ 燃料取替用水ピット水位 ・ 補助給水サンプタンク水位 ・ 排気筒ガスモニタ ・ 排気筒高レンジガスモニタ (低レンジ) ・ 排気筒高レンジガスモニタ (高レンジ) ・ 復水器排気ガスモニタ ・ 蒸気発生器ブローダウンホドモニタ</td> </tr> <tr> <td>格納容器バイパスの監視</td> <td>・ 高感度型主蒸気管モニタ ・ 炉心注水線吐出 (広域) ・ 主蒸気ライン圧力 ・ 余熱除去ポンプ出口圧力 ・ 余熱除去冷却器入口温度 ・ 余熱除去冷却器出口温度 ・ 加圧器過熱タンク水位 ・ 加圧器過熱タンク圧力 ・ 加圧器過熱タンク温度</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等			(12) 代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給	判断基準	信号	・ RCCS作動	原子炉圧力容器内の温度	・ 炉心出口温度	原子炉圧力容器内の水位	・ 加圧器水位	原子炉圧力容器内への注水量	・ 高圧注入流量 ・ 低圧注入流量	原子炉圧力容器内の圧力	・ 1次冷却材圧力 (広域)	原子炉格納容器内の温度	・ 格納容器内温度	原子炉格納容器内の圧力	・ 原子炉格納容器圧力 ・ 格納容器圧力 (AM用)	原子炉格納容器内の水位	・ 格納容器内循環サンプ水位 (広域) ・ 格納容器内循環サンプ水位 (狭域)	最終ヒートシンクの確保	・ 補助給水流量 ・ 蒸気発生器水位 (広域) ・ 蒸気発生器水位 (狭域)	水源の確保	・ 燃料取替用水ピット水位 ・ 補助給水サンプタンク水位 ・ 排気筒ガスモニタ ・ 排気筒高レンジガスモニタ (低レンジ) ・ 排気筒高レンジガスモニタ (高レンジ) ・ 復水器排気ガスモニタ ・ 蒸気発生器ブローダウンホドモニタ	格納容器バイパスの監視	・ 高感度型主蒸気管モニタ ・ 炉心注水線吐出 (広域) ・ 主蒸気ライン圧力 ・ 余熱除去ポンプ出口圧力 ・ 余熱除去冷却器入口温度 ・ 余熱除去冷却器出口温度 ・ 加圧器過熱タンク水位 ・ 加圧器過熱タンク圧力 ・ 加圧器過熱タンク温度	<p>監視計器一覧 (20/31)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">(12) 代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給</td> <td rowspan="12">判断基準</td> <td>原子炉格納容器内の放射線量率</td> <td>・ 格納容器内高レンジエアモニタ (高レンジ) ・ 格納容器内高レンジエアモニタ (低レンジ) ・ エアロックエアモニタ ・ 炉内放射線区域エアモニタ ・ 格納容器じんあいモニタ ・ 格納容器ガスモニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電源</td> <td>・ 泊幹線 1 L, 2 L 電圧 ・ 炭素幹線 1 L, 2 L 電圧 ・ 甲送電電圧、乙送電電圧</td> </tr> <tr> <td>・ 0-A, B, C 1, C 2, D 母線電圧</td> </tr> <tr> <td>・ 原子炉循環冷却水供給管流量 ・ 原子炉循環冷却水冷却器循環冷却水流量</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>水源の確保</td> <td>・ 燃料取替用水ピット水位</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等			(12) 代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給	判断基準	原子炉格納容器内の放射線量率	・ 格納容器内高レンジエアモニタ (高レンジ) ・ 格納容器内高レンジエアモニタ (低レンジ) ・ エアロックエアモニタ ・ 炉内放射線区域エアモニタ ・ 格納容器じんあいモニタ ・ 格納容器ガスモニタ	電源	・ 泊幹線 1 L, 2 L 電圧 ・ 炭素幹線 1 L, 2 L 電圧 ・ 甲送電電圧、乙送電電圧	・ 0-A, B, C 1, C 2, D 母線電圧	・ 原子炉循環冷却水供給管流量 ・ 原子炉循環冷却水冷却器循環冷却水流量	操作	水源の確保	・ 燃料取替用水ピット水位	
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)																																																																																
1.13.2.2 水源へ水を供給するための対応手順																																																																																		
(1) 復水貯蔵タンクへ水を供給するための対応手順																																																																																		
a. 大容量送水ポンプ (タイプ1) による復水貯蔵タンクへの補給																																																																																		
重大事故等対応要領書 「淡水貯水槽から復水貯蔵タンクへの補給」	判断基準 水源の確保	復水貯蔵タンク水位 淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)																																																																																
	操作 水源の確保	復水貯蔵タンク水位 淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)																																																																																
重大事故等対応要領書 「淡水タンクから復水貯蔵タンクへの補給」	判断基準 水源の確保	復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 原水タンク水位																																																																																
	操作 水源の確保	復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 原水タンク水位																																																																																
重大事故等対応要領書 「海から復水貯蔵タンクへの補給」	判断基準 水源の確保	復水貯蔵タンク水位																																																																																
	操作 水源の確保	復水貯蔵タンク水位																																																																																
重大事故等対応要領書 「耐震性貯水タンクから復水貯蔵タンクへの補給」	判断基準 水源の確保	復水貯蔵タンク水位																																																																																
	操作 水源の確保	復水貯蔵タンク水位																																																																																
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																
1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等																																																																																		
(12) 代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給	判断基準	信号	・ RCCS作動																																																																															
		原子炉圧力容器内の温度	・ 炉心出口温度																																																																															
		原子炉圧力容器内の水位	・ 加圧器水位																																																																															
		原子炉圧力容器内への注水量	・ 高圧注入流量 ・ 低圧注入流量																																																																															
		原子炉圧力容器内の圧力	・ 1次冷却材圧力 (広域)																																																																															
		原子炉格納容器内の温度	・ 格納容器内温度																																																																															
		原子炉格納容器内の圧力	・ 原子炉格納容器圧力 ・ 格納容器圧力 (AM用)																																																																															
		原子炉格納容器内の水位	・ 格納容器内循環サンプ水位 (広域) ・ 格納容器内循環サンプ水位 (狭域)																																																																															
		最終ヒートシンクの確保	・ 補助給水流量 ・ 蒸気発生器水位 (広域) ・ 蒸気発生器水位 (狭域)																																																																															
		水源の確保	・ 燃料取替用水ピット水位 ・ 補助給水サンプタンク水位 ・ 排気筒ガスモニタ ・ 排気筒高レンジガスモニタ (低レンジ) ・ 排気筒高レンジガスモニタ (高レンジ) ・ 復水器排気ガスモニタ ・ 蒸気発生器ブローダウンホドモニタ																																																																															
		格納容器バイパスの監視	・ 高感度型主蒸気管モニタ ・ 炉心注水線吐出 (広域) ・ 主蒸気ライン圧力 ・ 余熱除去ポンプ出口圧力 ・ 余熱除去冷却器入口温度 ・ 余熱除去冷却器出口温度 ・ 加圧器過熱タンク水位 ・ 加圧器過熱タンク圧力 ・ 加圧器過熱タンク温度																																																																															
		対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																														
1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等																																																																																		
(12) 代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給	判断基準	原子炉格納容器内の放射線量率	・ 格納容器内高レンジエアモニタ (高レンジ) ・ 格納容器内高レンジエアモニタ (低レンジ) ・ エアロックエアモニタ ・ 炉内放射線区域エアモニタ ・ 格納容器じんあいモニタ ・ 格納容器ガスモニタ																																																																															
		電源	・ 泊幹線 1 L, 2 L 電圧 ・ 炭素幹線 1 L, 2 L 電圧 ・ 甲送電電圧、乙送電電圧																																																																															
			・ 0-A, B, C 1, C 2, D 母線電圧																																																																															
			・ 原子炉循環冷却水供給管流量 ・ 原子炉循環冷却水冷却器循環冷却水流量																																																																															
		操作	水源の確保	・ 燃料取替用水ピット水位																																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉

第1.13-2表より抜粋して掲載

監視計器一覧 (2/3)

手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)
1.13.2.2 水源へ水を供給するための対応手順 (1) 復水貯蔵タンクへ水を供給するための対応手順 a. 大容量送水ポンプ (タイプ1) による復水貯蔵タンクへの補給		
重大事故等対応要領書 「淡水貯水槽から復水貯蔵タンクへの補給」	判断基準 水源の確保	復水貯蔵タンク水位 淡水貯水槽 (No.1) 淡水貯水槽 (No.2)
	操作 水源の確保	復水貯蔵タンク水位 淡水貯水槽 (No.1) 淡水貯水槽 (No.2)
重大事故等対応要領書 「淡水タンクから復水貯蔵タンクへの補給」	判断基準 水源の確保	復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 原水タンク水位
	操作 水源の確保	復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 原水タンク水位
重大事故等対応要領書 「海から復水貯蔵タンクへの補給」	判断基準 水源の確保	復水貯蔵タンク水位
	操作 水源の確保	復水貯蔵タンク水位
重大事故等対応要領書 「耐震性貯水タンクから復水貯蔵タンクへの補給」	判断基準 水源の確保	復水貯蔵タンク水位
	操作 水源の確保	復水貯蔵タンク水位

泊発電所3号炉

監視計器一覧 (17/31)

対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	
1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等			
(11) 原水槽から燃料取替用水ピットへの補給	判断基準	信号	・ E C C S 作動
		原子炉圧力容器内の温度	・ 炉心出口温度
		原子炉圧力容器内の水位	・ 加圧器水位
		原子炉圧力容器内への注水量	・ 高圧注入流量 ・ 低圧注入流量
		原子炉圧力容器内の圧力	・ 1次冷却材圧力 (広域)
		原子炉格納容器内の温度	・ 格納容器内温度
		原子炉格納容器内の圧力	・ 原子炉格納容器圧力 ・ 格納容器圧力 (AM用)
		原子炉格納容器内の水位	・ 格納容器再循環サンプ水位 (広域) ・ 格納容器再循環サンプ水位 (狭域)
		最終ヒートシンクの確保	・ 補助給水流量 ・ 蒸気発生器水位 (広域) ・ 蒸気発生器水位 (狭域)
		水源の確保	・ 燃料取替用水ピット水位
		格納容器パイプの監視	・ 補助建屋タンクタンク水位
			・ 排気筒ガスモニタ
			・ 排気筒高レンジガスモニタ (低レンジ)
			・ 排気筒高レンジガスモニタ (高レンジ)
			・ 海水器排気ガスモニタ
・ 蒸気発生器ブローダウンホモニタ			
・ 高濃度型蒸気管モニタ			
・ 蒸気発生器水位 (狭域)			
・ 主蒸気ライン圧力			
・ 余熱除去ポンプ出口圧力			
・ 余熱除去冷却器入口温度			
・ 余熱除去冷却器出口温度			
・ 加圧器過熱タンク水位			
・ 加圧器過熱タンク圧力			
・ 加圧器過熱タンク温度			

監視計器一覧 (18/31)

対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	
1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等			
(11) 原水槽から燃料取替用水ピットへの補給	判断基準	原子炉格納容器内の放射線量率	・ 格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) ・ 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) ・ エアロクックエリアモニタ ・ 炉内統計監視区域エリアモニタ ・ 格納容器じんあいモニタ ・ 格納容器ガスモニタ
		電源	・ 送電線1L, 2L電圧
			・ 後送線1L, 2L電圧
			・ 平母線電圧, 乙母線電圧
			・ 6-A, B, C1, C2, D母線電圧
		補機監視機能	・ 原子炉補機冷却水供給母管流量
	・ 原子炉補機冷却水冷却器補機冷却水流量		
	操作	水源の確保	・ 燃料取替用水ピット水位 ・ 2次系純水タンク水位 ・ ろ過水タンク水位

大飯発電所3/4号炉

差異理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉

第1.13-2表より抜粋して掲載

監視計器一覧(2/3)

手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ(計器)
1.13.2.2 水源へ水を供給するための対応手順 (1) 復水貯蔵タンクへ水を供給するための対応手順 a. 大容量送水ポンプ(タイプ1)による復水貯蔵タンクへの補給		
重大事故等対応要領書 「淡水貯水槽から復水貯蔵タンクへの補給」	制御基準 水源の確保	復水貯蔵タンク水位 淡水貯水槽(No.1) 淡水貯水槽(No.2)
	操作 水源の確保	復水貯蔵タンク水位 淡水貯水槽(No.1) 淡水貯水槽(No.2)
重大事故等対応要領書 「淡水タンクから復水貯蔵タンクへの補給」	制御基準 水源の確保	復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 原水タンク水位
	操作 水源の確保	復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 原水タンク水位
重大事故等対応要領書 「海から復水貯蔵タンクへの補給」	制御基準 水源の確保	復水貯蔵タンク水位
	操作 水源の確保	復水貯蔵タンク水位
重大事故等対応要領書 「耐震性防大水槽から復水貯蔵タンクへの補給」	制御基準 水源の確保	復水貯蔵タンク水位
	操作 水源の確保	復水貯蔵タンク水位

泊発電所3号炉

監視計器一覧(21/31)

対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	
1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等			
(13) 海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給	制御基準	信号	・ ECCS 作動
		原子炉圧力容器内の温度	・ 炉心出口温度
		原子炉圧力容器内の水位	・ 加圧器水位
		原子炉圧力容器内への注水量	・ 高圧注水量 ・ 低圧注水量
		原子炉圧力容器内の圧力	・ 1次冷却回路圧力(広域)
		原子炉格納容器内の温度	・ 格納容器内温度
		原子炉格納容器内の圧力	・ 原子炉格納容器圧力 ・ 格納容器圧力(A域)
		原子炉格納容器内の水位	・ 格納容器再循環サンプ水位(広域) ・ 格納容器再循環サンプ水位(狭域)
		最終ヒートシンクの確保	・ 補助給水流量
			・ 蒸気発生器水位(広域) ・ 蒸気発生器水位(狭域)
		水源の確保	・ 燃料取替用水ピット水位
		格納容器バイパスの監視	・ 補助給水サンプタンク水位
			・ 排気筒ガスモニタ
・ 排気筒高レンジガスモニタ(低レンジ)			
・ 排気筒高レンジガスモニタ(高レンジ)			
・ 復水筒排気ガスモニタ			
・ 蒸気発生器ブローダウン水モニタ			
・ 高感度型主蒸気管モニタ			
・ 蒸気発生器水位(狭域)			
・ 主蒸気ライン圧力			
・ 余熱除去ポンプ出口圧力			
・ 余熱除去冷却器入口温度			
・ 余熱除去冷却器出口温度			
・ 加圧器達がシタンク水位			
・ 加圧器達がシタンク圧力			
・ 加圧器達がシタンク温度			

監視計器一覧(22/31)

対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器
1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等		
(12) 海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給	制御基準	格納容器内高レンジエアモニタ(高レンジ)
		格納容器内高レンジエアモニタ(低レンジ)
		エアロックエアモニタ
		炉内排気筒区域エアモニタ
		格納容器じんあいモニタ
		格納容器ガスモニタ
	電源	・ 送電線1L, 2L電圧
		・ 送電線1L, 2L電圧
		・ 母線電圧, 乙母線電圧
		・ 6-A, B, C1, C2, D母線電圧
		・ 原子炉補機冷却水供給管流量
		・ 原子炉補機冷却水冷却器補機冷却水流量
操作	水源の確保	・ 燃料取替用水ピット水位

大飯発電所3/4号炉

差異理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																															
<p>監視計器一覧 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ (計器)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順 (2) 淡水貯水槽へ水を補給するための対応手順 a. 大容量送水ポンプ (タイプII) による淡水貯水槽への補給</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重大事故等対応要領書 「海から淡水貯水槽への補給」</td> <td>判断基準 水源の確保</td> <td>淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)</td> </tr> <tr> <td>操作 水源の確保</td> <td>淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.13.2.3 水源を切り替えるための対応手順 (1) 高压が心スプレイ系の水源の切替え</td> </tr> <tr> <td>非常時操作手順書 (備忘ベース) 「水位確保」等</td> <td>判断基準 原子炉格納容器内の温度</td> <td>サブプレッションプール水温度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時操作手順書 (設備別) 「高压が心スプレイ系ポンプによる原子炉注水」</td> <td>操作 原子炉格納容器の温度</td> <td>サブプレッションプール水温度</td> </tr> <tr> <td>操作 原子炉格納容器の水位</td> <td>圧力抑制室水位</td> </tr> <tr> <td>操作 水源の確保</td> <td>淡水貯蔵タンク水位</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.13.2.3 水源を切り替えるための対応手順 (2) 淡水から海水への切替え a. 淡水貯蔵タンクへ補給する水源の切替え</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重大事故等対応要領書 「海から淡水貯水槽への補給」</td> <td>判断基準 水源の確保</td> <td>淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)</td> </tr> <tr> <td>操作 水源の確保</td> <td>淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2) 海を利用</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)	1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順 (2) 淡水貯水槽へ水を補給するための対応手順 a. 大容量送水ポンプ (タイプII) による淡水貯水槽への補給			重大事故等対応要領書 「海から淡水貯水槽への補給」	判断基準 水源の確保	淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)	操作 水源の確保	淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)	1.13.2.3 水源を切り替えるための対応手順 (1) 高压が心スプレイ系の水源の切替え			非常時操作手順書 (備忘ベース) 「水位確保」等	判断基準 原子炉格納容器内の温度	サブプレッションプール水温度	非常時操作手順書 (設備別) 「高压が心スプレイ系ポンプによる原子炉注水」	操作 原子炉格納容器の温度	サブプレッションプール水温度	操作 原子炉格納容器の水位	圧力抑制室水位	操作 水源の確保	淡水貯蔵タンク水位		1.13.2.3 水源を切り替えるための対応手順 (2) 淡水から海水への切替え a. 淡水貯蔵タンクへ補給する水源の切替え			重大事故等対応要領書 「海から淡水貯水槽への補給」	判断基準 水源の確保	淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)	操作 水源の確保	淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2) 海を利用	<p>比較のため表中の項目を分割して掲載</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(4) 燃料取替用水ピットから海への水源切替</td> <td>判断基準 原子炉圧力容器内への注水量</td> <td>・ 低圧注入流量 ・ 高圧注入流量</td> </tr> <tr> <td>判断基準 水源の確保</td> <td>・ 燃料取替用水ピット水位 ・ 補給給水ピット水位</td> </tr> <tr> <td></td> <td>操作</td> <td>「1.4 原子炉冷却圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.(1)b、(4)「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水」にて整備する。</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等			(4) 燃料取替用水ピットから海への水源切替	判断基準 原子炉圧力容器内への注水量	・ 低圧注入流量 ・ 高圧注入流量	判断基準 水源の確保	・ 燃料取替用水ピット水位 ・ 補給給水ピット水位		操作	「1.4 原子炉冷却圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.(1)b、(4)「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水」にて整備する。		
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)																																																
1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順 (2) 淡水貯水槽へ水を補給するための対応手順 a. 大容量送水ポンプ (タイプII) による淡水貯水槽への補給																																																		
重大事故等対応要領書 「海から淡水貯水槽への補給」	判断基準 水源の確保	淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)																																																
	操作 水源の確保	淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)																																																
1.13.2.3 水源を切り替えるための対応手順 (1) 高压が心スプレイ系の水源の切替え																																																		
非常時操作手順書 (備忘ベース) 「水位確保」等	判断基準 原子炉格納容器内の温度	サブプレッションプール水温度																																																
非常時操作手順書 (設備別) 「高压が心スプレイ系ポンプによる原子炉注水」	操作 原子炉格納容器の温度	サブプレッションプール水温度																																																
	操作 原子炉格納容器の水位	圧力抑制室水位																																																
操作 水源の確保	淡水貯蔵タンク水位																																																	
1.13.2.3 水源を切り替えるための対応手順 (2) 淡水から海水への切替え a. 淡水貯蔵タンクへ補給する水源の切替え																																																		
重大事故等対応要領書 「海から淡水貯水槽への補給」	判断基準 水源の確保	淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)																																																
	操作 水源の確保	淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2) 海を利用																																																
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																
1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等																																																		
(4) 燃料取替用水ピットから海への水源切替	判断基準 原子炉圧力容器内への注水量	・ 低圧注入流量 ・ 高圧注入流量																																																
	判断基準 水源の確保	・ 燃料取替用水ピット水位 ・ 補給給水ピット水位																																																
	操作	「1.4 原子炉冷却圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.(1)b、(4)「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水」にて整備する。																																																

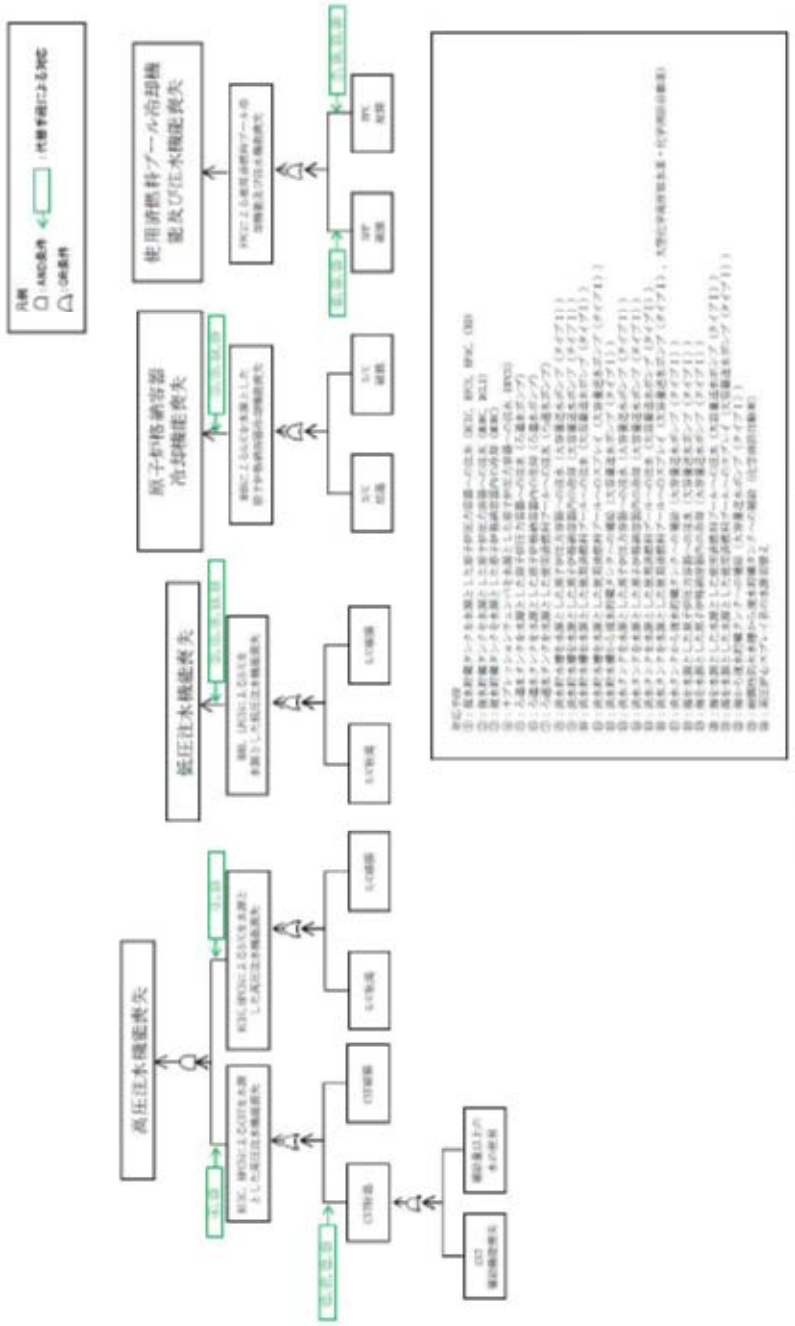
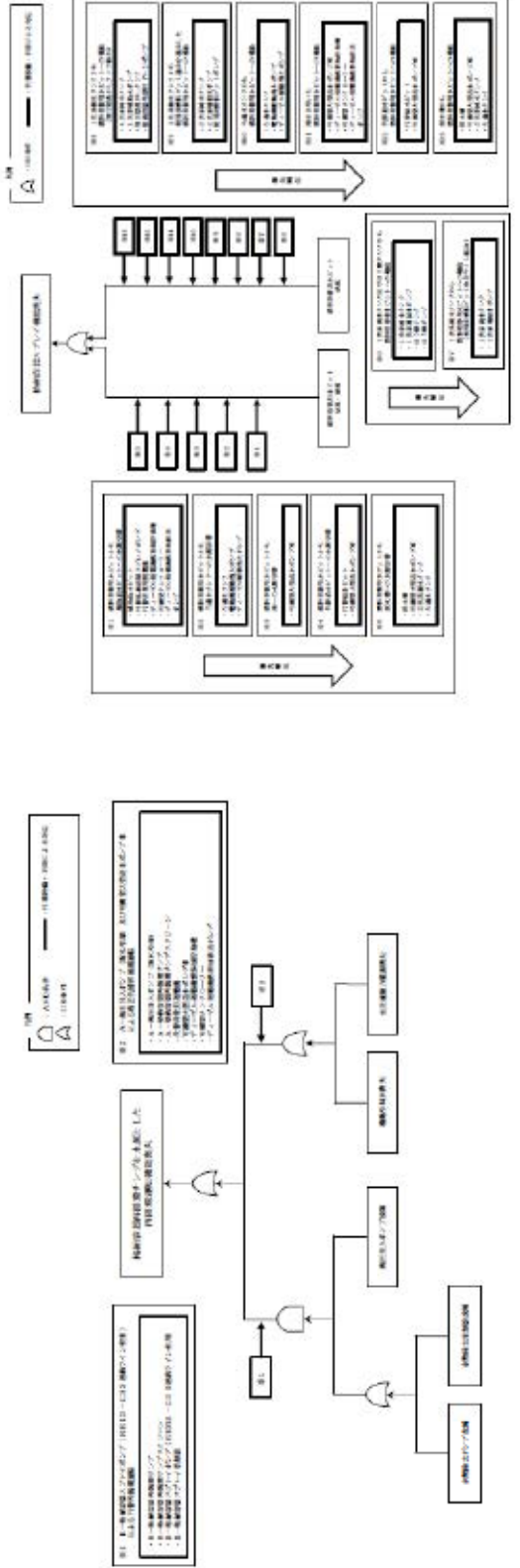
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																
<p>第1.13-3表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備</p> <table border="1" data-bbox="142 210 934 409"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象条文</th> <th rowspan="2">供給対象設備</th> <th colspan="2">供給元</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>母線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">【1.13】 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</td> <td rowspan="2">計測用電源 (復水貯蔵タンク水位)</td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>非常用低圧母線 MCC 2C 系</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>非常用低圧母線 MCC 2C 系</td> </tr> </tbody> </table>	対象条文	供給対象設備	供給元		設備	母線	【1.13】 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等	計測用電源 (復水貯蔵タンク水位)	常設代替交流電源設備	非常用低圧母線 MCC 2C 系	可搬型代替交流電源設備	非常用低圧母線 MCC 2C 系	<p>第1.13.9表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備</p> <table border="1" data-bbox="997 210 1786 787"> <thead> <tr> <th>対象条文</th> <th>供給対象設備</th> <th>給電元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">【1.13】 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</td> <td>A-高圧注入ポンプ</td> <td>6-A 非常用高圧母線</td> </tr> <tr> <td>B-高圧注入ポンプ</td> <td>6-B 非常用高圧母線</td> </tr> <tr> <td>B-格納容器スプレイポンプ</td> <td>6-B 非常用高圧母線</td> </tr> <tr> <td>A-加圧器逃がし弁</td> <td>ソレノイド分電盤 A 1</td> </tr> <tr> <td>B-加圧器逃がし弁</td> <td>ソレノイド分電盤 B 1</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>6-A 非常用高圧母線 6-B 非常用高圧母線 代替非常用発電機</td> </tr> <tr> <td>A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ</td> <td>A-ディーゼル発電機 コントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td>B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ</td> <td>B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ</td> </tr> </tbody> </table>	対象条文	供給対象設備	給電元	【1.13】 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等	A-高圧注入ポンプ	6-A 非常用高圧母線	B-高圧注入ポンプ	6-B 非常用高圧母線	B-格納容器スプレイポンプ	6-B 非常用高圧母線	A-加圧器逃がし弁	ソレノイド分電盤 A 1	B-加圧器逃がし弁	ソレノイド分電盤 B 1	代替格納容器スプレイポンプ	6-A 非常用高圧母線 6-B 非常用高圧母線 代替非常用発電機	A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ	A-ディーゼル発電機 コントロールセンタ	B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ	B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ		
対象条文			供給対象設備	供給元																															
	設備	母線																																	
【1.13】 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等	計測用電源 (復水貯蔵タンク水位)	常設代替交流電源設備	非常用低圧母線 MCC 2C 系																																
		可搬型代替交流電源設備	非常用低圧母線 MCC 2C 系																																
対象条文	供給対象設備	給電元																																	
【1.13】 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等	A-高圧注入ポンプ	6-A 非常用高圧母線																																	
	B-高圧注入ポンプ	6-B 非常用高圧母線																																	
	B-格納容器スプレイポンプ	6-B 非常用高圧母線																																	
	A-加圧器逃がし弁	ソレノイド分電盤 A 1																																	
	B-加圧器逃がし弁	ソレノイド分電盤 B 1																																	
	代替格納容器スプレイポンプ	6-A 非常用高圧母線 6-B 非常用高圧母線 代替非常用発電機																																	
	A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ	A-ディーゼル発電機 コントロールセンタ																																	
	B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ	B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">第 1.13 - 1 図を掲載</p>  <p style="text-align: center;">第 1.13-1 図 機能喪失原因対策分析</p>	 <p style="text-align: center;">第 1.13.1 図 機能喪失原因対策分析 (3/5)</p>	<p style="text-align: center;">第 1.13.1 図 機能喪失原因対策分析 (4/5)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>第1.13-2図 淡水貯水タンクを水源とした大容量送水ポンプ(タイプ1)による送水 (原子炉建屋北側系統の場合) 概要図</p>	<p>比較対象なし</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>手順の項目</p> <p>要員(数)</p> <p>重大事故等対応要員A~C 3</p> <p>重大事故等対応要員D~F 3</p> <p>重大事故等対応要員G~I 3</p> <p>淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ(タイプ1)による送水</p>	<p>経過時間(時間)</p> <p>30分 淡水貯水槽からの淡水の送水開始</p> <p>保管場所への移動^{※1}</p> <p>保管場所への移動^{※2}</p> <p>保管場所への移動^{※3}</p> <p>注水用ヘッダ準備^{※4}</p> <p>注水用ヘッダの調整^{※5}</p> <p>注水用ヘッダの調整^{※6}</p> <p>大容量送水ポンプ(タイプ1)の移動、設置^{※3}</p> <p>大容量送水ポンプ(タイプ1)起動^{※4}</p> <p>送水準備・送水(水張り・系統監視)^{※4}</p> <p>ホースの敷設、接続^{※5}</p> <p>送水準備・送水(水張り・系統監視)^{※4}</p> <p>ホースの敷設、接続^{※6}</p>	<p>比較対象なし</p>		

第1.13-3 図 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ(タイプ1)による送水タイムチャート

※1：大容量送水ポンプ(タイプ1)及びホースの保管場所は第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア、ホース巻戻車及び注水用ヘッダの保管場所は第2保管エリア、第3保管エリア

※2：緊急時対策用から第3保管エリアまでの移動を想定した移動時間(余裕を見込んだ時間)

※3：大容量送水ポンプ(タイプ1)の移動時間として、第3保管エリアから淡水貯水槽までを想定した移動時間及び大容量送水ポンプ(タイプ1)の設置実績を考慮した作業時間(余裕を見込んだ時間)

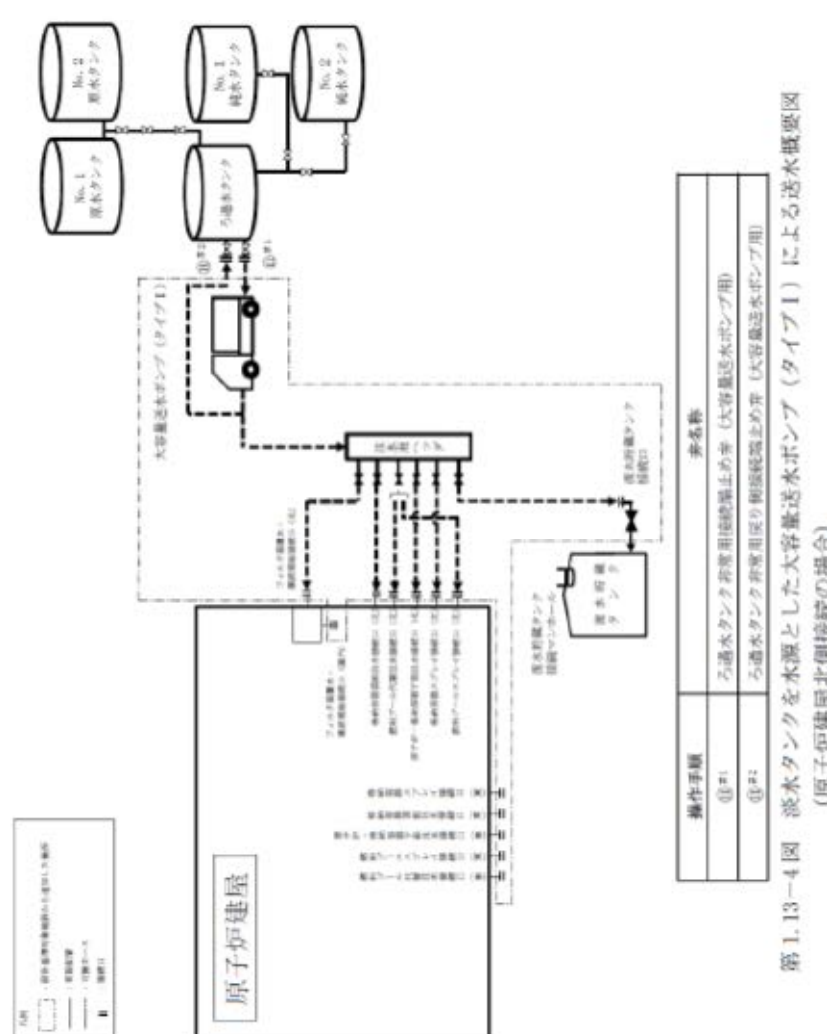
※4：大容量送水ポンプ(タイプ1)の起動実績を考慮した作業時間(余裕を見込んだ時間)

※5：ホースの敷設実績を考慮した作業時間(余裕を見込んだ時間)

※6：注水用ヘッダの準備時間として、第2保管エリアから原子炉建屋付近までを想定した移動時間及び注水用ヘッダの設置実績を考慮した作業時間(余裕を見込んだ時間)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由						
 <p>第1.13-4図 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプ1）による送水概要図 （原子炉建屋北側接続の場合）</p> <table border="1" data-bbox="771 693 920 1365"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>弁名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①#1</td> <td>ろ過水タンク非常用送水ポンプ用</td> </tr> <tr> <td>①#2</td> <td>ろ過水タンク非常用送水ポンプ用（大容量送水ポンプ用）</td> </tr> </tbody> </table>	操作手順	弁名称	①#1	ろ過水タンク非常用送水ポンプ用	①#2	ろ過水タンク非常用送水ポンプ用（大容量送水ポンプ用）	<p>比較対象なし</p>		
操作手順	弁名称								
①#1	ろ過水タンク非常用送水ポンプ用								
①#2	ろ過水タンク非常用送水ポンプ用（大容量送水ポンプ用）								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

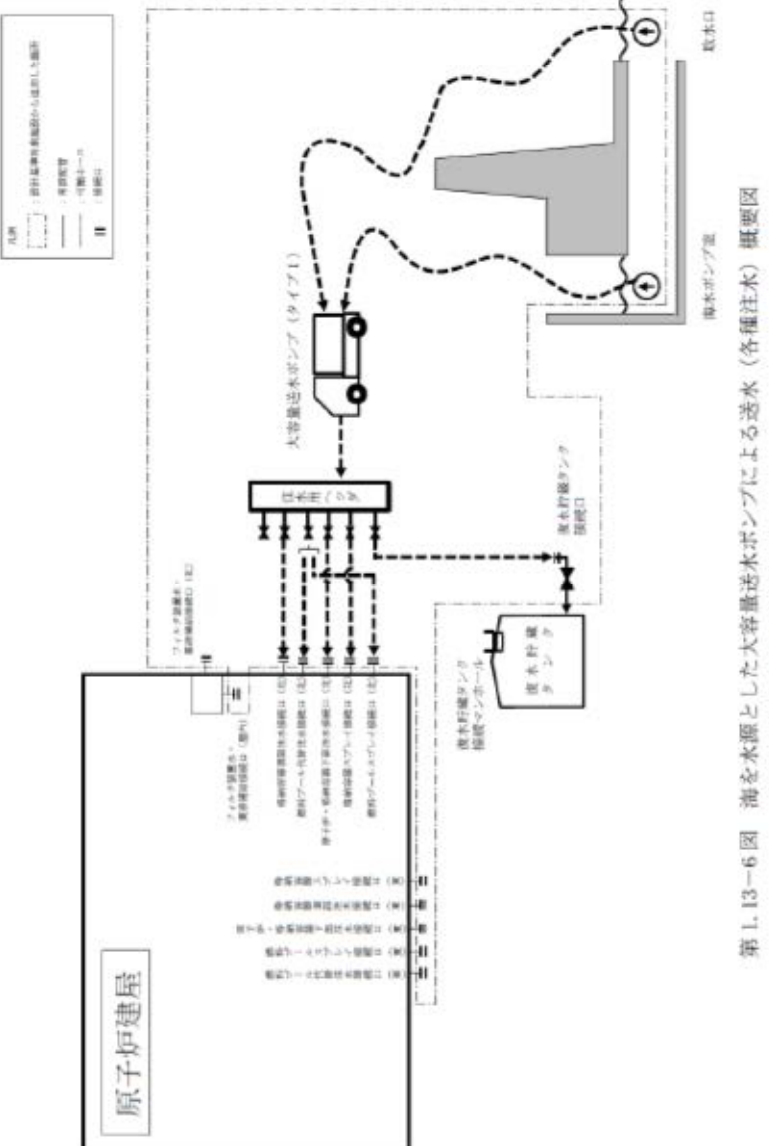
1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
手順の項目 淡水タンクを水源とした大 容量送水ポンプ（タイプ 1）による送水	要員（数）	比較対象なし		
	3 重大事故等対応要員A～C			
	3 重大事故等対応要員D～F			
	3 重大事故等対応要員G～I			
経過時間（時間）				
備考	②, ③, ④ ⑤, ⑥ ⑦, ⑧ ⑨, ⑩ ⑪, ⑫ ⑬, ⑭ ⑮, ⑯			
操作手順				

比較対象なし

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第1.13-6図 海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種注水）概要図 （原子炉建屋北側接続の場合）</p>	<p>比較対象なし</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>手順の項目</p> <p>重大事故等対応要員へC</p> <p>重大事故等対応要員へF</p> <p>重大事故等対応要員へ1</p> <p>海水水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種注水）</p> <p>（取水口から海水を取水する場合（山側ルート））</p>	<p>要員（数）</p> <p>3</p> <p>3</p> <p>3</p>	<p>経過時間（時間）</p> <p>10</p> <p>9</p> <p>8</p> <p>7</p> <p>6</p> <p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>30分</p> <p>海からの海水の送水開始</p>		
<p>備考</p> <p>②a, ②b, ④</p> <p>③</p> <p>⑦, ⑧</p> <p>⑩</p> <p>⑪, ⑫</p>				

比較対象なし

①：大容量送水ポンプ（タイプ1）及びコースの設置場所は第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア及び海側ルート。第4保管エリアの設置場所は第2保管エリア。
 ②：緊急時対応要員から第3保管エリアまでの移動時間を想定した移動時間に見込んだ時間
 ③：大容量送水ポンプ（タイプ1）の稼働時間として、第2保管エリアから取水口までの想定した移動時間を考慮した作業時間に見込んだ時間
 ④：大容量送水ポンプ（タイプ1）の起動時間を考慮した作業時間に見込んだ時間
 ⑤：コースの稼働時間を考慮した作業時間に見込んだ時間
 ⑥：海水用ヘッダの稼働時間を考慮した作業時間に見込んだ時間
 ⑦：取水口から海水を取水する場合（山側ルート）

第1.13-7図 海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種注水）タイムチャート（1/2）
 （取水口から海水を取水する場合（山側ルート））

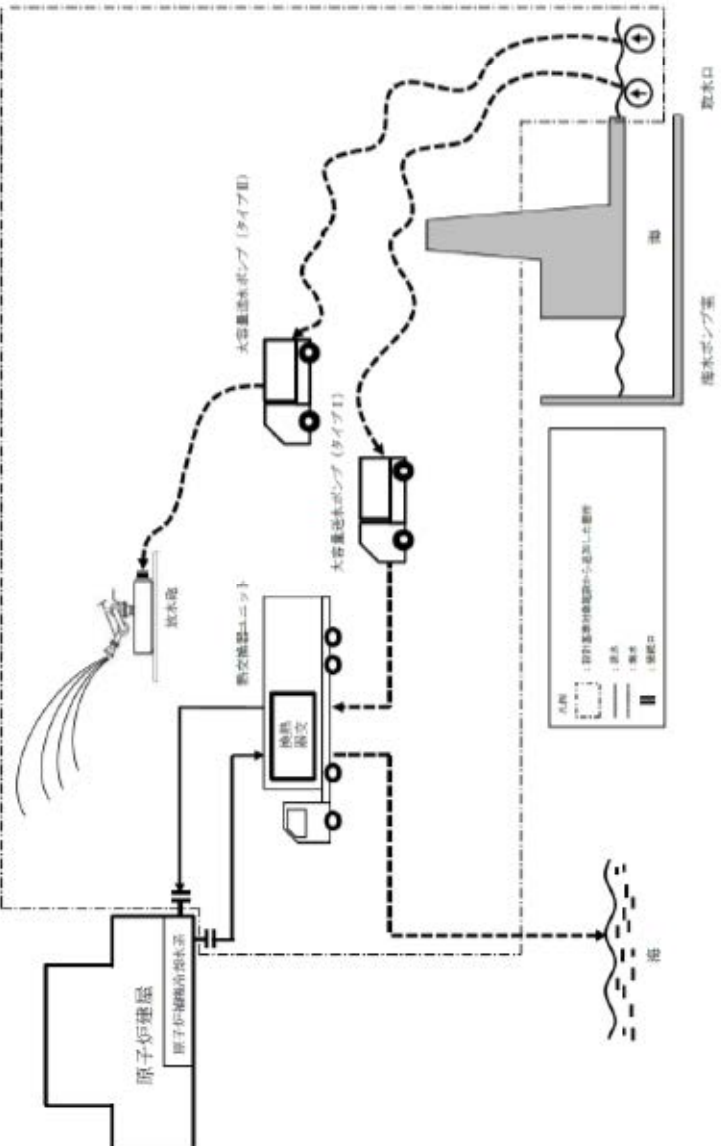
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>第1.13-8図 海を水源とした大容量海水ポンプによる送水（各種注水） （海水ポンプ室から取水する場合）</p> <p>※1：大容量海水ポンプ（タイプ1）及びホースの保管場所は第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア。ホース延長回収車及び注水用ヘッドの保管場所は第2保管エリア。 ※2：緊急時対応策から第3保管エリアまでの移動を想定した移動時間と余裕を見込んだ時間 ※3：設置用品を考慮して想定した作業時間と余裕を見込んだ時間 ※4：大容量海水ポンプ（タイプ1）の起動時間を考慮して、第3保管エリアから海水ポンプ室までを想定した移動時間及び大容量海水ポンプ（タイプ1）の設置準備を考慮した作業時間と余裕を見込んだ時間 ※5：大容量海水ポンプ（タイプ1）の起動時間を考慮して、第3保管エリアから作業時間と余裕を見込んだ時間 ※6：ホースの敷設準備を考慮した作業時間と余裕を見込んだ時間 ※7：注水用ヘッドの準備時間として、第3保管エリアから原子炉建屋敷内までを想定した移動時間及び注水用ヘッドの設置準備を考慮した作業時間と余裕を見込んだ時間</p>		<p>比較対象なし</p>		

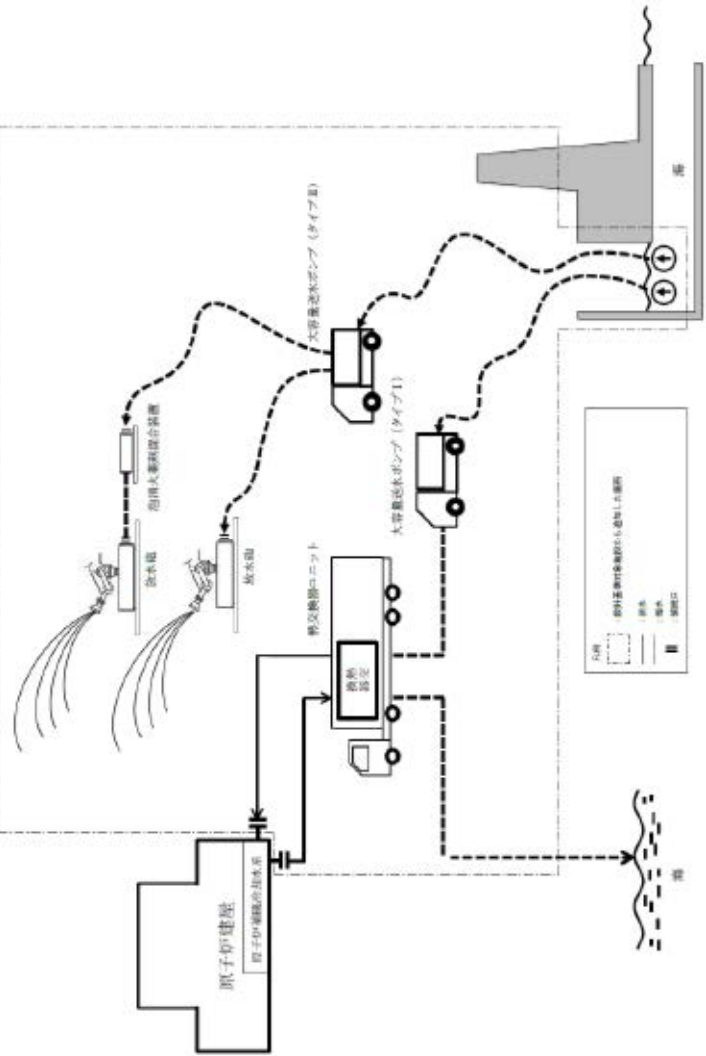
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第1.13-9図 海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種供給）概要図（1/2） （取水口から海水を取水する場合）</p>	<p>比較対象なし</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第1.13-10図 海を水源とした大容量海水ポンプによる送水（各種供給）概要図（2/2） （海水ポンプ室から海水を取水する場合）</p>	<p>比較対象なし</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">第1.13-11 図 海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種供給）タイムチャート（1/2） （取水口から海水を取水する場合（山側ルート））</p>	<p>比較対象なし</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>手順の項目</p> <p>海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種供給）（海水ポンプ室から海水を取水する場合）</p> <p>〔最終セーティング（操作）への代替稼働〕</p>	<p>要員（数）</p> <p>重大事故等対応要員A~C 3</p> <p>重大事故等対応要員D~F 3</p>	<p>比較対象なし</p>		
<p>経過時間（時間）</p> <p>10 9 8 7 6 5 4 3 2 1</p> <p>95分</p> <p>所子や補機代用海水系による 順次給水準備</p>	<p>②b, ②d, ④</p> <p>⑤, ⑥</p> <p>⑧</p>			

第1.13-12図 海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種供給）タイムチャート（2/2）
 （海水ポンプ室から海水を取水する場合）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由				
<p>第1.13-13図 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプ1）による復水貯蔵タンクへの補給概要図</p> <p>原子炉建屋</p> <p>操作名欄</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>淡水貯蔵タンク外部送水入口弁</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>淡水貯蔵タンク補給弁</td> </tr> </table>	①	淡水貯蔵タンク外部送水入口弁	②	淡水貯蔵タンク補給弁	<p>第1.13.34図 代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給概略系統</p>	<p>大飯発電所3/4号炉</p>	<p>差異理由</p>
①	淡水貯蔵タンク外部送水入口弁						
②	淡水貯蔵タンク補給弁						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.13-14 図 淡水貯蔵タンク接続口を水源とした大容量送水ポンプ（タイプ1）による復水貯蔵タンクへの補給タイムチャート（1/2） （復水貯蔵タンク接続口を經由して補給する場合）</p> <p>① 緊急復旧 ② 緊急電源 ③ 緊急電源からの送水開始 ④ ⑤ ⑥ ⑦</p>	<p>1.13-35 図 代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給タイムチャート タイムチャート</p>		

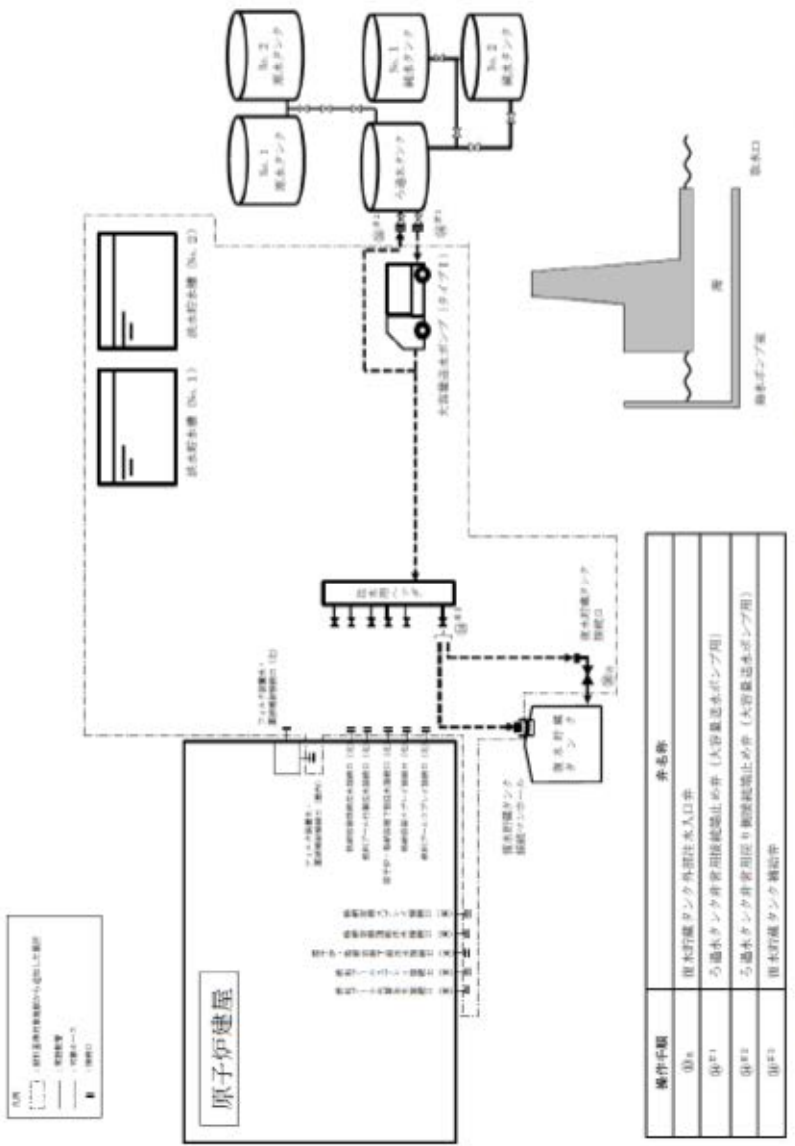
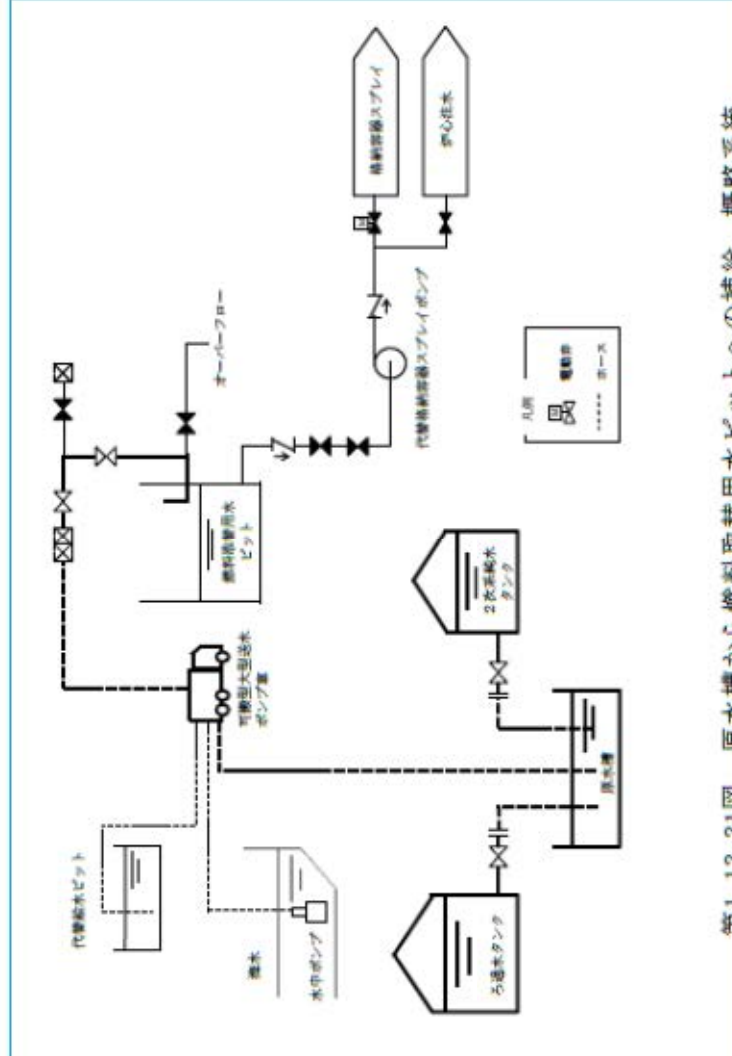
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">経過時間 (時間)</p> <p>第1.13-15 図 淡水貯蔵タンク接続マンホールを經由して補給する場合</p> <p>注1：予立貯蔵タンク接続マンホールを經由して補給する場合 注2：電源確保 注3：運転員 (中核制御室) A 注4：重大事故等対応要員A~C 注5：重大事故等対応要員D~F 注6：重大事故等対応要員G~I</p>	<p>比較対象なし</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

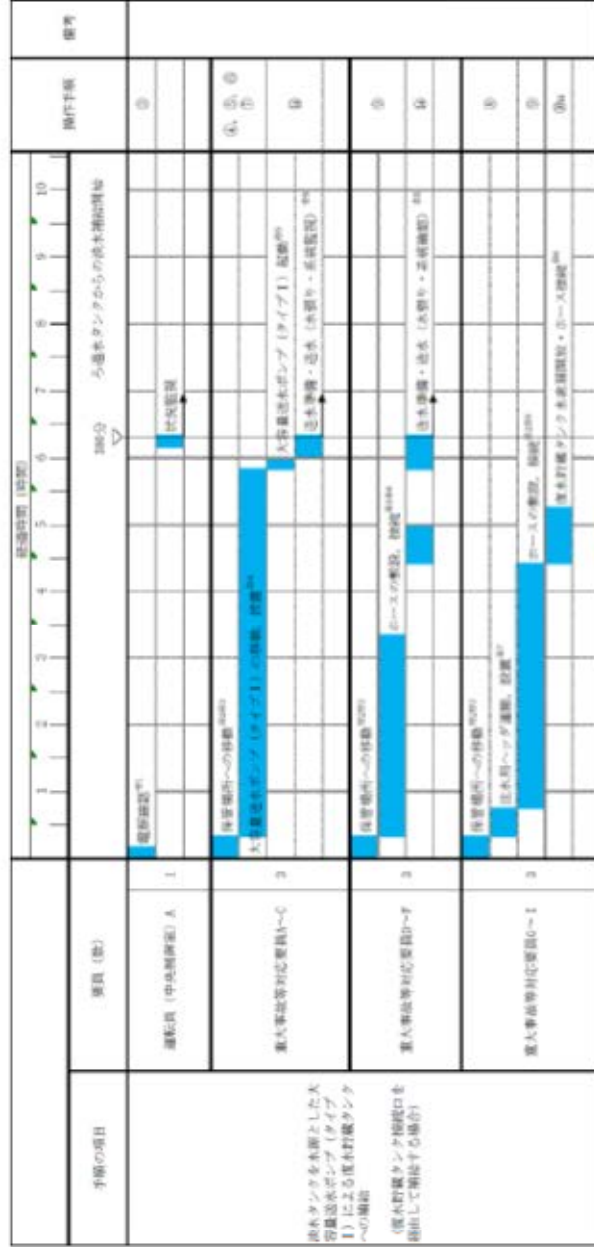
1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由										
<p>第1.13-16図 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプ1）による廃水貯蔵タンクへの補給概要図</p>  <table border="1" data-bbox="742 1008 890 1575"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>赤字体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>旧本貯蔵タンク外周注水入口弁</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>ろ過水タンク前管開閉継止弁（大容量送水ポンプ用）</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>ろ過水タンク前管開閉継止弁（大容量送水ポンプ用）</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>旧本貯蔵タンク補給弁</td> </tr> </tbody> </table>	操作手順	赤字体	①	旧本貯蔵タンク外周注水入口弁	②	ろ過水タンク前管開閉継止弁（大容量送水ポンプ用）	③	ろ過水タンク前管開閉継止弁（大容量送水ポンプ用）	④	旧本貯蔵タンク補給弁	<p>第1.13.31図 原水槽から燃料取替用水ピットへの補給 概略系統</p> 		
操作手順	赤字体												
①	旧本貯蔵タンク外周注水入口弁												
②	ろ過水タンク前管開閉継止弁（大容量送水ポンプ用）												
③	ろ過水タンク前管開閉継止弁（大容量送水ポンプ用）												
④	旧本貯蔵タンク補給弁												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

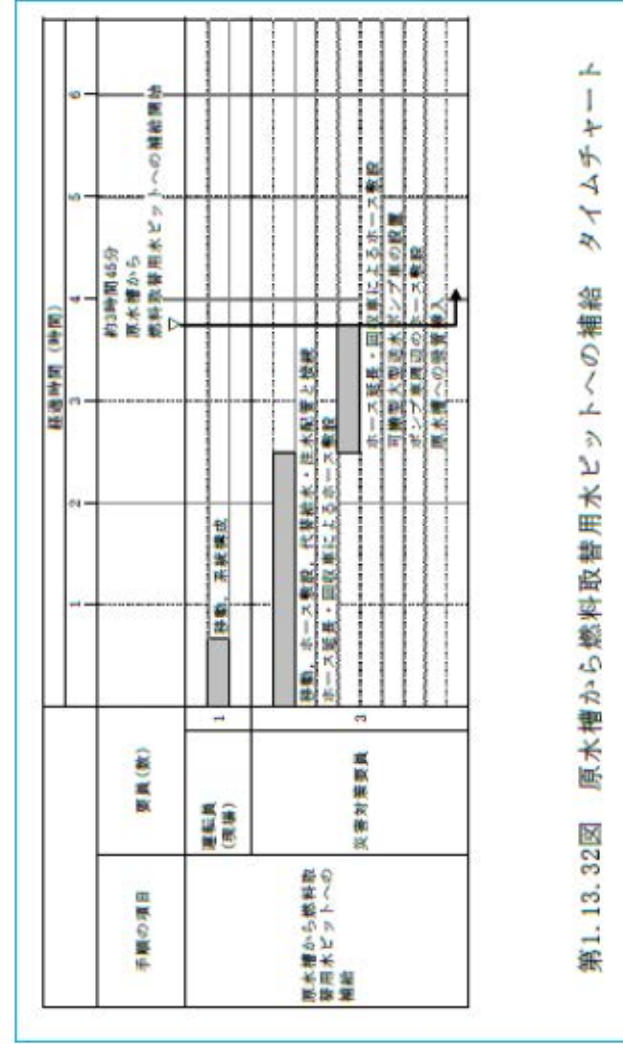
1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉



第1.13-17図 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ(タイプ1)による復水貯蔵タンクへの補給タイムチャート(1/2)
 (復水貯蔵タンク接続口を経由して補給する場合)

泊発電所3号炉



第1.13.32図 原水貯蔵タンクからの燃料取扱替用水ビットへの補給 タイムチャート

大飯発電所3/4号炉

差異理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">第1.13-18図 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプ1）による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>第1.13-18図 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプ1）による復水貯蔵タンクへの補給 （復水貯蔵タンク接続マンホールを経由して補給する場合）</p> <p>041: 緊急停止後の自動起動 042: 緊急停止後の自動起動 043: 緊急停止後の自動起動 044: 緊急停止後の自動起動 045: 緊急停止後の自動起動 046: 緊急停止後の自動起動 047: 緊急停止後の自動起動 048: 緊急停止後の自動起動</p>	<p>比較対象なし</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由						
<p>第1.13-19図 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプ1）による復水貯蔵タンクへの補給概要図</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機作名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>復水貯蔵タンク外装注水入口弁</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>復水貯蔵タンク配管</td> </tr> </tbody> </table>	機作名称	所在地	海水ポンプ	復水貯蔵タンク外装注水入口弁	海水ポンプ	復水貯蔵タンク配管	<p>第1.13.37図 海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給 概略系統</p>		
機作名称	所在地								
海水ポンプ	復水貯蔵タンク外装注水入口弁								
海水ポンプ	復水貯蔵タンク配管								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>手続の項目</p> <p>運転員（中央制御室）A</p> <p>重大事故等対応要員B～C</p> <p>重大事故等対応要員D～F</p> <p>重大事故等対応要員G～I</p> <p>（取水口から取水し、海水貯蔵タンクへの補給）</p> <p>（取水口から取水し、海水貯蔵タンクへ供給する場合は、山脚ルート）</p>	<p>比較対象なし</p>		
<p>※1：中央制御室での状況確認に必要な対応時間</p> <p>※2：大容量送水ポンプ（タイプ1）及び山脚ルートでの送水時間</p> <p>※3：緊急時対応要員から中央制御室までの移動時間</p> <p>※4：大容量送水ポンプ（タイプ1）の稼働時間</p> <p>※5：大容量送水ポンプ（タイプ1）の送水時間</p> <p>※6：山脚ルートの輸送時間を考慮した作業時間</p> <p>※7：山脚ルートの輸送時間を考慮した作業時間</p> <p>※8：取水口からの取水時間を考慮した作業時間</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		大飯発電所3/4号炉		差異理由
<p>手続の項目</p> <p>要員（数）</p> <p>1 運転員（中央制御室）A</p> <p>3 重大事故等対応要員B-C</p> <p>3 重大事故等対応要員D-F</p> <p>3 重大事故等対応要員G-H</p>	<p>経過時間（分）</p> <p>0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100</p> <p>200分 海からの海水補給開始</p>	<p>備考</p> <p>①</p> <p>②a, ②b, ②c</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p> <p>⑥a</p>				
<p>第1.13-21図 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプ1）による復水貯蔵タンクへの補給タイムチャート（2/4） （取水口から取水し復水貯蔵タンク接続マンホールを経由して補給する場合（山側ルート））</p>						

比較対象なし

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

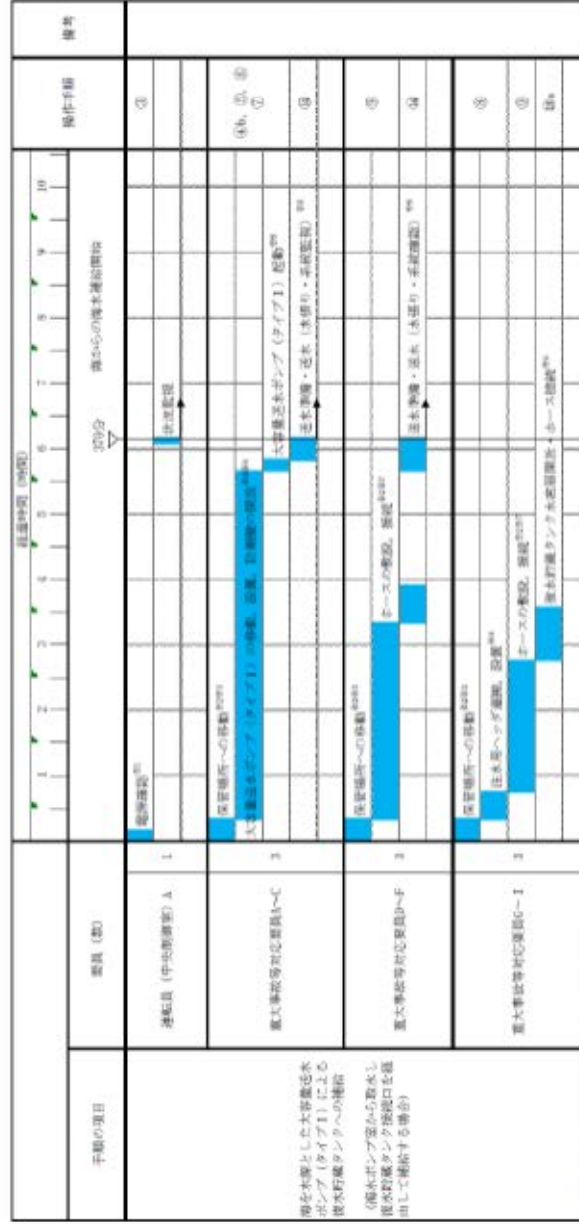
1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

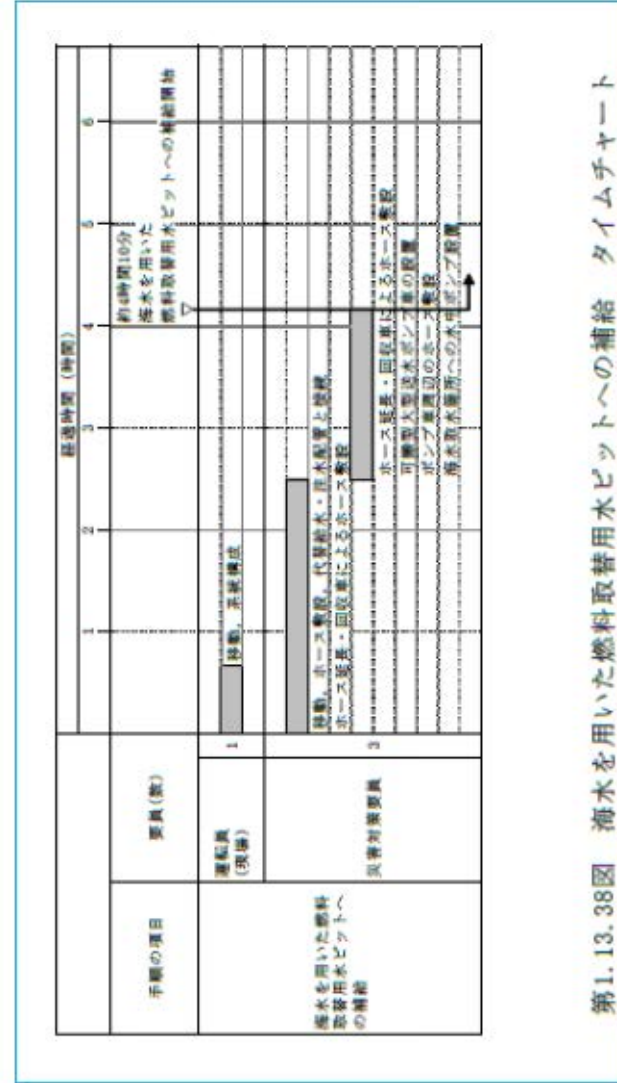
大飯発電所3/4号炉

差異理由



321: 海水ポンプ室からの取水開始
 322: 大容量送水ポンプ (タイプ1) 及びホースの各種準備は海水ポンプ室から開始
 323: 緊急時対応要員Aから取水開始
 324: 設計内容を考慮して想定した作業時間に見合っている
 325: 大容量送水ポンプ (タイプ1) の起動時間として、緊急時対応要員Aから取水開始
 326: 大容量送水ポンプ (タイプ1) の停止時間として、緊急時対応要員Aから取水開始
 327: ホースの準備時間を考慮して作業時間に見合っている
 328: 海水ポンプ室からの取水開始として、緊急時対応要員Aから取水開始
 329: 海水ポンプ室からの取水開始

第1.13-22図 海を水源とした大容量送水ポンプ (タイプ1) による復水貯蔵タンクへの補給タイムチャート (3/4)
 (海水ポンプ室から取水し復水貯蔵タンク接続口を経由して補給する場合)



第1.13.38図 海水を用いた燃料取替機への補給 タイムチャート

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">20分 備忘の海水補給開始</p> <p style="text-align: center;">比較対象なし</p>			

図 1.13-23 図 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプ1）による復水貯蔵タンクへの補給タイムチャート（4/4）
 （海水ポンプ室から取水し復水貯蔵タンク接続マンホールを経由して補給する場合）

比較対象なし

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<div data-bbox="163 1333 371 1753" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ┌───┐ : 設計基準対象施設から追加した箇所 — : 常設配管 --- : 可搬ホース : 接続口 </div> <div data-bbox="430 283 875 1764" style="text-align: center;"> <p>復水貯蔵タンク 接続マンホール</p> <p>復水貯蔵タンク 接続口</p> <p>化学消防自動車</p> <p>耐震性防火水槽</p> <p>耐震性防火水槽</p> </div> <p>第1.13-24 図 耐震性防火水槽を水源とした化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給概要図</p>	<div data-bbox="1231 987 1558 1060" style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>比較対象なし</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

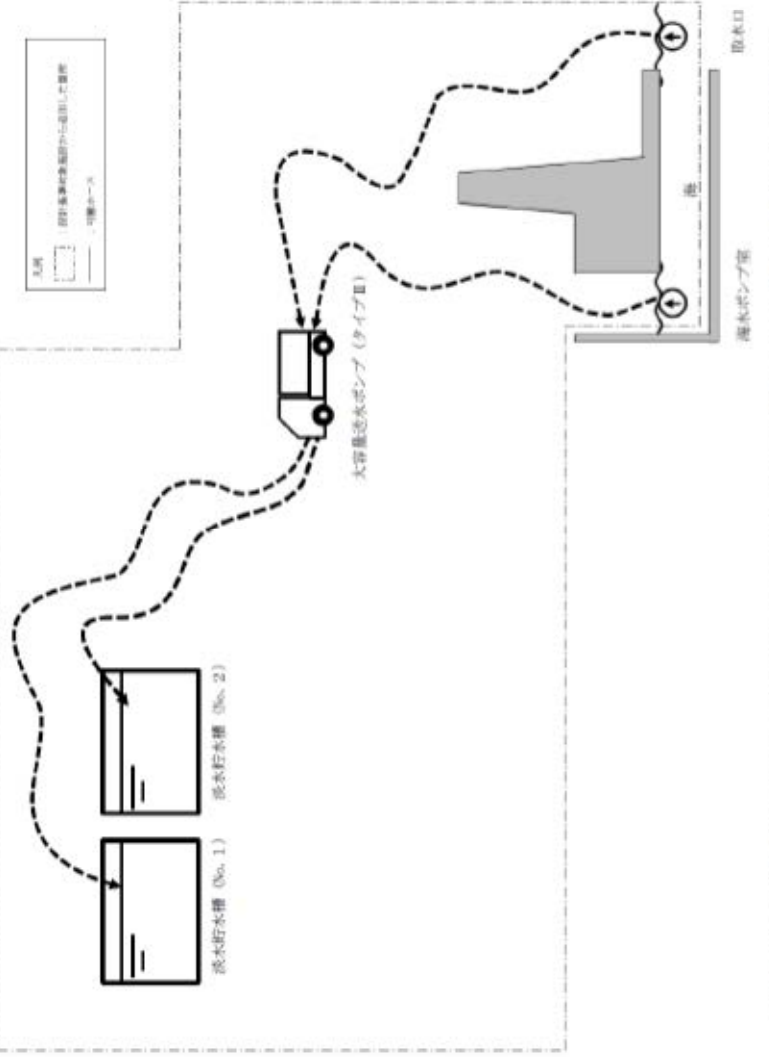
女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>手順の項目</p> <p>耐震性防火水槽を水源とした化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給</p>	<p>要員(数)</p> <p>運転員(中央制御室) A 1</p> <p>初期消火要員(消防車隊) A~E 5</p>	<p>経過時間(時間)</p> <p>65分 耐震性防火水槽からの補給開始</p>		
		<p>備考</p> <p>③</p> <p>④、⑤</p> <p>⑥</p>		
<p>比較対象なし</p>				

第1.13-25 図 耐震性防火水槽を水源とした化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給タイムチャート

※1：中央制御室での状況確認に必要な想定時間
 ※2：化学消防自動車の保管場所から第1保管エリア及び第4保管エリア
 ※3：事務本館又は事務建屋から第1保管エリアまでの移動を想定した移動時間に余裕を見込んだ時間
 ※4：化学消防自動車の移動距離として、第1保管エリアから耐震性防火水槽までを想定した移動時間と化学消防自動車の実際の支線考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間
 ※5：ホース敷設訓練の支線を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間
 ※6：化学消防自動車の放水訓練の支線を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第1.13-26図 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による淡水貯水槽への補給概要図</p>	<p>比較対象なし</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>手順の項目</p> <p>海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプII）による淡水貯水槽への供給（取水口から海水を取水する場合）</p>	<p>要員（数）</p> <p>重大事故等対応要員A～C 3</p> <p>重大事故等対応要員D～F 3</p> <p>重大事故等対応要員G～I 3</p>	<p>経過時間（時間）</p> <p>270分 海からの海水供給開始</p>		
<p>第1.13-27図 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプII）による淡水貯水槽への供給タイムチャート（1/2） （取水口から海水を取水する場合）</p>				
<p>比較対象なし</p>				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
手順の項目 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による淡水貯水槽への補給 （海水ポンプ室から海水を取水する場合）	要員（数） 重大事故等対応要員A～C 3 重大事故等対応要員D～F 3 重大事故等対応要員G～I 3	比較対象なし		
	経過時間（時間） 20分 海からの海水補給開始			
	備考 ②、③、④ ⑤			
注1：大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の保管場所は第1保管エリア、第2保管エリア及び第4保管エリア、ホースの保管場所は第1保管エリア、第2保管エリア及び第4保管エリア。 注2：緊急時対応要員A～Cまでの移動を想定した移動時間を見込んだ時間 注3：設計状況を考慮して想定した作業時間を見込んだ時間 注4：大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の移動時間として、第1保管エリアから海水ポンプ室までを想定した移動時間及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）設置訓練の実績を考慮した作業時間を見込んだ時間 注5：大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の移動時間として、第1保管エリアから海水ポンプ室までを想定した移動時間及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）設置訓練の実績を考慮した作業時間を見込んだ時間 注6：ホース搬送訓練の実績を考慮した作業時間を見込んだ時間 第1.13-28図 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による淡水貯水槽への補給タイムチャート（2/2） （海水ポンプ室から海水を取水する場合）				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																
<p>凡例</p> <table border="1"> <tr><td>←</td><td>ポンプ</td></tr> <tr><td>[MO]</td><td>電動駆動</td></tr> <tr><td>[MO]</td><td>遠隔作動</td></tr> <tr><td>⊗</td><td>弁</td></tr> <tr><td>⌞</td><td>遮断弁</td></tr> </table> <p>ドライウェル 原子炉圧力容器 サプレッションチェンバ 復水貯蔵タンク 高圧炉心スプレイ系ポンプ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>弁名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②^{#1}</td> <td>HPCS ポンプ CST 吸込弁</td> </tr> <tr> <td>②^{#2}</td> <td>HPCS ポンプ S/C 吸込弁</td> </tr> </tbody> </table> <p>#1～：同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する弁があることを示す。</p>	←	ポンプ	[MO]	電動駆動	[MO]	遠隔作動	⊗	弁	⌞	遮断弁	操作手順	弁名称	② ^{#1}	HPCS ポンプ CST 吸込弁	② ^{#2}	HPCS ポンプ S/C 吸込弁	<p>比較対象なし</p>		
←	ポンプ																		
[MO]	電動駆動																		
[MO]	遠隔作動																		
⊗	弁																		
⌞	遮断弁																		
操作手順	弁名称																		
② ^{#1}	HPCS ポンプ CST 吸込弁																		
② ^{#2}	HPCS ポンプ S/C 吸込弁																		

第1.13-29図 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替概要図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

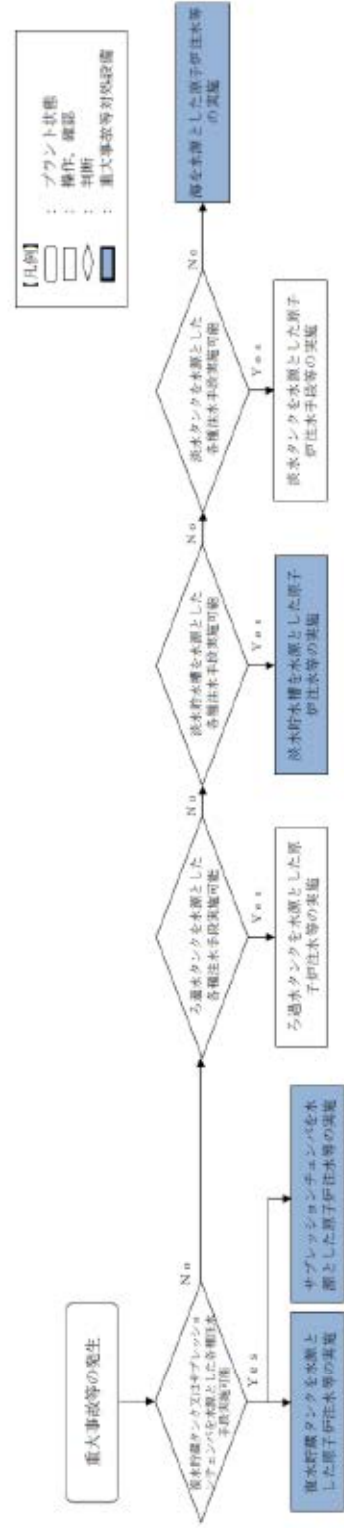
1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>第1.13-30図 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替えタイムチャート</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div> </div> </div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

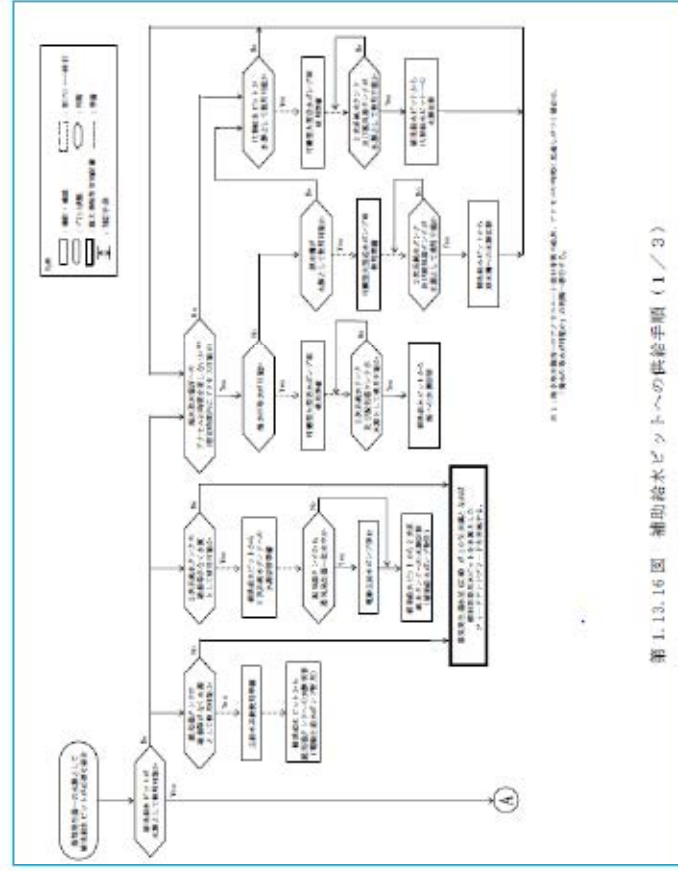
1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉

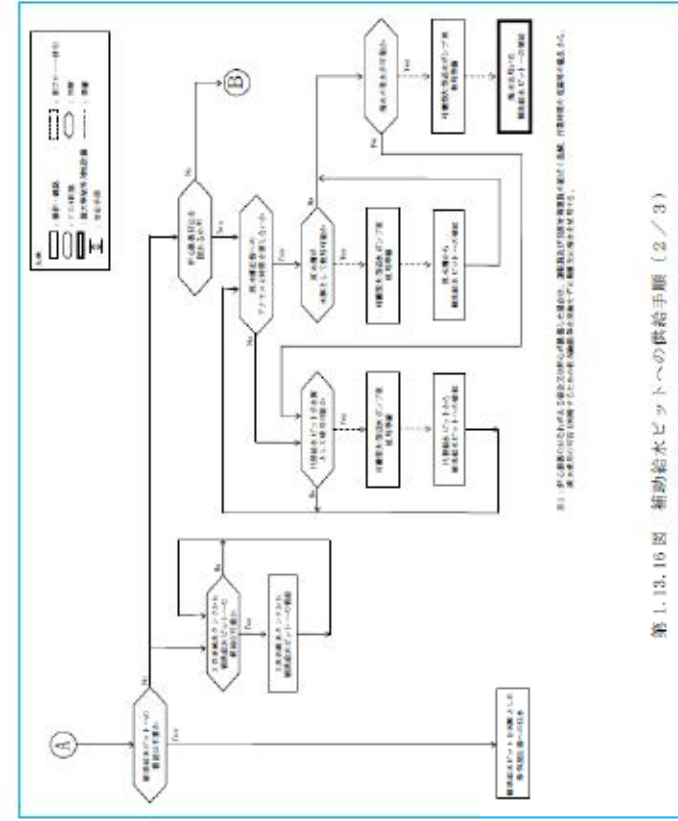


第1.13-31図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート（各種注水用）

泊発電所3号炉



第1.13.16図 補助給水ピットへの供給手順（1/3）



第1.13.16図 補助給水ピットへの供給手順（2/3）

大飯発電所3/4号炉

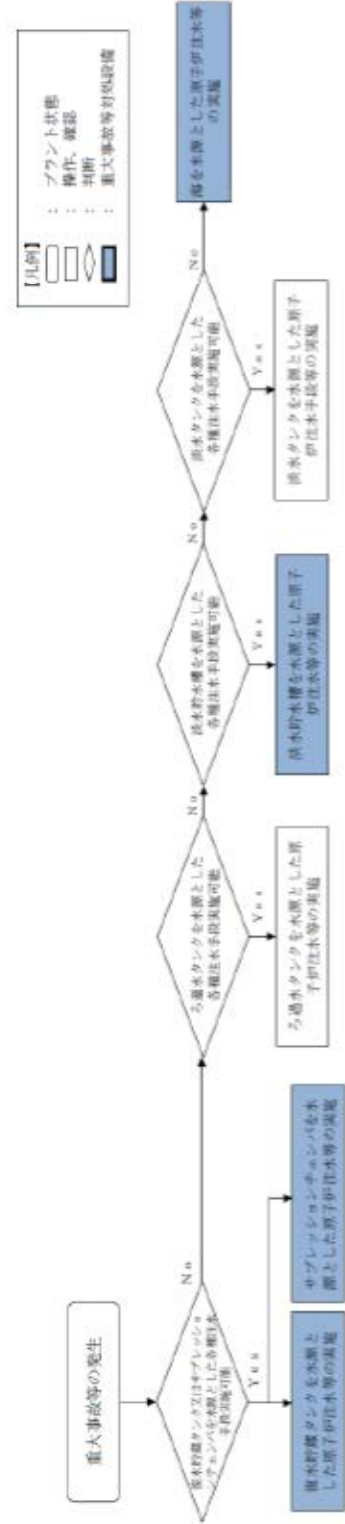
差異理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

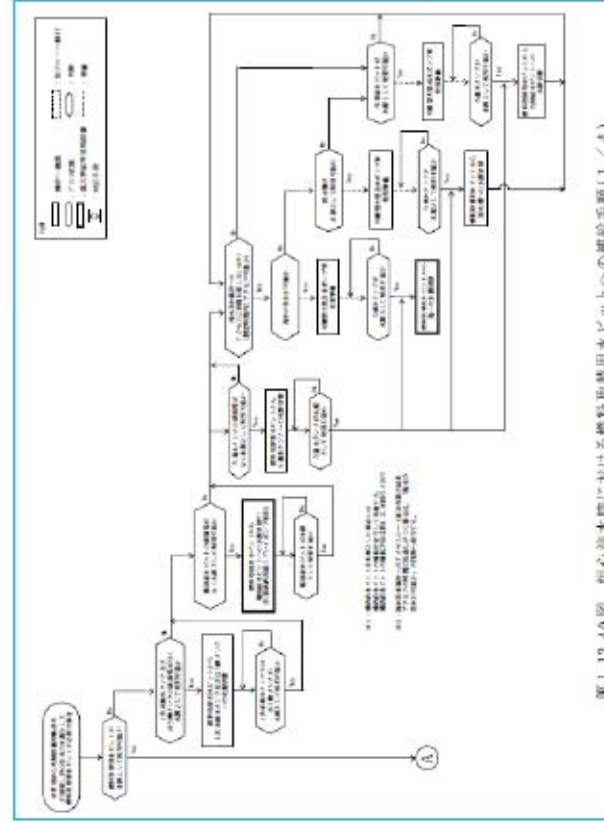
女川原子力発電所2号炉

第1.13-31図を掲載

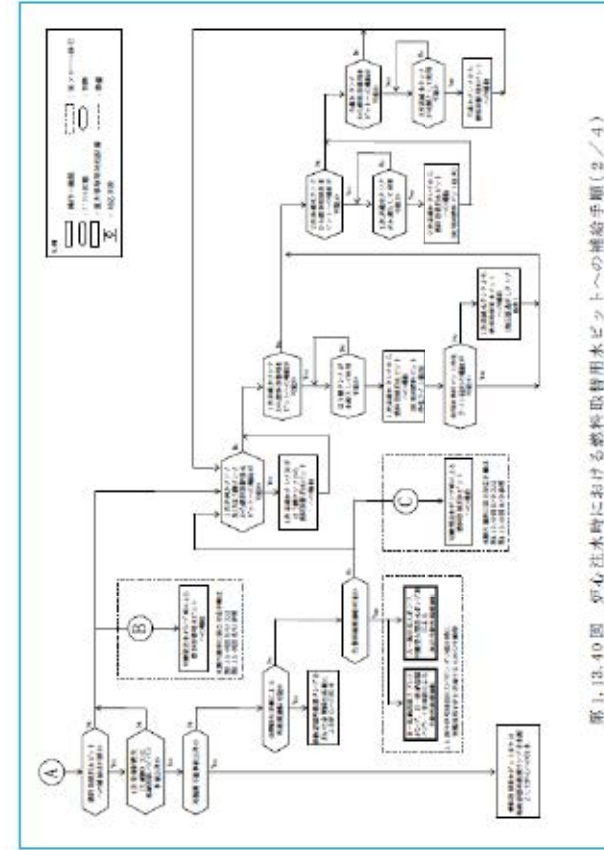


第1.13-31図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート（各種注水用）

泊発電所3号炉



第1.13.40図 炉心注水時における燃料基層取水ピットへの補給手順(1/4)



第1.13.40図 炉心注水時における燃料基層取水ピットへの補給手順(2/4)

大飯発電所3/4号炉

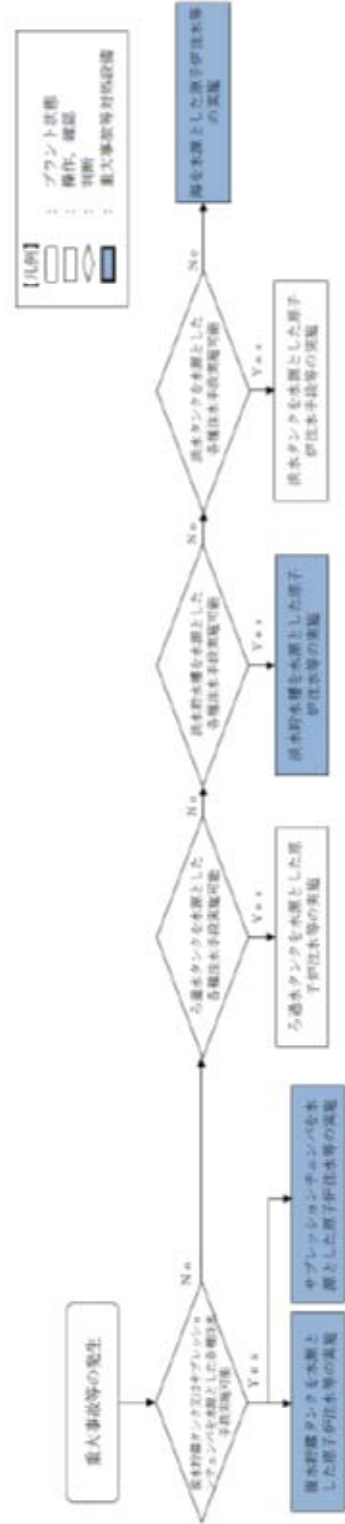
差異理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

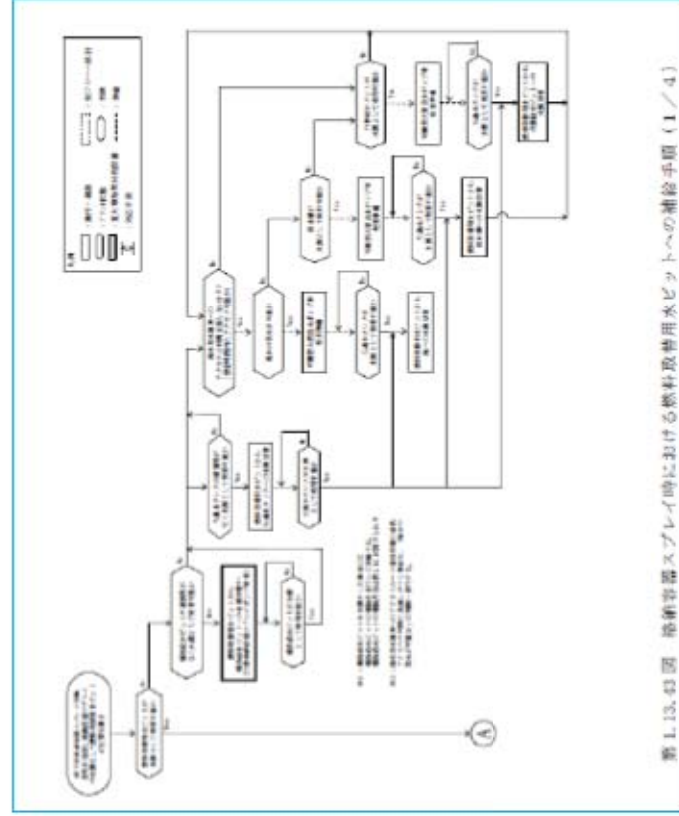
女川原子力発電所2号炉

第 1.13 - 31 図を掲載

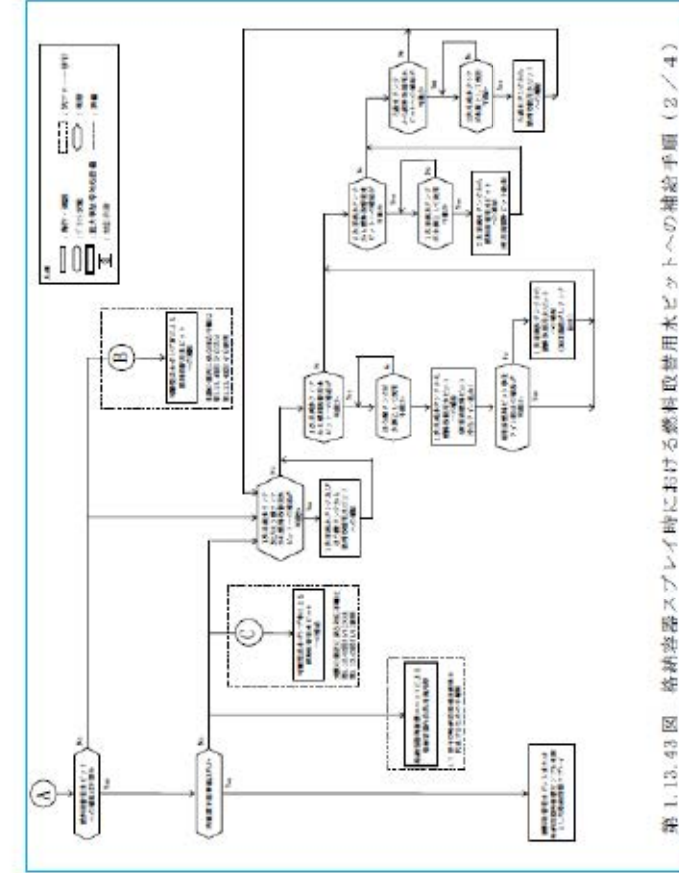


第 1.13-31 図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート（各種注水用）

泊発電所3号炉



第 1.13.43 図 格納容器スプレイト時における燃料取替用水ビレットへの補給手順（1/4）



第 1.13.43 図 格納容器スプレイト時における燃料取替用水ビレットへの補給手順（2/4）

大飯発電所3/4号炉

差異理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>第1.13-32図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート(各種補給用)</p>	<p>第1.13.16図 補助給水ピットへの供給手順(1/3)</p>	<p>第1.13.16図 補助給水ピットへの供給手順(2/3)</p>	<p>差異理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

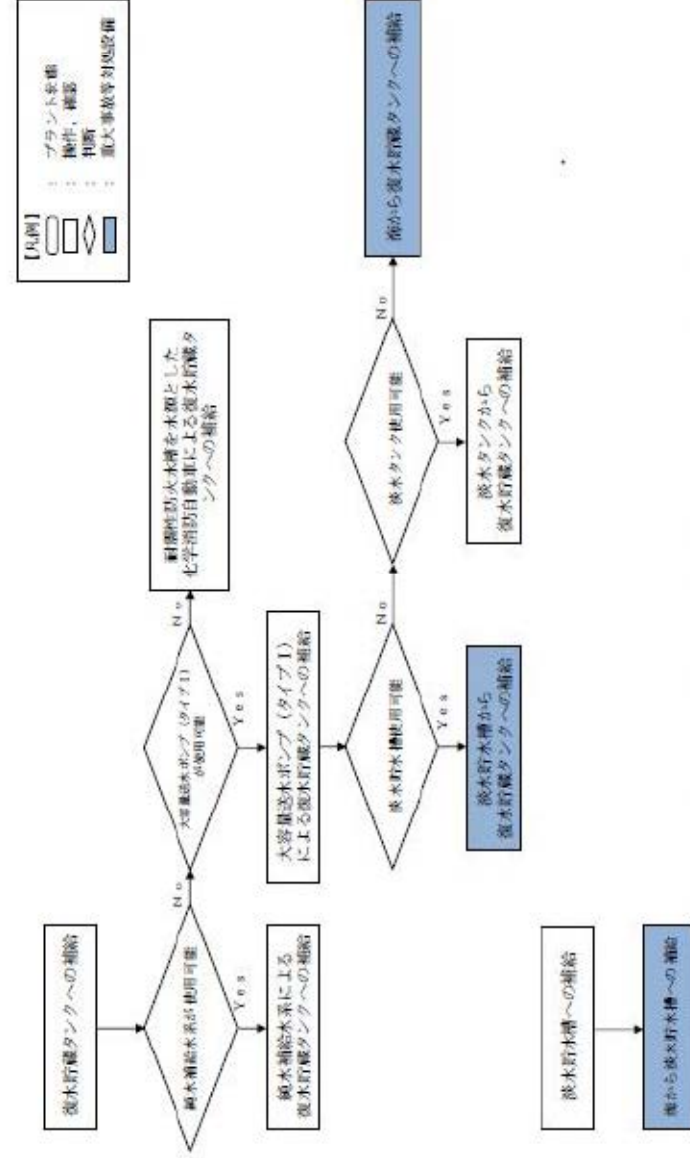
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

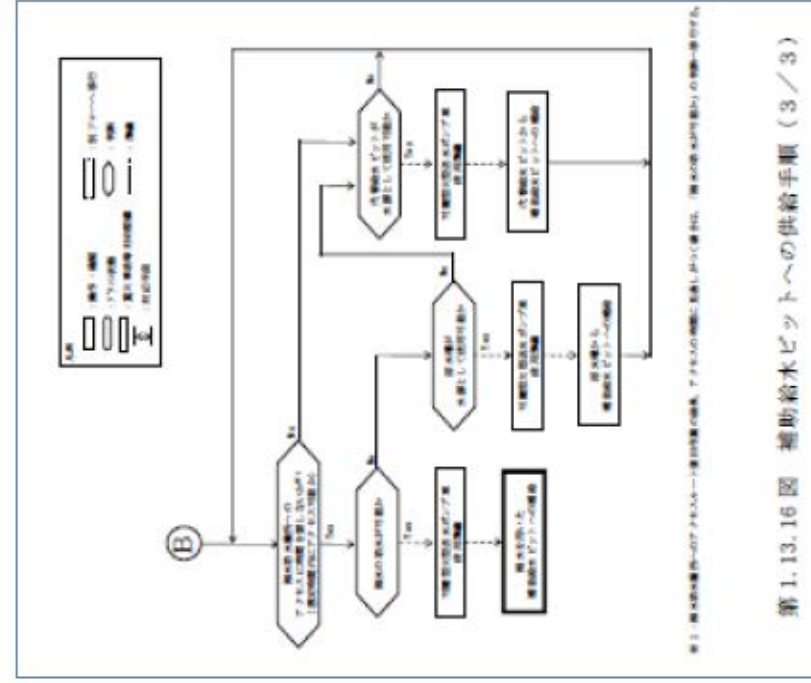
大飯発電所3/4号炉

差異理由

第 1.13 - 32 図を掲載



第1.13-32図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート（各種補給用）



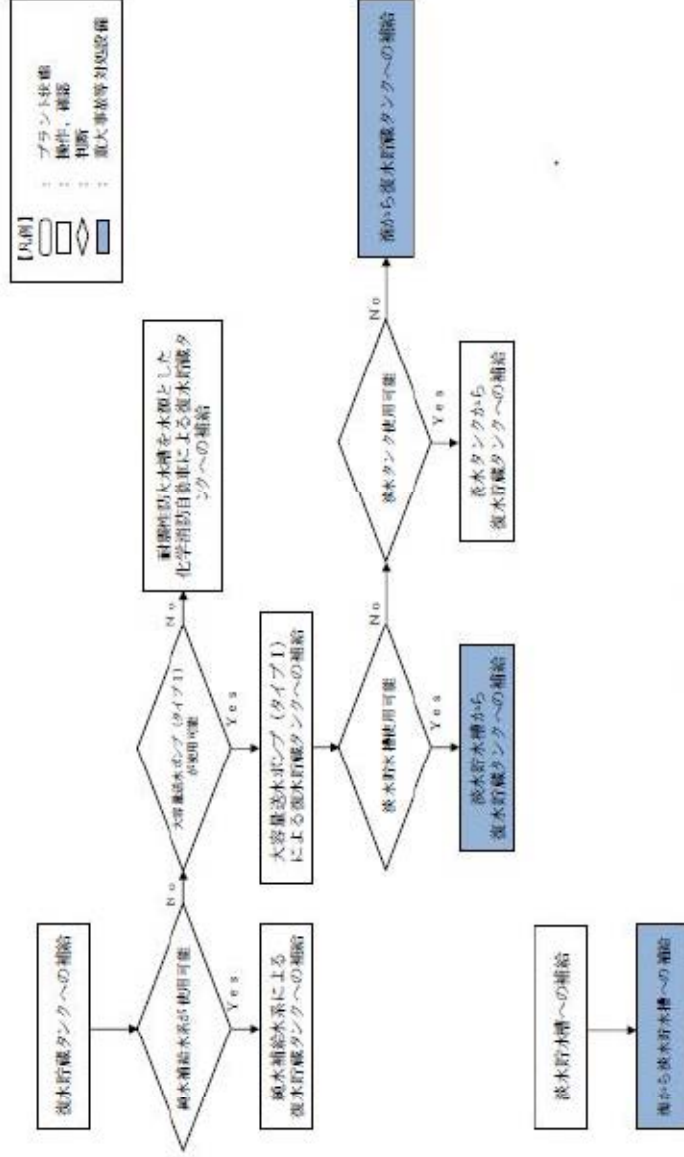
第 1.13.16 図 補助給水ビットへの供給手順（3/3）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

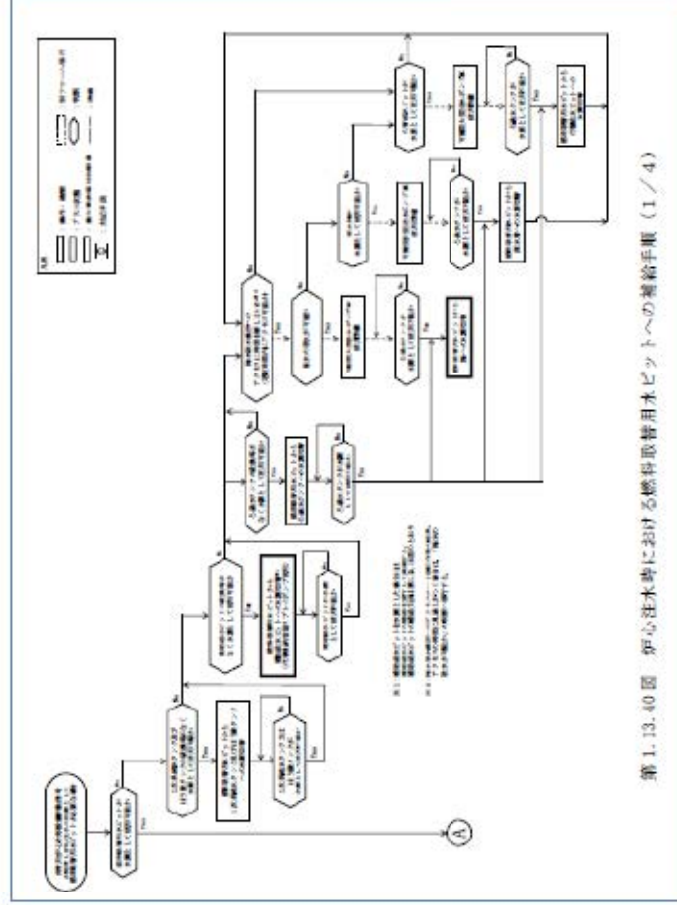
女川原子力発電所2号炉

第 1.13 - 32 図を掲載

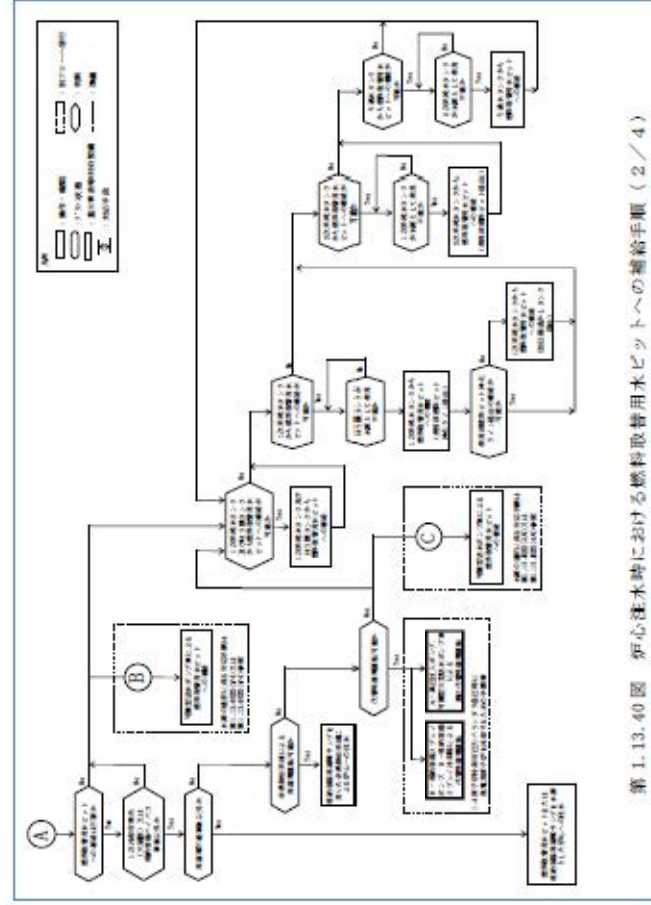


第 1.13-32 図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート（各種補給用）

泊発電所3号炉



第 1.13.40 図 炉心注水時における燃料取替用水ピットへの補給手順（1/4）



第 1.13.40 図 炉心注水時における燃料取替用水ピットへの補給手順（2/4）

大飯発電所3/4号炉

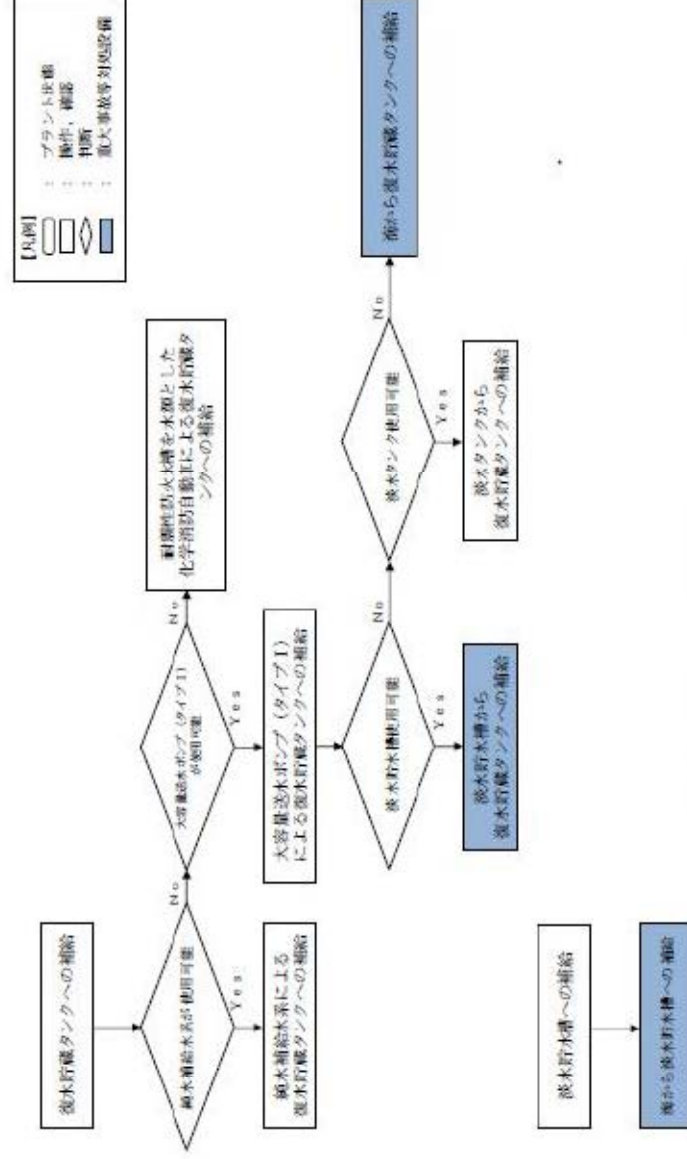
差異理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

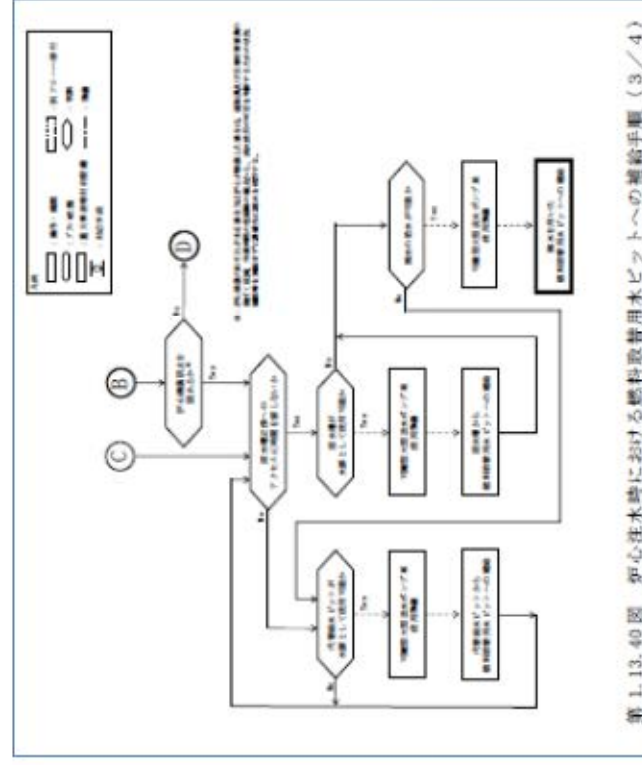
女川原子力発電所2号炉

第 1.13 - 32 図を掲載

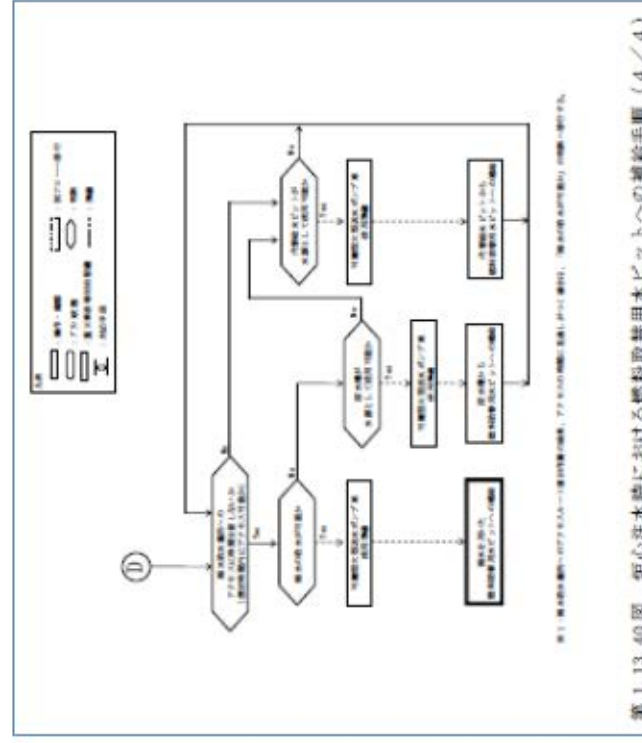


第 1.13-32 図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (各種補給用)

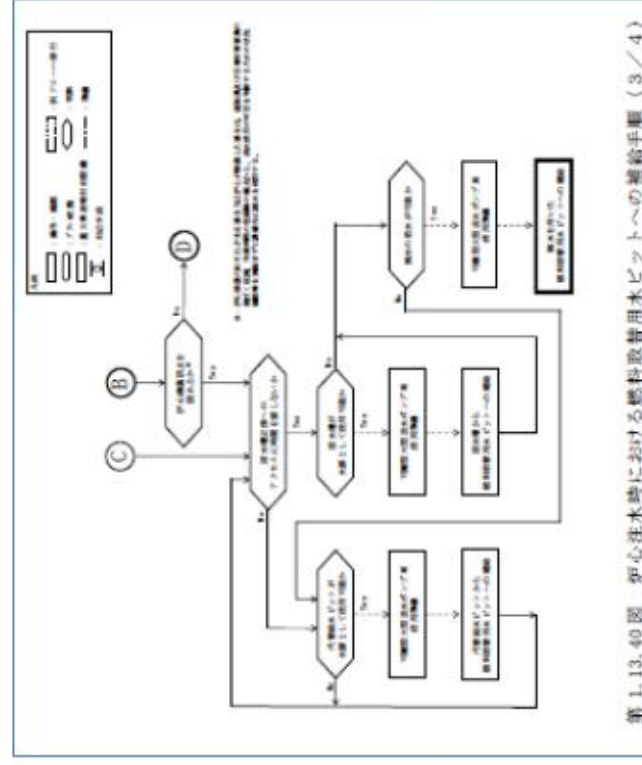
泊発電所3号炉



第 1.13.40 図 炉心注水時における燃料取替用水ピットへの補給手順 (4/4)



第 1.13.40 図 炉心注水時における燃料取替用水ピットへの補給手順 (3/4)



大飯発電所3/4号炉

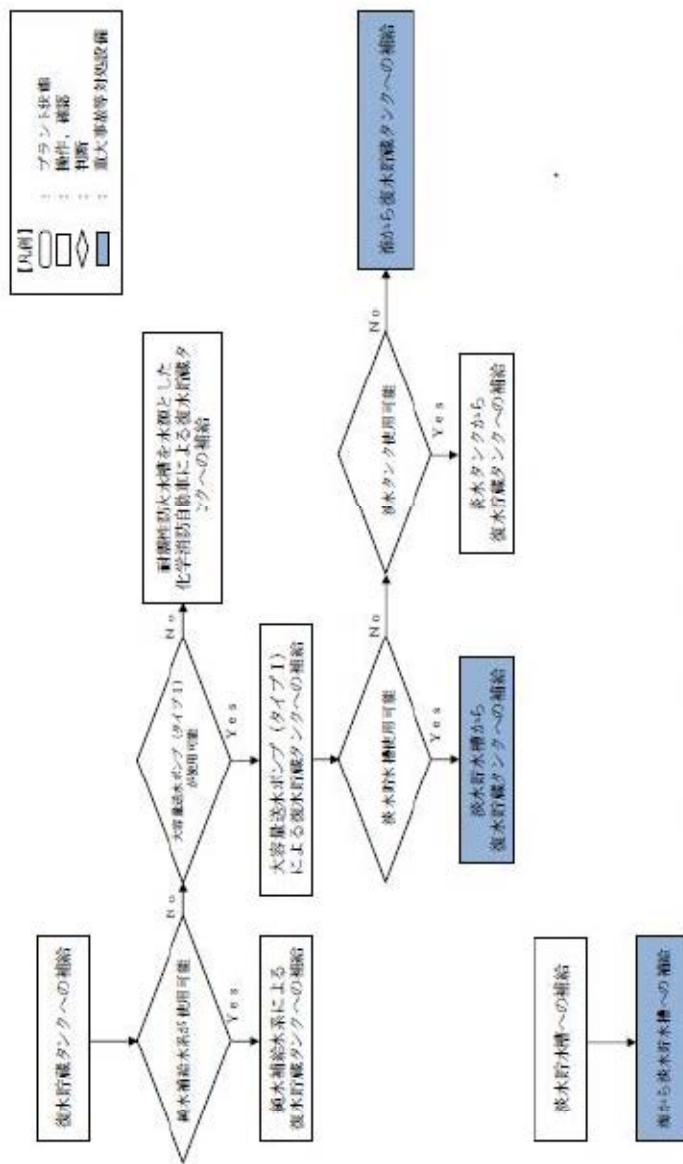
差異理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

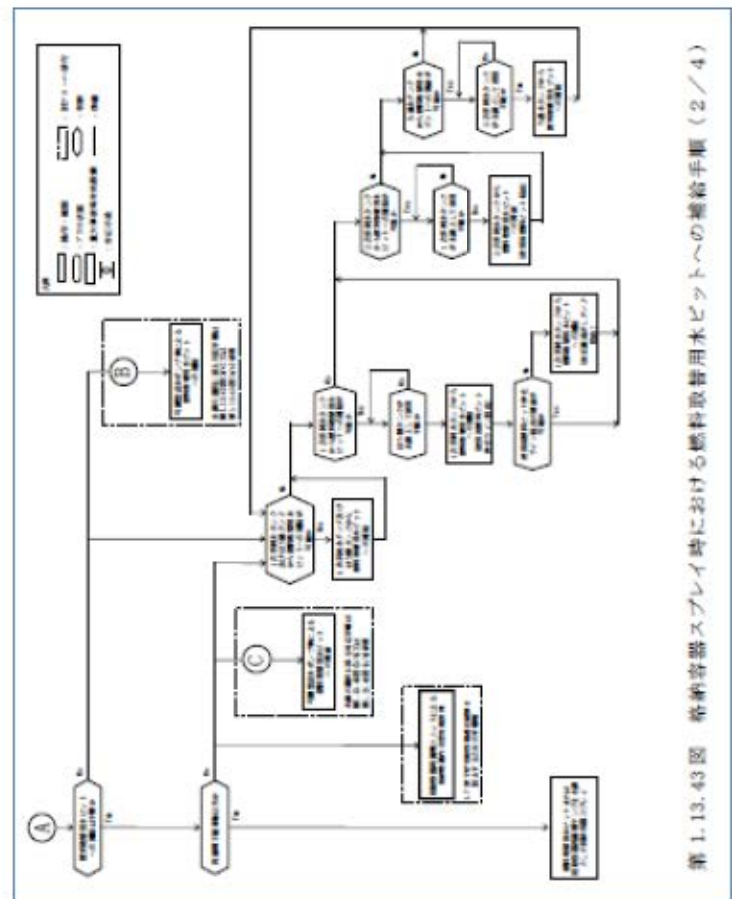
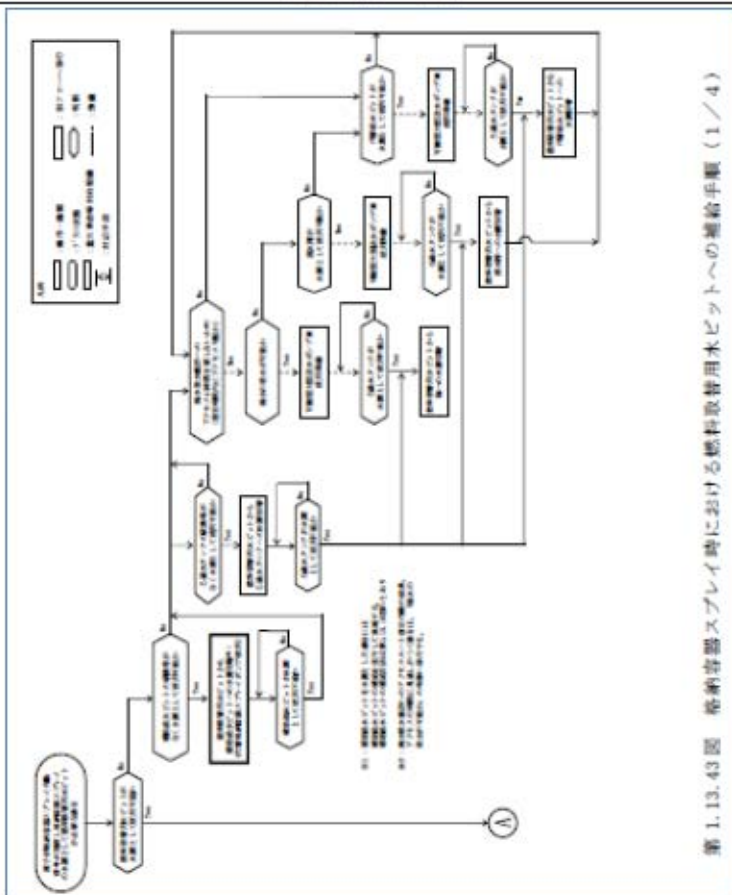
1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉

第 1.13 - 32 図を掲載



泊発電所3号炉



大飯発電所3/4号炉

差異理由

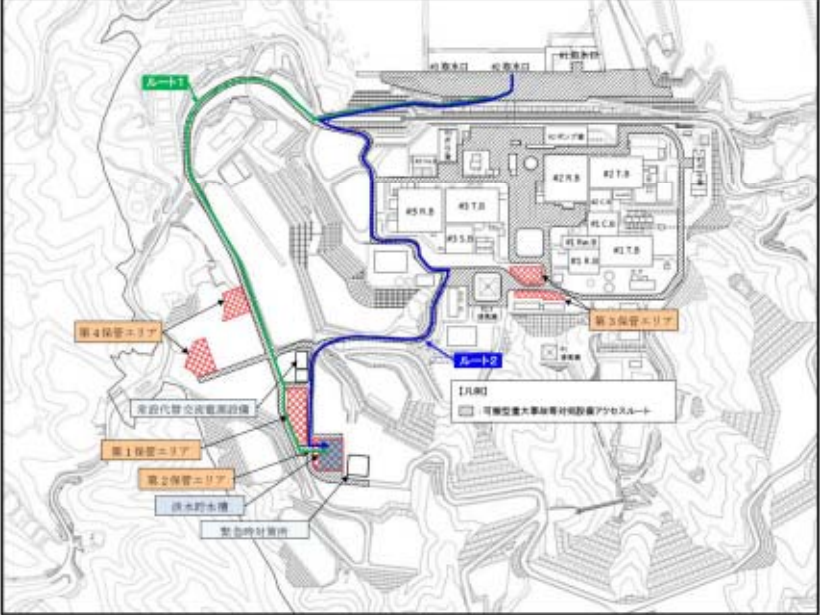
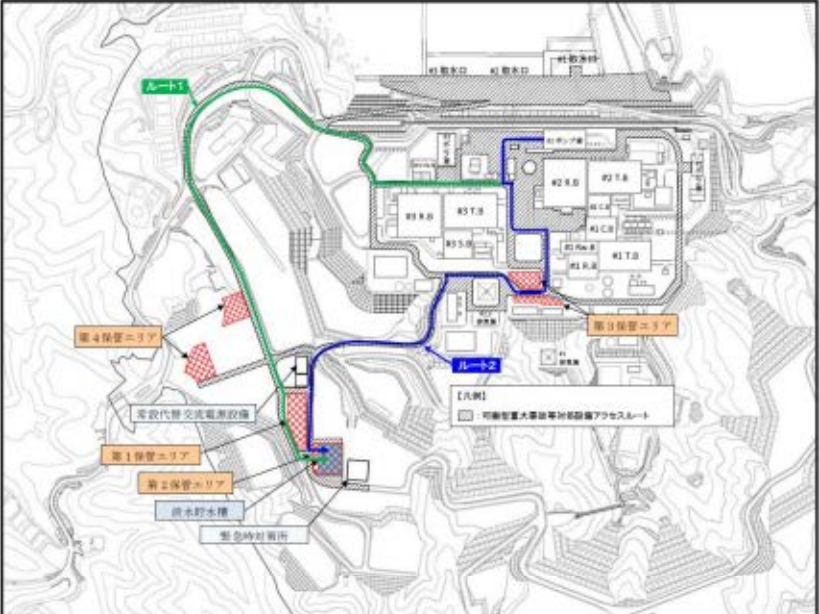
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">第 1.13 - 32 図を掲載</p> <p style="text-align: center;">第 1.13-32 図 重大事故時の対応手段選択フローチャート（各種補給用）</p>	<p style="text-align: center;">第 1.13.43 図 格納容器スプレイト時における燃料取扱替用水ピットへの補給手順（3/4）</p> <p style="text-align: center;">第 1.13.43 図 格納容器スプレイト時における燃料取扱替用水ピットへの補給手順（4/4）</p>	<p style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉</p>	<p style="text-align: center;">差異理由</p>

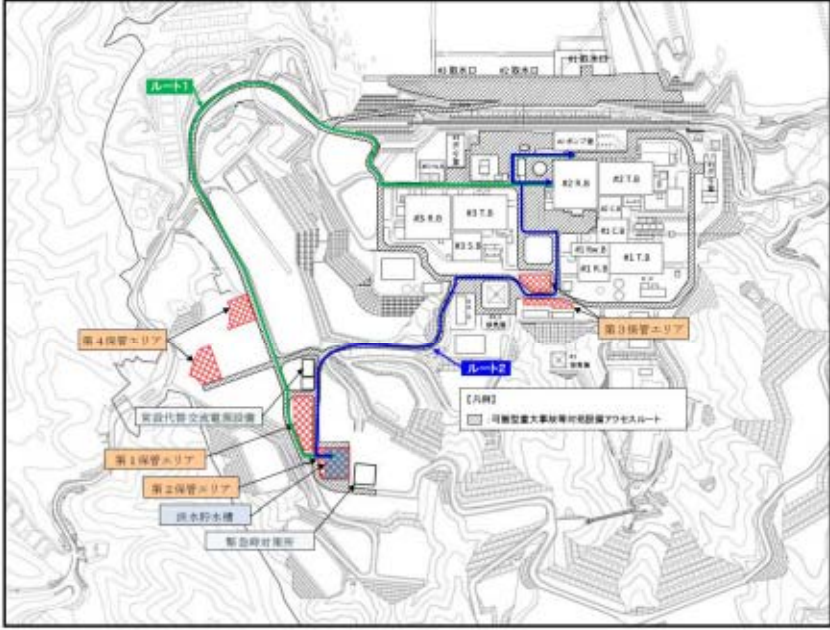
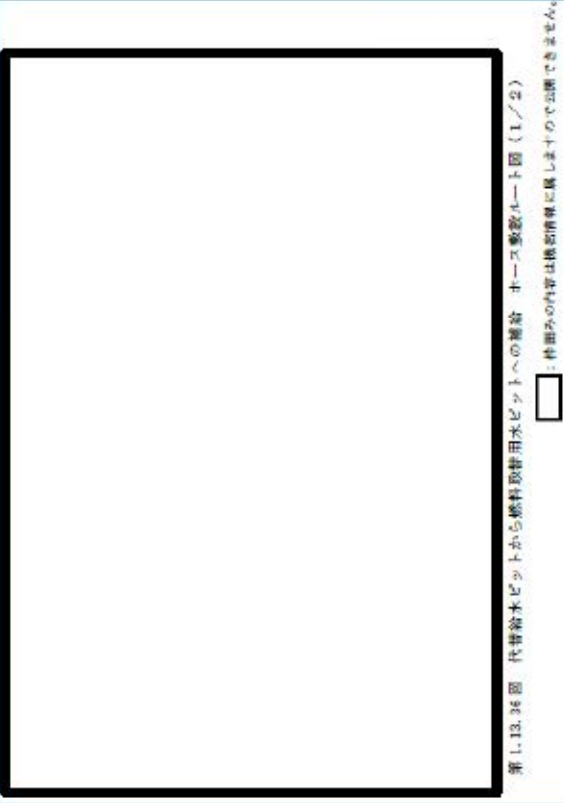
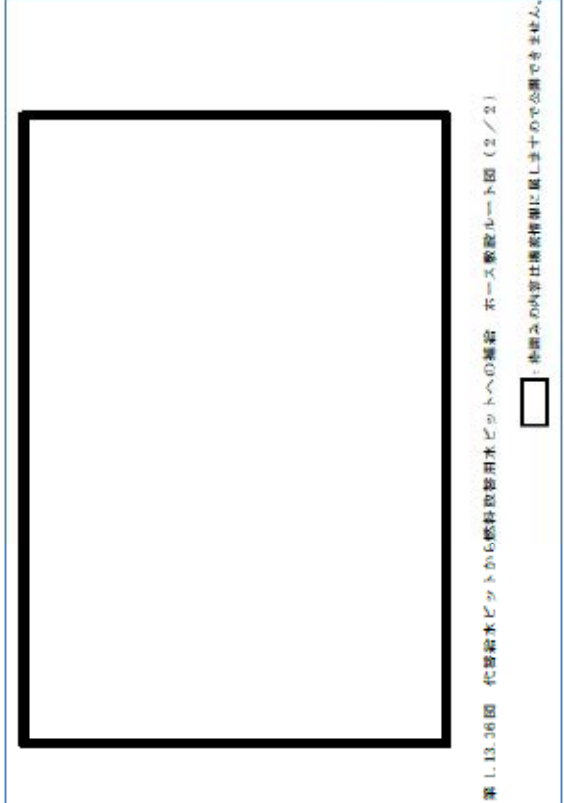
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第1.13-33図 海から淡水貯水槽ルート図(1/2)(取水口取水)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">比較対象なし</div>		
 <p>第1.13-34図 海から淡水貯水槽ルート図(2/2)(海水ポンプ室取水)</p>			

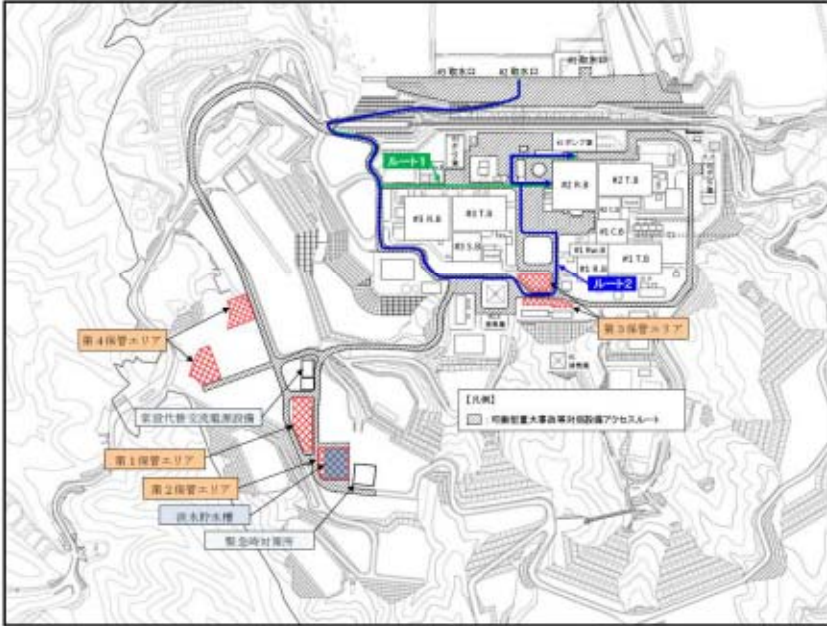
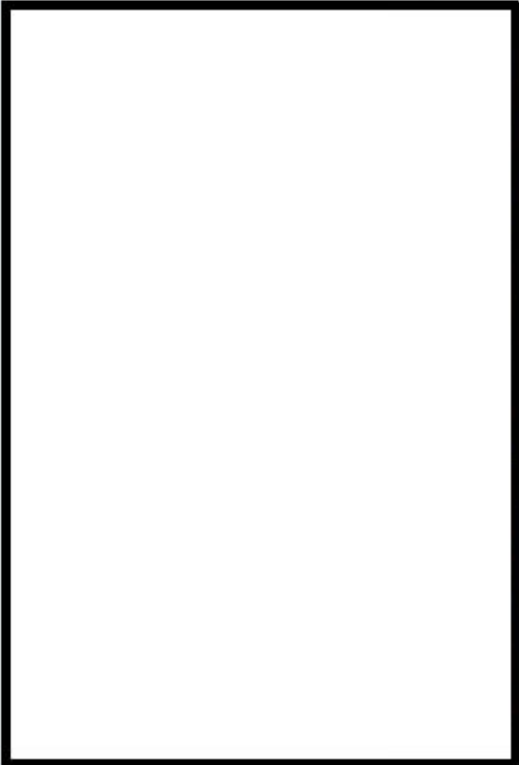
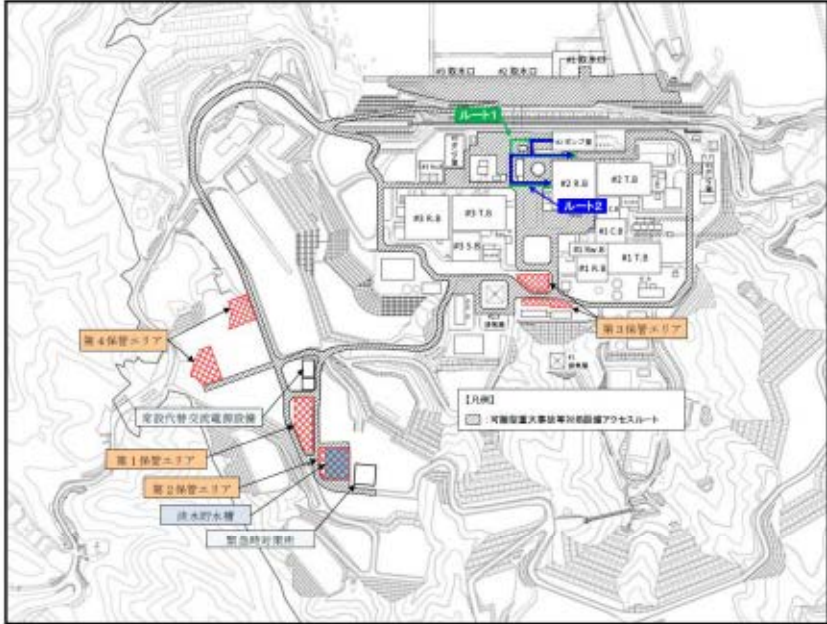
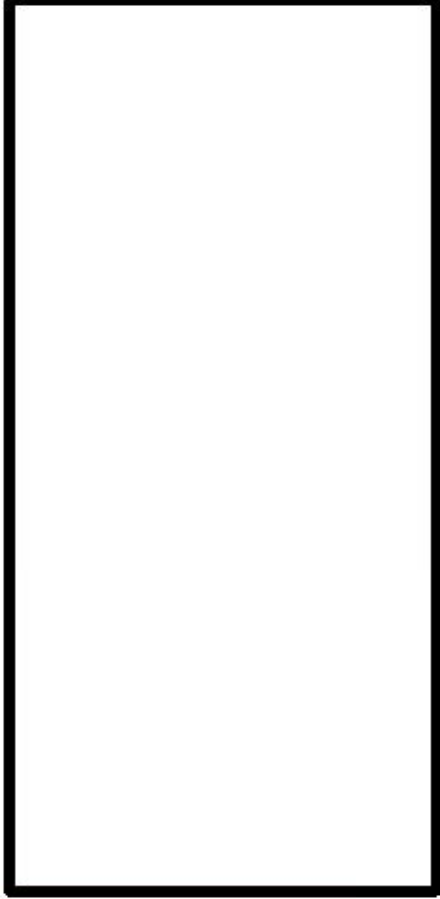
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第 1.13-35 図 淡水貯水槽から各種注水ルート図</p>	 <p>第 1.13.36 図 代替給水ピットから燃料冷却用水ピットへの連絡 ホース敷設ルート図 (1/2)</p>  <p>第 1.13.36 図 代替給水ピットから燃料冷却用水ピットへの連絡 ホース敷設ルート図 (2/2)</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第 1.13-36 図 海から各種注水ルート図 (1/2) (取水口取水)</p>	 <p>第 1.13.39 図 海水を用いた燃料取替用水ピットへの供給 コース敷設ルート図 (1/3) 中図みの内容は機密情報に属します。公開できません。</p>		
 <p>第 1.13-37 図 海から各種注水ルート図 (2/2) (海水ポンプ室取水)</p>	 <p>第 1.13.39 図 海水を用いた燃料取替用水ピットへの供給 コース敷設ルート図 (2/3) 中図みの内容は機密情報に属します。公開できません。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等

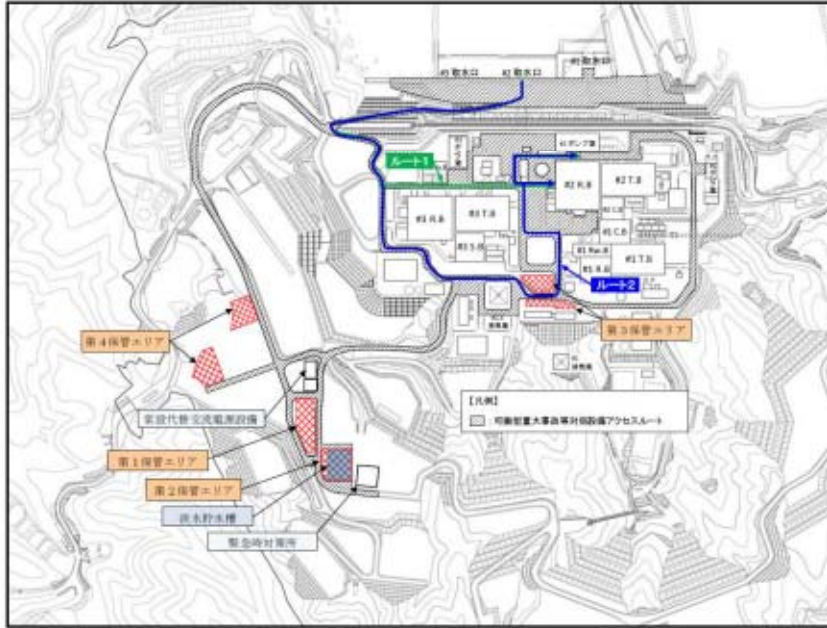
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

大飯発電所3/4号炉

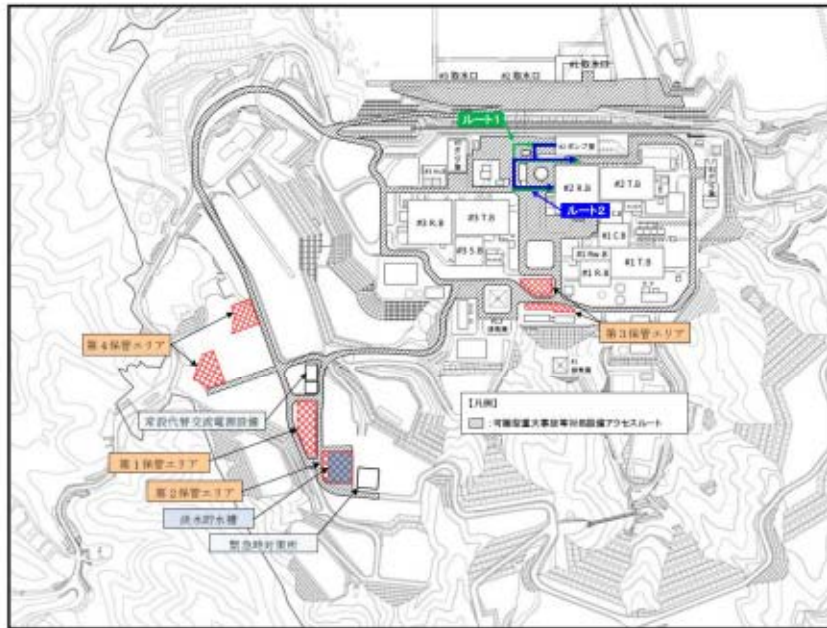
差異理由

第 1.13 - 36 図を掲載



第 1.13-36 図 海から各種注水ルート図 (1/2) (取水口取水)

第 1.13 - 37 図を掲載



第 1.13-37 図 海から各種注水ルート図 (2/2) (海水ポンプ室取水)

